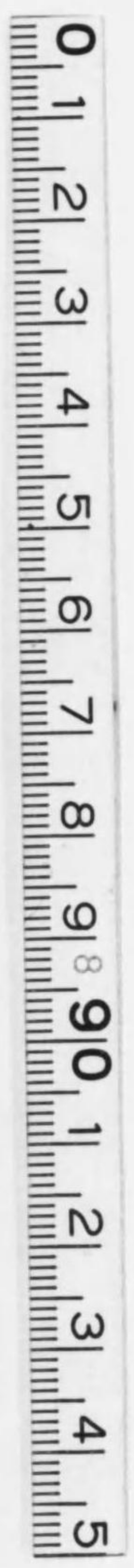


913.423-Ts54ㄅ



1200500757401

913.423
Ts 54
ㄅ



始



~~69-~~

69-

7.5.20

134-

27.5.20

913.423
Ts54



增鏡解釋



(P18)

623-4

緒言

◇本書は「増鏡」の解釋に對する私の結論であります。史書としての増鏡、或は史實を主眼として見た増鏡は、「重修増鏡詳解」が學界の權威として夙に世に定評があるやうであります。文學としての増鏡、或は語句文章の意味情調を主眼として見た増鏡は、また紹介し盡されぬ感があります。本書を成すに就いての私の努力は専らその方面に注がれたのであります。

◇通解——原文の口語譯は、出来るだけ原文の表現に忠實に、一句一語の末、例へば助詞の一つをも忽がせにせぬやうに、原文の意味情調を口語の上に寫し出して、而もなるべく平明自然な現代語であらしめたいと努勉致しました。これはひとり本書に於てだけでなく、凡そ一切の古典文學を解くに當つての、私の終始一貫した態度であります。及ばずながらも、何とかして古典の表現のあるがまゝを忠實自然に現代口語の上に反映させたいといふのが、古典學徒としての私の心からなる念願であります。

◇本文は大體に於て「重修増鏡詳解」に據りましたが、往々却て流布の印本やその他の方がよいと思はれる所もあるので、さういふ個所は一々その旨を註記して、自らよいと信ずる方を本文に立てる事と致しました。

◇「重修増鏡詳解」には本文に附帯して割註と傍註とがあります。割註は本文と共にそのまゝ取る事と致しましたが、傍註は、必要に応じて譯文の中に入れたり、上欄の註解の中に書き添へたりする事にして、本文には除外致しました。

◇讀み方の振假名は「重修増鏡詳解」にはごく稀々に施してあるだけですが、讀下の便を圖りたい考から、かなり澤山に附ける事と致しました。尤も人名地名等は殊更讀み方のむづかしいものですが、それ等は、必ずしも一々嚴正な考證を経てさう讀んだといふわけでなく、所謂世の慣例といふ程度に於て振假名を附けました。甚だ無責任のやうですが、文意文趣の正しい紹介に専念した本書の立場として、切に御諒恕を仰ぐ次第であります。

◇註は大體結論的に簡明直截に書く事を旨と致しましたが、詳解外二三の註書を参考した結果として、餘り甚しく意見を異にするやうな説は、そのまゝ引用紹介して、自分がその説に従ふ事の出来ぬ理由を略致致しました。

◇増鏡に書いてある事柄が史實として正しいか否かといふやうな考證は別として、増鏡そのものの文學としての意味情調は、大體に於て自分としては殆ど遺憾なく世に紹介する事が出来たと信じます。さうした意味に於て、この貧しい述作が、幾らかでも我が學界に貢獻し得る所があれば、眞に無上の光榮とする次第であります。

◇本書の奇文字、扉文字は比田井天來先生を煩はしたもので、装釘圖様は中田大草畫伯を煩はしたものであります。深く兩先生に感謝の意を表する次第であります。露草と野菊は私の最も好むものです。増鏡第二十卷が月草の花の巻で、最後に月草即ち露草の歌もありますが、それは偶然の一致で、さうした意圖の下に描いて戴いたわけではありません。

昭和七年三月

塚本哲三

目次

序文

第一 おどろの下

一—六
七—三七

後鳥羽帝の御事
安徳帝西海へ還幸……………七
後白河法皇孫御選擇……………七
後鳥羽帝の御踐祚……………八
同御即位……………九
同御禊大嘗會……………九
同御書始……………九
宜秋門院立后……………九
後白河法皇崩御……………一〇
後鳥羽帝御親政……………一〇
同御讓位……………一一
鳥羽殿白河殿御修理、水無瀬殿御造營……………一二
の元久の詩歌合……………一三
土御門帝御即位……………一四
同御禊大嘗會……………一四
後京極良經の攝政……………一四
新古今集の勅撰……………一五
勅撰集の例……………一五

目次

千五百番の歌合

宮内卿の名吟

新古今集の竟宴

二の宮(順徳)御元服

順徳帝御踐祚

土御門院の御心事

順徳の大嘗會

春日社へ行幸

百首の御歌

順徳帝の御學才、八雲御抄

一の御子(仲基)立太子

後鳥羽院の御遊

同御小弓雙六の御遊

同水無瀬釣殿の御遊

清撰の御歌合

北面藤原秀能の榮譽

吉水僧正慈圓の榮譽

同長歌

定家卿の長歌

土御門院百首の御歌

千五百番の歌合……………一七
宮内卿の名吟……………一七
新古今集の竟宴……………一九
二の宮(順徳)御元服……………二〇
順徳帝御踐祚……………二〇
土御門院の御心事……………二〇
順徳の大嘗會……………二〇
春日社へ行幸……………二二
百首の御歌……………二三
順徳帝の御學才、八雲御抄……………二三
一の御子(仲基)立太子……………二三
後鳥羽院の御遊……………二四
同御小弓雙六の御遊……………二四
同水無瀬釣殿の御遊……………二五
清撰の御歌合……………二七
北面藤原秀能の榮譽……………二七
吉水僧正慈圓の榮譽……………二八
同長歌……………二九
定家卿の長歌……………三〇
土御門院百首の御歌……………三〇
第二新島もり……………三八—六八
武門の起……………三九
源氏の門……………三九

頼朝政権を握る……………三九

同上格……………四〇

同景時との連歌……………四〇

同總追捕使となる……………四一

吉水僧正慈圓頼朝と和歌の贈答……………四一

頼朝薨す……………四二

頼家に將軍の宣旨……………四三

時政と義時……………四三

頼家出家……………四四

同修善寺にて試せらる……………四四

實朝に將軍の宣旨……………四五

同大臣大饗……………四五

同鶴岡八幡宮神拜……………四六

同公曉に害せらる……………四六

政子尼將軍……………四六

藤原頼經將軍となる……………四七

○義時の專政……………四七

後鳥羽院の御企……………四八

順德帝御讓位……………四八

仲恭帝御踐祚……………四九

伊賀判官光季を誅す……………四九

泰時時房大兵を率ゐる西上……………五〇

義時泰時を戒む……………五〇

官軍の行動……………五一

後鳥羽院日吉社へ御幸、神の託宣……………五二

中院と新院……………五二

東軍京都に迫る……………五三

官軍の防備、敗績……………五三

後鳥羽法皇隱岐へ遷幸……………五三

同鳥羽殿へ入御……………五三

順德院佐渡へ遷幸……………五七

仲恭帝を廢し奉る……………五七

若宮(後嵯峨帝)降誕……………五八

土御門院土佐へ遷幸……………五八

同阿波へ移御……………五八

○争亂の事例……………五八

後鳥羽院の御有様……………五九

順德院佛道御修行……………五九

七條院よりの御消息……………五九

家隆の二位よりの御消息……………六〇

後鳥羽法皇都への御消息……………六〇

第三ふち衣……………六九—七八

守貞親王の御事……………六九

同女房の夢想……………六九

後堀河帝御踐祚……………七〇

同御即位、御元服……………七〇

後高倉法皇崩御……………七一

東一條院の御事……………七一

女御入内……………七二

三后の院號……………七三

攝政道家の榮華……………七三

土御門院崩御……………七五

新勅撰の奏進……………七五

四條帝受禪……………七六

同御着袴、御即位……………七六

中宮藤原門院御愾……………七九

同崩御……………七九

後堀河院御愾……………八〇

仲恭帝崩御……………八一

後堀河院崩御……………八一

攝政教實薨去……………八二

後鳥羽法皇の遠島御歇合……………八四

後鳥羽法皇崩御……………八七

第四三 神山……………八九—一〇〇

後嵯峨帝の宮時代……………八九

四條帝御元服……………九〇

攝政教實の女入内……………九〇

土御門殿の宮(後嵯峨帝)へ石清水の神託……………九一

四條帝崩御……………九二

泰時若宮の社にてみくじをとる……………九三

城介義景の上洛……………九四

後嵯峨帝御踐祚……………九四

四條院御葬送……………九六

泉涌寺開山の話……………九七

後嵯峨帝御即位、御禊大嘗會……………九八

通宗父子贈位……………九八

藤原結子立后……………九九

第五内野の雪……………一〇一—一二七

北山の西園寺……………一〇一

順德院崩御……………一〇三

○最勝講……………一〇四

久我通光邸の法華八講……………一〇四

法性寺淨光院御法事……………一〇五

中宮結子御産の御祈……………一〇六

久仁(後深草)親王降誕……………一〇八

同三夜の御産産……………一〇九

同五夜の儀式……………一一一

同七夜の御産養……………一一一

正親町院院號……………一一三

宗尊親王御五十日……………一一三

若宮(後深草)親王宣下及び御五十日……………一一四

同立太子……………一一五

西園寺公經熊野詣……………一二五

土御門院十三年忌の御佛事……………二六
 石清水社へ行幸……………二七
 賀茂社へ行幸……………二八
 仁和寺法助の灌頂……………二九
 同後朝の儀式……………三〇
 賴經將軍の歸洛……………三一
 賴嗣に將軍宣下……………三二
 奉時の出家……………三三
 時頼の執權……………三三
 後深草帝受禪……………三三
 兄弟三人攝籙の例……………三三
 實氏牛車を許さる……………三三
 御即位御禊大嘗會……………三三
 後嵯峨院西園寺へ御幸……………三三
 大宮院院號……………三三
 後嵯峨院石清水へ御幸……………三三
 同宇治御幸、紅葉御見物……………三三
 第六 烟の末々……………一五八
 後嵯峨院宇治御幸……………二六
 同宇治川御舟遊……………二六
 内膳屋焼亡、御釜焼失……………二六
 宗尊親王御書始……………二六
 院の拜禮、小朝拜……………二六

後嵯峨院御幸始……………二七
 仙華門院……………二七
 圓助法親王御出家……………二七
 省仁親王御魚味始……………二七
 閑院内裏焼亡……………二七
 冷泉宮小路の假皇居……………二七
 皇居炎上の例……………二七
 姉小路室町の大火……………二七
 蓮華王院焼亡……………二七
 京都諸所の大火……………二七
 後嵯峨院の敬神崇佛……………二七
 同鳥羽殿へ御幸……………二七
 同津國吹田の山庄へ御幸……………二七
 後深草帝の御遊戯……………二七
 五月五日御かぶとの花薬玉獻上……………二七
 後嵯峨院天王寺及び住吉社へ御幸……………二七
 宗尊親王御元服……………二七
 同將軍宣下……………二七
 前將軍賴嗣の上洛……………二七
 後深草帝御元服……………二七
 同朝親の行幸……………二七
 後嵯峨院熊野へ御幸……………二七
 第七 おりゐる雲……………一七三

東二條院の入内……………一五
 同立后……………一五
 最勝講……………一五
 承明門院崩御……………一五
 恒仁親王(龜山)の立太子……………一五
 後嵯峨院高野へ御幸……………一五
 土御門顯定高野の隱棲より姿を隠す……………一五
 吉田の院の御歌合……………一五
 龜山殿御造營……………一五
 大宮院の一切經供養……………一五
 春宮(恒仁)の御元服……………一五
 後深草帝の御讓位……………一五
 第八 山のもみぢ葉……………一八六
 龜山帝の受禪……………一七
 後嵯峨院後深草兩院の御遊……………一七
 東二條院院號……………一七
 實雄の女倍子(京極院)入内の儀……………一七
 公宗妹倍子を戀ふ……………一七
 倍子入内……………一七
 西園寺公相の女(今出川院)入内……………一七
 龜山殿へ行幸、製櫻御會……………一七
 後嵯峨院如法經御書寫……………一七
 龜山殿の御歌合……………一七

續古今集の勅撰……………一八
 同竟宴……………一八
 第九 北野の雪……………一八七
 蓮華王院の供養に御幸……………一七
 將軍宗尊親王上洛……………一七
 時宗の執權……………一七
 惟康親王へ將軍宣下……………一七
 宗尊親王の御逃隱……………一七
 淨金剛院の涅槃會……………一七
 西八條の八講……………一七
 光明峰寺の結緣灌頂……………一七
 鷹司殿北方の十三年佛事……………一七
 安嘉門院の御佛事……………一七
 内大臣家經の大變……………一七
 東二條院熊野へ御幸……………一七
 後嵯峨院の如法經御書寫……………一七
 齋宮神宮に御參詣……………一七
 同准后宣下……………一七
 後嵯峨院後深草兩院日野山庄へ御幸……………一七
 安嘉門院天の橋立城崎等へ御幸……………一七
 同院の御行狀……………一七
 同安養壽院御參籠……………一七
 西園寺公相の述懐……………一七

大風により明堂殿、陰陽寮守護神等倒る……………100

西園寺公相薨去……………101

皇子(後字多)降誕……………101

近衛基平の攝政……………105

第十 あすか川……………二〇六—二二七

若君(後字多)御五十日……………二〇六

後嵯峨院御賀の習禮試樂の盛儀……………二〇六

富小路殿にて舞御覽……………二〇一

蒙古の事變……………二〇四

若宮(後字多)親王宣下、立太子……………二〇四

白川殿の親月、御歌合……………二〇四

龜山殿へ御幸……………二〇六

平野北野へ御參詣……………二〇六

後嵯峨院の御落飾……………二〇六

同佛道御修行……………二〇六

月華門院の崩御……………二〇七

後嵯峨法皇宸筆の法華經供養、御八講……………二〇八

後嵯峨後深草兩院御方わかち……………二〇九

東二條院御産の御祈……………二〇九

同姫宮御誕生……………二〇九

後嵯峨法皇の御不豫……………二〇九

同龜山殿へ御幸……………二〇九

同壽量院に入御……………二〇九

同御所へ行幸……………二二八

同御遺詔……………二二八

同崩御……………二二八

同樂草院へ御葬送……………二二七

大宮院の御落飾……………二二七

中納言公雄の出家……………二二八

宰相中將具氏の出家……………二二八

中納言公宗の死……………二二八

後嵯峨法皇御遺詔の評論……………二二七

後深草院の御不豫……………二二七

龜山帝の御親政……………二二七

春宮(後字多)の御不例……………二二七

同御灸治……………二二七

地震、尊星王御修法……………二二七

萬里小路殿の焼亡……………二二七

押小路殿へ行幸……………二二七

龜山帝退位の御意……………二二七

第十一 草まくら……………二三八—二五八

後字多帝の受禪……………二二八

押小路殿へ行幸……………二二八

龜山上皇大宮院御所に御幸始……………二二八

同北白河殿に布衣の御幸始……………二二八

長講堂に於ける後嵯峨院三年の御佛事……………二二九

嵯峨殿の同御佛事……………二四〇

後字多帝の御即位……………二四〇

同御禊大嘗會……………二四〇

後深草院の御憂辭……………二四一

○時頼の諸國行脚……………二四二

兩統迭立の議……………二四二

若宮(伏見)の立太子……………二四二

春宮天皇より御年長の例……………二四二

春宮愷子内親王の歸洛……………二四二

後深草院龜山殿へ御幸……………二四二

龜山殿の御宴遊……………二四二

龜山院愷子内親王を戀ひ給ふ……………二四二

愷子内親王と大納言大將との情事……………二四二

新陽明門院院號……………二四二

若宮(啓仁)御誕生……………二四二

第十二 老のなみ……………二五九—三〇一

後字多院の御元服……………二五九

朝觀の行幸……………二五九

石清水賀茂へ行幸……………二五九

春宮(伏見)御元服……………二六〇

龜山院の後宮……………二六二

二條内裏炎上……………二六二

萬里小路殿の内裏……………二六二

大宮院の御儀……………二六二

龜山院と五條院との御事……………二六二

龜山院腹々の御子……………二六二

貫川の事……………二六二

下野の事……………二六二

今出河院院號……………二六二

龜山院持明院殿へ親禮御幸……………二六二

同藏鞠の御遊……………二六二

六條殿長講堂のわたまし……………二六二

同前裁合……………二六二

同五月の供花……………二六二

同九月の供花……………二六二

後深草龜山兩院伏見殿へ御幸……………二六二

同鶴船御覽……………二六二

同小弓の御遊……………二六二

同五節のまじ……………二六二

續拾遺集の勅撰……………二六二

新陽明門院の御産……………二六二

繼仁親王の御ありき始……………二六二

儉約の制……………二六二

繼仁親王の薨去……………二六二

後嵯峨院の姫宮薨去……………二六二

蒙古襲來……………二六二

同伊勢へ勅使發遣……………二六二

同龜山院石清水へ御幸……………三七六
 同伊勢神宮へ御祈願……………三七六
 大風により船覆没……………三七七
 日吉社の御輿入都……………三七九
 近衛殿へ行幸……………三七九
 内大臣通成邸へ行幸、萬里小路殿へ還御……………三七九
 邦治親王(後二條)降誕……………二八〇
 准后貞子九十の賀……………二八〇
 大宮院の榮華……………二八一
 后妃榮華の例……………二八二
 兩院諸女院北山殿へ御幸……………二八三
 同所へ行幸行啓……………二八三
 御賀御經供養……………二八四
 同舞樂……………二八六
 同御遊……………二九〇
 同和歌の披講……………二九一
 同蹴鞠の御遊……………二九四
 同天皇の還御……………二九五
 同兩院春宮諸堂御拜……………二九五
 同妙音堂の御遊……………二九六
 同御船の御遊……………二九七
 同中島の御遊並に連歌……………二九七
 同春宮の還啓……………二九九
 關東より御讓位奏上……………三〇〇

龜山殿の御入講……………三〇〇
 後宇多帝の御讓位……………三〇一
 第十三 今日のみかげ……………三〇二—三二五
 伏見帝の御即位……………三〇三
 實兼の女(永福門院)入内……………三〇三
 同ところあらはし……………三〇七
 同下大所御覽……………三〇八
 二位顯子へ輦車の宣旨……………三〇九
 鎌子立后の節會……………三一〇
 大嘗會五節……………三一〇
 玄輝門院院號……………三一〇
 鳥羽殿へ朝觀の行幸……………三一〇
 胤仁親王(後伏見)立太子……………三一〇
 同魚味始……………三一〇
 南殿獅子狛犬の怪異……………三一〇
 淺原爲頼禁闕へ闖入……………三一〇
 春日殿へ行幸……………三一〇
 春宮常磐井殿へ行啓……………三一〇
 淺原爲頼父子自害……………三一〇
 中宮春日殿へ行啓……………三一〇
 六波羅三條實盛を捕ふ……………三一〇
 龜山院誓書を關東に賜ふ……………三一〇
 龜山院の御落飾……………三一〇

第十四 つげの小櫛

三二六—三五一

同源林寺殿にて如法經御書寫……………三二七
 掬子女王と中將有房との情事……………三二八
 内大臣源有房の學才……………三二九
 新陽明門院の御事……………三三〇
 龜岡八幡宮の放生會……………三三六
 將軍惟康親王の上洛……………三三七
 久明親王將軍宣下……………三三八
 同將軍關東へ下向……………三三九
 同關迎……………三三九
 わうばむ、馬御覽……………三三九
 貞時の執權……………三三九
 惟康親王の御出家……………三三九
 後深草院の御落飾……………三三九
 伏見帝後宮へ渡御……………三三九
 後伏見院の受禪……………三三九
 邦治親王(後二條)立太子……………三三九
 永福門院院號……………三三九
 遊義門院……………三三九
 後伏見帝の御元服……………三三九
 内侍所注連の怪異……………三三九
 後二條帝の受禪……………三三九
 後宇多院の院政……………三三九

第十五 うら千鳥

三五二—三六三

源定實の任太政大臣……………三五二
 富仁親王(花園)立太子……………三五二
 後二條帝の御即位御讓……………三五二
 龜山殿へ行幸……………三五二
 狛子内親王……………三五二
 新後撰集の勅撰……………三五二
 東二條院の崩御……………三五二
 後深草法皇の崩御……………三五二
 同兩六波羅の參院……………三五二
 同御葬送……………三五二
 龜山法皇の崩御……………三五二
 詔訓門院……………三五二
 龜山法皇の御葬送……………三五二
 後宇多院素服着御……………三五二
 帥宮(後醍醐)の御愁歎……………三五二
 同中陰、帥宮昭訓門院と贈答の御歌……………三五二
 同殿上人の歌……………三五二
 同帥宮昭訓門院御訪問……………三五二
 御はて宮々の御別れ……………三五二
 昭慶門院……………三五二
 後宇多院の後宮……………三五二
 永嘉門院……………三五二

萬秋門院の御事……………三三三
 遊義門院の崩御……………三三五
 後宇多院の御落飾……………三三六
 同八幡へ御幸……………三三六
 同東寺灌頂の御加行……………三三六
 同如法經御書寫……………三三六
 遊義門院の御佛事……………三三六
 後二條帝の御不豫……………三三六
 同諸社奉幣御修法……………三三六
 同崩御……………三三六
 中宮里邸に御退出……………三三六
 後二條院の御葬送……………三三六
 萬秋門院の御落飾……………三三六
 長樂門院院號……………三三六
 花園帝の御踐祥……………三三六
 帥のみこ(後醍醐)立太子……………三三六
 十月大を改めて小とす……………三三六
 花園帝の御即位……………三三六
 御親大嘗會……………三三六
 同御元服、同後宴……………三三六
 持明院殿へ朝觀の行幸……………三三六
 玉葉集の撰進集……………三三六
 伏見院の御歌風及び御手蹟……………三三六
 伏見院の賀茂御參籠……………三三六

同御製……………三三〇
 同伏見殿へ御幸……………三三一
 同院政を後伏見院に譲り給ふ……………三三一
 同崩御……………三三一
 同皇女……………三三一
 二條宮小路殿の御わたまし……………三三一
 第十六 秋のみ山……………三六四—三九二

後醍醐帝の受禪……………三六四
 後宇多法皇の御政務……………三六四
 後醍醐帝の御即位……………三六四
 左右大將内經家定列を争ふ……………三六四
 大嘗會……………三六四
 綾小路宰相有時害せらる……………三六四
 かい川の三位顯香配流……………三六四
 邦良親王の立太子……………三六四
 同冷泉萬里小路殿へ移御……………三六四
 帝春宮御歌の御贈答……………三六四
 花園後伏見院院の御中……………三六四
 後伏見院述懐の御歌……………三六四
 後宇多法皇の御製……………三六四
 實兼の女孀子(禮成門院)女御の宣旨……………三六四
 同立后……………三六四
 北山邸へ行幸……………三六四

永福門院の御歌……………三三八
 辨子内親王の立后(御資格上の皇后)……………三三八
 談天門院院號……………三三八
 大納言の典侍と具親との情事……………三三八
 具親幽居……………三三八
 典侍の君の事……………三三八
 談天門院の崩御……………三三八
 天皇の御素服……………三三八
 勅撰集の沙汰……………三三八
 前大納言爲世玉津島詣……………三三八
 續千載集の撰進……………三三八
 安福殿釣殿の御歌合……………三三八
 常磐井殿へ朝觀の行幸……………三三八
 同舞樂……………三三八
 同御遊……………三三八
 後醍醐帝の御親政……………三三八
 中殿作文の御會……………三三八
 詩歌を召して諸臣の賢愚を試み給ふ……………三三八
 乞巧筭……………三三八
 同和歌の披講……………三三八
 石清水へ行幸……………三三八
 賀茂へ行幸……………三三八
 任大臣の節會……………三三八
 大臣の大嘗……………三三八

前關白家平の出家……………三九〇
 同男色の好み……………三九〇
 同薨去……………三九〇
 第十七 春のわかれ……………三九三—四一三

後宇多法皇の御備……………三九三
 大覺寺殿へ行幸……………三九三
 春宮大覺寺殿へ行啓……………三九三
 後宇多法皇御遺詔……………三九三
 同崩御……………三九三
 宮々の御歌……………三九三
 萬秋門院の御歌……………三九三
 故院の御法事……………三九三
 續後拾遺集勅撰の沙汰……………三九三
 爲藤中納言薨去……………三九三
 春宮御歌を爲世に賜ふ……………三九三
 爲世の御返歌……………三九三
 爲定爲冬の争……………三九三
 六波羅の兵士岐多治見を討つ……………三九三
 同實朝俊基を捕ふ……………三九三
 實朝俊基の諸國巡り……………三九三
 後醍醐帝誓書を高時に賜ふ……………三九三
 實朝を佐渡へ流す……………三九三
 俊基連れて京都に還る……………三九三

春宮邦良親王の薨去……………四〇一
 同妃謀子内親王……………四〇二
 同御遺骸を北白川殿に遷し奉る……………四〇三
 春宮の使有忠……………四〇四
 同出家……………四〇五
 春宮方の男女房多く出家……………四〇六
 謀子内親王の御歌……………四〇七
 續後拾遺集奏進……………四〇七
 同に關しての御製及び師賢爲定の歌……………四〇七
 後醍醐帝の諸皇子……………四〇九
 量仁親王の立太子……………四〇九
 春宮の行啓始……………四一〇
 後伏見花園兩院の御幸……………四一〇
 中務卿尊良親王の御元服……………四一一
 同親王以下踏歌節會に出御……………四一一
 邦良親王御一周年御佛事……………四一二
 鷹司關白冬平薨去、同北政所落飾……………四一三
 第十八 むら時雨……………四一四—四四八
 中宮嫡子御懷妊……………四一四
 同常磐井殿へ出御……………四一四
 同御安産の御修法……………四一五
 同御臨月を過ぎて御産なし……………四一六
 先坊(邦良)御息所たちの御異常産……………四一七

左大臣實泰薨去……………四一七
 咳病流行……………四一八
 玄輝門院永嘉門院崩御……………四一八
 中殿和歌御會……………四一八
 御製以下諸王の歌……………四一九
 春日社日吉社へ行幸……………四一九
 帥の御子世良親王薨去……………四二〇
 源大納言親房出家……………四二〇
 平野北野兩社へ行幸……………四二〇
 北山へ花見行幸行啓……………四二一
 北山の舞樂……………四二一
 北山無量光院の御遊……………四二二
 和歌の御召……………四二二
 御製及び中務みこの御歌……………四二三
 後醍醐帝御不豫……………四二四
 六波羅の兵後基を捕ふ……………四二六
 一品權子内親王齋宮に卜定、野宮に入御……………四二七
 窃に兵を諸國に召す、源中納言具行奉行……………四二七
 尊雲尊澄兩法親王、叡山の僧兵皇軍參加……………四二八
 後醍醐帝の御企洩る……………四二九
 後醍醐帝内裏を通れ給ふ……………四二九
 叡山の僧兵車駕を待ち奉る……………四三〇
 後醍醐帝奈良へ行幸……………四三〇
 車駕鷲峰山へ行幸……………四三一

車駕更に笠置寺へ移御、木丸殿の橋へ……………四二二
 六波羅の時知宮闕を犯す……………四二三
 中宮野宮の邊へ行啓……………四二三
 六波羅の武士宣房以下の諸卿を捕ふ……………四二三
 大納言師賢帝に擬して叡山に登る……………四二三
 兩法親王の御防戦……………四二三
 叡山の僧兵異心を抱く……………四二三
 師賢連れて笠置に參る……………四二三
 將軍守邦親王……………四二五
 高時入道の狂態……………四二五
 長崎園基の專政……………四二六
 持明院方の兩院春宮六條殿に移御……………四二七
 同六波羅北館に入御……………四二七
 諸國の官軍笠置に聚る……………四二八
 楠木正成の義兵……………四二八
 東兵笠置を攻む、木丸殿の心細さ……………四二八
 笠置陥る……………四二九
 深須五郎後醍醐帝を捕へ奉る……………四三〇
 大佛貞直帝を迎へ奉る……………四三〇
 後醍醐帝宇治へ遷幸……………四三〇
 具行師賢以下捕へらる……………四三一
 後醍醐帝六波羅南館に移御……………四三一
 中務の宮尊良親王都へ入御、佐々木時信に預けらる……………四三三
 尊良親王の妃たち……………四三三

座主の尊澄法親王長井高廣に預けらる……………四三三
 院(二條宮小路殿)の怪異……………四三三
 鎌倉よりの使者上洛……………四三三
 光嚴帝御踐祚……………四三三
 宣房公明以下解官……………四三三
 一の宮康仁親王立太子……………四三三
 持明院方の人々の榮進……………四三三
 第十九 久米のさら山……………四四九—四八九
 光嚴帝御代始の新年……………四四九
 後醍醐帝六波羅の御幽居……………四四九
 鎌倉の使者長井高冬上洛……………四四九
 後醍醐帝を隱岐へ遷し奉る……………四五〇
 後醍醐帝御發程……………四五〇
 同東寺門前御祈願……………四五〇
 同鳥羽殿に着御……………四五〇
 同淀の渡りに着御、御製を佐々木道譽に賜ふ……………四五〇
 中務の宮尊良親王土佐へ御下向、御歌……………四五〇
 妙法院の座主尊澄法親王讃岐へ御下向……………四五〇
 後醍醐帝津國こや野に着御……………四五〇
 同廣田宮御拜……………四五〇
 中務の宮尊良親王こや野に着御……………四五〇
 御醍醐帝播磨に着御……………四五〇
 同加古川の宿に着御……………四五〇

妙法院宮尊澄親王野口に御参向……………四六〇
 後醍醐帝美作國に着御……………四六〇
 同御不豫……………四六一
 同雲清寺にて忠顯と御贈答の和歌……………四六一
 忠顯和歌を小山五郎に與ふ……………四六一
 後醍醐帝遷幸の御道中……………四六二
 同出雲國やすぎ津より御乗船……………四六三
 同隠岐に着御……………四六三
 同國分寺の御所……………四六三
 中務の宮尊良親王土佐に着御……………四六七
 光嚴帝御即位の行幸……………四六七
 中宮禧子へ院號……………四六八
 八歳の宮の御歌……………四六九
 後醍醐帝の妃宣旨三位の御慈歎……………四七〇
 爲定中納言籠居……………四七一
 祖父爲世爲定の勅免を奏請……………四七一
 賀茂祭の御幸……………四七三
 洞院公敏下野へ流さる……………四七四
 花山院師賢下總へ流さる……………四七五
 源具行關東へ下向……………四七五
 同近江國柏原に逗留……………四七七
 道譽具行を厚遇……………四七八
 具行出家……………四七九
 同最後……………四八〇

同北方落飾……………四八〇
 萬里小路藤房常陸に流さる……………四八一
 季房下野に流さる……………四八一
 平宰相成輔害せらる……………四八一
 中納言實朝佐渡の配所にて害せらる……………四八一
 俊基害せらる……………四八二
 大塔宮尊雲法親王の御苦難……………四八二
 後醍醐帝御勅行……………四八三
 光嚴帝御喪大嘗會……………四八四
 後醍醐帝行房中將と御物語……………四八四
 光嚴帝御喪の行幸……………四八六
 正成金剛山千早城に據る……………四八七
 大塔宮の御武功……………四八七
 正成聖德太子御堂の前に戦ふ……………四八七
 日野俊光實名の榮進……………四八八
 光嚴帝の諸皇子……………四八九

第二十 月草の花……………四九〇—五〇七

後醍醐帝密教の秘法を修し給ふ……………四九〇
 同御夢想……………四九〇
 同隠岐を遁れ出で給ふ……………四九一
 同伯耆國稻津浦に着御……………四九二
 名和長年帝を船上山に奉ず……………四九二
 同隠岐前司の軍を却く……………四九三

赤松圓心義兵を擧げ上洛……………四九四
 光嚴帝兩院六波羅へ遷幸……………四九四
 六波羅の軍赤松の兵を却く……………四九四
 春宮六波羅に行幸……………四九四
 院宣を以て兵を廷臣に徵す……………四九四
 足利高氏の上洛……………四九五
 同誓書を高時に致す……………四九五
 同後醍醐帝に内應し京師を攻む……………四九六
 六波羅難戰陥落……………四九七
 光嚴帝兩院圍を脱し給ふ……………四九八
 兩六波羅仲時時益等近江に奔る……………四九九
 公宗北山に資名東山に通る……………四九九
 通顯父子我が家にかへる……………四九九
 五辻宮兵を擧げて乘輿に矢を放つ……………五〇〇
 仲時光嚴帝を奉じて番馬に入れ奉る……………五〇〇
 仲時死す……………五〇一
 時益死す……………五〇一

俊實實名等出家……………五〇一
 新田義貞鎌倉を攻む……………五〇二
 泰家の軍破る……………五〇二
 高時以下自刃、北條氏滅亡……………五〇二
 後醍醐帝伯耆より還御……………五〇三
 東寺へ入御……………五〇三
 二條道平に氏長者宣下……………五〇三
 後醍醐帝内裏に還御……………五〇三
 長年伯耆守に任ぜられ、還御の御供……………五〇五
 東兵歸降……………五〇五
 禮成門院中宮に復し入内……………五〇六
 五壇御修法……………五〇六
 議定行はる……………五〇六
 大塔宮尊雲法親王御還俗、御入洛……………五〇六
 同將軍宣下……………五〇六
 季房配所に害せらる……………五〇六
 四條隆實還俗……………五〇七

内容索引

▼主要なる人名件名等を探り
▼發音式に五十音順に排列す

<ul style="list-style-type: none"> ○赤松圓心 義兵を擧げ上洛 四九四 ○淺原爲頼 禁闕へ闖入 三三三 ○足利高氏 上洛 四九五 ○天の橋立 安嘉門院御幸 一九八 ○有時 害せらる 三六六 ○有房 掬子内親王との事 三三八 ○安嘉門院 佛事 一九三 ○天の橋立城崎御幸 一九八 	<ul style="list-style-type: none"> ○安德帝 御行狀 一九六 ○家經 大饗 一九三 ○家平 出家、薨去 三九〇 ○伊賀判官光季 誅せらる 四九 ○伊勢 齋宮の御參詣 一九六 ○五辻宮 蒙古調伏の祈願の勅使 二七六 ○今出川院 龜山院の御祈願 二六六 ○石清水院 乘輿に矢を放つ 三〇〇 ○石清水院 入内 一九九 	<ul style="list-style-type: none"> ○歌合 元久詩歌合 三 ○歌合 千五百番歌合 二七 ○歌合 清撰歌合 二七 ○歌合 遠島御歌合 八 ○歌合 吉田院御歌合 一七 ○歌合 龜山殿御歌合 一八二 ○歌合 白川殿歌合 二四 ○歌合 安福殿釣殿御歌合 三三 ○宇治 後嵯峨院の御幸 二六 ○宇治 後嵯峨院の御幸 二六 ○宇治 後醍醐帝の御遷幸 四一 	<ul style="list-style-type: none"> ○叡山 尊雲尊澄兩法親王皇軍に御參加 四八 ○叡山 僧兵車駕を待ち奉る 四三〇 ○叡山 僧兵異心を抱く 四三 ○永福門院 入内 三〇三 ○永福門院 ところあらはし 三〇七 ○永福門院 下大所御覽 三〇八 ○永福門院 院號 三三四 ○永福門院 中宮へ御歌 三六八 ○圓助法親王 御出家 三六 ○正親町院 院號 一一 ○大宮院 院號 二二 ○大宮院 一切經供養 一九 ○大宮院 落飾 三三 ○大宮院 御惱 三三 ○大宮院 九十の賀 二八 ○隱岐 二八
---	---	---	--

後鳥羽院の御有様	六二	後醍醐帝の御所	四六	○笠置	後醍醐帝の木丸殿	四一	五條院との御事	二六三	伏見院の御参籠	二六〇
○押小路殿	二二六	諸國の官軍参集	四三八	後醍醐帝の行幸	腹々の御子	二六二	後醍醐帝の御事	二六八	後醍醐帝の行幸	二六八
後宇多帝の行幸	二二六	陷落	四三九	○梶原景時	下野の事	二六三	祭の御幸	四七三	後醍醐帝の行幸	二六八
○怪異	三三	頼朝との連歌	四〇	春日社	持明院殿へ觀櫻御幸	二六六	○家隆	六	後鳥羽院へ消息	六
南殿の獅子狛犬	三三	順徳帝の行幸	三三	春日殿	伏見殿へ御幸	二七一	後鳥羽院内裏	六	○閑院内裏	一三九
内侍所の注連	三三	後醍醐帝の行幸	四九	伏見帝の行幸	石清水へ御幸	二七六	焼亡	一三九	○北白河殿	九
二條宮小路殿	四四	○春日殿	三三	○龜山帝	蒙古襲來、伊勢御祈願	二七六	○宜秋門院	九	立后	九
○愼子内親王	二四	龜山帝	三三	立太子	北山殿へ御幸	二八三	立后	九	○北野	二二六
歸洛	二四	立太子	一六	春宮としての御元服	誓書を關東に賜ふ	二八三	○北野	二二六	後醍醐後深草兩院の御幸	二二六
龜山院との御事	二四八	春宮	一七	受禪	御落飾	二八三	後醍醐帝の行幸	二二六	○西山	一〇一
大納言、大將との情事	二五三	龜山殿へ行幸、觀櫻御會	一八〇	龜山帝の行幸	御歌合	二八三	後醍醐帝の行幸	二二六	西園寺の結構	一〇一
○火災	二三四	壽量院へ行幸	二六	御歎合	後醍醐院の御幸	二八三	後醍醐帝の行幸	二二六	兩院諸女院御幸	二八三
内膳屋焼亡、御釜焼失	二三四	御親政	二六	後醍醐院の御幸	後醍醐法皇の御幸	二八三	後醍醐帝の行幸	二二六	後醍醐帝の行幸	二八三
閑院内裏焼亡	二三四	押小路殿へ行幸	二六	後醍醐院の御幸	御宴遊	二八三	花見の行幸	二八三	○姑子	二八三
皇居炎上の例	二三四	退位の御意	二六	御八講	後二條帝の御幸	二八三	立后	二八三	立后	二八三
京都諸所焼失	二三四	大宮院御所へ御幸始	二六	後二條帝の御幸	後醍醐帝の行幸	二八三	御産の御祈	二八三	御産の御祈	二八三
蓮華王院焼亡	二三四	布衣の御幸始	二六	後宇多帝の行幸	賀茂社	二八三	御産の御祈	二八三	御産の御祈	二八三
姉小路室町の大火	二三四	密宮を戀ひ給ふ	二六	後宇多帝の行幸	後醍醐帝の行幸	二八三	御産の御祈	二八三	御産の御祈	二八三
萬里小路殿焼亡	二三四	後宮の事	二六	後宇多帝の行幸	後醍醐帝の行幸	二八三	御産の御祈	二八三	御産の御祈	二八三
二條内裏炎上	二三四		二六			二八三			二八三	

○信子	二七四	立太子	二六六	御元服	二五九	天皇より御年長の例	二四四
入内の儀	二七四	大覺寺殿へ行啓	二六六	石清水賀茂へ行幸	二五九	○光明聖寺	二四四
入内	二七四	爲世に御歌を賜ふ	二六六	近衛殿へ行幸	二五九	結縁灌頂	二四四
○城崎	二七五	萬去	二六六	萬里小路殿へ行幸	二五九	○高野	二四四
安嘉門院の御幸	二七五	○熊野	二六六	關東より御讓位奏上	二五九	後醍醐院の御幸	二四四
○玉葉集	二七五	西園寺公經の参詣	二六六	御讓位	二五九	○久我通光	二四四
撰進	二七五	後醍醐院の御幸	二六六	院政	二五九	法華八講	二四四
○公雄	二七五	東二條院の御参拜	二六六	後宮	二五九	○後京極良經	二四四
出家	二七五	け	二六六	御落飾	二五九	攝政	二四四
○公敏	二七五	○月華門院	二六六	院政	二五九	○後醍醐帝	二四四
下野へ流さる	二七五	崩御	二六六	政務を後醍醐に譲り給ふ	二五九	降誕	二四四
○公宗	二七五	○玄輝門院	二六六	御惱	二五九	宮時代	二四四
妹信子を戀ふ	二七五	院號	二六六	崩御	二五九	石清水の神託	二四四
萬去	二七五	○源氏	二六六	立太子	二五九	御踐祚	二四四
○公曉	二七五	その一門	二六六	六波羅に入御	二五九	御即位	二四四
實朝を害す	二七五	こ	二六六	六波羅へ還幸	二五九	姑子立后	二四四
○楠木正成	二七五	後宇多帝	二六六	六波羅へ還幸	二五九	中宮御産の御祈	二四四
義兵を擧ぐ	二七五	降誕	二六六	諸皇子	二五九	石清水へ行幸	二四四
金剛山千早城に據る	二七五	親王宣下、立太子	二六六	六波羅を脱し給ふ	二五九	賀茂社へ行幸	二四四
○宮内卿	二七五	春宮時代の御不例	二六六	番馬に入御	二五九	西園寺へ御幸	二四四
感詠	二七五	受禪	二六六	○皇太子	二五九	石清水へ御幸	二四四
○邦良親王	二七五	御即位	二六六		二五九	宇治へ御幸、紅葉御覽	二四四
	二七五		二六六		二五九	宇治へ御幸	二四四
	二七五		二六六		二五九	宇治川御舟遊	二四四

御幸始	二七	○五條院	二二	○後鳥羽帝	七
鳥羽殿へ御幸	二七	龜山院との御事	二二	御生立	七
敬神崇佛	二七	○後白河帝	八	御踐祚	八
津國吹田の山庄へ御幸	二七	皇孫御選擇	八	御即位	八
天王寺住吉社へ御幸	二七	崩御	一〇	御書始	九
熊野へ御幸	二七	○後醍醐帝	一〇	御親政	九
高野へ御幸	二七	帥宮時代、龜山院崩御の御愁歎	一〇	御讓位	一〇
龜山殿御造營	二七	立太子	一〇	水無瀬殿御造營	一〇
後深草院と御遊	二七	受禪	一〇	御遊	一〇
如法經御書寫	二七	春宮と御唱和	一〇	水無瀬釣殿の御遊	一〇
如法經御書寫	二七	北山へ行幸	一〇	關東征討の御企	一〇
日野山庄へ御幸	二七	安福殿釣殿の御歌合	一〇	伊賀判官光季を誅す	一〇
御賀の習禮試樂	二七	常磐井殿へ朝觀行幸	一〇	日吉社へ御幸	一〇
龜山殿へ御幸	二七	御親政	一〇	隱岐へ還幸	一〇
平野北野へ御幸	二七	中和作文の御會	一〇	隱岐の御有様	一〇
御落飾	二七	和歌の披露	一〇	七條院の御消息	一〇
宸筆の法華經供養	二七	石清水へ行幸	一〇	家隆の消息	一〇
後深草院と御方わかち	二七	賀茂へ行幸	一〇	都への御消息	一〇
壽量院に入御	二七	大覺寺殿へ行幸	一〇	遠島御歌合	一〇
御不豫	二七	誓書を高時に賜ふ	一〇	崩御	一〇
御遺詔、崩御	二七	諸皇子	一〇	○後二條帝	一〇
御葬送	二七	中殿和歌御會	一〇	降誕	一〇
御遺詔について筆者の評論	二七	春日日吉社へ行幸	一〇	立太子	一〇
				受禪	一〇

御即位	三七	○小山五郎	四六	○貞時	三〇
龜山殿へ行幸	三七	忠顯よりの和歌	四六	執權	三〇
御不豫	三七	○惟康親王	一〇	○實氏	二三
崩御	三七	將軍宣下	一〇	牛車を許さる	二三
○近衛殿	二七	上洛	一〇	○實雄	一七
後宇多帝の行幸	二七	御出家	一〇	その女信子入内の儀	一七
○近衛基平	二七	さ	一〇	○實兼	三〇
關白	二七	○西園寺	一〇	その女入内	三〇
○後深草帝	二七	その結構	一〇	その女御の宣旨、立后	三〇
降誕	二七	後嵯峨院の御幸	一〇	○實朝	三〇
三夜以下の御養産	二七	大宮院の一切經供養	一〇	將軍の宣旨	三〇
親王宣下、御五十日	二七	○西園寺公相	一〇	鶴岡八幡宮神拜	三〇
立太子	二七	その女入内	一〇	大臣大饗	三〇
受禪	二七	流憤	一〇	公曉に害せらる	三〇
御即位	二七	薨去	一〇	し	三〇
御遊戯	二七	○西園寺公經	一〇	○四條隆資	三〇
朝觀の行幸	二七	熊野詣	一〇	還俗	三〇
御元服	二七	○齋宮	一〇	○四條帝	三〇
東二條院入内	二七	神宮に御參詣	一〇	受禪	三〇
東二條院立后	二七	檀子内親王の歸洛	一〇	御元服	三〇
御讓位	二七	一品内親王の卜定	一〇	崩御	三〇
後嵯峨院と御遊	二七	○嵯峨殿	一〇	御葬送	三〇
日野山庄へ御幸	二七	後嵯峨院の三年忌	一〇	○七條院	三〇
富小路殿にて舞御覽	二七				

後鳥羽院へ御消息	六五	○將軍	元	○承明門院	一六四	○資朝	三九九
持明院殿	二六六	賴朝	三	崩御	三三	捕へらる	四〇三
龜山院の御幸	三六	賴家	四	○壽量院	三五	佐渡へ流さる	四〇二
花園帝の行幸	三六	實朝	四	後嵯峨法皇の入御	三五	佐渡の配所に害せらる	四〇一
順徳帝	三〇	賴經	四	○白川殿	三七	○住吉社	一五二
御踐祚	三〇	賴經の歸洛	四	觀月、御歌合	三七	後嵯峨院の御幸	一五二
大嘗會	三三	賴朝	三	○新後撰集	三六	○仙華門院	一三八
御學才、八雲御抄	三三	宗尊親王	一	勅撰	三六	皇后宮	一三八
百首御歌	三三	賴朝の上洛	一	○新古今集	二五	○船上山	四〇二
春日社へ行幸	三三	宗尊親王上洛	一	勅撰	二五	後醍醐帝の行在所	四〇二
御讓位	三三	惟康親王上洛	一	○新勅撰集	七	○泉涌寺	七
承久の亂	三三	久明親王	一	奏進	七	開山の話	七
佐渡へ還幸	三三	守邦親王	一	○新陽明門院	二六	○禪林寺	三七
佛道御修行	三三	大塔宮	一	院號	二六	龜山院如法經御書寫	三七
崩御	三三	○昭訓門院	三六	御産	二六	○藻壁門院	七
○承久の亂	三三	帥宮(後醍醐)との唱和	三六	御情事	三三	入内	七
伊賀判官を誅す	三三	御資格上の皇后	三六	○吹田	二七	○續後拾遺集	七九
後鳥羽院の御企	三三	○淨光院	二〇	後嵯峨院の御幸	二七	勅撰の沙汰	七九
泰時時房西上	三三	御法事	二〇	○季房	四一	奏進	四〇七
官軍の行動	三三	○淨金剛院	一九	下野へ流さる	四一		
東軍京都に迫る	三三	涅槃會	一九	配所に害せらる	四一		
官軍の防備、敗績	三三	○城介義景	一九				
後鳥羽院の還幸	三三	上洛	一九				
評論	三三						

續古今集	一八五	具親との情事	二六九	○仲恭帝	三三	○繼仁親王	二七四
勅撰	一八五	○鷹司關白冬平	四三	立太子	三三	御ありき始	二七四
竟宴	一八五	○薨去	四三	御踐祚	四八	○土御門顯定	二七五
○續拾遺集	二七三	北方十三年忌	一九二	廢せらる	五七	高野より姿を隠す	一六
勅撰	二七三	○高時	四六	○御母東一條院の御心事	七	○土御門帝	一四
○續千載集	三七一	狂態	四六	崩御	八	御即位	二〇
撰進	三七一	自刃	五〇	○長講堂	二二	百首御歌	二〇
○尊澄法親王	四〇六	○忠顯	四六	後嵯峨院の三年忌	二二	承久の亂	二〇
皇軍參加	四〇六	和歌を小山五郎に與ふ	四六	わたまし	二六	土佐へ還幸	二〇
六波羅防戦	四〇六	○談天門院	三九	○勅撰集	二六	阿波へ移御	二〇
長井高廣に預けらる	四〇六	院號	三九	新古今集	二五	崩御	二〇
讚岐御下向	四〇六	崩御	三七	勅撰集の例	二五	十三年忌	二〇
野口御参向	四〇六	○玉津島	三七	新古今集の竟宴	二九	○鶴岡若宮八幡	二六
○大覺寺殿	三九三	大納言爲世の參詣	三七	新勅撰集の奏進	七	公曉實朝を害す	四
後醍醐帝の行幸	三九三	○爲世	三七	續古今集の勅撰	八	泰時のみくじ引	九
○大塔宮尊雲法親王	四二八	玉津島詣	三七	續後撰集の勅撰	二七	放生會	三
皇軍參加	四二八	春宮より御歌を賜はる	三七	玉葉集の撰進	三六	○定家	三
六波羅防戦	四二八	爲定勅免の奏請	三七	續千載集の撰進	三六	長歌	三
御苦難	四二八	あ	三七	續後拾遺集の撰進	三七	○天王寺	三
御武功	四二八	○親房	三〇	續後拾遺集奏進	三七	後嵯峨院の御幸	二
御還俗、入洛	四二八	出家	三〇				
○大納言の典侍	四二八	○地震	三〇				

○東寺 後宇多院の御加行 後醍醐帝の入御	三四五 三四三	○時頼 執權 兩統迭立の議	一八九 二四三	○東一條院 御即位 持明院殿へ朝觀行幸	三五八 三五八
○俊基 捕へらる 京都に還る 再び捕へらる 害せらる	三九 四〇二 四〇三 四〇六	○時頼 執權 諸國行脚	二二 二二	○東二條院 御心事 入内	七一 一五九
○富小路殿 新院の舞御覽	三二	○常磐井殿 春宮の行啓 後醍醐帝の行幸	三三 三七五	○久明親王 將軍宣下、關東下向 日野山庄	三六 一九七
○具氏 出家	三八	○鳥羽殿 後嵯峨院の御幸 伏見帝の行幸	一四五 三三	○日吉社 後鳥羽院に神託	三三
○具行 召兵の奉行 捕へらる 關東へ下向 最後	二四七 四四二 四四五 四〇	○長崎圓基 專政	四六	○花園帝 立太子 御踐祚	三六 三六 三七
○時房 泰時と西上	五〇	○中務卿良親王 御元服 都へ入御 土佐御下向 土佐着御	四二 四三 四五 四七	○深須五郎 後醍醐帝を捕へ奉る	四〇
○時政 權勢	四三	○名和長年 後醍醐帝を船上に奉ず 伯耆守、還御の御供	四九 五〇	○法性寺 御法事	一〇五
○時宗	四三	○藤原秀能 和歌の榮譽	二七	○政子 尼將軍	四

○藤原秀能 和歌の榮譽	二七	○平氏 その起	六	○源定實 任太政大臣	三六
○佛事 最勝講 久我邸の法華八講 法性寺淨光院御法事 土御門院十三年忌 仁和寺法助の灌頂 最勝講	一〇四 一〇四 一〇五 一〇五 一〇六 一〇九 一〇九	○宗尊親王 御五十日 御書始 御元服 將軍宣下 上洛 御述圖	一一三 一一三 一一三 一一三 一一三 一一三	○宗尊親王 御五十日 御書始 御元服 將軍宣下 上洛 御述圖	一一三 一一三 一一三 一一三 一一三 一一三
○藤原 常陸へ流さる	四八	○法性寺 御法事	一〇五	○宗尊親王 御五十日 御書始 御元服 將軍宣下 上洛 御述圖	一一三 一一三 一一三 一一三 一一三 一一三
○伏見帝 立太子 春宮としての御元服 御即位 永福門院入内 大嘗會、五節 鳥羽殿へ朝觀の行幸 春日殿へ行幸 後宮渡御 御歌風、御手蹟 賀茂御參籠 崩御	二四 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇	○萬里小路殿 燒亡 皇居となる 後宇多帝の行幸	二二 二二 二二 二二	○明堂殿 大風により倒る	一〇〇
○伏見殿 兩院の御幸 伏見院の御幸	二七一 二七一	○深須五郎 後醍醐帝を捕へ奉る	四〇	○道家 榮華	七五
○藤原秀能 和歌の榮譽	二七	○花園帝 立太子 御踐祚	三六 三六 三七	○通成郎 後宇多帝の行幸	二七九
○佛事 最勝講 久我邸の法華八講 法性寺淨光院御法事 土御門院十三年忌 仁和寺法助の灌頂 最勝講	一〇四 一〇四 一〇五 一〇五 一〇六 一〇九 一〇九	○宗尊親王 御五十日 御書始 御元服 將軍宣下 上洛 御述圖	一一三 一一三 一一三 一一三 一一三 一一三	○通宗 父子贈位	九
○藤原 常陸へ流さる	四八	○法性寺 御法事	一〇五	○水無瀬殿 後鳥羽院の御歌 後鳥羽院の御遊	二 二
○伏見帝 立太子 春宮としての御元服 御即位 永福門院入内 大嘗會、五節 鳥羽殿へ朝觀の行幸 春日殿へ行幸 後宮渡御 御歌風、御手蹟 賀茂御參籠 崩御	二四 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇 二六〇	○萬里小路殿 燒亡 皇居となる 後宇多帝の行幸	二二 二二 二二 二二	○源定實 任太政大臣	三六
○伏見殿 兩院の御幸 伏見院の御幸	二七一 二七一	○深須五郎 後醍醐帝を捕へ奉る	四〇	○道家 榮華	七五

○蒙古 襲來の報 二二四	○遊戯 小弓雙六 二二六	○八幡(石清水參照) 後宇多院の御幸 三五四	○吉水僧正慈圖 和歌の榮譽 二六	立后 空の御懷妊 三六八
襲來 二二六	後深草帝の御遊戯 二二八	長歌 二六	○賴家 將軍の宣旨 二二	院號 四六八
龜山院の御祈願 二二七	兩院の御方わかち 二二九	賴朝と和歌贈答 二二	將軍の宣旨 二二	中宮に復し入内 五〇六
大風により敵船覆没 二二七	六條殿前裁合 二二九	○賴朝 政權を握る 二九	○兩統迭立 その議 二二	
守貞親王 御幽居、御幸運 二二七	小弓、五節のまれ 二二九	景時との連歌 二九	○蓮華王院 燒失 二二	
○師賢 叡山に登る 二二七	蹴鞠 二二九	上洛 二九	○冷泉宮小路殿 假皇后 二二	
逃れて笠置に參る 二二七	○遊義門院 崩御 二二九	總追捕使 二九	○六波羅 わたまし 二二	
捕へらる 二二七	御佛事 二二九	吉水僧正と和歌贈答 二九	○六條殿 わたまし 二二	
下總へ流さる 二二七	○夢 守貞親王の女房の夢想 二二九	○禮成門院孀子 二九	○六波羅 伊賀判官誅せらる 二二	
や ○藥草院 後醍醐院の葬送 二二七	○義時 その人物 二二九		○六波羅 三條實盛を捕ふ 二二	
○泰時 大兵を率ゐ西上 二二七	專政 二二九			
若宮の社にてみくじ 二二七	○和歌 元久の詩歌合 二二九			
出家 二二七	新古今集の勅撰 二二九			
○康仁親王 立太子 二二七	勅撰集の例 二二九			

後深草院の葬儀に參院 三三九	○和歌 元久の詩歌合 三三九	吉水僧正の長歌 二九	大宮院年賀披講 二九
土岐多治見を討つ 三三九	新古今集の勅撰 三三九	定家の長歌 三三	連歌 二九
實朝俊基を捕ふ 三三九	勅撰集の例 三三九	土御門帝百首御歌 三三	新後撰集の勅撰 三三
再び俊基を捕ふ 三三九	宮内卿の感詠 三三九	賴朝景時の連歌 三三	玉葉集の撰述 三三
宮闕を犯す 三三九	千五百番の歌合 三三九	慈圓賴朝の唱和 三三	續千載集の撰述 三三
宣房以下諸卿を捕ふ 三三九	新古今集の竟宴 三三九	新勅撰集の奏進 三三	安福殿釣殿の御歌合 三三
叡山を攻む 三三九	藤原秀能の榮譽 三三九	遠島御歌合 三三	披講 三三
後醍醐帝入御 三三九	八雲御抄 三三九	吉田院御歌合 三三	續後拾遺集勅撰の沙汰 三三
陥落 三三九	順德帝百首御歌 三三九	龜山殿の御歌合 三三	續後拾遺集奏進 三三
仲時、時益の死 三三九	清撰の歌合 三三九	續古今集の勅撰 三三	中殿和歌御會 三三
	吉水僧正の榮譽 三三九	白川殿御歌合 三三	八歳宮の御歌 三三
		續拾遺集の勅撰 三三	

解題

◇増鏡は南北朝時代に出来たもので、所謂假名歴史の代表的なものとして、古來大鏡、水鏡、今鏡と相並んで四鏡と稱せられ、或は、大鏡、水鏡と相並んで三鏡と呼ばれてゐる。それ等の諸書を記事の年代順に並べて見ると、

水鏡 神武天皇から仁明天皇まで

大鏡 文德天皇から後一條天皇まで

今鏡 後一條天皇から高倉天皇まで

増鏡 後鳥羽天皇から後醍醐天皇まで

といふ事になる。高倉天皇から後鳥羽天皇までの間の事は、彌世繼といふ書があつて、今は亡びて傳はつてゐないが、當時はなほ世に存してゐて、増鏡の作者はそれについて後鳥羽天皇から筆を起したものと考へられてゐる。

◇増鏡の記事は壽永二年（一八四三）に始つて、元弘三年（一九九三）に終つてゐる。その間百五十年、後鳥羽天皇から後醍醐天皇に至る十五帝の御宇の出来事が、二十卷に分れて書かれてゐるのである。その各卷の概略の時代を示して見ると、

第一 おどろの下 壽永二年（一八四三）——建保四年（一八七六） 三十四年間

〔天皇〕 後鳥羽、土御門、順徳。

〔年號〕 壽永、元暦、文治、建久、正治、建仁、元久、建永、承元、建曆、建保。

第二 新島守 建保五年（一八七七）——承久三年（一八八一） 五年間

〔天皇〕 順徳、仲恭、後堀河。

〔年號〕 建保、承久。

第三 ふち衣 貞應元年(一八八二)——仁治元年(一九〇〇) 十九年間

〔天皇〕 後堀河、四條。

〔年號〕 貞應、元仁、嘉祿、安貞、寛喜、貞永、天福、文曆、嘉祿、曆仁、延應、仁治。

第四 三神山 仁治二年(一九〇一)——仁治三年(一九〇二) 二年間

〔天皇〕 四條、後嵯峨。

〔年號〕 仁治。

第五 内野の雪 寛元元年(一九〇三)——寶治元年(一九〇七) 五年間

〔天皇〕 後嵯峨、後深草。

〔年號〕 寛元、寶治。

第六 烟の末々 寶治二年(一九〇八)——建長七年(一九一五) 八年間

〔天皇〕 後深草。

〔年號〕 寶治、建長。

第七 おりゐる雲 康元元年(一九一六)——正嘉二年(一九一八) 三年間

〔天皇〕 後深草。

〔年號〕 康元、正嘉。

第八 山のみち葉 正元元年(一九一九)——文永三年(一九二六) 八年間

〔天皇〕 龜山。

〔年號〕 正元、文應、弘長、文永。

第九 北野の雪 文永四年(一九二七) 一年間

〔天皇〕 龜山。

〔年號〕 文永。

第十 あすか川 文永五年(一九二八)——文永十年(一九三三) 六年間

〔天皇〕 龜山。

〔年號〕 文永。

第十一 草まくら 文永十一年(一九三四)——建治二年(一九三六) 三年間

〔天皇〕 後宇多。

〔年號〕 文永、建治。

第十二 老の浪 建治三年(一九三七)——弘安十年(一九四七) 十一年間

〔天皇〕 後宇多、伏見。

〔年號〕 建治、弘安。

第十三 今日の日影 正應元年(一九四八)——正應三年(一九五〇) 三年間

〔天皇〕 伏見。

〔年號〕 正應。

第十四 つげの小櫛 正應四年(一九五一)——徳治元年(一九六六) 十六年間

〔天皇〕 伏見、後伏見、後二條。

〔年號〕 正應、永仁、正安、乾元、徳治。

第十五 うら千鳥 徳治二年(一九六七)——文保元年(一九七七) 十一年間

〔天皇〕 後二條、花園。

〔年號〕 徳治、延慶、應長、正和、文保。

第十六 秋のみ山 文保二年(一九七八)——元亨三年(一九八三) 六年間

〔天皇〕 後醍醐。

〔年號〕 文保、元應、元亨。

第十七 春の別 正中元年(一九八四)——元徳二年(一九九〇) 七年間

〔天皇〕 後醍醐。

〔年號〕 正中、嘉暦、元徳。

第十八 村時雨 元弘元年(一九九一) 一年間

〔天皇〕 後醍醐(光嚴)。

〔年號〕 元弘。

第十九 久米のさら山 元弘二年(一九九二) 一年間

〔天皇〕 後醍醐(光嚴)。

〔年號〕 元弘。

第二十 月草の花 元弘三年(一九九三) 一年間

〔天皇〕 後醍醐(光嚴)。

〔年號〕 元弘。

◇卷々の名は、

おどろの下 後鳥羽天皇の御製「奥山のおどろの下もふみわけて道ある世ぞと人に知らせむ」に依る。

新島守 後鳥羽法皇の御製「われこそは新島守よ隠岐の海のあらし波風心して吹け」に依る。

ふち衣 小宰相の「うしと見しありし別は藤衣やがて着るべき門出なりけり」に依る。

三神山 後嵯峨天皇の大嘗會悠紀方御屏風の歌「古に名をのみきよて求めけむ三神の山はこれぞその山」に依る。

内野の雪 少將内侍の歌「九重の内野の雪に跡つけて遙に千代の道を見るかな」に依る。

烟の末々 火災の記事が多いので、その意味を以て巻の名としたもの。

おりるる雲 辨内侍の「今はとておりるる雲のしぐるれば心の内ぞかきくらしける」に依る。

山のみち葉 後嵯峨天皇の御製「外よりは時雨もいかゞ染めざらむわが植ゑて見る山のみち葉」に依る。

北野の雪 宗尊親王の御歌「なほたのむ北野の雪の朝ぼらけ跡なきことに埋もる、身は」に依る。

あすか川 後嵯峨院の御製「我のみや影もかはらむあすか川おなじ瀬瀬に月はすむとも」に依る。

草まくら 龜山院の御製「夢とだにさだかにもなきかりぶしの草のまくらに露ぞこぼるゝ」に依る。

老のなみ 春宮大夫實兼の歌「代々の跡になほ立ちのぼる老の涙よりけむ年は今日のためかも」に依る。

今日の日影 伏見天皇の御製「雲のうへに千代をめぐらむはじめとて今日の日影もかくや久しき」に依る。

つげの小櫛 前攝政兼忠の歌「いとゞ又こそこのよひぞ忍ばるゝつげの小櫛を見るにつけても」に依る。

うら千鳥 伏見院の御製「我が世にはあつめぬ和歌の浦千鳥むなしき名をやあとに残さむ」に依る。

秋のみ山 永福門院の御歌「こよひしも雲井の月も光そふ秋のみ山を思ひこそやれ」に依る。

春のわかれ 中納言有忠の歌「おほかたの春のわかれの外にまた我が世つきぬる今日のくれかな」に依る。

村時雨 後醍醐天皇の御製「まだなれぬ板屋ののきの村時雨おとをきくにもぬるゝ袖かな」に依る。

久米のさら山 後醍醐天皇の御製「聞きおきし久米のさら山こえゆかむ道とはかれて思ひやはせし」に依る。

月草の花 卷末の歌「すみぞめの色をかへつ月草のうつればかはる花の衣に」に依る。

こんな風に、只一つ「烟の末々」を例外として、凡てその巻中にある歌の句を取つて巻の名にしてゐるのである。

◇記述の年代は、十五帝百五十年に亙つてゐるが、而もその間の史實が連続的に完全には書かれてゐるといふわけではない。或所は精に、或所は粗に、どこ迄も興味本位に綴られた歴史物語といふ觀を呈してゐる。そして全卷を通じての骨子と考へられる事は、後鳥羽の承久の御企劃から、後嵯峨の御遺詔に由来する後深草龜山兩統迭立の錯綜を経て、後醍醐の御上に及ぶ事である。従つて後鳥羽に關する記事は、「おどろの下」「新島守」「藤衣」の三卷、後嵯峨に關する記事は、「三神山」「内野の雪」「煙のするく」「おりる雲」「山のみち葉」「北野の雪」「あすか川」の七卷、後醍醐に關する記事は「秋のみ山」「春のわかれ」「村時雨」「久米のさら山」「月草の花」の五卷に亙つてゐる。そして特に後醍醐帝に關する記事は筆致精細で而も文趣津々、正に全卷を壓するの概がある。蓋し作者は、大覺寺統に深甚の同情を有した人で、増鏡一卷を成さんとする大精神は、後醍醐帝の御上を敘し奉るに存し、その自然の順序として、それに連關する所最も深き後鳥羽、後嵯峨の二帝を詳敘したと考へられるのである。

◇筆者が大覺寺統に深い同情を持つた人であり、従つて北條氏の横暴を慨してゐた事は、「新島守」に、承久の亂を敘した結論として、

さてこの度、世のありさま、げにいとうたて口惜しきわざなり。あるは父の王を失ふためしたに、一萬八千人までありけりとこそ佛も説き給ひたれ。まして世下りて後、唐土にも日の本にも、國を争ひて戦をなす事、數へ盡すべからず。それも皆、一ふし二ふしのよせはありけむ。もしては、すぢ異なる大臣、さらでも、おほやけともなるべききざみの、少しのたがひめに、世に隔たりて、そのうちみの末などより、事起るなりけり。今のやうに、むげの民と争ひて、君のほろび給へる例、この國には、いと數多も聞えざめり。されば、承平の將門、天慶の純友、康和の義親、いづれも皆猛かりけれど、宣旨にはかたざりき。保元に、崇徳院の、世をみだり給ひしに、故院の御位にて、うち勝ち給ひしかば、天照御神も、御妻瀬川のおなじ流と申しながら、なほ、時の御門をまもり給はする事は強きなめりとぞ、古き人々も聞えし。また信賴の衛門督、おほけなく、二條院をおびやかしかし奉りしも、つひに空しきかばれをぞ、道のほとりに捨てられける。か、れば、ふりにし事を思ふにも、なほさりともし、いかでか上皇今上あまたおはします王城の、

いたづらに亡ぶるやうやはあらむと、頼もしくこそおぼえしに、かくいとあやなきわざの出で來ぬるは、この世ひとつの事にもあらざらめども、まよひのおろかなる前には、猶いとあやしかりし。(五九頁)

とあり、「秋のみ山」に、後宇多法皇が御政務を後醍醐帝に譲り給はうとして、その認許を得べく大納言定房を使者として鎌倉へ遣はされた事を敘して、

御門に天の下のことゆづり申さむの御消息なるべし。大方はいとあまましうなりはてたる世にこそあめれ。かばかりの事は、父御門の御心に、いとやすく任せぬべきものをと、めざましけれど、昨日今日始りたるにもあらず、承久よりこなたは、斯くのみなりもて來にければなめり。(三八〇頁)

とある如き、その最も鮮かな現はれと見る事が出來よう。

◇増鏡の序即ち冒頭は、大鏡の體裁に倣つたもので、筆者が二月十五日、嵯峨の清涼寺に詣でた時、八十餘と見える尼と一緒にたつて、その尼から話を聞いて筆録したといふ事になつてゐる。而も本文の敘述に至つては、大鏡がダイヤログ式に行つてゐるのに反して、より多く榮華物語の筆に摸した觀がある。但、筆者がどこ迄も尼の物語を筆記したものだといふ意識は、かなり神経質に働いてゐて、

ひがぎきにやはべらむ。(おどろの下、一五頁)

つぎ／＼すむながるめりしかど、さのみはうるさくてなむ。(同、一九頁)

かやうの事は、皆人のしろしめしたらむ、ことあたらしく聞えなすこそ、老のひがごとならめ。(同、二二頁)

御返し、辨の内侍うけたまはり申すべしと聞き侍りしを、なめなりといふ事にて、大臣、今出川より申されけるとかや。それも忘れ侍りぬるこそ口惜しけれ。老はかくうきものにぞ侍るや。(烟の末々、一四二頁)

のやうに、殊更に尼の口調を寫し出した所が隨所に見えてゐる。そして餘り度々ではないが、特別に筆記者としての意識を強く働かせて、

東の使、都に入るよし聞ゆる日は、兩女院より、白河に人を立てて、いづかたへか参ると見せられけるぞ、ことわりは、げに、今見ゆべき事なれども、物の心もとなきは、さ覺ゆるわざぞかしと、例の口すげみてほゝむ。 (三神山、九四頁)

紅の薄様に、同じ薄様をもて包まれたり。關白殿、「包むやう知らず」とかや宣ひけるとて、花山に心得たると聞かせ給ひければ、遣して包ませられたるとぞ承りしと語るに、又この具したる女、「いつぞやは、御使實教の中將とこそは語りたまひしか」といふ。

(今日のひかけ、三〇五頁)

さのみかゝる御事どもをさへ聞ゆるこそ、物いひさかなき罪さり所なけれど、よしや、昔もさる事ありけりと、この頃の人の御ありさまも、おのづから輕き事あらば、思ひゆるさるゝためしにもなりてむものぞと思へば、遠き人の御事は、今は何の苦しからむぞとて、少しづつ申すなりと、うち笑ふもはしたなし。「いづら、此の頃は、誰かあしくおはする」と問へば、「いな、それはそらおそろし」とて、頭をふるもさすかなかし。(同、三二四頁)

琴は室町の宰相公春、琵琶は關宰相基氏など聞えしにや。その日の事見たまへれば、さだかにはなし。稚きわらはべなどの、しどけなく語りしまゝなり。この中に、御覽じたる人もおはすらむ。うけたまはらまほしくこそ侍れといふ。御簾のうちに、大納言二位殿琵琶、播磨の内侍華、女藏人高砂といふも、琴弾くとぞきこえし。まことにやありけむ。中務の宮も参りたまへり。兵仗たまはり給ひて、御直衣に太刀はき給へり。御隨身ども、いと清らかにさうぞきて、所えたるさまなり。(むら時雨、四二二頁)

など書いてゐる。さうかと思ふと、時にはさうした意識が全くなくなつて、自分自身の筆で書いてゐるやうな風に、七條院の御ゆかりの殿ばら、坊門大納言忠信、尾張中將清經、中御門大納言宗家、又修明門院の御はらからの甲斐の宰相中將絶茂など、つぎ／＼あまた聞ゆれど、さのみは記し難し。軍にまじり立つ人々、この外の上達部にも、殿上人にも、あまたありき。

(新島守、五二頁)

誰も／＼、このすぢにのみ惑はれて、花のみゆきの外は、珍しきふしも無ければ、さのみも記しがたし。(むら時雨、四二五頁)

など書いてゐる所も往々目につく。文學としての増鏡の本質を考へるについては、これ等の事は逸すべからざる要目の一つであらうと思ふ。

◇増鏡の文は、大體に於て平安朝の系統を引いたもので、幾分かは當時の和漢混淆文——軍記文學調が加つてはゐるが、而も依然強きよりは美しさを以て優つて居るといへよう。平安朝の系統を引いた文の當然の歸結として、源氏物語に負ふ所、源氏物語を模した所が非常に澤山目につく。「ふち衣」開卷第一の

その頃、いとがすまへられ給はぬ宮おはしけり。(六九頁)

が、源氏橋姫發端の文句そのまゝである如き、極めて顯著な例をはじめとして、

夏の頃、水無瀬殿の釣殿に出でさせ給ひて、水水めして、水飯やうのものなど、若き上達部、殿上人どもに賜はさせて、大御酒まゐるついでにも、「あはれ古への紫式部こそは、いみじくはありけれ。かの源氏物語にも、「近き川の鮎、西川より奉れるいしぶしやうのもの、御前に調じて」と書けるなむ、勝れてめでたきぞとよ。只今さやうの料理つかまつりてむや」などのたまふを、秦の某とかいふ御隨身、高欄のもと近く候ひけるが、うけたまはりて、池の汀なる笹を少し敷きて、白き米を洗ひて奉れり。「拾はば消えなむ」とにや。「これもけしがるわざかな」とて、御衣脱ぎてかづけさせ給ふ。(おどろの下、二五頁)

今後の御父は、先にも聞えつる右大臣實氏の大匠、その父、故公經の太政大臣、そのかみ夢見たまへることありて、源氏の中將わらはやみまじなひ給ひし、北山のほとりに、世に知らずゆ、しき御堂を建てて、名をば西園寺といふめり。(内野の雪、一〇一頁)

御歌合ありしかば、内の女房ども召されて、色々の引物、源氏五十四帖の心、様々の風流にして、上達部、殿上人までも、分ちたまはず。(あすか川、二一五頁)

この度は、源氏の物語の意にやありけむ、唐めいたる箱に、金剛子の數珠入れて、五葉の枝につけたり。(あすか川、二二〇頁)

又の日は、伏見の津に出でさせ給ひて、鴨船御覺じ、白拍子御船に召入れて、歌うたはせなどさせ給ふ。二三日おはしませば、兩院の家司ども、我劣らじと、いかめしき事ども調じて参らせあへる中に、楊梅の二位兼行、檜破子どもの、心ばせありて仕う奉れるに、雲雀といふ小鳥を、萩の枝につけたり。源氏の松風の巻を思へるにやありけむ。爲兼朝臣を召して、本院、「かれはいかゞ見ると仰らるれば、「いと心え侍らす」とぞ申してける。誠に定家の中納言入道が書きてはべる源氏の本には、萩とは見え侍らぬとぞうけたまはりし。(老のなみ、二七二頁)

御門は、和田の岬、刈薙川をうちわたして、須磨の關にかゝらせ給ふ。かの行平の中納言「關ふきこゆる」といひけむは、浦よりな
ちなるべし。あはれに御覽じ渡さる。源氏の大將の、「なく音にまがふ」と宜ひけむ浦渡、今もげに、御袖にかゝる心地するも、さま
ざま御涙のよほしなり。(久米のさら山 四五八頁)

とある如き、如何に筆者が多くの關心を源氏物語に持つてゐたかを窺ふに十分なるものである。殊に、「月草の花」の巻頭
に後醍醐帝の御夢想を敘して、

心ならずまでもせ給へる曉方、夢現ともわかぬ程に、後宇多院、ありしながらの御面影、さやかに見え給ひて、聞え知らせ給ふこ
と多かりけり。うちおどろきて、夢なりけりと思はずほど、いはむ方なく名残かなし。御涙もせきあへず、「さめざらまはしな」とおぼす
もかひなし。源氏の大將、須磨の浦にて、父御門見奉りけむ夢の心地し給ふも、いとあはれに頼もしう、いよく御心強まされりて、
かのしぼちが御むかへのやうなる釣船も、たより出で來なむやと、侍たる、心地し給ふに、大塔の宮よりも、あま人のたよりにつけ
て、聞え給ふ事絶えず。(四九〇頁)

と書いてゐる如き、最も鮮かなる源氏取材の一例である。

◆平安朝系の文であり、源氏の筆致を學んだ當然の現はれとして、増鏡の文は、簡潔よりも迂曲に於て優つてゐる。従つ
て文脈のこみ入つた所が非常に目につく。そしてその最も著しいのは、終止形を持つた文節を隔てて、前後に文の思想が
續いてゐる事である。例へば、

○猛き武士のおこりを尋ねれば、古へ、田村、利仁などいひけむ將軍どもの事は、耳達ければさし置きぬ、そのかみより今まで、源平
の二流ぞ、時により折にしたがひて、おほやけの御守とはなりにける。(新島守、三八頁)

公經の大將一人のみなむ、御孫のこともさる事にて、北方、一條中納言能保といふ人の女なり、その母北方は、故大將のはらからな
れば、一方ならず、あづまを重く思ひて、さしいらへもせず、院の御心の輕き事と、あぶながり給ふ。(同、五二頁)

川瀬も、更け行くまゝに凄う、月は氷をしける心地するに、嵐の山の紅葉、夜の錦とは誰か言ひけむ、吹きおろす松風にたぐひて、

御前の養子にて御酒まゐるかほらけの中などに散りかゝる、わざと艶なる事つまにもしつべし。若き人々は、身にしむばかり思
へり。(山のみぢ葉、一八四頁)

の如きがそれで、これを完全終止の如く考へて解しては文意が甚だ取り難いものとなるのである。その他、用語構文等の
上に色々注目すべきものがあるが、それらは凡て本文の解の實際について了得して戴きたいと思ふ。

◇増鏡の筆者については、古來妙華寺冬良公といふ傳へがあるが、公の生れたのは寛正五年の事で、それより八十餘年前
の永和二年、六十餘年前の康永九年の奥書のある古寫本があるといふ事實に依つて、その説は否定された。その外に、後
普光園院良基公撰とか、成恩寺經嗣公撰とかいふ説もあるが、何れも確定的のものではない。要するに筆者は未詳といふ
事に歸着する。そして古本の奥書にある永和二年は北朝年號で、紀元二〇三六年だから、本書の最終の記事たる元弘三
年(正慶二年)の一九九三年からは四十三年の後になる。従つて本書がその間に出來たものである事は明かである。

◇本書には色々の傳本があるが、何れも過誤が尠くないといふ。今本書を成すに當つて、その本文は主として「重修増鏡
詳解」に従つたのであるから、次に同書の緒言中、本文に關する部分を引用して、その校訂の用意のある所を窺ふ事とし
よう。

この書、古來傳寫せる諸本の謬あるはさるものにて、印本にさへ誤脱多く、はたま、錯簡ありて、篇目の次第につきても、いかがと
思はるるふし少なからず。今は、印本を基として、大澤清臣氏が、屋代弘賢氏所校の本、及び永正十八年の奥書ある谷森善臣氏所藏
の古片假字本、また永和二年、應永九年の奥書ある田中教忠氏所藏の古寫本等によりて校せられたる本と、某家秘藏の古寫本とを
て、これを校訂し、かたはら史籍集覽本を參取せり。その屋代氏の校合せる本には、古活字本、永和本、稿本、眞田本、横田本、稻
葉本、米山本等、その他數本を註せり。されば、交互出入せること多くして、委しく異同を擧ぐるに堪へず。故にそのよしと思へる
を取りて文を成し、いづれも一本と記して、印本との異同を欄外に註したり。

この書、烟の末々、北野の雪の二篇は、永正本に載せず。殊に北野の雪の篇の如きは、山のみぢ葉の篇と、事實の重複せるのみな

らず、文章は同じき所あるを以て、谷森氏は、これを贅篇となし、別人の筆録に係るものとなせり。按ずるに、内野の雪以下、山のみち葉に至るまで、篇次年代と相悞はず。篇中の事實、また前後せる所あるを見れば、筆者の異同はとまれかくまれ、少くとも、その錯簡たるをまぬかれざるべし。故に、今は、事實を諸史に考證し、篇次を年代に推當して一定せり。即ち、烟の末々の末文は、もと内野の雪の篇にありしを移し、おりある雲の篇は、もと第六として、烟の末々の前なりしを、後に更めたり。これ年次の不順なるによりて、事實の錯雜を生ぜむことを恐れてなり。されど、篇中重複せる所ありといへども、一節一句も、妄に刪去せず。これ臆断を慎みてなり。又第十三今日の日かげ、第十四つげの小櫛は、もと一篇となして、さし櫛と題せり。今割きて二篇となせるは、卷をわかつにたよりよき爲のみ、これは臆断にあらず。はやく米山本に、かくの如くせるに従へるなり。

◇なほ「北野の雪」の卷に於て、

大方、この御子の、歌のひじりにておはします事、皆人の口に侍るべし。「枯野の眞葛霜とけて」なども、人毎にめでの、しる御歌なるべし。されば、世を亂らむなど思ひよりける武士の、この御子の御歌すぐれて誄ませ給ふを、夜晝いとむつまじく仕うまつりける程に、おのづから同じ心なるものなど多くなりて、宮の御氣色あるやうに言ひなしけるとかや。(一九一頁)

の次に、「重修増鏡詳解」は、諸本山のみち葉の中にありて本篇と事實も同じく文章はたかはりたる所すくなくと詳略前後あるのみにして全く重複せれど姑くこれを存す

と註記して、本文の次に小活字を以て、

又の年、文永三あづまに心よからぬ事出で来て、中務の御子、都へのぼらせ給ふ。何となく、あわたしきやうなり。御後見は、なほ時頼朝臣なれば、例のごと、心かしこうした、め直してければ、聞えしほどのおそろしき事などはなけれど、宮は、御子の惟康親王に將軍を仰づりて、文永三年七月八日のぼらせ給ひぬ。御くだりのをり、六波羅に建てたりし檜皮屋ひとつあり。そこにぞはじめは渡らせ給ふ。いとしめやかに、引きかへたる御ありさまを、年月のならひに、さうんくしう、物心ほそうおぼされけるにや、

虎とのみもちひられしは昔にていまはれずみのあなう世の中

院にも、あづまの聞えをつまませ給ひて、やがては御對面もなく、いと心苦しく思ひ聞えさせ給ひけり。經任の大納言、いまだ下藤なりしほど、御使に下されて、何事か仰せられなどして後ぞ、苦しからぬ事になりて、宮も、土御門殿、承明門院の御跡へ入らせ給ひけり。院へも、常に御まゐりなどありて、人々もつかうまつる。御遊などもしたまふ。雪のいみじう降りたる朝ぼらけに、右近の馬場の方御覽じにおはして、御心のうちに、

なほたのむ北野の雪の朝ぼらけ跡なきことにつもるゝ身は

世を亂らむなど思ひよりけるもの、ふの、この御子の、御歌勝れてよませ給ふにより、夜ひる、いとむつまじく仕うまつりける程に、おのづからおなじ心なるものなど多くなりて、宮の御氣色あるやうにいひなしけるとかや。さやうの事どものひゞきにより、かくおはしますをおぼし歎き給ふなるにこそ。

又、同卷の

一、院、「何事にか」とのたまふにしばしありて、「入道相國に、いかにも先立ちぬべき心地なむし侍る。恨の至りてうらめしきは、さかりにて親に先だつらみ、悲みのいたりてかなしき、老いて子に後るゝには過ぎず」とこそ、證明におくれたる願文にもかきて侍りしか」など申し給ひて、うちしほたれ給へば、皆、いとあはれに聞きおほす。入道殿は、まして墨染の御袖めらし給ひける、ことわりなりかし。(一九九頁)

の次に、

諸本山のみち葉の卷にあり本篇と重複せれど姑くこれを存す。

と註記して、

日頃なが雨降りて、少し晴間見ゆるほど、空のけしきしめやかなるに、二條宮小路殿に、本院新院ひとつに渡らせ給ふ頃、ことんくしからぬほどの御遊ありけり。大宮院、東二條院も、御几帳ばかり隔て、おはします。御前に、太政大臣朝、常磐井入道、前の左の大朝臣、久我大納言など、むつまじきかぎりさぶらひ給ひて、御みきまゐる。あまたくだりながれて、上下すこしうち亂れ給へるに、太政

大臣、本院の御盃たまはりて、持ちながき、とばかりやすらひて、「公相、官位共に極め侍りぬ。中宮さておはしませば、もし皇子降誕もあらば、家門の榮華いよ／＼衰ふべからず。實兼も、けしうは侍らぬをのこなり。うしろめたくも思ひ侍らぬを、ひとつのうれへ、心の底になむ侍る」と申し給へば、人々、「何故にか」と、おぼつかなくおも。左のおとどは、中宮の御事かくのたまふを、いでやと耳とまりて、心のうちやすげなし。一院は、「いかなるうれへにか」との給ふに、「いかにも、八道相國に、さき立ちぬべき心なむし侍る。『恨のいたりてうらめしきは、かりにて、親に先だつうらみ、悲の切にかなしきは、老いて、子に後るゝかなしびには過ぎず』などこそ、澄明におくれたる願方にも、かきて侍りしか」など聞えて、うちしほたれ給へば、皆いとあはれとおぼさる。入道殿は、まいて、墨染の御袖しほるばかりに見え給ふ。さてその後、幾程なく、惱み給ふよしきこゆれば、さしもやはと覺えしに、いとあやなく失せ給ひぬ。冷泉太政大臣と申し侍り給ふ事なり。入道殿の御心の中、さこそはおはしげめ。中宮も御服にてまかで給ひぬ。

又、同卷

これも中宮の御ため、いとほしからぬにはあられど、いさかさのみはあらむと、西園寺さまにぞ、一方ならずおぼしむすほはれ、すさまじう聞き給ひける。(二〇三頁)

の次に、

米山本にはなきを参考の爲に残しつ

と註と註記して、

十二月一日頃、皇后宮、又、御産とて、天下さわぐに、えもいれぬ御子^{御孫}、うまれ給ひぬ。大臣、北方の御心の中、思ひやるべし。今ぞ夜の明けぬる心地したまふ。院も、急ぎ御幸ありて、^{御子}奉らせ給ふ。内より御はかせまふる。例の夜を經ての事ども、さながらとめつ。

と載せてゐるが、自分は本文中に之を削除する事としたから、念のため、置く事とする。

欠

欠

第一 おどろのした

- (一) 人皇第一代神武天皇から。
- (二) 御本名。
- (三) 藤原殖子(ますこ)。
- (四) 宮中の修理を司る役所の長官。
- (五) うし(大人)と同義、親み崇める意味で姓名の下につけていふ語。
- (六) 高倉院の中宮建禮門院、平清盛の女徳子、安徳帝の御母。
- (七) 女官としての呼び名。
- (八) 始終おそばに置いて放さぬほどに深く御寵愛なされたものと見えての意。

- (一) 給ふ御方にの意。
- (二) 一族、一門。
- (三) 時節の花を挿頭(かさし)にさし添へるといふ意、時を得て益々繁榮するをいふ。
- (四) 平家の一門が花やかであつた世の意。
- (五) 播磨の字音から来た語で、まはやかに目立つやうだの意。
- (六) 世間から待遇されぬの意。
- (七) そのやうである上に更に父高倉院までも。

御門始り給ひてより、八十二代にあたりて、後鳥羽院と申すおはしましき。御諱はこれが高倉院第四の御子、御母は七條院と申しき。修理大夫信隆の女なり。高倉院御位の御時、後の宮の御方に、兵衛督の君とてつかう奉られし程に、忍びて御覽じ放たずやありけむ。治承四年七月十五日に生れさせ給ふ。

天子様が御始り遊ばされてから、八十二代目に當つて、後鳥羽院と申す天子様がおいで遊ばされた。御名は尊成と申して、この御方は高倉院の第四の御子で、御生母は七條院と申しき。それは修理職の長官信隆といふ方の女です。高倉院御在位の御時に、皇后様の御所の方に、兵衛督の君というてお仕へ申して居られたが、その頃に、高倉院がひそかに深く御寵愛なされたのを見えまして、治承四年七月十五日にこの後鳥羽院がお生れ遊ばされた。

其の年の春の頃、建禮門院后宮と聞えし御腹の第一の御子、三になりたむに位に譲りて、御門はお給ひにしかば、平家のひとぞうのみ、いよく時の花をかざし添へて、花やかなりし世なれば、けちえむにももてたされ給はず。またの年、養和元年十四日に、院さへかくれさせ給ひにしかば、いよく位などの御望あるべくもおはさざりしを、かの新帝、平家の人々にひかされて、遙なる西の海にさすりへ給ひに、後白河の法皇、御孫の宮たちわたり聞えて、見奉り給ふ時、三の宮を、まことに思は

- (八) 漂泊流瀆しの意。
- (九) 御自分の前へ呼び寄せなされたの意。
- (一〇) 惟明親王、母は平義範の女、少將局。
- (一一) 長幼の順序に従つて。高倉院に四親王があつて、第一は安徳天皇、第二は守貞親王で、これも母は七條院、この方は安徳天皇と共に四海に行かれたので、第三の惟明親王がその次の順位になるわけである。
- (一二) うるさい、煩はしいの意。
- (一三) かへて向うの方へやつてといふ心持の語。
- (一四) 幼児の生ひ立つ程をいふ。幼時とか幼な顔とかいふに當る。
- (一五) 目つき、目もと。
- (一六) 似てゐるの意。
- (一七) 可愛らしい。可憐だ、いたいけだ、愛らしいといふ思想の語。
- (一八) 原文の表現のまゝ、文法的に見れば、「即かしめ」といふ使役相になるが、ルースな古文表現の上から見て、譯文のやうに主語の省略を認め、敬相と考へた方が自然だと思ふ。

(一) 温明殿にあつて神鏡を安置した

れけるに、法皇をいさいたう嫌ひ奉りて、泣き給ひければ、「あなむわが身を、はなちて、「四の宮」にいませ」とのたまふに、やがて御膝の上に抱かれ奉り、ひつましげなる御氣色なれば、「これこそまことの孫におまじけれ。故院の兒おひだりまみなどおぼえ給へり。いとらうたし」とて、壽永二年八月二十日、御年四にて位にかせ給ひけり。

其の年の春の頃、建禮門院后の宮と申した方の御殿の第一の御子で、當年三つに御なり遊ばした方に位を譲つて、高倉院は、御位をお下り遊ばされたので、外戚たる平家の一族のみが、いよいよ時を得て繁榮に繁榮を重ね、華やかに振舞つた時勢だつたので、平家の出でない後鳥羽院は、際立つて目立つ程にもなされも遊ばされなかつた。翌年の養和元年正月十四日に、高倉院さへ崩御遊ばされたので、いよいよ以て帝位にお即きになるなどいふ御望のあらうや、おありなさらなかつた所が、彼の新帝安徳天皇が、平家の人々に伴はれて、遠か遠い西海に渡遊ばされた後に、後鳥羽院は、天位の後継者をお選びにならうとして、御孫の皇子を召し寄せて、御覽遊ばされた時、法皇は三の宮を、順序に従つて位に即けようとお思ひ遊ばされた所が、三の宮は法皇をひどくどうもお嫌ひになつて、お泣き遊ばしたので、法皇は「うるさい」といふて、御退けになつて、「四の宮」へおいでと仰せ遊ばされると、後鳥羽院はそのまゝ、すぐに法皇の御膝の上に抱かれ遊ばして、誠になつこい御様子であられたので、法皇は、「これこそほんとの孫である。亡くなつた高倉院の幼な顔にも、目元などがよく似てられる。誠に可愛い」と仰せられ、かくて、後鳥羽院は、壽永二年八月二十日に、御年四つて帝位にお即き遊ばされた。

内侍所、神鏡、寶劍は、讓位の時、わたる事なれど、先帝筑紫にありておはしければ

- 所の名、轉じて、即ち八咫鏡をいふ。女官内侍が奉るので斯くいふ。
- (一) 八坂曲玉。
- (二) 天蓋寶劍、後に改稱して草薙劍。
- (三) 九州。
- (四) 此の度、今度。
- (五) 神鏡の御箱、御箱に納められた神鏡の義で、つまり神鏡自體をいふ。
- (六) 下の「沈み給ひける」に掛る副詞。

- (一) 即位の大禮を挙げさせられたのをいふ。
- (二) 兄、子の上の義。
- (三) さぞ残念であつたらう。現在平家の奉ずる安徳帝の弟君にて、而も藤原氏の出たる第四の皇子が即位あらせられたので、口惜しく思ふといふのであらう。
- (四) 長多い。筆者の同情の心持から、恐懼に堪へないといふのだらう。
- (五) 大嘗會の前に、天皇が荒見河に行幸になつて禊祓(みそぎはら)をし給ふ儀式。
- (六) 天皇即位後、始めて新設を自ら天照大神初め諸神に供へられる儀式、十一月中の卯の日。
- (七) 大嘗會とは二國を卜定して之を祭

こたみ始めて、三種の神鏡はくつめつらしき例になりぬべし。この御箱ばかり還り上りにけれど、寶劍は、つひに、先帝の海に入り給ひければ、へて沈み給ひけること、いと口惜しけれ。

御鏡と、神鏡と、寶劍は、讓位の時には必ず新帝の方へ渡御になるといふのが例であるが、先帝安徳天皇が筑紫へ持つておいでになつたので、今度始めて、三種の神器なしに御踐許が行はれて、これは珍らしい事例になるに違ひない。後になつて、神鏡と、神鏡だけは、都へ還つて来たが、寶劍は、先帝が海に御はひりになつた時、御身に添へてお沈みになつて還つて来なかつた事は、實にどうも残念な次第です。

かくてこの御門、元暦元年七月二十八日御即位、そのほどの事、常のまゝなるべし。平家の人々、いまだ筑紫に漂ひて、先帝と聞ゆるも、御このかみなれば、かしこに傳へ聞く人々の心地、上下さこそはありけめと思ひやられて、いとかたじけなし。同年の月二十五日に御禊、十一月十八日に大嘗會なり。主基がたの御屏風の歌、兼光の中納言といふ人、丹波の國長田村とかやを、

神代より、今日のためとや、八東種に、長田の稻のしなひそめけむ。

御門、いとおよすけて、賢くおはしませば、法皇も、いみじうつくしと思はる。文治二年十二月一日、御書始めさせ給ふ。御年七つなり。同六年女御まゐりたまらふ。月輪關白殿の御女なり。きさきだちありき。後には宜秋門院と聞え給ひし御事也。二二二

- (八)日本紀に「定天邑君、即以其稱、始殖于天狹田及長田、其秋垂頭、八握莫々然其快也」とあるを背景とした歌。
- (九)大人びて、ませて。
- (一〇)愛らしい、可愛い。
- (一一)始めて御書を讀み給ふ儀式。
- (一二)天皇の妃で、皇后中宮の次に位する御方。
- (一三)立後の儀式。
- (一四)御方の意。
- (一五)始めて加冠して成人となり給ふ儀式。

- (一)専ら、御心一つにの意。
- (二)天下泰平のさまを形容した文句。西京雜記に「太平世、風不折枝」
- (三)古今集の序に「あまのこ御うつくしひの浪、八島の...」とあり、廣き御心の海、御心は、船よりしげくおはし、まして...の文句を引用した文。
- (四)學問才能ある人。

- (五)和歌、歌道。
- (六)人口に膾炙してゐる。
- (七)この歌の言葉からつてこの篇の名とした。
- (八)人の通行すべき道といふのが表裏の義で、その裏に人の入らざる道、皇國の大道といふやうな抽象的の「道」の意を含めたものと拜察せられる。
- (九)この「程」は程度、度合の意、どれほど大事にお思ひになつたかといふその度合もこれでよく分るといふ思想。
- (一〇)明かに分つて。
- (一一)非常に尊く有難い事であります。「いと」「いみじくも」「やむごとくなく」に掛る高い程度の副詞。

- (一)現在又すぐ次の未來といふ思想。今日此頃とか、昨今とかいふに當る語。
- (二)未だ早い、まだその時期でないといふ意。
- (三)窮屈な。
- (四)手廻で氣が楽だといふ意。「たや

第一 おどろのした

(二五)

斯うして此の天子様後鳥羽院は、元暦元年七月二十八日に御即位の式を賜げられたが、この事は、常例の通りでせう。平家の人々は、まだ筑紫に漂流して、先代の天子様も、この後鳥羽院の御兄上であるのだから、西海の方で御即位の上も下もさぞア口惜しい事であつたらうと推察されて、誠に十五日に御禊の御儀式、十一月十八日に大嘗會であつた。主基の方の御屏風の光といふ人が、丹波の國長田村とかいふのを題にして、
神代より...神代から、今日の大嘗會のためにというて、長田の稻は...と詠まれた。後鳥羽帝は、非常に大人びて、賢明にいらせられるので、愛らしく思召された。文治二年十二月一日に、御讀書始の儀を遊ばされた。同じ文治の六年に女御が内遊ばされた。それは月輪關白殿の御女です。間もなく立後の儀があつた。後には宜秋門院と申上げた御方です。この御禊に春花門院と申上げた姫君だけがお出来になつた。後鳥羽帝は、建久元年正月三日に、御年十一で御元服遊ばされた。

おなじき三年三月十三日に、法皇かくれさせ給ひにし後は、御門ひとへに世をしろしめして、四方の海なみ静に、ふく風もえだを鳴さず、世治り長やしくして、あまのこ御うつくしひの浪、秋津島のほかまで流れ、しげき御惠、筑波山のかけより深し、道々にあきらけくおはしませば、國に才ある人おほく、昔に恥ぢぬ、御代はぞや、中にも敷島の道なむ、すぐれさせ給ひける。御歌かすしや人の口にあらむやにも

奥山のおどろの下も、みわけて、道ある世ぞと人に知らせむ。
と侍るこそ、まつりごとと事と思されける程、聞く聞えて、いと、いみじくやむごとくなくは侍れ。

同じ建久の三年三月十三日に、後白河法皇が崩御なされてから後は、後鳥羽帝が御一人で専ら世をお治め遊ばされて、四方の海は浪も静かに、吹く風も種かて枝を鳴らさぬといふ風は、世は太平に治り人民は安らかで、普く行き渡つた御慈愛は、日本の國の外世でも及び、繁き御惠は、筑波山の隆よりも深い程でした。天皇はまた、様々な道々に通じておかるくいらせられたので、國に學問才能のある人が澤山あつて、昔の延喜天曆などいふ聖代にも恥ぢぬ立派な御代であつた。中にも和歌の道が殊に優れて御いで遊ばされた。御製が數知らず、人口に膾炙してゐるが、その中でも、
奥山の...奥山の生ひ茂つた蒨の下のなも踏み分けて、いくら蒨は生ひ茂つても、踏分けて見れば道はあるものだ人に知らせない。今や北條氏が専横を極めて、人のたる大道は亡びて了つた観があるが、どうか之を誦ち平けて、依然皇國の大道は享け、中だと天下の人民共に示してやりたいものだ。
と御座いますのこそ、如何に政道大事と思召されたかといふ、その御心がよく知られて、誠にどうも有難い事で御座います。

建久九年正月十一日、第一の御子、四になり給ふに、御位ゆづり申させ給ひておと給ふ。御年十九。位におはします事十五年なりき。今日明日、二十ばかりの御給ひて、いとまたしかるべき御事なれども、よろづ所せき御ありさまよりは、なかく、やすらかに、御幸など御心のまゝならむとにや。世をしらしめす事は、今もかはらば、いとめ

(五)御心のまゝに出来ようとの御考で、さうして御退位遊ばされたのだらうかの意。
(六)院政として院中で政なきこしめしたの意。
(七)結構な事だの意。

(一)鳥羽殿は山城紀伊郡、白河殿は同愛宕郡にあり、共に白河天皇の造られた離宮。
(二)山城乙訓郡にある。昔、こゝに惟喬親王の離宮のあつた事が伊勢物語に見えてゐる。
(三)十分に御心に満足するまでの意。
(四)世人を驚かしての意。
(五)遙々と眼界が開けてゐて。
(六)この時の作品は、元久詩歌合一卷、群書類従にある。
(七)特にこの殿の景を賞せられての意。
(八)可成りな事。

殿と別々の二つでもなく、又廊渡殿といふ特別の物でもない。
(一〇)花やかに色づき感じをいふ語。
(一一)様子。
(一二)ほんとは如何にも。霞の洞はもと仙人の棲む洞の意で、仙人は不老不死といふが、ほんとはその通りといふ思想。
(一三)仙洞御所、上法皇の御所の稱。
(一四)官位の低い身分。
(一五)「あり経けむ」との千年といふ語を直接惟喬親王と結びつけて解く説が多いが、君の千代を壽くといふ思想が主で、さうした故事は純然たる背景に過ぎず、その背景意識は全然没却しても、歌として立派に成立すると思ふ。
(一六)「ふりもせで」に呼應して「若しい松」の意を現はした語。「若松」といふ語の一般的意義に拘はり過ぎると歌全體の趣が分らなくなる。
(一七)岩を越して碎け散る水玉の數にはの意、「數によつて」の意ではない。

(一)法勝寺の執行。法印は僧位の第一位。
(二)宮女としての呼び名。本名在子。

建久九年正月十一日に、後鳥羽院は、第一の皇子の四つにおなりなされた。御年十九。御在位の間は十五年であつた。御年十九の御年で、まだ一誠に御退位には早いに違ひないのであるが、天子の御年十九は、却てその方が氣樂で、御幸なども御心のまゝに出来られたのでせう。世をお治め遊ばす事は、従前通りで今もお變りないのである。

鳥羽殿、白河殿なども、修理せさせ給ひて、常に渡りすませ給へど、なほ又鳥羽殿に、おもしろき院づくりして、しばし通ひおはしませ給へど、春の葉につけても、御心のゆかきり世をひかして、遊をのみぞし給ふ。所からも川にのぞめる眺望、いと面白くなむ。元久の頃、詩に歌をあはせられしにも、よりわきてこそは、

見わたせば山もとかすむみなせ川、ゆふべは秋となに思ひけむ。
茅葺の廊渡殿など、はるくんと、艶にをかしうせさせ給へり。御前の山より瀧落されたる石の下、すまひ 若葉の山木に、枝さし交りたる庭の山ね くり世
前秋つくるはては、後へる時人。
定の中納言 たりける時人。
よりもせて、わが

君が代にせき入る、庭をゆく水の、岩こそ數は千世も見えけり。

鳥羽殿とか、白河殿とかの離宮なども、手入れを遊ばされて、常に御いでになつて住まはれたが、更に又水無瀬といふ所に、何ともいへず面白い院の御所をお造りになつて、屢々お通ひになつて、春の花、秋の紅葉につけても、思ふ存分御愉快に、世間を驚かすほどに、盛んな御遊ばかり遊ばされた。場所柄も遙々と開けて、川に臨んでゐる眺望が、實に面白い。元久の頃に、詩と歌とを合せて勝負をさせられた時にも、後鳥羽院は殊更にこの御殿の景を賞美せられて、次のやうにお詠みになつた。

見わたせば……見渡すと、山の麓はぼとつと霞んで、夢のやうに水無瀬川が流れてゐる、實に何ともいへぬ春の夕暮だ、今迄自分はどうしてまア、夕方は秋に限ると、さう一概に思込んで居た事だつたらう。
茅葺の長廊下など、はるくんと長く續いて、如何にも花やかに趣深く造つておありなされる。院の前の方のお山から瀧を落された石の様子、苔の深くついた山の木に、枝をさし交してゐる庭の小松の趣も、如何にも如何にも千年の榮を籠めた仙洞御所でありませう。植込みの御手入れを遊ばされた頃、人々を澤山召して、御遊などのあつた後、中納言定家が、當時まだごく官位の低い頃であつた時に、次のやうな歌を詠んで奉られた。

あり経けむ……この山の松は既に千年も経て来たらうに、それでも少しも古くもならず、依然若々しくて、わが君が千年の御齡を重ねてもなほ若々といはせられる事を御誓ひしてゐるやうであります。
君が代に……斯うして君の御庭に堰き入れた水が、岩をこして碎ける飛沫、
は、君が代の千世に榮えましますべき目出たいお姿も見えて居ります。

今の御門の御諱は、爲仁と申しき。御母は、能圓法印といふ人の女、宰相の若として仕うまつれる程に、この御門うまれさせ給ひて、後には、内大臣の御子になり給ひて末

(三)御養女となられて。
 (四)通親の北の方といふのは、刑部卿藤原義兼の女範子、もと能圓法印の妻たりし時在子を生んだが、能圓法印は壽永の亂に平家の一族と共に西海に赴き、在子と母範子とは京師に止つてゐて、在子は通親の養女となり、後に母の範子が通親に通じてその北の方となつたといふ譯である。
 (五)世づかす愛くるしい上品さないふ。
 (六)御性質、御天性、御氣立。
 (七)ゆるやかに、おつとりとしての意。
 (八)情趣情調の意で、戀愛とか吉凶禍福とか、凡て人情の機微に屬する事ないふ。必ずしも機微な事、機微を掛けるべき事といふやうに狭く限定して考へる必要はない。
 (九)お聞き過しにならない、一々お心に止められるといふ意。

には承明門院ときこえき。かの大臣の北方の腹にておはしければ、もとより後の親なるに、御幸さへ引き出で給ひしかば、まことの御女にかはらず。この御門も、やかたの殿にぞ養ひ奉らせ給ひける。かくて建久九年三月三日御即位、十月二十七日御親、十一月二十二日は例の大嘗會なり。元久二年正月三日御冠したまひて、いとまじしくうつくしげにぞおはします。御本性も、父御門よりは、少しぬるくおはしましたけれど、御情深う、物のあはれなど、聞き召し過ぎさずぞありける。

今の天子様土御門天皇の御名は、爲仁と申した。御生母は、能圓法印といふ人の女で、宰相の君というて宮中にお仕へになつて居られるうちに、この天皇がお生れになつて、後には、内大臣の御養女におなりになつて、末には承明門院と申し上げた。かの内大臣の北の方の御腹で、即ちもと能圓法印の室だつた實母が内大臣の北の方となつたので、固よりま、父といふ關係である上に、皇子御誕生といふ幸福までも引き出したので、實の御女と雖りなく大事にされた。自然この土御門天皇も、そのま、かの内大臣に於て御養育申上げたのであつた。新くて建久九年三月三日御即位式、十月二十七日御親、十一月二十二日は例の大嘗會であります。元久二年正月三日に御衣服遊ばされて、大層上品にお美しく可愛らしくいらせられた。御性質も、父の後鳥羽院よりは、少しおつとりとしておいでになつたが、然し御情愛深く、何かの情趣人情の機微など、深く御心に止められて、御聞き捨てに遊ばされぬといふ風でした。

今の攝政は、院の御時の關白基通の大臣、その後は、後京極殿長經ときこえ給ひし、いと久しくおはしき。この大臣は、いみじき歌の聖にて、院の上、同じ御心に、和歌の道をぞ申し行はせ給ひけ。文治の頃、千載集ありしかど、院いまだ御心におはしま

(三)歌聖、歌道にすぐれた人。
 (四)奨勵して盛に行はれるやうにし給うたの意。
 (五)後鳥羽帝の年號。
 (六)文治三年九月藤原俊成が後白河法皇の院宣に依つて撰んだ歌集。
 (七)幼少。
 (八)新古今集の撰集をいふ。土御門天皇の建仁元年、後鳥羽院の院宣に依つて撰んだもので、通具以下の五人はその撰者。
 (九)精選し給ふ。一首々々の歌を添削訂正するといふのでなく、歌集として不備のないやうに各自の選出した歌を更に吟味精選するといふのであらう。
 (一〇)自分の身に引取り持つてといふ思想で、萬事幹旋奉行したのいふ。

ししかばにや、御製も見えざるを、當帝位の御程に、また集めさせ給ふ。土御門の内大臣の二郎君、右衛門督通具といふ人をはじめにて、有家の三位、定家の中將、家隆、雅經などにのたまはせて、昔より今までの歌を、ひろく集めらる。おのゝ奉れる歌を、院の御前にて、自らがき整へさせ給ふさま、いと珍しくおもしろし。この時も、先に聞えつる攝政殿、とりもちて行はせ給ふ。

今度の天子様の攝政は、後鳥羽帝の御時の關白だつた大臣基通で、その後には、後京極長經と申した方が、すつと長い間攝政をして居られた。この大臣長經は、非常な歌の名人で、後鳥羽院は、その大臣と心をお合せになつて、歌道を御奨勵遊ばされた。文治の頃に、千載集の撰があつたが、その頃後鳥羽院はまだ御幼少でおありなされたからか、それには御製も見えないうであるが、今上陛下(土御門天皇)御在位のうちに、後鳥羽院の院宣でまた歌集をお撰びになつた。土御門内大臣の御二男の、右衛門督通具といふ人を始めとして、三位有家、中將定家、家隆、雅經などに仰せになつて、昔から今までの歌を、廣く一般に集められた。各自に奉つた歌を、後鳥羽院の御前で、院御自身に吟味精選遊ばされる様は、誠に珍しく面白い事であつた。この時にも、さきに申上げた攝政長經殿が、萬事幹旋奉行なされた。

おほかた古へ奈良の御門の御代に、始めて左大臣橘の朝臣勅を承りて、萬葉集を撰びしよりこのかた、延喜のひじりの御時の古今集、友則、貫之、躬恒、忠岑、天曆のしかかりし御代にも、一條の攝政殿、いまた藏人の少將など聞えけるころ、和歌の別當とかやにて、梨壺の五人におほせられて、後撰集は集められけるとぞ。

御殿の名で、昭陽舎の一名、庭に梨を植ゑてあるからの稱。

(四) 自分の間違ひかもしれぬといふ謙辭。

(五) この「こそ」は次の「三度奏して後こそ」の「こそ」と共に「を」をさまりに「けれ」に係る異例の用法。

(六) 今鏡源氏の御息所の巻に、「かやうの御歌ども、木工頭の撰び奉れる集に、輔仁のみこと書きたりければ、白河院は、いかに、に見ん程、かくは書きたるぞと仰せられければ、三宮とぞ書き奉れる。院中らひはよくもおはしまさざりしかど、御弟なるべし」とある。

(七) 自然稀々にある事だの意で、「おしなべて撰者のまゝにて侍るなれ」の條件副詞になつてゐる。世の註書の殆ど凡てが、自然の結果だとか、自然の必要上止むを得ぬ事だとか見てゐるが、それでは筋が立たぬ。

(八) 和歌を取捨選擇せられるといふのを、鳥が和歌の浦の海邊におりて餌をあさるといふ趣に擬して書いた文句。和歌の席に臨むの意と解した書もあるが、この文意はさうではない。

にやはべらむ。その後、拾遺集は、花山の法皇のみづから撰ばせ給へるとぞ。白河院の御時は、後拾遺集、通俊治部卿うけたまはる。崇徳院の詞花集は、顯輔三位まゝに又白河の院おりのさせ給ひて後、金葉集、重ねて俊頼の朝臣におほせて撰ばせ給ひしそ、はじめ奏したりけるに、輔仁の親王の御なりのりを書きたる、悪しとてなほされ、又奉れるにも、何事とかやありて、三度奏して後こそをさまりにけれ。かやうの例もあつからぬ事なり。おしなべて、撰者のまゝにて侍るなれど、こたみは、院の上、みづから和歌の浦におりたちあさらせ給へば、誠に心ことなるべし。

大體、昔奈良朝時代に、始めて左大臣橘の詩丸朝臣が勅を奉じて、萬葉集を撰んでからこのかた、延喜の聖代——醍醐天皇の御時の古今集、これは友則、貫之、躬恆、忠岑の四人が撰んだもの、又天曆のすぐれて立派だつた御代——村上天皇の御時にも、一條の攝政殿が當時まだ藏人の少將などと申した頃、和歌所の別當(長官)とかで、梨壺の五人に仰せられて、後撰集を撰せられたといふ事である。これは聞き違ひでありませうか。その後、拾遺集は、花山法皇が御自身御撰びになつたといふ事です。白河院御在位の御時は、後拾遺集で、これは治部卿通俊が命を奉じて撰じた。崇徳院の御時の詞花集は、三位顯輔が撰んだ。又白河院が御退位遊ばされた後、金葉集を、重ねて俊頼朝臣に仰せ付けて撰ばせられたのであるが、その時は、最初奏上した所が、輔仁親王の御名のりを書いたのがいけないといふ事で直され、又奏上した場合にも、何とかいふ事があつて、三度改め奏上して後に漸く納つたのであつた。このやうな例も自然たまさかある事である。概して勅撰集は撰者の考のまゝで出来ませうのだが、今度は、後鳥羽院様が、御自身和歌を御撰遊ばす事だから、誠、他の撰集とは趣が違つて、格別なものである事だ。

(一) 建仁元年、後鳥羽院を始め後京極攝政以下男女三十人の歌人に各百首を奉らせ、その中十人を選んで判者とした歌合。歌合とは、歌人が左右に分れ、各一首づつを組合せて一番とし、判者がその優劣をさめるのをいふ。

(二) 給ひし時にも、意。

(三) 親ら歌合を催し、良歌を選び給ひ、そしてそのまゝ、御自身もそれに加はり給ひの意。

(四) 列、同列。

(五) 判の詞を書かれたよりもその方が却て。

(一) 孟子に「上有好者、下必有甚焉者」とある思想。
(二) ありました。その名が世に知れてゐるといふ思想の語。
(三) 後鳥羽院に仕へた女官、正四位下右京大夫源師光の女。
(四) 村上上皇、具平親王、師房、俊房、師頼、師光、宮内卿。
(五) 以前は、昔は、元來の家柄からいへばといふ思想。
(六) 賈人、高貴な身分の人。
(七) ほど、ぐらゐ。
(八) 底もなく、限りなく。
(九) 意味合、趣。
(一〇) 得難く、珍らしく。

この撰集よりさきに、千五百番の歌合せさせ給ひしにも、勝れたるかぎりを選ばせ給ひて、その道の聖たち判じけるに、やがて院も加はらせ給ひながら、「なほこのなみには立ち及びがたし」と、卑下せさせ給ひて、判の詞をば記されず、御歌にてまさり劣れる志ばかりをあらはし給へり。なかくいと艶に侍りけり。

この勅撰歌集より前に、千五百番の歌合を遊ばされたが、その時にも、凡そ勝れてゐるといふ勝れてゐるのだけを御選びになつて、歌道の達人たちが判定をしたが、そのまゝ、それに後鳥羽院もお加はり遊ばされたながら、而も「何というてもやはり自分はこの人々の列には立ち及び難い」と御謙遜遊ばされて、批判の文句はお記しにならないで、御歌を以て優劣の御心持だけをお現はし遊ばされた。それが却て誠に優雅な事で御座いました。

上のその道を選給へれば、下もおのづから時を知るならひにや、男も女も、この御代にあたりて、よき歌よみ多く嗜利侍りし中に、宮内卿の君といひしは、村上の御門の御後に、俊房の左の大政ときこえし人の御末なれば、はやうはあて人なれど、つかさあさくて、うち續き四位ばかりにて亡せにし人の子なり。まだいと若き齡にて、そこひもなく深き心ばへをのみ詠みしこそ、いとありがたく侍りけれ。

上がその道を得て御いでになると、下々の者も自然時の趨勢を知るといふものであるが、男も女も、この御代には、よい歌人が多くありましたが、その中に宮内卿の君という方は、これは、村上天皇の御後裔で、左大臣俊房と申した方の御子孫ですから、以前は高貴な家柄の方であるが、官位が低くて、永らくの間すうと四位ほどの地位で亡くなつた人の子さん

七

(一)「たがひ、今度。」
 (二)世に許された老功の者。「ふるき」は老功、老練の意で、「ものども」に掛る形容詞。
 (三)まだその時期でない、未熟でさうした大家と同列になるにはまだ早い意。
 (四)悪くはない。
 (五)下に「さし加へゆる」など補つて見よ。
 (六)「心構へして」の意から来て、「必ず」の意に慣用する副詞。「注意して」と解しては語感が一寸外れる。
 (七)顔をあげる、名譽になるの意。
 (八)この文脈は、
 涙ぐみて候ひけるけしき」あは
 かぎりなきすきの程も」あは
 れにぞ見えける
 といふ主語の對立。
 (九)如何に限りなく好き好んであるかといふその程度もの意。
 (一〇)この歌合は出詠者三十人、一人百首で、三千首が左右に分れて千五百番となるのである。
 (一一)この「に」は「その物に」又は「の中に」の「に」と見たい。「によりて」と解すると思想の筋はよく立つが、歌として理窟ッほくなる。
 (一二)古雪。去年の雪だから古雪というたので、残雪又は降雪の意では

です。この方は、まだ誠に若い年で、而も限りもなく深遠な趣ばかりを詠んだのは、實にどうも珍らしいことでありました。

この千五百番の歌合の時、院のうへのたまふやう。「こたみは、皆世にゆりたるふるき道のものどもなり」宮内卿は、まだしかるべけれど、けしうはあらずと見ゆればなむ。かまへて、まろが面おこすばかり、よき歌つかうまつれ」とおほせらるゝに、面うち赤めて、涙ぐみて候ひけるけしき」限りなきすきの程も、あはれにぞ見えける。さてその御百首の歌、いづれもとろくくなる中に、
 薄く濃き野邊のみどりの若草に、あとまで見ゆる雪のむら消え。
 草の緑のこきうすき色にて、去年の雪の遅く疾く消えける程を、推しはかりたる心ばへなど、またしからむ人は、いと思ひよりがたく。この人、年積るまであらましかば、げにいかばかり目に見えぬ鬼神をも、動しなましに、若くて亡せにし、いといとほしく、あたらしくなむ。
 この千五百番の歌合の時に、後鳥羽院様が仰せ遊ばすやう、今度の歌合に出るのは、何れも皆世に名人と許されてある歌道の老功者たちである。宮内卿は、まだその仲間に入るには早からうが、然しまんざら悪くはないと思はれるやうだから、特に加へる事にした。必ず、朕の面目を施すほどに、よい歌を詠めよ」と仰せられると、宮内卿は、顔を赤らめて、涙ぐんで居つたその様子は、どんなに限りなく歌道に熱心である事かと、しみじみ感深く見えた。さてその宮内卿が歌合に奉つた百首の歌は、何れも思ひ／＼の趣があつて面白かつたが、

(一三)まだ歌道に達してゐない、未熟な。
 (一四)古今集の序に「力をも入れずして天地を動かさし、目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ、男女の中をも和げ、猛き武士の心をも慰むるは歌なり」とあるを背景とした文。
 (一五)惜むべくある事だの意。

(一)前をうけて、下の「新古今といふなり」に掛る副詞。
 (二)撰集が竟(チハ)つた意味で催す宴會。その時人々の詠む歌を竟宴和歌といふ。
 (三)一條の北にあつた御殿。
 (四)「世のいみじきひらき」で、「ひらき」は「騒ぎ」(お祭騒ぎ)といふ場合の騒ぎとか評判とかの意。
 (五)醍醐帝の御代に古今集を撰ばれた時の事をいふ。
 (六)「いそのかみ」は大和國の地名で、そこに又布留といふ地名のある所から、「古き」降る」などの枕詞となつた語。
 (七)古今集の例に倣つて後撰集・拾遺集等々に撰集があつたから「また」といふ。
 (八)「しきしまや」は「やまと」の枕詞。
 (九)順流るの意、もと上位から下位

特にその中でも、
 薄く濃き……野邊の若草を見れば、緑の色が、或所は薄く、或所は濃い、さうした若草の色の中、雪のまだらに消えた跡までが、まさ／＼と見えてゐる事である。といふ歌、草の緑の色濃い薄いに依つて、去年の雪が或は遅く或は早くむらに消えた事を推し量つた其の心の趣などいふものは、またその道に達してゐないやうな人には、誠に以て思ひつき難い事でありませう。若しこの方が年寄るまで生きて居つたなら、ほんとはどんなにか鬼神をも感動させるほどの名歌を詠んだらうに、若くて亡くなつた事は、誠に可愛さうで、惜しい事で御座います。

かくて、この度撰ばれたるをば、新古今といふなり。元久二年三月二十六日、竟宴といふ事、春日殿にて行はせたまふ。いみじき世のひらきなり。かの延喜の昔おぼしよそへられて、院の御製、

いそのかみふるきを今にならべ來し、昔の跡を、またたづねつゝ。
 しきしまや大和花ばの海にして、拾ひし玉は、みがかれにけり。
 つぎ／＼すむながるめりしかど、さのみはうるさくてなむ。

新様にして、今度撰ばれた勅撰集をば、新古今といふのです。元久二年三月二十六日に、その祝賀宴たる竟宴といふ事を、春日殿で行ひ遊ばされる。それはもう大した世間の評判です。かの延喜の昔の事を思ひ寄せ遊ばされて、後鳥羽院の御作り遊ばされた御歌、
 いそのかみ……古い歌を今の世に並べ來つて古今集をお撰びになつた、その昔の跡

へと順々に酒盃を舉げる意の語で、それから順次歌を誦む事にもいふ。こゝもその意で、法皇・攝政……と竟宴に列した人々が順次皆歌を誦んだやうであるが、意は順次皆歌を誦んだが」といふ解は語義に叶はぬ。

- (一) 月日の経過が強く意識されぬ趣を現はした語。結局は「格別の事もなく」といふのだが、語自體の感じはもつと漠然たるものだ。
- (二) 御元服の儀式。
- (三) 藤原範季の女。
- (四) かはゆいもの、いとしいもの。
- (五) 並ぶものなく。「二なく」の意。「似なく」ではない。
- (六) 「清らか」の「清ら」で、こゝは善美といふ思想。
- (七) 「いつくし」には「厳し」(おごそかだ)と「美し」(見事だ)との二義がある。こゝはその二義を兼ねた趣で、この語の或場合の用ひ方たる「美々しさ、人目に立つ程のげばくしき」といふ語感が強く働いてゐる。
- (八) 前途遙かに長かるべき。
- (九) 御盛年に、御年若さに。
- (一〇) 斯く御讓位なさるべくあるのな。
- (一一) 御心がゆかね、それを御得心なさるぬ。
- (一二) 御讓位の事をすらくと御承

たも尋れて、さうした例に倣つてこの新古今集を撰んだ次第である。
攝政良經公の御歌、
しきしまや……和歌の海で拾つた玉——海にも譬ふべき無数の歌の中から拾ひ集めた名歌は、更に美しく磨かれて、斯うした立派な歌集となりました。
次から次へと順々に歌をおよみになつた風でしたが、さうく舉げますのは煩はしう御座いますから、この邊で止めて置く事に致します。

何となく明け暮れて、承元二年にもなりぬ。十二月二十五日、二の宮御かうぶりし給ふ。修明門院の御腹なり。この御子を、院、限りなくかなしきものに思ひ聞えさせ給へれば、になくきよらをつくし、いつくしうもてかしづき奉り給ふ事なめならず。遂におなじき四年十一月に、御位につけ奉り給ふ。もとの御門、今年こそ十六にならせ給へば、いまだ遙なるべき御盛に、かゝる^(一〇)いと飽かずあはれと思されたり。永治のむかし、鳥羽の法皇、崇徳院の御心もゆかねにおろし聞えて、近衛院をすゑ奉り給ひし時は、御門いみじうしぶらせ給ひて、その夜になるまで、勅使を度々奉らせ給ひつゝ、内侍所劍^(一一)塵などを、渡しかねさせ給へりしぞかし。さて、その御憤の末にてこそ、保元の亂もひき出で給へりしを^(一二)この御門は、いとあでに、おほどかなる御本性にて、思しむすばほれぬにはあらねども、けしきにも漏し給はず。世にも、いとどあへなき事に思ひ申しけり。承明門院などは、まいていと胸いたくおぼされけり。^(一七)
何となくつい月日がたつて行つて、承元二年にもなつた。その年の十二月二十五日に、第二の

欠

欠

意になる。
(一)上代に對する末世で、後々の世、今の世などいふ思想。殆ど凡ての註書に「晩年」とあるが、さういふ意味の語ではない。
(二)八雲御抄七卷、歌學の書。
(三)「この御門なり」といふのを敬語體にした趣の一種の慣用表現。
(四)攝政長親の女立子。
(五)仲恭天皇。
(六)揃ふべきものが揃つたの意。
(七)萬事都合などいふに近いが、もつと主觀的色彩のある語。
(八)一杯によるこびさわぐの意。
(九)親王宣下のあつた事をいふ。
(一〇)立太子があつたといふ事。「お給ふ」を東宮坊に移り住み給うたといふ實義動詞の趣に解しては語の感じが違ふやうだ。
(一一)五十日の餅の略。誕生後五十日目の御祝の餅。
(一二)性急な御取りなし方の意。
(一三)待遠しく、皇子御誕生を待兼ね給うたので、いよ／＼御誕生あるや、斯く性急の取扱ひをなされたのだらうの意。
(一四)すつかりきまつて了つた。立太子がある迄は次の帝位がどちらになるか分らぬが、斯うなればもう順徳系の帝位としまつて了つたわけである。
(一五)これはもう自分の御子の帝位繼承の見込も絶え、萬事終れりと思ひ給ふ事だらうの意。

一日、やがて親王になし奉り給ひて、おなじき廿六日、坊に給ふ。いまだ御五十日だに聞しめさぬに、^(一)「いははやく御もてなし、めづらかなり。心もとなく思されければなるべし。今ひとしほ、世の中めでたく、定まりはてぬるさまなり。新院は、^(二)いでやと思さるらむかし。^(三)」

この順徳天皇の御代には、非常に華やかな事が多く、あちらこちらへの行幸もしげ／＼とあつて、よろこばしい世の様です。建保二年に、春日神社へ行幸のあつた時こそ、世にも珍らしい程に善美の限りを争ひ盡して、實に面白う御座いました。そして、その次の年に、帝が御百首の御歌をおよみ遊ばされたが、その時に、去年の春日行幸の事を思ひ出し遊ばされて、陛下の御製、
かすが山……春日山に於て、去年の春三月の花の香に、深くしみこめた我が心——あの時参拜して心をこめてお祈りした我が赤心は、春日の神がしろしめしてゐて下さる事であらう。
順徳院の御氣立は、新院よりは少し才氣が働くといふ風で、きび／＼しておいで遊ばされた。御學才も、和漢を兼ねて、非常にすぐれてゐらせられた。朝夕つとめて遊ばす事は、和歌の道でありました。後々の世に八雲などいふものを御作り遊ばされたのも、この天子様でいらせられる。おきさきとして攝政殿の姫君が御入内遊ばされて、誠に華かにおよるこぼしい事です。この姫君の御腹に、建保二年十月十日、第一皇子がお生れ遊ばされた。いよ／＼物の打合つた揃ふべきものの揃つた心持がして、世間ではヤンヤといつて喜び騒いだ。十一月二十一日に、そのまゝ、すぐに親王宣下を遊ばされ、同二十六日に、東宮にお立ち遊ばされた。まだ五十日の餅も召上らないのに、早くも東宮におたて遊ばされたその性急のおとりなしは、誠に物珍らしい事です。それも天皇が皇子御誕生を待遠しくお思ひ遊ばされたからでありませう。斯くなるにつけて、今一段と、世の中がめでたくて、もう何も彼も事がきまつて了つた趣である。

- (一) や、もすれば、何とかいふ事があるとする。
- (二) 御心に満足する有様、御愉快な状態。
- (三) 清涼殿の殿上の間に伺候する事を許された四位・五位の人又は六位の藏人。
- (四) 人々。諸注「彼や此や」と解してあるがさういふ意の語ではない。源氏帯木の「いとあしき事なり」と、これかれ開ゆや、大和物語の「家にこれかれ引く方に従つて、各自の好みみに従つて、」
- (五) 心の引く方に従つて、各自の好みみに従つて、當時流行の遊具。
- (六) 揚弓の類で、
- (七) 目もりした盤上に石を並べ、賽を振つて勝負を争ふ遊戯。
- (八) 争ひ騒ぎ。
- (九) 「なかしと御覽じて」とは、同じ趣、御覽になつてこれは面白いと思はれての意。
- (一〇) 「取り出で」の音便。
- (一一) 順徳帝の御生母。
- (一二) 殿上人達をいふ。
- (一三) 六脚の櫃。この文脈は、「金物したる小さき唐櫃のいと重らかなるを」「の」と「が」なるが同格の趣になる。反戻の「が」のやうに考へてはいけない。
- (一四) 殿上人。
- (一五) 變な事をするものだなアとい

新院は、いやもうこれではと思召される事せうヨ。

かくて、院の上は、^(一)ともすれば、水無瀬殿にのみわたらせ給ひて、琴笛の音につけ、花紅葉のをりく^(二)にふれて、よろづのあそびわざをのみ盡しつゝ、御心のくさまにて過ぎせたまふ。誠によろづ世も盡きすまじき御世の榮、次々、今よりいとたのもしげにぞ見えさせ給ふ。御恭うたせ給ふついでに、若き殿上人とも召して、これかれ、心のひきみに、いとみ争はせさせ給へば、あるは小弓雙六などいふ事まで、思ひく^(三)に勝負をさうどきあへるも、いとをかしう御覽じて、さまざまの興ある賭物ども、とうでさせ給ふとて、なにがしの中將を御使にて、修明門院の御方へ、「何にても、男どもに賜はせぬべからむ賭物」と申させ給ひたるに、とりあへず、小き唐櫃の金物したるが、いと重かなるを、参らせられたり。この御使のうへ人、何ならむと、いといぶかしくて、片端ほのあけて見るに、錢なり。いと心えずなりて、さと面うちあかみて、あさましと思へる氣色しるきを、院御覽じおこせて、「朝臣こそ、むげに口惜くはありけれ。かばかりの事知らぬやうやはある。古より、殿上の賭弓といふ事には、これをこそ賭物にはせしか。されば、今かけものと聞えたるに、これをしも出されたるなむ、いにしへの事知り給へるこそ、いたきわざなれ」と、はゞゑみてのたまふに、さは悪しく思ひけりと、心地騒ぎておぼゆべし。

- ふ氣持になつての意、結局は、甚だ合點が行かないでといふ事である。
- (一六) これはひどい、これは驚き入つたといふ意。
- (一七) 著し、顯著だ。
- (一八) 「朝臣」は親み呼んだ語。
- (一九) 臨時の御儀で、賭物をして、殿上の侍臣たちに弓を射させて御覽になる事。
- (二〇) この文脈は、
これをしも出されたるなむ
いにしへの事知り給へるこそ
いたきわざなれ
といふ主語の對立。
- (二一) えらい事だ、すてきなものだの意。
- (二二) 然らば、して見ると。
- (二三) まづく考へた、とんだ考へ違ひなしたの意。
- (二四) 心の中が騒ぐやうに思ふの意。

- (一) 至つて居る事が深い、蘊奥を極めの意。
- (二) 派手々々しく陽氣な意。華美を好み給ふといふのは語の感じが違ふ。
- (三) 對の屋から廊・中門を隔てて池に臨んで居る建物。

新院にして、後鳥羽院様は、何かといつては、水無瀬の御殿へばかりおいで遊ばされて、琴や笛の音楽の御遊につけ、花や紅葉の四季折々の眺めにふれて、様々の御遊び事ばかり盛になされて、如何にも御氣持のよい有様で御遊ばされる。ほんんと千萬世までも盡きなからうと思はれる御世の榮えは、次から次へと、今から實に頼もしいものやうに見えて御いで遊ばされる。甚をお打ち遊ばされる序手に、若い殿上人たちを召して、人々、心の好みく^(一)に任せて、競争をさせなされると、或は小弓とか雙六などいふ事まで、思ひく^(二)に勝負を競ひ騒ぎ合つてあるその様も、誠に面白いと御覽遊ばされて、色々の興味のある賭物を取出して賜はらうといふので、中將何某を御使として、修明門院の御所へ、「何なりとも、侍臣たちに遣はして然るべき賭物を」と申させなされると、修明門院の許では、すぐさま、小き唐櫃の金物の打つてあるの、非常に重さうなのを差上げられた。この使に立つた殿上人が、何であらうかと、ひどく不審に思つて、片端を一すあけて見ると、錢です。どうして錢など出されたのかと、實に合點が行かないで、サント顔を赤らめて、あんなりだと思つてある様子が明かであるのを、後鳥羽院がすーとと御覽になつて、「そなたこそ、實にどうもなさない事だ。この位の事を知らないうといふ法があるか。昔から、殿上の賭弓といふ事には、この錢をば賭物にしたものだ。だから、今賭物を出せと申上げたので、修明門院がこれを出されたといふのは、古への事をよく心得て居られるこそ、實にえらい事である」と、ニツコリは、ゑんて仰せられる、それにつけて、中將は、これはどうもとんでもなくまづく考へたものだツたなアと、胸もどきついてハク／＼思ふ事でありませう。

大方この院の上は、よろづの事にいたり深く、御心もはなやかに、物にくはしうなどぞ御座しましける。夏の頃、水無瀬殿の釣殿に出でさせ給ひて、氷水めして、水飯やうのものなど、若き上達部、殿上人どもに賜はさせて、大御酒まるるついでにも、「あはれ古への紫式部こそは、いみじくはありけれ。かの源氏物語にも、「近き川の鮎、西川よ

- (四)水漬けの飯。
- (五)参議及び三位以上の公卿。
- (六)源氏物語の作者。
- (七)源氏常夏の巻にある句。近き川は賀茂川、西川は桂川、いしぶしははげに似た川魚、石間に伏在してゐる習性からの名といふ。
- (八)見事だと思ふよ。文句を褒めた語、その料理がおいしいさうだと解した書もあるが、原文の表現から見ると、それは立ち入り過ぎと謂へよう。
- (九)やる事が出来るかの意。
- (一〇)護衛の任に當る近衛の舍人。
- (一一)勾欄とも書く、御殿の縁にある欄干。
- (一二)「ける者が」の意で、「けるが」の「が」は主格。
- (一三)源氏帯木の巻に、「御心のまゝに、折らば落ちぬべき萩の露、拾はば消えなむと見ゆる玉簾の上の霞などの、えんにあえかなる」云々。
- (一四)怪しくある事の意、普通と變つてゐて面白いと褒め給うた語。
- (一五)纏頭(引出物、褒美の品)として賜はる。
- (一六)酒の方にかけても。
- (一七)はげしく、ひどくの意。豪の者でいらせられるといふ心持の文句だらう。
- (一八)愛敬があつて。
- (一九)之を見奉る人がいつ迄なつても見飽く事はなからうといふ意。

り奉れるいしぶしやうのもの、御前に調じて」と書けるなむ、勝れてめでたきぞとよ。只今さやうの料理つかまつりてむや」などのたまふを、秦の某とかいふ御隨身、高欄のもと近く候ひけるが、うけたまはりて、池の汀なる笹を少し敷きて、白き米を洗ひて奉れり。「拾はば消えなむ」とにや。「これもけしかるわざかな」とて、御衣脱ぎてかづけさせ給ふ。御かはらけ度々きこしめす。その道にも、いとほしたなうものし給ふ。何事も、愛敬づき、めでたく見えさせ給ふ御ありさま、千歳を經とも、あく世あるまじかめり。

大體この後鳥羽院様は、萬事に御遺詔が深く、御心もハーツと華やかで、物事に詳しいなどいふ風であらせられた。夏の頃、水無瀬殿の釣殿にお出ましになつて、氷水を召上つて、それから水飯といつた風のものなど、若し上達部や殿上人たちに下し賜はつて、御酒を召上がられる際にも、「あ、昔の紫式部こそ、實にどうもえらいものだつたナ。かの源氏物語にも『近き川の鮎、西川から奉つた石伏といふ風のもの、御前で調理して』と書いてあるのが、實にどうも見事だと思はれるよ。今さういつたやうな料理を誰かやつてくれようかナ」など仰せになるのを、御隨身の秦の何某とかいふ者の、高欄のそば近く侍して居つたのが承つて、池の水打際にある笹を少し下に敷いて、白き米を洗つて奉つた。「拾はば消えなむ」——源氏の「拾はば消えなむと見ゆる玉簾の上の霞」といふ文句に基いて、米を箆に見立てた趣向だらうか。院は、「これも仲々變つてゐて面白いナ」と仰せになつて、御召物を脱いで引出物として下された。御盃を度々召上る。その道に掛けても、仲々御ひどくツていらせられます。何事も、愛さうがよく、お美事にお見え遊ばす御様子は、斯うして千年萬年を過しても、決して御見飽き申上げるときはなからうやうに見えます。

- (一)精選と同義で、特によりすぐつたといふ意。
- (二)歌を精練せられ。
- (三)歌會の席上で列座の人々が歌の優劣を批判すること。衆議列は一定の選者を定めず衆議で優劣を決するのをいふ。
- (四)愈々心遣ひされて心配だつたりうの意。
- (五)説明的の挿入語。玉葉集には建保元年八月撰歌合に後鳥羽院御製とある。
- (六)いづれもおろそかなものはない。歌が立派だといふ外に選ばれた人の心持或はそれに伴ふ挿話といふやうな事を暗示した言葉のやうに思ふ。
- (七)大層であつた事は、大抵の註書に「特にすぐれた歌は」と解してゐるが、この句は以下の話の全體に對する主格の趣と見るのが自然であらう。
- (八)院の御所警衛の武士で、上北面(五位)と下北面(六位)とがある。
- (九)許されたる、上手と人に許され
- (一〇)歌會の一員に加へられる。
- (一一)高貴の人。
- (一二)取られて。
- (一三)相手、敵手。院の御歌に番(ツカ)はれたのをいふ。
- (一四)前記の、あの。
- (一五)院の歌が左で、それに對して右となる。

また、清撰の御歌合として、かぎりなく磨かせ給ひしも、水無瀬殿にての事なりしにや。當座の衆議判なれば、人々の心地、いとおき所なかりけむかし。建保二年九月のころ、すぐれたるかぎりぬき出で給ふめりしかば、いづれかおろかならむ。中にもいみじかりし事は、第七番に、左、院の御歌、あかしがた浦路はれゆく朝なぎに、きりにこぎ入るあまのつり舟。とありしに、北面の中に、藤原の秀能とて、年比もこの道にゆりたるすきものなれば、召し加へらるゝ事、常のことなれど、やむごとなき人々の歌だにも、あるは一首二首、三首には過ぎざりしに、この秀能、九首までめされて、しかも院の御かたてにまゐれり。さてありつるあまの釣舟の御歌の右に、契りおきし山の木の葉のした紅葉、そめしころもに、秋風ぞ吹く。と詠めりしは、その身の上にとりて、ながき世の面目、何かはあらむとぞ聞き侍りし。又、清撰の御歌合というて、限りなく歌を御磨きになつたのも、水無瀬殿での事でありましたらうか。それは、その座で即席に列座の人々が優劣を判定するのでしたから、人々の心持は、一入心配で心配でたまらなかつた事でせう。それは建保二年九月の頃の事、勝れたといふ勝れたのだけを選出遊ばされた風でしたから、どれ一つとして、どうして、加減なものが御座いませう。中にも素敵だつた事は、第七番に、左、後鳥羽院の御製、あかしがた……明石湯の濱邊の、段々と晴れて行く朝なぎの霧の中へ、漁夫の釣舟が漕いで還入つて行く——實に何ともいへぬ面白い朝景色だ。

(一六)「頃も」に「衣」を掛け、「秋」に「飽き」を掛けた言葉の技巧。
 (一七)永世の名譽、いつまでも朽ちる事なき名譽。この句は、文法的にいへば、「何かはあらむ」を述語句として、主語である。
 (一八)何物かこれに過ぎん。
 (一九)といふ事でした。と人の評判するのを耳にしましたといふ思想。

(一)醍醐天皇が、御遊の夜、御前の御階の下に躬恒(古今集の撰者の一人)を召して、「月を弓張といふ意はなにの心ぞ、これがよし仕まつれ」と仰せられた時、「照る月を弓張といふ事は山邊をさして、いればなりけり」と詠じて御衣を賜はつた事が大鏡に出てゐる。
 (二)藤原仲平。但し、この話はその甥の師輔の事で、筆者の記憶の誤。
 (三)五位以上の人が特別の儀式に参列する時、束帯の腰に佩用するもの。小さい木の角材に鮫皮を貼つて、表裏に金又は銀の魚形を取り附けたもので、金の方は三位以上、銀の方は四位五位。
 (四)師輔公が正月一日参賀に束帯を召された時、魚袋が破損してゐたので、父貞信公の許へ朝拜に後れる旨申送ると、貞信公は自分のを立派な

とあつたのに、北面の武士の中に藤原秀能というて、これは年来も歌の道に名人と世間から許されてゐる熱心家だから、その仲間にも召し加へられる事は普通の事で別に不思議はないが、高貴な方々の歌でさへも、或は一首二首、三首には過ぎなかつたのに、この秀能が、九首まで御採用を蒙り、而も後鳥羽院の御相手になつた。そして前の「あまのつり舟」の御歌の右として、契りおきし……山の木の下に紅葉する頃にはと、深く約束して置いたその下紅葉の、赤く染めたこの衣に、あはれ秋風が吹く事です——山の木の下に紅葉する頃には逢ひませうと、深く約束したのに、もう秋風が吹きそめて私をよそになさるのですネ。
 と詠んだのは、その身の上を取つて、永世不朽の名譽、何がこれ以上のものがあらうやと申す事で御座いました。

昔の躬恒が、御階のもとに召されて、「弓張といふ事は」と奏して、御衣賜はりしをこそ、いみじきことにはいひ傳ふめれ。又、貫之が家に、枇杷の大臣、魚袋の歌の返し、とぶらひにおはしたりしをも、道の高名とこそ、世継には書きて侍れ。近き頃は西行法師ぞ、北面の者にて、世にいみじき歌のひじりなめりしが、今の代の秀能は、ほとほとふるきにも立ちまさりてや侍らむ。この度の御歌合、大方、いづれとなくうちみだしで、すぐれたる限りを、えり出でさせ給ひしかば、各むら／＼にぞ侍りける。吉水の僧正と聞えし、又、類なき歌の聖にていましき。それだに四首ぞ入り給ひにける。さのみは事長ければもらしぬ。

昔の躬恒が、御階の下に召されて、「弓張といふ事は」と奏上して、御感に預り御衣を賜はつたのをこそ、非常な名譽の事として世に言ひ傳へてゐるやうです。又、貫之の家へ、枇杷の

松の枝に附けて贈つた。師輔は自ら貫之を訪れて謝禮の歌を詠ませた。その時貫之が「吹く風に水解けたる池の魚は千代まで松の蔭にかくれむ」と詠んだ事が大鏡に出てゐる。
 (五)大鏡。
 (六)まげこぜにして、身分等の差を撤しての意。
 (七)採用になつた歌数がまち／＼。
 (八)僧慈圓。吉水は山城國愛宕郡大谷の別名。

(一)いたく重んぜられ。
 (二)比叡山延暦寺の總管職。
 (三)「し」は終止でなく、連體假止の氣持で、ゆとりを持つて下につゞく趣である。
 (四)仲々凡常の人には得られぬやうな名譽の意。
 (五)五七七……と續けて七七と結ぶ歌の體。但し後世は事實土七五調になつてゐる、これもその一例。
 (六)さても何と實にの意、感動詞的の句。
 (七)猿鷲山、釋迦説法の處。
 (八)常住不滅の佛徳を月に喩へたのである。
 (九)釋迦入滅の後。これは巻頭の序に説明して置いた。
 (一〇)釋迦滅後に五箇の五百年があり、五百年毎に佛道修行の差降のある事が大集經に出てゐる。第一の五百年は解脱堅固、第二は禪定堅固、第

大臣が、魚袋の歌の返しを作つて貰ふために、わざ／＼訪問にいふしたのを、歌道の名譽だと、世継には書いてあるので御座います。近い頃では、西行法師こそ、北面の武士で、非常にすぐれた歌の名人であつたやうですが、今の代の秀能は、殆どさうした昔の名人たちにも立ち優つて居りませうか。今度の御歌合は、大體、どれとなく打ちまぜて、優れてゐるといふ優れてゐるのだけを選出遊ばされたので、各人の選まれた歌の数はまち／＼で御座いました。吉水の僧正と申した御方、これもまた無類の歌聖でいらせられました。さうした方でさへ四首だけ選におはひりになつたのでした。さう／＼一々申上げては事長くなりませうから、省く事に致します。

この僧正、世にもいと重く、山の座主にてものし給ふ事も、年久しかりし、そのほどに、やむごとなき高名、かす知らずおはせしかば、崇められ給ふさまも、になくものし給ひしかど、なほ飽かず思ふ事やありけむ、院に奉られける長歌、

扱もいかに	わしのみやまの	つきのかけ	つるのはやしに
入りしより	經にけるとしを	かぞふれば	ふたちとせをも
過ぎ果てて	のちのいつの	もゝとせに	なりにけるこそ
かなしけれ	あはれみのりの	水のあわの	消えゆくころに
なりぬれば	それにこころを	すましてぞ	わがやまがはに
しづみゆく	こころあらずふ	のりの師は	われもわれもと
あをやぎの	いとところせく	みだれきて	はなももみちも

三は多聞堅固、第四は造寺堅固、第五は開淨堅固。こゝにいふのはこの第五の五百年、所謂後五の時代で、たゞ開淨を事とする末世だといふ意。
 (一) 佛法の流傳して絶えざるを水に譬へた語。
 (二) 下の「散りゆけば」に掛り、その間が長い挿入句になつてゐる。
 (三) みのりの水に心を澄して。澄すは水の縁語。
 (四) 比叡山をいふ。山川は水の縁語。
 (五) 深く身心を潜めて求法する。普通こゝを終止とし、筆者自らの事としてゐるやうだが、連體假止の心持で、ゆとりを持つて下につゞくと見た方が自然だと思ふ。
 (六) その事に心の争ひきそふ意。各書若得道淺く心の静まらぬ法師と解してゐるが、それは語として不自然と思ふ。
 (七) 「いと」の枕詞。
 (八) 「みだれ」は柳の糸の縁語。
 (九) 「散り」の縁語。
 (一〇) さうして折角集つた法師も離散して了ふのでの意。
 (一一) 「木すゑ」は「花も紅葉も」の縁語。
 (一二) 甲斐も無しから「清」に掛け、「清」から「志賀の浦」に移つて行つた言葉の縁。
 (一三) 日吉神社、近江滋賀郡比叡山の麓に在り、延暦寺の攝社。「や」は味嘆詞。

散りゆけば 過ぎながら しがのうら たのめども なりぬべし」	木すゑあとなき ひとりころを あとたれましし ひとのねがひを みねのひじりの みちはらふべき はるのゆめちは ふゆのゆきをも とおもふからに 消えぬばかりを しばしみやこに しひてころを しづむむかしの つとめ行くこそ わがきみが代を 千代にちとせを	みやまべの とむるも 日よしのや みつかはの すみかさへ ひともがな むなしくて たれか訪ふ」	みちにまよひて かひもなきさの かみのめぐみを ながれもあきく こけのしたにぞ あなうのはなの あきのこすゑを かくてやいまは あやしきよるの なほさりととも のこる御のりの しげきなげきの すくふころは みやまのかねを みねのまつかせ のりのむしろの
--	--	--	---

(二四) 「満つ」から「美豆川」(比叡山麓から近江の方へ注ぐ川)に掛けて、今は神徳も段々薄くなるだらうの意を現はす。
 (二五) 比叡山の坊さんたちの棲處即ち堂舎僧坊さへ。
 (二六) 下に「たれか訪ふ」とある伏線で「道拂ふ」というたので、結局の意味は哀願を拂ひ清める人が望ましいとの意。
 (二七) 「あな憂」から「卵の花」と掛けた言葉の縁。
 (二八) 春の夢を誰訪ふ人もなく只一人空しく見るの意。
 (二九) 紅葉した秋の梢を只一人思ひ眺めるそれからの意。
 (三〇) この名跡も絶えて了はう。「あ」と「は」上の「雪」の縁語。
 (三一) 故に。
 (三二) 英國から渡來した機械の義で、「あや」の枕詞。
 (三三) 何ともいへぬ毎夜のなまげない思ひ。「おもひ」の「ひ」を「火」に掛けて「消えぬばかりな」の句を起す。
 (三四) それでもやはりどうにかならうかと。
 (三五) 留つて。
 (三六) 心をつくから「筑波山」に掛けて「しげき」の序とした言葉の縁。
 (三七) 古今集の序に「筑波山の麓よりにしげき」とある「なげき」の「き」に「木」を掛け「根」といふ語を起す。
 (三八) 山川に沈む玉の意に、こゝに没した英靈即ち開祖傳教大師の英靈

はなのいろ はしとして あすかがは ひゞきより たちかへるべき	野にもやまにも しばしころを 明日よりのちや みねのあさぎり	にほひてぞ やすむべき」 わがたちし はれのきて	ひとをわたさむ つひにはいかゞ そまのたつきの くもらぬそらに
---	---	-----------------------------------	--

反歌
 さりとともと思ふころぞなほ深き、たえでたえゆく山川のみづ。

この僧正は、世間でも非常に重んぜられ、比叡山延暦寺の座主でいらせられる事も、年久しい事であつた、従つてその間に、尊い名譽も數知らずおありなされたので、世に崇められなされる事も、並ぶものなくいらせられたけれど、それでもまだ物足らず思ふ事があつたものと見え、後鳥羽院に次のやうな長歌を奉られた。
 扱もいかに……かなしけれも何と、靈鷲山の月影が鶴林に入つて了つた——といふやうに、お釋迦様が御入滅遊ばされてから後、経過し來つた年を數へて見ると、二千年も過ぎて了つて、その後の五百年、即ち如來滅後第五の五百歳の末世となつて了つた事は、誠に悲しい極みで御座います。
 あはれみのりの……なりぬべし。あ、佛の御教が、水の泡のやうに、はかなく消えて行く頃となつて了つたので、佛道に心をすまして、この比叡山に身心を潜めて求法する、心のきほひ立つた坊さんたちは、我も我もと、あたりも狭くなる程に亂れ入つて來て、而も求法の道は成らず、徒らに離散して行つて了ふので、自分は、跡方もない山道に迷ふやうに、頼りなく日を過しながら、只一人叡山興隆の事に心を止めても、何の甲斐もない、志賀の浦に垂跡し給つた

の意を掛けたのである。
 (三九)山門の頓廢を救ふ心。
 (四〇)「くくく」の序。
 (四一)我が山門が隆盛での意。
 (四二)君の手代に山門の松風が更に千代を吹き添へる迄にの意だらう。
 (四三)法蓮。我が御寺の法蓮がの意。法會を催してといふ解は限定に過ぎよう。
 (四四)法華の意を兼ねた語、比叡山は天台宗で特に法華經を尊重する。
 (四五)人を渡す橋。衆生濟度の具としての意。
 (四六)どうしての意で、下に「この願も叶はざらん」の意を含めて見よ。どうなる事が覺えないといふ解は當らぬ。
 (四七)「あす」の序。
 (四八)延暦寺の開祖傳教大師が根本中堂を建てる時「あらくたら三藐三菩提の佛たちわが立つ袖に冥加あらせ給へ」と詠んで以來、比叡山を「我がたつ袖」といふ。
 (四九)袖のたつきとするもの即ち斧の響の意で、開祖の遺徳をいふ。
 (五〇)長歌の意を反復し、又は長歌に言ひ盡せぬ所を歌ふ短歌「かへしうた」とも讀む。

(一)「ま(ソノヤウニ)し給はする(オサ

日吉明神の御恵みを頼んでも、人の願ひを満し給ふ神の御威徳も今は淺くなつて、何の御利驗もないであらう。
 みねのひじりの……たれか訪ふ叡山の堂舎僧坊さへ、すつかり頓廢して昔の下に埋つて行く、どうかこの道を拂ひ清めて、もとの莊嚴に復する人があつてほしいものだ。あ、な、さ、け、な、い、世の中だ、春秋冬と四季折々につけて、誰一人、を訪れる人もない有様であります。
 かくてやいまは……あはれなれ、斯んな風では、今はもうこの有名な寺の跡も絶えて了はうと思ふので、夜も安らかに眠れず、はかない歎きで消え入りさうに思ひながら、僅かに消えずに居るのを頼みとして、それでも何とか復興の途はあらうかと思つて、暫く都に止つて、僅かに残る佛法の花の香に強ひて心をつけて一心に祈願し、又さうした深い歎きの根源を尋ねて、こゝに沈んだ昔の英靈を弔つて、この頓廢を救はんとする心は益々深く、専心その事に勉めて行くのこそ、自分ながらあはれな次第であります。
 みやまのかれを……やすむべきにつく我が君の御代を思ふにつけても、この叡山の峯の松風が長閑に吹いて、君が代の千代に又千代を重ねる程に、我が叡山の教法が、野にも山にも天下至る所に行はれるに至つてこそ、衆生濟度の橋として、暫く心も安まるといふものでありませう。
 つひにはいかゞ……たちかへるべき、斯く一心に祈つたならば、それでもつひには願ひが届いて、後々になつたら、御開山の御遺徳から、斯うした山門の雲霧も晴れ退いて、晴れ渡つた空のやうに、教法の明かな世に立ちかへる事も出来るであらませう。

反歌

さりともと……山門は荒れはてて、一宗の法水は絶え、こしませんが、殆ど將に絶えて行かうとして居りますが、それでも何とか之を復興したいと、切に祈る心は依然深いのであります。——君にもしどうかその心を汲んで、然るべき御裁許を賜はりたく存じます。

定家の中将、折ふし御前にさぶらひければ、「この返しせよ」とて、さし給はする、げに

いと疾くかきて御覽せさせけり。

サセ遊バサレル」といふ言葉の筋だらう。「渡し給ふ」といふ解は語自體から見てどうかと思ふ。
 (二)定家は有名な歌人で自然歌を詠する事も早からうといふ心持を背景にした用語の趣。
 (三)「あめ」の枕詞。
 (四)日本書記に「豐原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可王之地、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆當與天壤無窮矣」とあるのをいふ。
 (五)前の長歌の註(四七)に引いた歌をいふ。
 (六)比叡山延暦寺の開祖傳教大師をいふ。
 (七)地を占めて延暦寺を草創したといふ意。
 (八)隣として、その隣に在つて。
 (九)佛法の花。天台宗の所依とする法華經の意を含む。
 (一〇)思ひ定めておいた。「おきし」は露の縁語。
 (一一)考の末も末の世になつてはの意。凡て縁語の綾。
 (一二)亂れて定めがないの意で、露の世の無常なるをいふ心持も働いてあるのだらう。
 (一三)童の下葉のやうに亂れて。「には」の如く「の意」。
 (一四)愛い事の多い。「ふし」は竹の縁語。
 (一五)鶯の鳴くに慈圓の泣き悲む意を兼ねたのだらう。
 (一六)人跡も全く絶えて了ひさうな

ひさかたの	あめつちともに	かぎりなき	あまつ日つぎを
ちかひてし	かみもろともに	まもれとて	わがたつそまを
いのりつゝ	むかしのひとの	しめてける	みねのすぎむら
いろかへす	いくとしどしを	へたつとも	八重のしらくも
ながめやる	みやこのはるを	となりにて	みのりのはなも
おとろへす	にははむものと	思ひおきし	すゑ葉のつゆも
さだめなき	かやがした葉に	みだれつゝ	もとのこゝろの
それならぬ	うきふししげき	くれたげに	泣くねを立つる
うぐひすの	ふるすはゆきに	あらしつゝ	あと絶えぬべき
たにがくれ	こり積むなげき	しひしばの	しひてむかしに
かへされぬ	くすのうら葉は	うらむとも	きみはみかさの
やまたかみ	くもゐのそらに	まじりつゝ	照る日を代々に
たすけこし	ほしのやどりを	ふりすてて	ひとり出でにし
わしのやま	世にもまれなる	あととめて	ふかきながれに
むすぶてふ	のりのしみづの	そこ澄みて	にこれる世にも

寂しい。
 (一七)「こり積む」は「積む」の意、「歎き」に「木」を掛けて「推葉」と續け、「しひて」の序としたのである。
 (一八)「かへされぬ」の「ぬ」は連體形。
 (一九)萬の葉は風が吹くと裏返つて葉の裏が見えるものだから「かへされぬ」に續け、更に「うち葉」から「うちむ」と續けて行つたのである。
 (二〇)下に「今の所どうする事も出来まい」の意を含めて見ればよくわかる。その裏には、暗に、今や北條氏専横の世で、院の御心にも任せぬから何とも仕方がないの意が含まれてゐると見ていであらう。
 (二一)三笠山は藤原氏の氏神春日社を指す、慈圓は藤原氏の出だからいふ。
 (二二)宮中をいふ。
 (二三)代々の天子様をいふ。
 (二四)大臣をいふ。藤原抄に「太政大臣、左右大臣、已上謂之三公、三公者象天之三台星也」
 (二五)蝦鷲山。出家して佛門に入つた事をいふ。
 (二六)求めての意。
 (二七)仲秋の月はさうした所までも限なく照すといふ心持で書いた文句だらう。
 (二八)一時は曇る事があつてもなほの意と考へられる。
 (二九)雲を吹き拂ふ風を仰ぐの意だらう。

にこりなし」
 つきなれば
 あふぎても
 たちかへり
 のどかにて
 まつがえを
 わかの浦や
 みがきおく
 いろく／＼に

ぬまのあし間に
 なほやまのはを
 むなしくなきぬ
 こゝろのやみを
 きみをいのらむ
 つばさにならす
 いまはたまもを
 わがみちまでも
 のち見むひと

かげやどす
 ゆきめぐり
 ゆくすゑを
 ひよしのみかけ
 つるの子の
 かきつめて
 絶えせずば
 戀ひざらめかも

あきのなかばの
 さらふくかぜを
 みつのかはなみ
 千代をかさねて
 ゆづるよはひは
 ためしもなみに
 ことのはことの

反歌

君をいのるこゝろ深くはたのむらむ、絶えてはさらに、山川の水。
 中將藤原定家が、恰度その時院の御前に伺候して居られたので、院は、「この長歌の返しなせよ」といってお作らせになつた、すると、ほんとにとどうも大層早く書いて院のお目に懸けたのでありました。

ひさかたの……うちむとも天壤と共に我が皇統の無窮をお誓ひ遊ばされた神様と共に、佛様も亦皇室を守り奉れとの心で、わが立つ袖に冥加あらせ給へと祈つて、昔の人——傳教大師が延暦寺を建立した、その比叡山の嶺の杉林が、いつも緑の色をかへぬやうに、御寺はいつも變る事なく榮えて、如何にも多くの年を隔てても、遠く幾重の白雲の眺められる花の都の春を

(三〇)「ゆく末を満つ」から「美豆の川波」とつゞけて「たちかへり」の序とした文句の綾。
 (三一)晴すべき。
 (三二)あなたの手代萬代の御榮えを祈らうの意。多くの註書が、それにつけても君が代の千秋萬歳を祈り給へといふやうに解してゐるが、前後のつゞき合ひから見て、この「きみ」は慈圓に對する第二人称と見た方が自然のやうに思ふ。
 (三三)この句は前にも後にも關聯して兩方に涉る趣である。
 (三四)「讀る齡は若」から「和歌の浦」とつゞけたのである。
 (三五)玉藻。「玉」は美稱。
 (三六)掻き集めてと書き集めてとを掛けた言葉の綾。
 (三七)ためしもないの意を「浪」に掛けたのである。
 (三八)我が立てる道、和歌の道ないふ。
 (三九)多くの註書は、君が代の千秋萬歳を祈り奉る誠意によつて、一度は斯く衰へても又更に榮える事もあらうから、それを深く頼んで復興の御裁許を待ち給へといふやうに解してゐる。従つて「深くは」を「深くは」とした本もある。然しさう解するに於ては「らむ」といふ言葉遣が無理だと思ふ。定家が作つたといひ條院の代作といふわけだから、院が慈圓に對して答へられる心持で、山川の水が深く君に祈るだらうといふやう

隣として、佛法の花も亦衰ふる事なく、常住に咲き匂うて、その隆昌に何の變りもなかるべきものと思ひ定めて置いたのであるが、その折角の考も末々の世になつては、恰も定めぬ意の下葉のやうに亂れ亂れて、その昔大師が思ひ定めた心とは全く別の、憂いづらいつら事ばかり繁く重なつて、吳竹に聲を立てて鳴く鶯の古巢が、雪に埋つて荒れて行くといふやうに、御僧のなげき悲しむ山門の名跡も、荒れ行くまゝになつてゐて、人の足跡も絶えて了ひさうな谷間の蔭に、木を伐つては積み上げるやうに、さびれ行く御寺の内に在つて、人知れず心を砕いて歎かれるのであるが、強ひて昔の状態に返す事ならぬ今日の時勢、これはいくら恨んでもどうも致し方のない次第である。

きみはみかさの……にこりなしも、御僧は、藤原氏といふ氏の高い御家柄として、宮中に出で仕へて、天子様を代々輔佐して來た、大臣家の御一門であらせられるのに、その高位をふりすて、獨り出家して、釋尊の道に入り、世にも稀な、有難い御教の跡を尋ねて、その深い流れに掬ふといふ、清水の底深く澄んで、この濁つた世にも、少しの濁りもない——この汚濁の世にも、君はひとり深淵なる佛道に沈潜して、清淨無垢の御心でいらせられる。

ぬまのあし間に……戀ひざらめかも沼の葦の間に影を宿す、仲秋の満月のやうに、神威赫赫たる日吉明神の事であるから、月が一度は曇つても、依然山の端を行きめぐつて、風に雲が吹き拂はれて見々と照り輝くやうに、山門復興の祈も空しくなせず、行末には必ず満願成就して昔の盛態に立ち返り、御僧の心の闇をも晴すべき、日吉の神威は誠にどのかなものです。それにつけて、君の千代萬代をお祈りしませう。そして千代萬代を重ねた和歌の浦の松の枝を、翼で羽ばたき鳴す鶴の子の、千代の齡をお譲りする君は、益々若やかに和歌の道に精進されて、和歌の浦で玉藻をかき集めるやうに、幾多の名歌を詠じて、類例もなほ程に洗練されて置く、この和歌の道も、君の御力によつて、佛道と共に絶えず世に傳つたならば、君の御歌の一言葉一言葉の色々につけて、後にそれを見る人も、必ずや君を戀ひ慕ひ奉る事であらう。

反歌

君をいのる……山川の水の流れが絶えては又更に深くなるやうにと、君を祈る心深く、

に、原歌の表現のまゝに解して、いと思ふ。

- (一) 心静かに。淋しくといふ心持も働いてゐる。
- (二) 表立つてなされぬ、御内氣なの意。
- (三) わざ／＼殊更にやるといふ風にはお好みにならぬの意。わざとする事をお好み給はぬ」と解しては言葉の感じが違ふ。「好ませ」は上の「御歌のみよませ給へど」を承けてゐるのである。
- (四) 建保四年三月の事で、土御門院御百首として續群書類従に出てゐる。
- (五) いふにも足らぬ、何でもないので。
- (六) 土御門院の御製と知つて驚き恐懼しての意。
- (七) 御詠草の裏に書いたのである。
- (八) 驚きあきれ程に欺かれ奉つた事よの意。「事」は「事ですよ」の趣。子供の歌など仰せられたので、ほんとうにさうかと存じましたのといふ心持の文句。
- (九) 御別れに際し、香等の流し奉れる。ふるき涙もわすられぬ世を、あかざりし月もさこそ「悲しく暮はしく」は思ふらめ、といふ筋。
- (一〇) 縁ありて、何かの折に。

それをたのみとしてゐる事であらう——比叡の山川も、今の願懸を昔にかへすやうにと、深く君に期待して、君の千代を祈る事とせう、どうか望みを將來に屬して、吳々も御自重なされよ。

新院もどかにおはしますまゝに、御歌をのみよませ給へど、よろづの事もいでぬ御本性にて、人々など集めて、わざとあるさまには好ませ給はず。建保の頃、内々、百首の御歌詠み給へりしを、家隆の三位、また定家の治部卿の許などへ、いふかひなき兒のよめるとて、遣して見せたまひしに、何れもめでたく、さまざまなる中に、懐舊の御歌に、

秋の色をおくり迎へて、雲の上に、なれにし月もものわすれすな。

とある所に、定家の君（一）きかしこまりて、裏書に、（二）あさましくは外れ奉りける事」など記して、

あかざりし月もさこそは思ふらめ、ふるき涙もわすられぬ世を。

と奏せられたり。院もえひありて御覽すべし。（三）げにかゝ御心動かすもおはしますまむと、その世の事かたじけなくなむ。今もすこし世の中隔たれるさまにてのみおはしますこそ、いとほしき御有様なめれとぞ。（四）

新院——土御門院も心静かに御暮し遊ばされるまゝに、いつも御歌ばかり御詠み遊ばされますが、萬事表立つて派手々々しくなさらぬ御性質で、同じく歌をお好み遊ばされるにしても、人

- (一) それを見ては後鳥羽院も御心が動くだらうと解する説もあるが、上の歌を承けて、土御門院の御心中を拜察した文句と見る方が、文の趣として自然であらう。
- (二) その當時の世の事が長多く思はれるの意。話をする「今」の立場でその時を回顧した思想。
- (三) 現在描寫の心持でいふ「今」で、御讓位後の今もといふ意。
- (四) 世の中が院から隔つた、即ち院は世間から忘れられてゐるといふ思想。後鳥羽院との御中が隔たるといふ解もあるがさうではない。
- (五) いとほしき御有様なり」といふ所を、婉曲に、そして物語の風に書いたのである。

人などを集めて、殊更に歌の會を催してやるといふやうな風には御好み遊ばしません。建保の頃、内々で、百首の御歌をお詠み遊ばされたのを、三位家隆、又は治部卿定家の所などへ、いふにも足らぬ子供がよんだのだというて、遣してお見せになつたが、それが何れも見事で、いろ面白く趣だつた中に、懐舊——昔の事をなつかしく思ふといふ意味の御歌に、秋の色を……年々の秋色を送り迎へて宮中になれ親しんだ月よ、私が御前を忘れぬやうに、お前もどうか私の事を忘れないで呉れ。とある所に、定家卿は始めて院の御製と知つて、驚き畏れ入つて、御詠草の裏に「まアほんとにひどくだまされました事です」など記して、あかざりし……その昔君の御讓位に際して私共も涙に暮れまして、それがいまだに忘れられませぬが、ひとり私共だけでなく、飽かでお別れした月も、さこそその時の事を悲しく戀しく思ふ事でありませう。と奏せられました。後鳥羽院も何かの機會に、それを御覽遊ばしませう。ほんとにあつた御讓位について、どうして御心の動かぬ事がありなさらうと、その世の事がもつたたくなく存せられます。今でも少し世の中とかけ離れて、とかく世間から忘れられた風ばかりいらせられるのは、誠においたはしい御様子のやうでいらせられると申す事でありませう。

第二新島もり

- (一) 由来武士は勇猛なものだといふ思想から来た形容詞。
- (二) 尋ねて見ると、調べて見ると。この副詞は「そのかみより……」に續く、従つて「古へ……さし置きぬ」は挿入句。
- (三) 坂上田村麿、桓武帝の御代に征夷大將軍として東夷を征討した人。
- (四) 藤原利仁、醍醐帝の御代に鎮守府將軍として下野高座山の賊を平けた人。
- (五) 話す事は止めて置く。この「ぬ」は強勢の趣。
- (六) 「は」は單に「昔、すつと昔」の意の用例。
- (七) 二つの系統。
- (八) 柏原は桓武帝の御陵、山城伏見にある。御陵を以て御追號とする。
- (九) 貞盛の子は維衡、維將。維時は維將の子で、本書に貞盛の子とあるは誤。
- (一〇) 最近まで榮えてゐたの意。
- (一一) 京都八條坊門の南、大宮通の西で、清盛の住所。
- (一二) 微々として落魄流浪してゐるといふ意。
- (一三) 残り、子孫。

猛き武士のおこりを尋ねれば、古へ、田村、利仁などいひけむ將軍どもの事は、耳遠ければさし置きぬ、そのかみより今まで、源平の二流ぞ、時により折にしたがひて、おほやけの御守とはなりにける。桓武天皇ときこえし御門をば、柏原の御門とも申しけり。その御子に、式部卿の御子と聞えしより五代の末に、平將軍貞盛といふ人、維衡、維時とて、二人の子をもたりけり。間近く榮えし西八條の清盛の大臣は、かの太郎維衡より六代の末なりき。その一門亡びしかば、この頃は、僅にあるか無きかにぞさまよふめる。さて、かの維時が名残は、ひたすらに民となりて、平四郎時政と言ふもののみぞ、伊豆の國北條の郡とがやにあめる。それも維時には六代の末なるべし。

(一四) 全然庶民となつて朝廷に仕へず世に知られぬの意。

に流浪してゐるやうです。そして、かの維時の子孫は、全然民間に下つて了つて、只一人平四郎時政といふ者だけが、伊豆の國北條の郡とかにあるやうです。これも維時には六代の子孫に當るのでせう。

- (一) 清和帝の皇子貞純親王の御子經基王が源姓を賜はり、清和源氏といふ。
- (二) 宇多帝の皇子致實親王の御子雅信が源姓を賜はり宇多源氏といふ。
- (三) 平治元年、藤原信賴、源義朝、兵を起して二條帝及び後白河法皇を幽し奉り、事破れて誅せられた事件。
- (四) 菟山村にあり、蓋し狩野川の流派に關まれた島山。
- (五) 末流、子孫。
- (六) 六條は爲義の第のあつた京都六條堀河、判官は檢非違使の尉。
- (七) 清盛、薙髮して淨海といふ。
- (八) として意。
- (九) 治承元年、後白河法皇の近臣藤原成親等の平家滅亡の謀顯れ、清盛は法皇を鳥羽殿に閉し奉つた。
- (一〇) 不満に、残念に、口惜しくの意。不安心の意ではない。
- (一一) 壽永元年七月平家都落ちの事をいふ。
- (一二) 文治元年三月長門門司關で海中に没したのをいふ。
- (一三) あらためて又の意。
- (一四) 今改めていふも愚かしいが、いつて見ればの意。
- (一五) 征夷大將軍となつたのをいふ。

また源氏武者といふも、清和の御門、あるは宇多の院などの御後ともなり。二條の院の御時、平治の亂に、伊豆の國姪が小島にながされし兵衛の佐頼朝は、清和の御門より八代のながれに、六條の判官爲義といひし者の孫なり。左馬頭義朝が三男になむありける。西八條の入道おとと、やうく榮華おとろへむとて、後白河院をなやまし奉りしかば、安からず思されて、かの頼朝を召し出でて、軍を起し給ひしに、しかるべき時やいたりけむ、平家の人々は、壽永の秋の木がらしに散りはてて、遂にわたつみの底のもくづと沈みにし後、頼朝いよく權をほどこして、更に君の御後見を仕うまつる。相模の國鎌倉の里といふ所に居りながら、世をば掌の中に思ひき。皆人知り給へることなれば、今更に申すもなかくなれど、院のうへ位につかせ給ひしはじめより、世のためとなりて、文治元年四月、二の階をのぼりしも、八島内の大臣宗盛をいけどりの賞と聞ゆ。

又源氏の武士といふのも、清和天皇、或は宇多天皇などの御子孫たちです。二條帝の御時、平治の亂に、伊豆の國姪が小島に流された兵衛の佐頼朝は、清和天皇から八代の子孫で、六條の判官爲義といふ者の孫。右馬頭義朝の三男であつた。西八條の入道大臣爲盛が、やうく榮

(一六)階は位階、従二位に叙せられたのをいふ。
(一七)讃岐の八島にたてこもつてゐた内大臣の意。

- (一)建久元年十月三日鎌倉出發、同十一月七日着京。
- (二)行列の嚴かなのをいふ。
- (三)更めていふまでもない、いへば今更だの思想。
- (四)その道中に於ての意。
- (五)遊女、白拍子の類で、席上で歌舞を演じて客を慰め、又寢席にも侍したるもの。
- (六)遠江の西端、濱名湖畔の宿驛で、今の新居町の西南に當る。風土記傳に、「橋本は新井關の正面十五町、湖水と湖海との間なる洲時に在り、昔は舞澤の驛家に通ひ、湖水の海に入る所に、黒木橋を架したり、故に橋本と曰ひ、行旅宴會の所也、明應八年以後、急波ありて宿驛破壊したり」と、地名辭書に見えてゐる。
- (七)言ふに言はれず。
- (八)裝束をカ行四段に活かせた語。裝ひ飾つての意。
- (九)渡すは橋の縁語、與へるの意。

華が衰へさうになつて来て、後白河院を苦しめ奉つたので、院は心平かならずお思ひ遊ばされて、かの頼朝を召し出して、平家征討の軍をお起しなされた所が、然るべき時節が到來したものと見えて、平家の人々は、壽水の秋に、秋の木の葉が木枯で散るやうに、散りぢりになつて、遂に海底の藻屑となつて沈んで了つた後、頼朝はいよいよ權力を振つて、平家に代つて更に又君の御後見を申し上げた。相模の國鎌倉の里といふ所に居ながら、世を掌中に握つたやうに、意のままに天下を治めておました。昔さん御存知の事ですから、今更申すも何ですが、後鳥羽院様が御位におつき遊ばした初めから、天下の守護となつて、文治元年四月、二位に上つたのも、八島にゐた内大臣宗盛を生捕つたその賞と申す事でありませぬ。

建久の初つかた、都にのぼる。その勢のいかめしき事、いへばさらなり。遣すがら、あそびものどもまゐる。遠江の國橋本の宿につきたるに、例の遊女、おほく、えもいはずさうぞきてまゐれり。頼朝うちほろおみて、

はしもとの君になにをか渡すべき

といへば、梶原平三景時といふ武士、とりあへず、

たゞそま山のくれであらばや

いとあいたてなしや。馬、鞍、こむくもりのなど、はこび出でて引けば、喜びさわぐ事がきりなし。

建久の初頃、頼朝は都に上つた。その勢の嚴めしい事、更めていふ迄もありませぬ。道中では、遊女どもが推参した。遠江の國橋本の宿についた時に、例の遊女が、大勢、何とも言へず美しく着飾つて参上した。頼朝はニッコリと微笑んで、

はしもとの……橋本の遊女達に何を渡したもののかな。

といふと、梶原平三景時といふ武士が、すぐと、

たゞそま山の……只もう何もやらんとおきたいものです。

とお答へした。アツキヲホウな、色氣のない返事ですネ。馬、鞍、紺の絞りなど運び出して引出物にしますと、遊女たちはかぎりなく喜びさわぎました。

その年の十一月九日、權大納言になされて、右近大將をかねたり。十二月の朔日ごろ、よろこび申して、同じき四日、やがてつかさをば返し奉る。この時ぞ、諸國の總追捕使

といふ事うけたまはりて、地頭職に、わが家の武士どもをなし集めけり。この日本國の

衰ふるはじめは、これよりなるべし。東にかへり下るころ、上下いろくの

さ多かりし中に、年比も祈などし給ひにし吉水僧正、かの長歌の座主、のたまひ遣

しける、あづまのちのかたは勿來の關の名は、君を都にすめとなりけり。

御かへし、頼朝、

都には君はあふさかちかければ、勿來の關はとまきとを知られ。

その後また上りて、東大寺の供養にも詣でたりき。新院の御位のはじめつた

年正月十一日、あづまにて頭おろして、同じき十三日、年五十三にてか

承、四年より天の下に用ひられて、二十年ばかりや過ぎぬらむ。

- (一〇)「袖山の樽(クレ)」といふ言葉の綾。袖山は材木を採る山、樽は木材、丸太をいふ。
- (一一)愛想のない事よの意。「あいだちなし」といふ、分別なし、愛想なし等の意の語。
- (一二)紺色の絞り染。
- (一三)引出物とするとの意。
- (一四)權は定員外に任する官、大納言の定員は四人。
- (一五)拜賀、奏慶ともいふ、任官の御禮を朝廷に言上する事。
- (一六)官を辭し奉る。
- (一七)この「ぞ」の結びは「うけたまはりて」の中含まれてゐる。
- (一八)追捕使の總統率の義。但し頼朝の奏請したのは諸國に守護を置き自らそれを總轄する事で、その守護の職が昔の追捕使に似てゐたから斯くいふ。
- (一九)莊園(諸家の私有地)に幕府から置いて、租税、課役、盜賊の追捕等を掌らせた役。
- (二〇)王政の衰へるといふ意。
- (二一)神に捧げる幣、即ち細かく切つた絹布などの事で、昔は手向ぐさといつて旅中之を携へ道祖神に供へた。それから轉じて錢別の贈物をいふ。
- (二二)今度の場合に限らずこれ迄も長年頼朝のために祈禱などされたの意。
- (二三)おどろの下の巻の長歌。

(一) 鑿城常陸の國境にある關で、「勿來」に「來る勿れ」の意がある。
 (二) 遠きと知れの意で、「な」は味歎強勢の助詞。
 (三) 奈良にある、聖武天皇の御願寺。安徳帝の治承四年平重衡に焼かれ、建久六年再建した、その造營落成の供養である。
 (四) 髪を剃つて、佛門に入つて。
 (五) 天下の人に重んぜられての意と、天下の大政に參與しての意と、その兩意を兼ねた趣の語と考へられる。

(一) 貴人の妻女をいふ語。
 (二) 相續して。
 (三) 勅旨を宣べ傳へる意で、勅書の一種。
 (四) 落ちつかぬ心持。氣だてが輕々しいのをいふ。
 (五) 在りし、存命中。
 (六) 朝廷で攝政關白を公の後見といふに對して、執權職を私の後見といふ。

(七) 身の威望が重く。
 (八) のツバツてやるの意、萬事一身に引受けて權を専らにするの意をいふ。
 (九) 心の中に計畫する。實朝を將軍に立てようとして劃策したのをいふ。
 (一〇) 「かみ」の音便で「かう」といふ。
 (一一) 日がたつにつれて、一日増し。
 (一二) 背を向けられるの意、人心の離反するのをいふ。
 (一三) 愚管抄には世の中心地の病とある、それは流行病の事であるが、一説には發狂したのだともいふ。
 (一四) 政權を捨てて出家するのが惜しいといふ意。
 (一五) 惜しむべくあるべき年配の意。
 (一六) 六つであつた。
 (一七) 一萬を將軍に立てる事に承服するものはない。
 (一八) 「やがて」は上の動作に伴つて自然に下の動作が起るといふ意味合ひの語で、これも父頼家が殺され、それについて自然また子の一萬も間もなく殺されるに至つたといふ趣と考へられる。
 (一九) 同じ心で、心を一つにして、心を合せて。

その年の十一月九日、頼朝は權大納言に任ぜられて、右近衛の太尉

ら、任官の御禮を申上げ、同四日すぐそのまゝ、その官をお上へ返上し

追捕使といふ役を承つて、地頭職に、殘らず自分の一家一門のものを任命した

政の衰へる初は、これからでありませう。このやうにして、いよく頼朝が關東

の頃、上下の人々から様々の饒別の澤山あつた中に、年來も頼朝のために、武運長

遊ばした吉水の僧正、あの長歌を作られた座主が、詠んでお遣しになつた歌、

あづまの……關東の方にある勿來の關の名——「な來そ來るなよ」といふその名

君に、關東の方へ來ないで、都に留り住めとの意味でありますナ。

それに對する御返しに、頼朝は、

都には……都には君に逢ふといふ意の逢坂の關が近いのですから、勿來の關——來るな

と私を止めてゐる關などは、遙かに遠い、縁のない所の事、やがて又上京して君にお逢ひ

するものと御承知下されよ。

と詠んだ。その後も頼朝はまた都へ上つて、東大寺の供養にも參詣しました。新院——土御門

院の御在位の初め頃、正治元年一月十一日、鎌倉で剃髮して、その十三日、年五十三で亡くな

られたのでした。治承四年より天下に重んぜられ、大政に參與して、二十年程も過ぎましたで

せう。

北方は、さきしほつて北條四郎時政が女なり。その腹に、男子二人あり。太郎をば

頼家といふ。弟をば實朝と聞ゆ。大將かくれて後、兄はやがて立ちつぎて、建仁元年六

月二十二日從三位、同日將軍の宣旨を賜はる。又の年、左衛門督になさる。かゝれども、

少しおちぬ心ばへなどありて、やうく武士ども背き背きにぞなりにける。時政は遠

江守といひて、故大將のありし時より、私の後見なりしを、まいて今は孫の世なれ

ば、いよく身おもく、勢そふ事かぎりなく、うけぱりたるさまなり。子二人あり。

太郎は宗時、次郎は義時といへり。次郎は、心も猛く、魂まされるものにて、左衛門

督をば、ふさはしからず思ひて、弟の實朝の君に附きしたがひて、思ひ構ふる事なども

ありけり。日こそへて人にも背けられゆく、いとみじき病をさへして、建仁

三年九月十六日、年二十二にて頭おろす。世の中殘おほく、何事もあたらしかるべき

程なれば、さこそ口惜しかりけり。をさなき子の一萬といふにぞ、世をば譲りけれど、

うけひくものなし。入道は、かの病つくるはひとて、鎌倉より伊豆國へ、温泉あびに

越えたりける程に、かしこの修善寺といふ所にて、遂に討たれぬ。一萬もやがて失はれ

けり。これは、實朝と義時と、ひとつ心にてたばかりけるなるべし。

奥方は、先きに申上げた北條四郎時政の女です。その腹に、男の子が二人ある。長男を頼家といふ。弟をば實朝と申します。大將頼朝が亡くなつて後、兄の頼家はそのまま、すぐに跡目を繼いで立つて、建仁元年六月二十二日從三位、同日征夷大將軍の宣旨を賜はつた。その翌年、左衛門督に任ぜられた。斯様な風ではありましたが、頼家は少し落ちつきのない、輕はづみな心持などがあつて、段々武士達の人望を失ひ、人心が離反するやうになつて行つた。時政は遠江守というて、故大將頼朝が在世の時から、私の後見役たる執權であつたが、まして今は自分の孫の世だから、いよく威望重く、限りなく權勢が加つて、萬事一身に引受けて政權を專にするといふ風です。時政に子が二人あります。長男を宗時、次男を義時といふた。次男義時は、氣性も強く、精神の優れてゐる人で、左衛門督頼家をば、將軍として不適當と思つて、弟の實朝君に味方して、色々劃策する所があつた。左衛門督頼家は、日ましに人に背けられて、益々

(一)他に對する何の不安考慮もなくといふ思想。
 (二)京都二條の南、西洞院西一丁にあつた皇居。
 (三)左馬寮御監(ゴケン)というて左馬寮の事を總裁する役。
 (四)任官自然の序次としてといふ心持で副つた副詞。
 (五)頼朝は從二位權大納言右大將で終つたからいふ。
 (六)官位高く權勢重かつたといふ心持の語。
 (七)端正、きちんとして立派だの意。
 (八)猛き武の方面にもやさしい文の方面にも意。結局は剛毅と温和とを兼ねてといふ意だが、表現自體は「猛くもありやさしくもありて」の趣でなく、「猛きにもやさしきにも」の對立を副詞化したものと考へられる。
 (九)見よいかから、感じがよくて非を打つべき點がないから。
 (一〇)道理以上に。これなら従ふの

人心が離反して行く上に、更にどうも大變な病氣にまで掛つて、建仁三年九月十六日、年二十で剃髮入道した。世の中の事が残り多く、何事も捨てるに惜しがるべき年配の事だから、さぞまア残念な事でしたらう。幼い子の一萬といふのに、世を譲つたが、それを承服するものはない。入道頼家は、彼の病を治療しようとして、鎌倉から伊豆の國へ、温泉に還入りに行つて居つた内に、彼地の修善寺といふ所で、とう／＼討たれて了つた。一萬も自然間もなく殺されました。これは、實朝と義時とが、心を一つにして謀を廻らしたのでありませう。

さて今は、偏に實朝、故大將の跡を受け續ぎて、官位とゞこほる事なく、よろづ心のまゝなり。建保元年二月二十七日、正二位せしは、關院の内裏つくれる賞とぞ聞き侍りし。同じき六年、權大納言になりて、左大將を兼ねたり。左馬のつかさをさへぞ附けられける。その年、やがて内大臣になりても、なほ大將もとのまゝなり。父にもや、立ちまさりていみじかりき。この大臣は、大方、心ばへうるはしく、猛くもやさしくも、よろづめやすければ、ことわりにも過ぎて、武士の靡き躰もさまも、父にも越えたり。いかなる時にかありけむ。

やまは裂け海はあせなむ世なりとも、君に二心、わがあらめやも。
 とぞよみける。

そのやうにして今では、只もう一途に實朝が、故大將頼朝の跡を承け繼いで、官位も何の障りもなくすらすらと進んで、萬事思ふまゝです。建保元年二月二十七日、正二位になつたのは、關院の皇居を造營した賞と承りました。同じ六年、權大納言になつて、左大將を兼ねた。その

が尤もだと考へられる以上にの意。普通以上にといふのとは感じが違ふ。
 (一)父頼朝もさうだつたが更にそれ以上にといふ心持で「も」の字を使つたのである。

上に又左馬寮御監まで附け加へられた。その年、そのまゝ、内大臣になつても、やはり、大將たる事はもとのまゝです。父にもや、立ちまさつて實に大したものでした。この大臣は、大體、心の趣が立派で、剛にも柔にも——武にも文にも、萬事誠に標子がよく、非を打つ所がない方でしたので、道理にも過ぎて——なるほどこれならと思ふ以上に、武士達の靡き躰も、父頼朝にも過ぎておました。どんな時でしたか、
 やまは裂け……山は裂け崩れ、海の水は濁れてなくなるやうな時、君に對して二心など、何で私がありませう。
 と詠んだのでありませう。

(一)本義は行滿徳高の義で、高僧をいふ語であるが、轉じては一般に法師の事にいふ、こゝもその一例。
 (二)「安き心は平らかな心の意。
 (三)どうかいふよい機会に父の仇を報じようといふ意。
 (四)常に考へ通してゐた所が。
 (五)任大臣大將というて、大臣に任ぜられた時公卿以下を響應する儀式。
 (六)いつも京都で行はれる例だから「珍しく」といふ。
 (七)大將の席の上客。この時は大納言忠信であつた。
 (八)吾妻鏡によると、後冷泉院の御宇に、源頼義が安倍貞任を征伐する時、石清水男山八幡宮を由比ヶ濱に勧請し、後頼朝が小林郷の北山即ち現在の鶴岡の地に遷したるもの。
 (九)大した世の評判。行列などの素

時政は建保三年にかくれにしかば、義時はあとを繼ぎけり。故左衛門督の子に、公曉といふ大徳あり。親の討たれにしことを、いかでか安き心あらむ、いかならむ時にかとのみ思ひわたるに、この内大臣、又右大臣に上りて、大慶など、珍しくあづまにて行ふ。京より、尊者をはじめ、上達部、殿上人、多くとぶらひいましけり。さて鎌倉にうつし奉れる八幡の御社に神拜に詣づる、いといかめしきひびきなれば、國々の武士は更にもいはず、都の人々も願從しけり。立ち騒ぎのゝしるもの、見る人も多かる中に、かの大徳うちまぎれて、女のまねをして、白き薄衣ひきをり、大臣の車より下るゝ程を、さしのぞくやうにぞ見えける、あやまたず首を打ち落しぬ。その程のとよみ、いみじき思ひやりぬべし。かくいふは、承久元年正月廿七日なり。そこらつどひ集れるものども、只あきたるより外の事なし。京にも聞しめし驚く。世の中火を消ちたるさまなり。願

敵に立派な事が世の中の取沙汰となるのをいふ「ひびき」は評判の義で、行列そのものの厳肅さをいふ語ではない。

- (一〇) 行列のおとも。
- (一一) 行列の事に關して忙しく走りまはる人々の事をいふ。
- (一二) 被衣(かき)をかづいたのをいふ。被衣はきぬかづきともいふ。當時身分の高い婦人が外出の時被るもの。襟方を前へ三寸許り下げて裁ち、普通の衣のやうに仕立て、頭より背に掛けて被り、手を舉げて支へ、深く顔を隠してあるくもの。「ひびきなり」といふ語は字書にも見當らぬので、普通「引き居り」(被つてゐる)のやうに考へられてゐるが、寧ろ「引き折り」(特に深く被つて)のやうに考へたいと思ふ。
- (一三) 澤山群集せる。
- (一四) 朝廷をいふ。
- (一五) 宰相は参議の唐名。
- (一六) その他の。扈從といふやうな特別の立場でない人々も、意だらう。

- (一) この騒ぎがおちつく迄の間。
- (二) 所謂尼將軍である。幕府の主と崇め立てたのであつて、征夷大將軍に任じたのではない。
- (三) かく政子を主と仰ぐにしても、さういつまでもさうして置くのは宜しくあるまいの意。

- (四) 攝家や清華等の貴族の子をいふ語。
- (五) 一人。
- (六) 應じよう。
- (七) 九條の左大臣殿の上はこの大臣の御女なり「挿入句」の趣だから「なり」を完全終止と見るは不可。九條の左大臣は道家「うへ」は北の方。
- (八) 子が將軍になつたのと別段變りはないの意。
- (九) 御連れ申す。
- (一〇) うぶぎ。
- (一一) 神靈の代として作つた人形。形代を祀つたやうに、只その位に備はるのみの意。
- (一二) 右京職の長官。職の長官の場合「大夫」をダイヤと濁つていふ。
- (一三) 攝政關白の稱。
- (一四) 嚴島で源中納言雅賴の内侍の見た夢で、源平盛衰記や保曆間記に見えてゐる。
- (一五) 節刀を預り、將軍となつて兵權を執るといふ意。
- (一六) 春日大明神は藤原氏の祖天兒屋根命を祀る、即ち藤原氏の子孫が將軍たるべき由のお告げといふわけである。

從に西園寺の宰相申將實氏も下り給ひき。さならぬ人々も、泣くく袖をしぼりてぞ上りける。

時政は建保三年に亡くなつたので、義時はそのあとを繼いで執權となつた。故左衛門督頼家の子で、公曉といふ法師があつた。親頼家の討たれたことを、何でいゝ氣持であられよう、いかよ折があつたら是非仇討をしようしようとかかり、いつも考へてゐた所が、この内大臣實朝は、又右大臣に昇進して、その任大臣の大變應などを、珍しく關東鎌倉で行つた。京都から、その席の上客をはじめとして、上達部、殿上人が、澤山やつていらつしやつた。さて京都の石清水八幡を鎌倉に勸請し奉つた鶴岡八幡の御社へ御参拜に行く、それが實にどうも大した世間の取沙汰でありますので、國々の武士は言ふまでもなく、都の人々もお伴につき従つたのであつた。その事でもがやゝと立ち騒ぎわめくもの、又その行列を見物する人も澤山ある中に、かの公曉法師が紛れ込んで、女の眞似をして、白い被衣をぐつと深くかづいて、大臣實朝が車からおろる所を、のぞき込むやうに見えましたが、公曉は目見事に首を打ち落しました。その間の騒動、どれ程ひどいものであつたか、十分に想像が出来ませう。かゝいのは、承久元年正月廿七日です。澤山集つてゐた人々は、只茫然としてあきれてゐる外ありません。朝廷でもその旨御聞きになつて御驚き遊ばされた。世の中は丸で火の消えたやうな有様です。お伴として西園寺宰相將實氏も鎌倉に下つて居られた。その他の人々も、泣くく袖を絞つて都へ上りました。

いまだ子も無ければ、立ちつくべき人もなし。事静まりなむ程とて、故大臣の母北方二位殿政子といふ人、二人の子をも亡ひて、涙ほすまもなく、萎れ過すをぞ、將軍に用ひける。かくても、さのみはいかにて、「公達」所くだし聞えて、將軍になし奉らせ給へ」と、公經の大臣に申し上せければ、あへなむと思すところに、九條の左大臣殿の上は、この大臣の御女なり、その御腹の若君の二つになり給ふを、下し聞えむと、九條殿のたまへば、御孫ならむもおなじ事と思して、定め給ひぬ。その年の六月に、あづまにゐて奉る。七月十九日におはしまし着きぬ。襦袢の中の御ありさまは、たゞ形代など祝ひたならむやうにて、よろづの事、さながら右京權大夫義時朝臣心のまゝなり。されど、一人の御子の將軍になり給へるは、これぞはじめなるべき。かの平家の亡ふべき世の末は、人の夢に、「頼朝が後には、その御太刀あづかるべし」と、春日大明神仰せられけるは、この今の若君の御事はこそありけむ。

實朝にはまだ子供も無いので、跡をついで立つべき人もない。事件の鎮まる迄の間といふので、故大臣實朝の母で、頼朝の北の方の二位殿政子といふ人が、二人の子——頼家實朝をも亡くして、涙のかわくひまもなく、悲みしをれて過してゐるのを、鎌倉の主と立てた。それにして、さういつ迄もさうして置くのはどうも具合が悪からうといふ事で、「御子息を御一方鎌倉へお下しあつて、將軍になされて下さいませ」と、大臣公經の所へ使を上らせて言上させたので、公經公はその申出に應じようと思つて居られた所へ、九條左大臣殿の奥方は、この公經公の御女で、その御腹の若君の二つにおなり遊ばす方を、鎌倉へお下ししよう、九條殿が仰せられたので、公經公は、御孫さんにした所と同じ事だとお考へになつて、その若君を下す事にお定め遊ばされた。その年の六月に、關東へお連れ申上げる。七月十九日に鎌倉へ御着き遊ばした。

萬事萬端の事、全然右京の權の大夫義時朝臣の思ふまゝで、これども、攝政關白の御子さまが將軍におなり遊ばすのは、これがはじめてありませう。かの平家の亡びようとする世の末に、或人の夢枕に立つて、「頼朝が死んだ後は、その御太刀はこちらへ預らう」と、春日大明神

(一)前節の「よるづの事、さながら右京權大夫義時朝臣心のまゝなり」を承けた語。
 (二)處理する、政治を行ふ。
 (三)殆ど「古き」は頼朝時代を指す。「は」は強勢の助詞。
 (四)眞實に餘りの事と目を見張る程の事の意。義時の專横甚しきをいふ。
 (五)内々北條氏討伐を劃策し給ふをいふ。
 (六)下北面即ち六位の北面をいふ。おどろの下の卷に出づ。
 (七)四面の武士、院の御所の四面を警衛する武士で、後鳥羽上皇の御時始めて置かれた。
 (八)上皇の御計畫にほかに同意せる者はの意。
 (九)武器の事をせつせとやる、武道に専念するの意。武器の拾集等の用意といふ意ではなからう。

が仰せになつたのは、この今の若君の御事をお示しになつたものでありましたらう。
 かくて、世を靡かししたる御行ふ事も、ほと／＼古きには越えたり。まめやかにめざましき事も多くなり行くに、院の上、忍びて思立つ事などあるべし。近く仕うまつる上達部、殿上人、まいて、北面の下藤、西面など言ふも、皆この方にほのめきたるは、あけくれ弓矢兵仗のいとなみより外の事なし。劍などを御覽じ知ることさへ、いかで習はせ給ひたるにか、道のものにもや、立ち勝りて、かしくおはしませば、御前にてよきあしなど定めさせ給ふ。

斯うして義時が、天下を靡け従へて政治を行つてゆく事も、殆ど昔の頼朝時代以上です。従つてほんとにどうもこれはひどいといふやうな事も多くなつて行くにつれ、後鳥羽院様は、内々思ひ立つて劃策遊ばす事なども御座いませう。おそば近く御つかへ申す上達部や殿上人、まして、北面の下藤、西面の武士などいふ武事に携はる人々も、皆この御計畫に内々御同意してゐるものは、朝夕、武道の外に餘念がない。院様は、劍などを御覽定なされる事まで、どうして御習ひ遊ばされたのか、その道の専門家にもや、立ち勝つて、すぐれていらせられたので、御前で劍の良否など御覽定遊ばされた。

かやうのまぎれにて、承久も三年になりぬ。四月二十日御門ありさせ給ふ。春宮四にならせ給ふに譲り申させたまふ。近頃皆この御齡にて受禪ありつれば、これもめでたき御行末ならむかし。同じき廿三日、院號の定ありて、今おりさせ給へるを、新院ときこゆれば、御兄の院をば中の院と申し、父御門をば本院と聞きさする。このほどは、家

實の大臣の御關白にておはしつれど、御讓位の時、左大臣道家の大臣統攝政になり給ふ。かのあづまの若君の御父なり。

こんな事にまぎれて、承久も三年になりました。四月二十日順徳帝は御位をお退き遊ばされた。そして皇太子の御四つにおなり遊ばす方に位を御譲り遊ばされた。近頃後鳥羽・土御門皆このお四つの御年で御位をお受け遊ばしたのですから、これも結構な御前遊で御座いませう。同じ二十三日に、院號の御定めがあつて、今お退き遊ばした天皇を、新院と申し上げるので、御兄の土御門院をば中の院と申し、父帝後鳥羽院をば本院と申し上げる。この頃は大臣家實公が關白でいらしたたが、順徳帝御讓位の時、左大臣道家公が攝政におなり遊ばした。この方はかの鎌倉の若君——將軍頼經の御父上です。

院の思し構ふる事、忍ぶとすれど、やう／＼漏れ聞えて、東さまにもその心づかひすべかめり。あづまの代官にて、伊賀の判官光季といふものあり。かつがつかれを御かうじのよし仰せらるれば、御方に參る武士どもおし寄せたるに、通るべきやうなくて、腹切りてけり。まづいとめでたしとぞ、院は思し召しける。

所で、後鳥羽院の御計畫遊ばされる事が、知れないやうに知れないやうにはしても、自然段段と世の中に漏れ聞えて、鎌倉方でもそのつもりで警戒するらしい様子です。關東の代官で、伊賀の判官光季といふものがある。まづ以て一つ波を御詰責なされようとの旨を仰せ遊ばしたので、院の御方に參る武士たちが押し寄せた所が、光季は通れられやうがなくて、腹切つて了つた。まづ以て誠に幸先がい、と、後鳥羽院は御思ひ遊ばされた。

東にもいみじうあわて騒ぐ。「さるべくて、身のうすき時にこそあなれ」と思ふも

仲恭天皇も前途御榮え遊ばすであらうの意。
 (四)新帝が先帝の御位を受け給ふこと。
 (五)申上げる。「聞えさする」は敬相を重ねた語で、使役の「さす」ではな

(一)大きく上を承けて下を起す接續詞の趣で、「も」は強勢。
 (二)北條氏追討の御企をいふ。
 (三)その用心。それに對しての警戒。
 (四)鎌倉から差遣してある京都の守護。
 (五)はしからボツ／＼の意で、この場合の語感に譯文の通り。
 (六)御勸事、勸勤。

(一)光季切腹の事で、鎌倉の方でも

周章狼狽した。
 (一) さうあるべくして、さうあるべき前世の因縁での意。
 (二) 思ふけれども、「ものから」は反展の語。
 (三) 頼りなく力なき様での意。「おめおめ」といふに當る。
 (四) 朝廷。これを官軍と解し、「自ら給ふ」を御親征と解するのには、結局同意でも語感から見て限定し過ぎるやうだ。
 (五) 下に「兵を向けよう」とか、「こちらから攻めても差支なからう」とか、いふ心持を含めて見るとよく分る。
 (六) 一方には。
 (七) 自分が身の前世の宿縁を見る、即ち我が身の運だめしといふ思想。「見るばかり」の「ばかり」は「概ね」のみ、だけと解してあるが、「概ね」の「に」の意に取る方が自然だと思ふ。
 (八) 長子。
 (九) 多くの軍勢を引率するといふ時の常套形容詞。
 (一〇) 汝を。
 (一一) 武士の本懐通り潔い討死をせよ。「死」を「死に方」と解すると少し語の感じがそれる。
 (一二) 人に後ろを見られる。敗北して人から笑はれるやうな卑怯な振舞あらばの意。
 (一三) 後悔の心。不慮の心。「後悔した」の本義は、不安だ、氣掛りの心であるが、特に増鏡に斯うした特殊用例が見出される。

のから、「討手の攻め来りなむ時だ、はかなきさまにて、屍を曝さじ。おぼやけとききかとも、自らし給ふことならねば、かつは我が身の宿世をも見るばかり」と思ひ寄りて弟の時房と、泰時といふ一男と、二人をかしらとして、雲霞の武士をたなびかせて都にのぼす。「泰時を前にするて言ふやう、「おのれをこの度都にまゐらす事は、思ふ所多し。本意の如く、清き死をすべし。人に後を見えなむには、親の顔また見るべからず。今を限りとおもへ。賤しけれども、義時、君の御ために、後めたき心やはある。されば横さまの死をせむ事はあるべからず。心を猛く思へ。おのれ打ち勝つものならば、ふたゝびこの足柄箱根山は越ゆべし」など、泣く泣く言ひ聞かす。「まことにしかなり又親の顔拜む事もいとあやふし」と思ひて、泰時も鎧の袖をしぼる。かたみに、今の限り、あはれに心細げなり。

関東でも非常にあわて騒いだ。義時は「然るべき前世の約束で、身の滅びるべき時であるに違ひない」とは思ひながら、而も討手の攻めて来よう時になつて、おめ／＼とつまらぬ態で屍を曝す事はすまい。お上と申した所で、院御自身で直接遊ばす事ではないから、御手向が申してもいいわけだし、一つには父自分の身の前世の業報なためだといふ氣になつて、弟の時房と、泰時といふ長男と、その二人を大将として、雲霞の如き大軍が引連はされて、京都へ攻め上つた。義時は、泰時を前に引揚げて言ふやう、「汝を今度都へ上らるるのには、いさ／＼考へる所が澤山ある。武士の本懐通り、潔い討死をしない。人に後を見えなむ事だつたら、親の顔を再び見るではない。今が最後の別れと思へ。盡時ではあるが、この義時、君の御ために後悔の心はありアしない。だから理不盡の横死をするなどいふ事のあらう道理はない。

(一五) 天命でなく、理窟にも合はぬ死、横死、大死。「いふ」のあるべからず「は」決してない」とあつてはならぬ」と兩義に涉る趣。
 (一六) 負けたら再び東に歸るなどの意を積極的にいうたのである。
 (一七) 五に。
 (一八) 出發した。それは承久三年五月二十二日の事。
 (一九) 戦争のやり方、牽引き。
 (二〇) 軍法その他一般の義理。
 (二一) その趣旨を了解しました、よく心得ました。
 (二二) その邊の道の上といふ思想、一般に途中と解してあるが、一寸感じが違ふ。
 (二三) 天子の御乗物。駕輿ともいふ、數多の駕輿丁で早く御輿で、上に金の鳳凰の立つてあるもの。
 (二四) 嚴かにその場に臨ませられる事の意。「の」は「いふ」なる同格でなくて「か」なる主格。
 (二五) 仕方、處置。
 (二六) よくもの意。この句は譯の如き意の慣用語。
 (二七) 質問が自分の心に叶つて、「そこだ」「それだ」と自然に出た趣の語。
 (二八) どうであらう、どうもよくあるまいの意。
 (二九) それほどの時、それほど事態重大の場合には。
 (三〇) 降伏恭順の意を表する態度をいうた文句である。
 (三一) 恐懼し奉つての意。

しつかり強い氣で居よ。汝若し打勝つたなら、二度とこの足柄箱根の山は越えろが、泣く泣く云つて聞かせた。「ほん／＼にその通りだ。また親の顔を拜む事も實にあぶないものだ」と思つて、泰時も涙にくれて鎧の袖を絞る。父子互に、今が最後の別れかと、しみ／＼あはれに心細い様子であります。

かくて打ち出でぬる又の日、思ひかけぬ程に、泰時たゞ一人、鞭を上げて馳せ来たり。父胸うち騒ぎて「いかに」と問ふに、「軍のあるべきやう、大方のおきてなどをば、仰の如くその心をえ侍りぬ。もし道のはとりにも、計らざるに、辱く鳳凰を先立てて、御旗をあげられ、臨幸の嚴重なる事も侍らむに参りあへらば、その時の進退いかゞ侍るべからむ。この一事をたづね申さむとて、一人馳せ侍りき」といふ。義時、とばかりうち案じて、「かしこくも問へる男かな。その事なり。まさに君の御輿に向ひて、弓を引くことは、いかゞあらむ。さばかりの時は、兜をぬぎ、弓の弦を切りて、ひとへにかしこまりを申して、身をまかせ奉るべし。さはあらで、君威都におはしましたながら、軍兵を賜まはせば、命を捨てて、千人が一人になるまでも戦ふべし」と、言ひもはてぬに急ぎ立ちにけり。

斯くて軍隊が鎌倉を出發した翌日、思ひ掛けぬ頃に、泰時たゞ一人、馬にた。父義時はびくくりして胸がどき／＼として、「どうしたのか」と問ふ引き、大體の事などをば、父上仰の通りよく心得ました。若し長多くも鳳凰を先に立て、錦の御旗を擧げられて、嚴かに臨幸

40 30

(一五)言つて了ふか了はわうちにと
いふ趣。

東京村立
第百一十号

(一)關東勢の上る事は兼ねて豫期せられた事。
 (二)宇治は山城、勢田は近江にあつて、共に東國から京都へ入る要所。
 (三)橋桁を切り落させて。
 (四)この語、下の「一方ならず」へつづき、その間は挿入句となつてゐる。
 (五)御孫頼經が將軍として鎌倉に在るから、その方の事を可愛く思ふ結果、自然關東方に心を寄せるのも尤もの事で、その外にの意。
 (六)次の系圖を見よ。



(七)返答もしない。院の謀議に何等
參與しないのなにいふ。

合に出合ひましたならば、その時の處置は、如何致すべきで御座、ませ。申さうとして、一人馳せ歸りました」といふ。義時は、一寸思案をして、えらい。その事だ。正しく君の御輿に向つて、弓を引くといふのは、それはそれほどの時は、兜をぬぎ、弓の弦を切つて、偏に恭順の意を表して、君の御輿に奉るがよい。さうではなくて、君は都に御座ありながら、軍兵をお遣はしになつたら、こそ、命を捨てて、千人が一人になる迄も戦ひなさい」と、言ふ言葉もまだ終らぬ内には急いで出發しました。

都にも思しまうけつる事なれば、武士ども召しつへ、宇治勢田の橋もひかせて、敵をふせぐべき用心ことなり。公經の大将一人のみなむ。御孫のこともさる事にて、北方、一條中納言能保といふ人の女なり、その母北方は、故大將のはらからなれば、一方ならず、あづまを重く思して、さしいらへませず、院の御心の輕き事と、あぶなり給ふ。七條院の御ゆかりの殿ばら、坊門大納言忠信、尾張中將清經、中御門大納言宗家、又修明門院の御はらからの甲斐の宰相中將範茂など、つぎ／＼あまた聞ゆれど、さのみは記し難し。軍にまじり立つ人々、この外の上達部にも、あまたありき。

都の方でも兼ねて豫期された事だから、武士達を召し集めて、京都へ入る要所の宇治勢田の橋も切り落させて、敵を防ぐべき用意も並々ならず精別です。大將公經一人だけじゃ、關東の將軍たる御孫さんの事も勿論で、それに奥方は、一條中納言能保といふ人の女です。その奥方の母なる中納言能保の北の方は、故大將頼朝の兄弟であるから、一方ならず、關東を重く思召して、

欠

欠

第三ふち衣

(一) 非常に人数にも入れられぬ、全く世間から忘れられたの意。この一句は源氏物語橋姫巻發端の文句をそのまゝ用ひてある。
 (二) 年老い世から捨てられた宮の意。
 (三) 第三皇子は惟明親王で、守貞親王は第二皇子、宮御選定(おどろの下巻にある)の時に泣き給うたのは第三皇子惟明親王で、従つてその事は筆者の記憶の錯誤と考へられてゐる。即ち守貞親王は高倉院の第二皇子で、安徳天皇と共に九州に下り、後に都へ歸つて寂しく御過し遊ばされてお給うたのである。
 (四) 御足。
 (五) 貴い御方であるがの意。
 (六) 御覽遊ばされた御孫の宮様方御選定の時、即ち御孫様方を御覽になつて帝位に即ける方を御選びになつた時の意。これが筆者の記憶違ひである事上述の通り。
 (七) 訪れて来る人も稀だからの意。
 (八) 繁茂した雑草が門を閉ぢ固めたの意。草の深く茂つた中にいつも門がしめきつてあるのをいふ。
 (九) こゝは眺める意でなく、じつと物思ひに沈んでの意。
 (一〇) 順徳帝の年號。

その頃、いとかずまへられ給はぬふる宮おはしけり。守貞親王とぞ聞えける。高倉院第三の御子なり。隱岐の法皇の御このかみなれば、思へばやむごとなけれど、昔、後白河の法皇、安徳院の筑紫へおはしまして後に、見奉らせ給ひける御孫の宮たちえりの時、泣き給ひしによりて、位にも即かせ給はざりしかば、世の中もの恨めしきやうにて過し給ふ。さびしく、人目まれなれば、年を經ておれまざりつ。草ふかく、八重葎のみさしかためたる宮の中に、いと心細くながめおはするに、建保の頃、宮のうちの女房の夢に、冠したるもの數多まりりて、「御璽を入れ奉るべきに、おのく用意して候はれよ」といふと見てければ、いとあやしうおぼえて、宮に語り聞えけれど、「いかでかさほどの事あらむ」と、思しも寄らで、遂に御髮をさへおろし給ひて、この世の御望は絶ちはてぬる心地してものし給へるに、このみだれ出で来て、一院の御ぞうは、皆さまさまにさすらへ給ひぬれば、おのづから小さななど残り給へるも、世にさし放たれて、さりぬべき君もおはしまさぬにより、東よりのおきてにて、かの入道親王の御子の御孫の十になり給ふを、承久三年七月九日、俄に御位に即けたてまつる。父の宮をば太上天皇になし奉りて、法皇ときこゆ。いとめでたく、權さまの御さいはひおはしける宮なり。

- (一) 守貞親王の御殿の内にお仕へしてゐる女官。
- (二) 三種の神器の御懸、即ち踐祚し給ふべきによりての意。
- (三) それほどの事、帝位に即くなどいふやうな事の意。
- (四) 帝位に即くなどいふ事は心にも止めないでの意。
- (五) 帝位の御望をいふ。
- (六) 承久の亂。
- (七) 御族、御一族。
- (八) 自然稀々への意。
- (九) 稚き皇子方など。後鳥羽系の皇子をいふ。
- (一〇) 世間から疎外されて。
- (一一) 然るべき、皇位に即いてい、やうな意。
- (一二) 指圖。
- (一三) 親王宣下の後出家なされた御方の稱。出家後に親王宣下のある御方は法親王といふ。
- (一四) 僥倖の意。

その頃、とんと世間から勘定にも入れられぬ老宮がいらしやいました。守貞親王と申すのでした。高倉院の三番目の御子様です。隱岐の法皇後鳥羽院の御兄様ですから、考へて見れば誠に高貴な御身分ですが、昔、後白河法皇が、安徳天皇の九州へいらしつて後に、御孫の宮様方を御覽遊ばして帝位にお即けになる方を御選びなされた時、お泣き遊ばしたために、帝位にも御即き遊ばさなかつたので、世の中が何だか恨めしいやうな風で御暮し遊ばされる。自然御住ひも寂しく、訪れる人も稀なので、年がたつにつれて益々荒れて行つて、草が深く生ひ茂り、八重葎ばかりが鑽し固めた。草ぼうぼうたる中にちいさな門をしめ切つた御殿の中に、誠に心細く物思ひに沈んでいらしたところが、建保の頃、宮に仕へてゐる女官の夢に、冠をつけた者が澤山参つて、御懸をお入れ申上げる苦でありましたから、皆様方その用意をしていらしやれよ」といふと見ましたので、大層不思議な事に思つて、その旨を宮にお話し申し上げたところが、宮は「何でそんな大した事があらう」と、そんな事は思ひも寄らないで、遂に御剃髮遊ばされて、帝位などの御望はすつかり絶つて了つたやうな心持でいらした所が、今度の騒動が起つて、後鳥羽院の御一族は、皆色々所々へ流浪遊ばしたので、自然稀に小さい皇子様などの都に残つていらしやる方も、世間から全然疎じられて、帝位に即いて然るべき君もいらせられぬので、鎌倉からの指圖で、かの入道親王の御子様の十におなり遊ばす方を、承久三年七月九日に、急に御位におつけ申上げた。父の宮守貞親王をば太上天皇になし奉つて、法皇と申上げる。誠に結構な事で、思ひも掛けぬ御仕合せのおありなされた宮様です。

孫王にて位に即かせたまへるためし、光仁天皇より後は、絶えて久じがりつるに、珍しくめでたし。その十二月一日に御即位、明るる年貞應元年正月三日、御元服したまふ。御いみな茂仁とまうす。御かたちもなまめかしく、あでにみおはします。御母、基家申納言のむすめ、北白河院と申しき。家實の大臣、又攝政になりかへらせ給ひて、

- (五) 優美で上品に氣高いの意。
- (六) もとへ返つてなるの意。
- (七) 御指圖を遊ばされるの意。
- (八) もとに引戻しといふ意と、前とは打つてかはつたといふ意と、さういふ二つの用例のある語で、こゝはその兩義を兼ね用ひた趣と考へられる。
- (九) 守貞親王の御事で、太上天皇としていらせられたから、後高倉院と御追號申上げた。
- (一〇) 人々が皆黒の喪服を着けたといふ意。
- (一一) 御幼少な御年配での意。此の時御年十二。

- (一) 太上天皇の尊號。
- (二) 評議、評定。この帝はずう一ツと追號評議等もなく九條廢帝と申したが、明治三年七月廿三日に仲恭天皇の御諡を奉つた。
- (三) 限りなく。
- (四) お思ひ歎く、心の中に歎かれる、歎かしく思はれるの意。
- (五) あらせられるからの意。
- (六) 勝れての意。
- (七) 大體が奥深くの意。奥深いとは沈着で蘊葉でないのをいふ。
- (八) しんみりとして重々しい。
- (九) つい一寸した事、かりそめの事、

よろづおきてのたまふも、さまざまに引きかへしたる世なりかし。又の年五月の頃、法皇かくれさせ給ひぬれば、天下みなくろみわたりぬ。上も御服たてまつる。まびはなる御程に、いとみじうあはれるなる御事なめり。

皇孫で帝位にお即き遊ばした例は、光仁天皇から後は、ずう一ツと長らく無かつたのに、今度の事は誠に珍らしく結構な事です。その年の十二月一日に御即位式があつて、翌年貞應元年正月三日に、御元服を遊ばされた。御名は茂仁と申します。御容姿も優雅に氣高くいらせられます。御母上は、申納言基家の女で、北白河院と申しました。嘗て攝政だつた家實公が再び攝政の職にお復しになつて、萬端御指圖遊ばすなども、何かと色々にがらつと様子が変わつて再び昔に戻つた世のさまです。翌年の五月頃、法皇がおかくれ遊ばしたので、天下皆喪服をつけて一體にずう一ツと黒くなりました。天子様も御喪服をお召し遊ばされる。まだ御幼少な御年配で、誠にどうも哀れな御事でありませう。

前の御門は、四にて廢せられ給ひて、尊號などの沙汰になし。御母后も、山里の御すまひにて、いと心細くあはれる世を、つきせず思しなげく。この宮は、故攝政殿の姫君にてもものし給へば、歌の道にもいとかしう渡らせ給へど、大かた奥深う、しめやかに重き御本性にて、はかなき事をも、たやすくもらせ給はず。御琴なども、かぎりなき音を弾きとり給へれど、をさ／＼かきたてさせ給ふ世もなく、あまりなるまで埋れたる御もてなしを、佐渡の院も、かぎりなき御志の中に、飽かすなむ思ひ聞えさせ給ひける。かの遠き御別の後は、いみじう物をのみ思しくだけつ、いよ／＼し

何でもないやうな事。
 (一〇)うはべに出されぬの意。
 (一一)非常にいい音を弾いて出すの意で、大そう巧みに御弾きになるのをいふ。
 (一二)「とんと」といふ口語としつくり合つてゐる趣の副詞。
 (一三)弾きならし給ふ時もなくの意。
 (一四)餘り極端だと思はれる程に。
 (一五)表面に出ない、内輪ななされた方の意。
 (一六)限なく深い御志の中にも、非常に御寵愛なされながらも意。
 (一七)その方に對して物足らずお思ひ遊ばされたの意で、「聞え」といふ敬語が使つてある。
 (一八)順徳院の佐渡遷御をいふ。
 (一九)思ひ悩み給ふの意。
 (二〇)歎き沈んでの意。
 (二一)古く御仕へ申した女官。すつと昔仕へた事のあるといふ意でなく、古参の、即ち古くから仕へて来たの意。
 (二二)宮中を退いて、親の許にとち籠つてゐた者の意。
 (二三)衣がへは、四月一日、十月一日に夏冬の衣を更めるのをいふ。
 (二四)「衣」に「頃も」を掛けた言葉の綾。
 (二五)昔見たとは違つての意。
 (二六)將來どうなるかと思ひ迷はれるの意。
 (二七)手ならしの意で、歌など書く

づみふしておはしますに、ふるく仕うまつりける女房の、里にこもり居たりける許より、あはれなる御消息をきこえて、十月一日の頃、御衣がへの御衣を奉りたりける御返事に、
 思ひ出づる言もはかなし、我も人も、見しにはあらずたどらるゝ世に。
 又御手ならひの序に、からうじて洩れけるにや、
 消えかぬるいのちぞつらき、おなじ世にあるもたのみはかけぬちぢりぞ。
 さこそはげに思ひみだれけぬ。おろかなる契だに、かゝるすぢの哀は、淺くやは侍る。
 いかばかりの御心の中にてすぐし給ふらむと、いとかたじけなし。
 前の天子様は、四つで帝位を退かせられ給うて、太上天皇の尊號を奉るなどの評定すらもない。御母後の東一條院様も、山里の御住居で、誠に心細くなさけない世の中を、限なく歎かはしく思つていらつしやる。この東一條院は、故攝政長經公の姫君でいらつしやるので、歌の道にも非常にすぐれていらせられますが、大體奥深く、しんみりとして重々しい御性分で、つい一寸した事をも、なか／＼容易に外面にお現はしになりません。御琴なども、非常に御上手にお弾き遊ばされたが、而もとんとお弾きになる時もなく、あんまりだと思はれる程御内氣ななされた方を、順徳院も、限らない御寵愛の中に、如何にも物足らず御思ひ遊ばされたのでした。順徳院が佐渡へ御遷りになつて、遠く御別れになつて後は、東一條院は、只もう非常に物思ひに御心を備まして、いよく沈み込んでいらつしたのが、そこへ、すつと以前からお仕へ申してゐた女官の、里に下つて引籠つた者の所から、あはれなる御返事を申上げて、十月一日の頃、御衣更への御召物を差上げたその御返事に、次のやうな歌をお遣しになつた。
 思ひ出づる……私も院様も、その昔共々に楽しく暮した時とは全く變つて了つて、これ

前に手ならしに書いたたり、慰みに一寸書いたりするのをいふ語。
 (二八)つれない、こんな事なら死んだ方がいゝのに、死ねずに居る命の程がつかないといふ思想。
 (二九)意味を端的にいへば「在りながら」の反展であるが、語調として「ある身も」の趣である。
 (三〇)契なるものをの意。契は夫婦の契の意。
 (三一)おろそかな契、かりそめの仲。
 (三二)新様に違ひ生別はの意。
 (三三)どれ程の、どれ程悲しい。
 (一)これといふ事もなく月日がたつての意、この「はかなく」はついでに寸したといふ方の意で、たよりない、なまけない方ではない。
 (二)後京極良經の子。
 (三)最初公房の女が上つて女御から立后、次に家實の女が之に代つて女御から立后、更に又今度道家の女が之に代つて女御から立后。
 (四)時を得て榮える、君寵を得て全盛であらせられるのをいふ。
 (五)おし退けて、排斥して。
 (六)前の攝政殿の意。
 (七)「おはするが」(い)らせられる御方が)の略。
 (八)さうひどく御寵愛もなくて。
 (九)三條の太政大臣の姫君にして后となつた方の意。

からさきどうなる事かと、思ひ迷はれる今の世では、衣更へにつけてその昔の事を思ひ出すのも、誠にはかない事ではある。
 又御手習の序に一寸お書きになつたのが、やつとの事で世間へ洩れたのでせうか、次のやうなお歌があります。
 消えかぬる……院様と同じ世にあるはあつても、再びお逢ひするといふ頼みはかけられぬはかない契であるのに、それを斯うして消えかれて、生きながらへてゐる命の程が、誠につれない思はれます。
 さぞまアほんと思ひ亂れ遊ばした事でせう。かりそめな契の中だつて、斯うした筋合——夫婦互に遠く生き別れをするといふやうな筋合の哀は、決して淺い事では御座いませぬ。ほんとにどれほどつらいなさいけない御心の中で御過し遊ばす事でせうと、誠に畏多い事です。
 はかなく明け暮れて、眞應もうち過ぎ、元仁、嘉祿、安貞などいふ年も、程なくかはりて、寛喜元年になりぬ。このほどは、光明峯寺殿また關白にておはす。この御女、女御にまゐり給ふ。世の中めでたく花やかなり。これよりさきに、三條の太政大臣の姫君まゐり給ひて、后たちあり、いみじう時めき給ひしをおしのけて、前の殿の御むすめ、いまだ稚くておはする、参り給ひにき。これはいたく御おぼえもなくて、三條の後宮の、浄土寺とかやに引き籠りて渡らせ給ふに、御消息のみ、日に千度といふばかり通ひなどして、世の中すまじく思されながら、さすがに后たちはありつるを、父の殿、攝政かはり給ひて、今の峯殿なりかへり給ひぬれば、またこの姫君入内ありて、もとの中宮はまかて給ひぬ。珍しきが参り給へばとて、などかかうしもあなかな

(二〇)山城愛宕郡浄土寺村の寺。
 (二一)世の中が面白くなく。君龍が薄いためにである。「天皇思はれ」といふ向に解した本もあるが、さう見れば後文の「珍らしきか」云々の評論的筆致と合はなくなる。
 (二二)そんな風でもやはり。君龍は薄いが兎も角も攝政の女だから父の威光で立后の儀はあつたのである。
 (二三)攝政。録は録に通用する字で、總べるといふ意。
 (二四)再び攝政に復しの意。
 (二五)家實の女の中宮になつた方。
 (二六)御退出遊ばされた。
 (二七)珍らしい女御が御入内遊ばしたからとて。
 (二八)なぜ斯んなに新しい女御が上ると前の皇后は退けるといふやうな、押付けがましい無理な事をなされるだらう。疑問に反語(そんな事をすべきでないの意)の趣を添へて幾分告める調子でいうた語。蓋し外戚の横暴に對する筆者の餘憤を天皇の御移氣の如く取なした筆致だらう。
 (二九)白氏文集長恨歌に「後宮佳麗三千人、三千寵愛在一身」とあるをいふ。
 (三〇)品格のよくないやうな心持。
 (三一)どういふわけでこんな風に度皇后の御交代があるだらうの意。
 (三二)二度目に。
 (三三)禁中五宮の一で飛香舎(ひかりや)といふ。
 (三四)家の内にくすぶらしておこわ

唐土には、三千人なども候ひ給ひけりとこそ傳へ聞くにも、しなくしからぬ心地すれど、如何なるにかあらむ。後には、おの／＼院號ありて、三條殿の后は安嘉門院、中の度参り給ひし殿の女御は、鷹司の院とぞ聞えける。今の女御も、やがて后だちあり、藤壺たり今めかしき住みなしたまへり。御はらからの姫君も、かたちよくおはするに、引き籠めがたしとて、内侍のかみになし奉り給ふ。

何といふ事もなくつい月日がたつて行つて、貞應も過ぎ、元仁、嘉祿、安貞などいふ年も、程なく變つて、寛喜元年になつた。この時分は、光明寺殿道家公がまた關白でいらせられる。その御息女が、女御にお上りになる。世の中が誠にめでたく花やかな事です。これより前に、三條の太政大臣公房公の姫君が入内遊ばされて、皇后に御立ちになつて、非常に厚い君寵を得て御榮え遊ばして居られたのをおし退けて、前の攝政殿家實の御息女の、まだ御幼少でいらつしやる方が、御入内遊ばされたのでした。これはそんなに君寵もなく、三條の后宮が、浄土寺とかに引き籠つておいて遊ばす所へ、御手紙ばかりが、日に千度といふほど繁々と通つたりなどして、世の中面白くなくお思ひ遊ばしながらも、それでもさすがに立后の儀はありましたが、その御上の父上家實公が攝政のお役目がお變りになつて、今の攝政道家公が再び戻つて關白におなり遊ばしたので、またこの姫君が御入内あつて、前の中宮は宮中を御退出遊ばされた。珍らしい御方が参り遊ばしたからといつて、何だつて斯う思ひきつた事を遊ばす事やら、甚だその意を得ぬ事です。支那には、三千人のお后などいらせられたと傳へ聞くにつけても、何だか品のよくないやうな心持が致しますが、どうしたわけの事でありませう。後には、各中宮皆院號があつて、三條殿の后は安嘉門院、真中の時に御入内遊ばされた女御は、鷹司の院と申しました。只今の女御も、すぐそのまゝ、御立后があつて、藤壺邊に當世風に派手派手しくして住つてゐらせられます。その御姉妹の姫君も、御器量がよくいらつしやるので、

けには行かぬの意。
 (二五)尙侍。内侍司の長官。
 (一)攝政關白を子に持つ人の尊稱。
 (二)さう思ふせいでも誠に貴い、それだけでも貴く思はれるの意。
 (三)鎌倉の將軍頼朝。
 (四)延暦寺の座主慈源。座主、別當、長吏、何れも其の寺の長。
 (五)三井寺一名園城寺の長吏行昭。
 (六)山階寺一名興福寺の別當圓實。
 (七)仁和寺の長法助。御室は仁和寺の長で皇族がなる例、「爲二下二御入室、希代之例云々」と同寺御傳に見えてゐる。
 (八)道家一門以外の人で天下の要路に交り立つは少いの意。
 (九)美々しく立派で。
 (一〇)直盧(ちきよ)ともいふ、攝關の人の禁中に於ける詰所。
 (一一)「いづも」といふ程の慣用語で、「は」は強勢の趣になつてゐる。
 (一二)「給ふと又」の意、「給ふから」ではない。父は大政で宿直所にくつろぎ、子等は關白大臣で絶えず出仕、天下の事全くこの一門にあるといふ趣を述べた文の筋である。
 (一三)西園寺家で、鎌倉に縁あること新島守の巻に出てゐる。
 (一四)さう／＼さういへばほんにと

家に引き籠めて置く事は出来ぬといふ事でも、朝廷に奉つて内侍司の長官となし奉りなされた。同じき三年七月五日、關白をば御太郎實政のおとゞに譲り聞え給ひて、我が御身は、大殿とて、后宮の御親なれば、思ひなしもやむことなきに、御子どもさへいみじう榮え給ふさま、ためしなきほどなり。あづまの將軍、山の座主、三井寺の長吏、山階寺の別當、仁和寺の御室、皆この殿の君たちにておはすれば、天下は、さながらまじる人すくなう見えたり。いとまほしく重々しげにて、内の御宿所などに、常はうちとけ候ひ給へば、關白殿、次々の御子どもも、大臣などは、立ちかはり、御前に絶えずものし給ひて、世の政事など聞え給ふ。北方は、公經のおとゞの御女なれば、まして世の重くなびき奉るさま、いとやむことなし。

同じ寛喜三年七月五日、道家公は關白の職を御長子教實公にお譲り遊ばされて、御自身は、大殿というて、皇后様の御父上ですから、それだけでも誠に貴く思はれますのに、その上御子様方までも非常に御榮え遊ばす様、一寸例のない程です。鎌倉の將軍、比叡山延暦寺の座主、三井寺の長吏、山階寺の別當、仁和寺の御室、何れも皆この道家公の御子様方でいらつしやるので、天下の要路には、他に立ち交る人も少く、まるでこの方の御一門で固めてゐるやうに見えました。道家公は、誠に美々しく重々しい風で、禁中の御詰所などに、常々打ち寛いでいらつしやる、と又、關白教實公、それから次々の御子様方も、大臣などの御役で、入れ代り立ち代り、天子様の御前に絶えず御出仕遊ばされて、世の政事など言上遊ばされる。奥方は、鎌倉方に縁のある公經公の御息女なので、まして世間で深く聞き奉るさま、誠に以て貴い事です。まことや、その年十一月十一日、阿波の院かくれさせたまひぬ。いとあはれにはかなき

いふやうに、話の順序として或事を思ひ出していふ趣の語。
 (二)御不例に。御病氣の事をいふ。
 (三)色々と澤山に物思ひばかり遊ばされての意。
 (四)「かなしきを」の「を」は「きこしめし」の目的格といふよりもやゝ複雑で、「非常に悲しい事だが、さうした次第を……」といふ趣を現はしてゐる。
 (五)後鳥羽院をいふ。
 (六)後鳥羽院の後、土御門院の御生母。
 (七)疎むべくある、厭はしい。
 (八)遠く離れてゐても、御存命ならば、同じ世と慰められるのに、斯く同じ世をさへ去り給うた事の悲しさ。
 (九)玉葉集雜四、安嘉門院四條一とまる身はありてかひなき別れ路に、などさき立たぬ命なりけむ」の歌を引く。
 (一〇)深く思ひ憐む。思ひ慕ふと解すると「口惜しう」から一寸離れてこの文調に副はぬやうだ。
 (一一)阿波の配所。
 (一二)手廻はりの御道具。
 (一三)何や彼や。
 (一四)つい一寸した御手筈。
 (一五)取纏め整理してある意。
 (一六)霧り塞る意、涙で目もすつかりかすんで見えなくなるのなをいふ。
 (一七)御仕へしてゐる中に自然どうかしてといふ心持の語。
 (一八)側近く御召し慣れ遊ばしたも

御事かな。例ならし思されければ、御髪おろさせ給ひにけり。
 今年(三)は三十七にぞならせ給ひける。いまだ一度都をも御覽せすなりぬる。いみじうかなしきを、隠岐の小島にもきこしめしなげく。承明門院は、さまざまのうき事を見つくりて、猶ながらふる命のうとましきに、又かくおなじ世をたに去り給ひぬる御歎の、いはむ方なきに、「など先だたぬ」と、口惜しう思しこがるさま、ことわりにも過ぎたり。かしこにて召しつかひける御調度、何くれ、はかなき御手箱やうのものを、都へ人のまゐらせたりける中に、たまさかに通ひける隠岐よりの御文、女院の御消息などを、一つにとりしたゝめられたる、いみじうあはれにて、御目もきりふたがる心地し給ふ。家隆の二位のむすめ、小宰相と聞えしは、おのづからけちかく御覽じなれるにや、人よりことに思ひ沈みて、御服など黒う染めけり。
 うしと見し、ありし別は、藤ごろもやがてきるべき門出なりけり。

ほんにさういへば、その年の十一月十一日に、阿波においてになつた土御門院がおかくれ遊ばした。誠にあはれにはかない御事で御座いますナア。御不例の御氣分はいらせられたので、御剃髪遊ばされたのでした。色々物思ばかり遊ばして、今年(三)は三十七におなり遊ばしたのでした。今一度都を御覽にもならず、そのまゝおじくなり遊ばした事は、非常においたはしく悲しい次第で、隠岐の小島に於かせられても、その事を聞いて御嘆き遊ばされた。御生母承明門院は、色々つらい目といふつらい目を見つくり、而もまだ生きながらへてゐる命が厭はしく思はれるのに、斯うして又御子様が同じ世をさへお去り遊ばした事の御歎きの、何ともいはず

欠

欠

- (一) 御湯、おも湯。
- (二) 御目に止められる事もない、召上る事もないの意。
- (三) 月日が重なるの義を敬相した表現。
- (四) 佛法の祈禱の法會。
- (五) こと痛く、大層に、業々しく。
- (六) しない寺はなくの意と、し残す事はなくの意と、その兩意に涉つた趣の語。
- (七) 陰陽寮の被官で、吉凶を占ひ、災禍を祈禱する役。
- (八) 仲恭天皇。
- (九) 御年配にての意。
- (一〇) 惜むべき。
- (一一) 後鳥羽院をいふ。
- (一二) 御子土御門上皇、御孫仲恭天皇の崩御をいふ。
- (一三) 順徳院をいふ。
- (一四) 御子様が崩せられた事ゆゑまして。
- (一五) 仲恭天皇のすぐ次の弟宮、忠成王。

(一) やかましく言ひ立てる、盛に噂を合ふ。
(二) 院が崩御遊ばされたのをいふ。この場合の語感に下に譯出した通り。
(三) 天下の抑へ、世の固め。
(四) はかない、頼み甲斐のない。

る事なく、月日つもらせたまへば、御修法ども、いとこらたく、山々寺々、残りなくつとめのしる。醫師、陰陽師、祭、祓など、天の下さわきみちたり。又年號かはりぬ。文暦元年といふ。承久の廢帝十七になり給へるも、五月二十日にうせ給ひぬ。いと若き御ほどに、いとほしうあたらしき御年なりかし。隱岐にも、打被き哀なる事どもを聞き召し歎くべし。佐渡には、まじり心うくあさましと思さる。この御さしつぎの宮、猶おはしますは、修明門院養ひ奉らせ給ふ。

この藤壁門院崩御の御歎きによつて、いよく益々後堀河院は憂ひにお沈み遊ばされて、もう丸ツきり、おも湯などをすらすら召し上る事もなく、月日がたつていらつしやるので、御祈禱など色々、それはもう仰山に、山々寺々、残る所なく大騒ぎでお勤めする。醫師、陰陽師、祭、祓などと、天下はもう一杯の大さわぎです。又年號が變つた。今度は文暦元年といふ。承久の廢帝は十七におなり遊ばしたが、この帝も五月二十日にお亡くなり遊ばした。まだごく御若い御年配で、ほんとにお頼りない御年頃であります。隱岐でも、斯うして打被き哀なる事を聞き召して御歎きの事でせう。佐渡におかせられては、まして心憂くなさけない事とお思ひ遊ばされる。この承久の廢帝のすぐ御次の弟宮が、今なほいらつしやいますが、その方は、順徳院の御生母修明門院がお育て申していらせられるやうです。

かく言ひしろふほどに、院の御惱日々、に重くならせ給ひて、八月六日、いとあさましうならせ給ひぬ。世のおもしろいでおはしますべきことの、かくあへなき御ありさま、口惜しなど聞ゆるものめなり。大方、御本性もなごやかに、らうくしく、御かたちもまほに美しくとのほりて、二十に三つばかりや餘らせ給ふらむ。若うさかりの御程に、

(五)並一通りだ、口惜しなどいふところではないの意。
 (六)柔和にての意。
 (七)勞々しくの義で、物慣れた如何にも巧者な御見事な御様子にいふ。
 (八)「かたは」に對する語で、ほんに完全の義。
 (九)整ひて、缺點なく。
 (一〇)御學問、御學才。
 (一一)暗くない、困る事はない、ちやんと精通してゐられるの意。
 (一二)途方に暮れてゐるの意。
 (一三)御一周忌。
 (一四)諒闇は國民皆喪に服すること。去年八月から藻壁門院の諒闇となり、まだ終らぬ内に院の崩御で引續き翌年八月まで諒闇で、諒闇が足掛三年になるをいふ。
 (一五)不吉不祥で忌々しいの意。
 (一六)御夫婦の御因縁が如何に深く感深いものでいらせられるかといふ事もの意。
 (一七)珍らしく稀なの意。
 (一八)大嘗祭の時まつ賀茂河で御饗祓を行はれること。
 (一九)隱岐や佐渡を指す。
 (二〇)涙の中に浮いたり沈んだりしての意。この句の敬語は「都も遠き島島も」を承けてゐる。

御才なども、和漢たどくしからし何事につけても、いとあたらしうおぼしませば、世人の惜み聞ゆるさまかぎりなし。只々れまどへる心地どもなり。後堀河院とぞ申しける。故宮の御はたに過ぎず、又とりかさねて、諒闇の三年までにならむことを、いとまかしくしくゆゑしと、皆人思ふべし。御契の程のおぼれさまも、いとありかたくなむ。御禊大嘗會なども、いと延びぬ。只こゝもかしこも、高きも下れるも、都も遠き島々も、涙にうきしづみてぞ過し給ひける。

新様に色々噂し合つて居る内に、院の御病氣は日に重くおなり遊ばされて、八月に諒にもう何とも申上げやうのない事におなり遊ばしました。天下の重しでいらせらるべき御方様が、斯くもあへない御有様、口惜しいなど申上げるも並一通りの事です。大體、御性分も柔和におだやかで、物事御巧者に、御容姿もほんといふ程の申分なく美しく御揃ひ遊ばして、御年は二十に三つ程餘つていらしやいませう。若く盛りの御年配で、御學問なども、和漢に通じて暗からずいらせられ、何事につけても、ほんといふ程に惜しい方であいらせられたので、世の中の人のお情み申上げる事限りはありませぬ。只もう途方に暮れてしまつた心持です。後堀河院と申しました。故宮藻壁門院の御一周忌さへ過ぎず、又取り重れて、諒闇が三年までにならうとすること、誠に不祥な思ひ／＼しい事だと、誰も彼も皆思ふ事です。女院の御一周忌も過ぎぬ内に斯うして崩御遊ばすとは、御夫婦の御契の哀れさも、誠に珍らしい事です。御禊や大嘗會なども、いよ／＼以て延びる事になつた。只こゝもかしこも、高貴な方も下賤な方も、都でも遠い島々でも、只もう涙の中に月日をお過し遊ばされた。

うち續き、かくのみ世の中騒がしく、天變もしきり、いとあわたしきやうなれば、又年號かはりて、嘉祿元年といふ。まことや、三月の末つ方より、攝政殿重くわづらひ

(二)たゞもうこのやうに。「のみ」は強勢の助詞、「このやうにだけ」といふ限定の思想ではない。
 (三)人心も何となくざわついて、落着かぬやうであるからの意。
 (四)九月十九日に改元。
 (五)文曆二年三月廿八日に攝政教實公二十六で薨じた。
 (六)天皇御幼少の時は攝政、御成人の時は關白といふ。攝政は天子に代つて政事を取る事を意味し、關白は政事に關する意見を言上する事を意味するのである。
 (七)はかなく、頼りなく。
 (八)可憐なものにし給ふの義、御鐘愛なされるの意。
 (九)御養育申上げる。
 (一〇)もとに戻つて再びなり給ふの意。
 (一一)攝關補任次第に「東山殿道家、承久三四攝政、安貞二十二廿四關白、嘉祿元三廿八更攝政」とある。
 (一二)攝關の奥方を申す語。
 (一三)かの太政大臣公經と道家とが心を一つにしての意。
 (一四)道家公の御心のまゝ。太政大臣も同心で、天下に誰一人異議を唱へる人もないからである。
 (一五)諒闇が終つて喪服を脱ぎかへたからの意。

たまふ。故院の御位の程より、大殿の御讓にて、關白と聞えしが、御門稚くおはしませば、この頃は、攝政殿と申すなるべし。御かたちも、御心ばへも、めでたくおはしましつるに、いとあへなくうせ給ひぬれば、大殿の御歎、たとへむ方なし。二十六にぞなり給ひける。いとかなしくし給ふ姫君、若君などものし給ふをも、今は峯殿のみ、偏にはぐくみ聞え給ひけり。攝政にも、大殿たちかへりなり給ひぬ。かくて三度政事を治め給ひぬるに、北の政所の御父は、公經のおとゞなれば、かの殿と一つにて、世はいよ／＼御心のまゝなるべし。今年ぞ御色ども改りぬれば、冬になりて、御禊大嘗會行はる。

打ち續いて、こんな風に只もう世の中が騒しく、天變もしきりにあつて、人心も恟々として落着かぬやうなので、又年號が變つて、嘉祿元年といふ。ほんにさういへば、三月の末頃から、攝政教實公が重く御煩ひ遊ばされる。故後堀河院の御在位の頃から、大殿道家公の御讓を承けて、關白と申したが、今は天子様が御幼少であいらせられるので、この頃は、攝政殿と申すのでせう。この方は、御容姿も、御氣立も、お美しくいらせられたのに、いとあへなくお亡くなり遊ばしたので、大殿道家公の御歎きは、たとへやうもない。二十六におなり遊ばしたのでした。大層可愛がつていらした姫君や、若宮などがいらしやつたが、その方々をも、今では只もう御祖父道家公が、専ら御養育申上げるのでした。攝政にも、大殿道家公が再び戻つておなり遊ばした。斯うしてこの道家公は、三度政事をお治め遊ばしたのでしたらうか。奥方様の御父上は、太政大臣公經公ですから、かの殿と心を一つにして、世の中の事は、いよ／＼道家公の御心のまゝでありませう。今年こそ諒闇も終つて、御服の色も改つたので、冬になりて、御禊や大嘗會が行はれる。

(一)めでたき事にも、あはれな事に
も。或は喜ぶべき事もあり、或は悲
しむべき事もある、さうした色々な
都の出来事をの意。
(二)うすく、遠く離れてうすく
の意。
(三)際岐にてはの意、後鳥羽院を申
す。
(四)なさない年の積り積つた事よ
の意。承久以来配所に在つて憂き年
月が積つて十五年もたつた、それを
いふ。
(五)御年輪の重なるにつけても。
(六)お歎きの種となるもの。草の縁
語で「茂りそふ」といふ。「そふ」はハ
行四段で、この文脈は終止とも考
へられるが、やはり連體の一種で、而
も或ゆとりを持つて不即不離に下に
續くと見るが自然だらう。
(七)お思ひ馴れなされた事の義で、
日頃から御馴れ遊ばしてゐるからの
意。
(八)和歌。
(九)御心を伸びくさせた、御物思
ひを晴らされたの意。心中を述べら
れたとも取れようが、やはり「伸ぶ」
の意に取つた方が自然だらう。
(一〇)昔お仕へ申した人々。
(一一)徒然無聊で、所在なく心の慵
ましい状態をいふ語。
(一二)それ等の歌を歌合のやうにし
て御自身判者となつてその優劣を批
評して、それを御覽遊ばしたの意。
(一三)「一生の思出」などいふと同じ

「さま／＼めでたくもあはれにも、いろ／＼なる都のことどもを、ほのかに傳へ聞し召し
て、際岐には、あまの年の御出にさへても、盡させぬ御なげさぐさの
み茂りや、慰めには、おぼし馴れにし事とて、敷島の道にのみぞ御心をのべける。都
へも、便につけつゝ、題をつかはし歌を召せば、哀に忘れがたく戀ひ聞ゆる昔の人々、
我もく／＼と奉れるを、つれ／＼におぼさるゝあまりに、自ら判じて御覽せられにけり。
家隆の二位も、今まで生ける思出に、これをだにと、我にかたじけなくて、こと人々の
歌をも、こゝよりぞ、とり集めて参らせける。むかしの秀能は、ありし亂の後、頭お
ろして、深くこもりたり。如願とぞいひける。それもこの度の御歌合に召せば、今更
に、そのかみの事、昔ながらの思ひ出づり、例の数々はいかでか、只片はしをだにとて、
左、御製、
人ごころうつり果てぬる花のいろに、昔ながらのやまの名もうし。
右、家隆の二位、
なぞもかく思ひさぬけむ、さくら花、山とし高くなり果つるまで。
秀能、
わたのはら八十島かけてしるべせよ、はるかに通ふおきのつり船。
山家といふ題にて、また、左、御製、

思想で、念晴しに、心の満足を得るや
うにの意。更に嚴密にいへば、後にな
つて思ひ出してもそれで心が満足す
るだらうやうにといふのが語の根本
思想。
(一四)せめて歌なりとも奉りたいと
の意。
(一五)院の御心中を拜察して哀に長
多く思つての意で、「家隆の二位も」
の直下に轉位して考へるべき思想の
句。
(一六)家隆の許から。
(一七)秀能は院の北面の武士で、歌
によつて殊遇を蒙つた事がおどろの
下の巻に出てゐる。
(一八)遠鳥御歌合といふ。
(一九)その當時の事、おどろの下の
巻にある精撰歌合の事などを指す。
(二〇)例の通り数々はどうして挙げ
られようの意。
(二一)「一端だけお話ししよう」とて
と解すると特に「例の……」だにの句
だけが尼の詞となるか、或は下の歌
だけが筆者の聞き書きといふ事にな
る。その邊筆者自らの態度もよく暖
味だらうが、「とて」を「と」思ひてと
解し、下に「二三申して見ます」と
補つて見た方が筆者の心境に合ひさ
うに思ふ。
(二二)花の色につけての意。この句
は上下に互ると見てよからう。
(二三)「昔ながら」と「長等山」(近江
滋賀郡)とを掛く。
(二四)山のやうに。「し」は強勢の助

軒端あれて、誰れか水無瀬の宿の月、すみこしまゝの色や淋しき。
右、家隆、
淋しさは、また見ぬ島の山ざとを思ひやるにも、すむこちして。
法皇御みづから判のことばを書かせ給へるに、「また見ぬ島を思ひやらむよりは、年久し
くすみ思ひいでむは、今すこし、志深くや」とて、我が御歌を勝とつけさせ給へる、
いとあはれにやさしき御事なめり。かやうの御歌を、又は、阿彌陀佛の御勤など
に紛はしてぞおはします。又、御手習のついでに、
我ながらうとみ果てぬる身のうへに、涙ばかりぞ面がはりせぬ。
ふる里は入りぬる磯の草よ、たゞ、夕しほみちて見らくすくなき。
様々ともめでたい事につけ、哀な事につけ、色々な都の事を、うすく傳へ聞き遊ばされて、際
岐におかせられては、なさない年の斯うもまア積り積つた事よと、御年輪の加はらにつけて
も、限らない御歎きの種になるやうな事ばかり歌々加つて行く、さうした悲しい心の御慰めと
しては、兼ねてお馴れ遊ばした事なので、和歌によつてばかり御心の慰をお晴し遊ばされた。
都へも、好便につけては、題を遣はして歌をお召しになると、昔お仕へ申してすみ／＼忘れが
たくお墓ひ申して居られる人々が、我もく／＼と歌を奉られたが、それを、院は所在なく無聊に
お思ひ遊ばされる餘りに、自ら優劣の判をして御覽遊ばしたのでした。家隆の二位も、今まで
生きてゐる思ひ出に、せめてこれなりと差上げたものと、院の御心根をしみ／＼あはれに
畏多く思つて、他の人々の歌をも、この家隆の手許から、一つに取り集めて差上げられました。
昔の秀能は、あの承久の亂の後、剃髮して、深く閉ぢ籠つてゐた。名を知願といひました。そ

詞。
 (二五)古今集壽旅小野葦の「わたの原八十鳥かけて漕ぎ出でぬと人には告げよ壘の釣舟」を本歌とする。
 (二六)「見る」に「水無瀬殿」を掛く。
 (二七)「昔住んで見たま、の色でどんなに淋しいであらうか」といふ解が行はれてゐるが、それは原歌の表現に對してすなほでないやうだ。この「や」は「すみこしま、の色」に接して疑問を現はしてゐるのだから、「昔住んだ頃の色のまゝで、而も見る人もなくて淋しく照してゐるだらうか」といふ趣に解すべきである。
 (二八)勝負の批判の詞。
 (二九)家隆の「淋しさは」の歌を指す。
 (三〇)御自詠の「軒端あれて」の御歌を指す。「すみて」は「すみたるな」の意。
 (三一)歌としての意味質感。
 (三二)「ついで一寸したこと、取りとめもない事。歌會の事を指す。
 (三三)御念佛をいふ。
 (三四)手習しの意味で一文字を書いて見ること。
 (三五)「面がはり」は顔付が變るといふ意の語。
 (三六)萬葉集卷七「沙漏てば入りぬる磯の草なれや見らくすくなく燃ふるの多き」を本歌とする。「入りぬる」は水の中にもぐり入つたの意。「見らく」は見るの延音。「すくなく」は原歌に引かれた語をそのまま用ひたので、真意は「見るを得ず」との御意。

れも今度の御歌合に召し加へられたので、今更、その當時の事を、さぞまアしみんく思ひ出す事とせう。例の通り數々の歌はどうして申されませう、只ほんの片端だけなりとも擧げて見ませうとて、左、院の御製、
 人ごころ……花の色の變るやうに、人の心がすつかり變りはてて了つた今日、昔ながらの色に花が咲くといふ、その良等の山の名も誠に物憂い事だ。
 右、家隆の二位、
 なぞもかく……どうしてまアこのやうに、思ひが積り積つて山のやうに高くなつて了ふ程に、私は櫻の花の事を思ひそめた事でしたらう。
 秀能、
 わたのはら……遠か遠かの方に通つてゐる沖のつり舟よ、どうか海上に散在してゐる數の鳥を通つて、君のまします鳥までの道しるべをしてくれよ。
 山家といふ願で、また、左、院の御製、
 軒端あれて……軒端は荒れて、誰一人見る人もない水無瀬殿の月は、昔自分が住んでゐたその頃のまゝの色で、今も淋しく照してゐる事であらうか。
 右、家隆、
 淋しさは……君の御座ある隱岐の鳥はまだ見ないが、その寂しい山里を思ひやり奉るにつけても、現在自分もそこに住む心持がして、その物淋しさは何とも堪へがたい事でありませう。
 後鳥羽法皇御自身で勝負の判の詞をお書きになつたその御言葉に、「まだ見ない鳥を想像しようよりは、年久しく住んでゐた所を思ひ出す方が、今少し志が深からうか」といふて、御自分の御歌を勝とおつけ遊ばされたのは、誠にしみんと感深く御優しい事でありませう。新様なりとめもない事、又は、阿彌陀様の御勤めなどに氣を紛らしていらつしやる。又御手習のついでに、次のやうな歌をお書き遊ばした。
 我がながら……自分ながらすつかり愛想もつきはてて了つた身の上に、涙ばかりは相變ら

ず昔のまゝに落ちる事だ。
 ふる里は……ふる里は、たとへば夕潮が満ちて來てもぐり込んだ磯の草のやうなもの、別れて來てからとんと見る事も出來ない。

(一)「歸らむとの御志」の義。斯ういふ場合の「む」は、要望の意志を現はす趣である。
 (二)今更のやうにつらいなきけなと思ふといふ意。
 (三)隱岐國海士村の菟田山。
 (四)例の作法、「ほう」は「ほう」の音便。火葬の事をいふ。
 (五)御葬送に供奉する者が非常に少くしての意。
 (六)藤原秀能の子。
 (七)山城愛宕郡にある。
 (八)「つとめ絶えず」に掛る副詞。
 (九)後鳥羽院御領の建園をいふ。
 (一〇)法華經を誦誦するための費用。三味は心を正しくし妄念を離れてそれに専念するをいふ。
 (一一)寄附された御堂での意。
 (一二)院の菩提のために法華誦誦の勤行が絶えず行はれる。
 (一三)御指圖、御下命、御言葉。
 (一四)わけて、特別に。
 (一五)水無瀬殿を移して法華堂地内に建てられ、そこに御納骨あつたといふのである。
 (一六)いよ／＼臨終といふそのまぎ
 (一七)御在世の時の御豫定、御在世

この浦にすませ給ひて、十九年ばかりにやありけり、延應元年といふ二月二十二日、六十にてかくれさせ給ひて、今一度都へ歸らむの御志深かりしかど、遂に空しくてやみ給ひにし事、いとかたじけなく、哀になさけなき世も、今更心す。近き山にて、例のさほうになし奉るも、むい人すくなに、心ぼそき御ありさま、いとあはれになむ。御骨をば、能茂といひし北面の、入道して御供に候ひしぞ、頸にかけ奉りて、都にのぼりける。さて大原の法華堂とて、昔の御庄の所々、三昧料に寄せられたるにて、つとめ絶えず。かの法華堂には、修明門院の御沙汰にて、故院わきて御心とどめたりし水無瀬殿をわたされけり。今はのきはまで持たせ給ひけるさりの御數珠なども、かしこに
 いまだ侍るこそ、哀にかたじけなく拜み奉るついででありしか。はじめは顯徳院と定め申されたりけれど、おはしまし、世の御あらまじりけるとして、仁治の頃ぞ、後鳥羽院とは、更に聞えなほされけりとなむ。

後鳥羽院がこの隱岐の濱邊にお住み遊ばして、十九年程でありましたらう、延應元年といふ年の二月二十二日、六十でおかくれ遊ばされた。今一度是非京都へ御歸りにならうとの御志が深かつたけれど、遂にその甲斐がなくて了はれた事は、誠に長多く、哀れに無情な世の中も、今

中に兼れて自ら後鳥羽と追號を定め
て御遺言あらせられたとの意。
(一八)仁治三年七月八日。
(一九)御改稱があつたといふのであ
る。

更のやうになさげなく思はれます。近い山で、例の作法で火葬になし奉るのにも、それはもう
ほんの小人數で、心細い御有様、誠にどうも哀れな次第です。御骨をば、もと能茂というた北
面の武士で、佛門に入つて院の御供に參つてゐたものが、頭にかけて奉つて、都に上つたのでし
た。そして大原の法華堂というて、昔の法皇御領の所々を、法華三昧の料として寄進せられた
御堂で、今日でも御供養が絶えません。かの法華堂には、修明門院の御指圖で、故院がわけて
御心を止められた水無瀬の御殿を移されて、それに御納骨なされたのでした。御臨終の際まで
御持ち遊ばした桐の御數珠なども、かの法華堂に御座いまして、それを、或序手に哀に畏れ多
く拜み奉つた事が御座いました。最初は顯徳院と追號をお定め申されたのでしたが、御在世
の時から兼々御定めになつておありなされたとの事で、仁治の頃に、更に改めて後鳥羽院とは
申上げられたといふ事でありませう。

第四三神山

- (一)この事は新鳥羽の巻に出てあ
る。
- (二)阿波の院即ち土御門院の御子
様。この宮が後に後嵯峨帝となり給
ふ。
- (三)警策。詩文の佳句の義から轉じ
て人の聰明なをいふ。
- (四)端正、端麗、きちんとして立派
なの意。
- (五)概して、一般に。
- (六)なしい。斯うしてくすぶらして
置くのは惜しいの意。
- (七)曆仁元年十二月二十八日。
- (八)前途に何の望みもなくの意。
- (九)か、はつて、關係しての意。こゝ
は世を捨ててならず魔説々々として
といふ思想。
- (一〇)人前が悪く、外聞が悪く。
- (一一)つまらなく、なげなく。
- (一二)參議兼中將。宰相は參議の唐
名。
- (一三)釋迦の姓に當る人で、釋迦の
母摩耶夫人の歿後之に代つて釋迦を
養育した。
- (一四)土御門院が阿波へ遷られたの
をいふ。
- (一五)御姿、御容貌。
- (一六)父帝御存命中の意。

さても、源大納言通方のあづかり奉られし阿波院の宮は、おとなび給ふまに、御心ば
へもいとやうさくに、御かたちもいとうるはしく、けだかくやむごとなき御有様なれ
ば、^(五)世の人も、いとあたらしき事に思ひ聞えけり。大納言さへ、曆仁の頃うせ
にしかば、いよく、眞心に仕うまつる人もなく、心細げにて、何を待つとしもなく、^(六)
かづらひておはしますも、人わろく、^(七)御母は、土御門の内大臣
通親の御子に、宰相の中將通宗とて、若くて亡せにし人の御女なり。それさへかくれ
給ひにしかば、宰相のはらからの姫君ぞ、御乳母のやうにて、^(八)御母は、土御門の内大臣
奉りけむ心地しておはしける。二にて父御門には別れ奉り給ひしかば、御面影はにおぼ
え給はねど、猶この世の中におはすと思されしまでは、^(九)御母は、土御門の内大臣
など、人しれず、^(一〇)御心はかゝりて思しわたりけるに、十二の御年かとも、かくれさ
せ給ひぬと、傳へ聞き給ひし後は、いよく世のうさを思しくむじつ、いとまめだち
てのみおはしますを、承明門院は、^(一一)心苦しう、かなしと見奉りたまふ。

さても、源大納言通方の御預り申された土御門院の皇子は、御成人遊ばすにつれて、御心はへ
も御聰明で、御容貌も誠に御端麗に、氣高く神々しい御様子なので、すべて、世の中の人も、

(二七)自然何とかしておあひ申す事もあるかしらぬの意。
 (二八)寛喜三年十一月十一日、土御門院崩御。
 (二九)思ひ沈んで心惚々として樂まぬの意。「くもじ」は漢語「屈し」の音便。
 (三〇)まじめにして、氣が浮かず、何事にもなかがつて笑ふやうな事もない状態をいふ。
 (三一)氣の毒に思はれ、可憐に思はれるの意。

(一)良經、實經などの君達。
 (二)率ゐ立ちての意、世話をし幹旋するのいふ。
 (三)美々しく立派に。
 (四)實に羨ましいやうに。斯くありたいと思ふ程の有様にといふ思想の表現。
 (五)さわぎが大きく、取なしが業々しい、そのためにそれが世間にひびいて、即ち世間の大評判になつての意。この場合に於ける「ひびきて」は、事自體が大層なものでといふ意と、それが大きく世間へひびいてといふ意と、その兩意に互るやうな趣と考へられる。
 (六)女御として参内遊ばされたとい

斯うしてなされるのは誠に思ひ申上げたのでした。大納言通方さへ、曆仁の頃亡くなつたので、いよく以て、眞心でお仕へ申す人もなく、如何にも心細い有様で、何を期待するといふ事もなく、まごころしていらせられるのも、如何にも外聞わるく、なまげなくお思ひ遊ばす事でせう。御母は、土御門内大臣通親の御子さんで、宰相中將通宗といつて、若くて亡くなつた方の御息女です。その母上さへおかくれ遊ばしたので、宰相通宗の御姉妹の姫君が、御乳母のやうで、恰も彼の置疊彌が、御釋迦様を養ひ奉つたとかいふ、さうした御心持で育ていらした。二つで父帝に御別れ遊ばしたので、御様子すら覚えてはいらつしやらぬが、それでもなほこの世の中にいらつしやるとお思ひ遊ばしたうちには、自然どうかしてお目に掛る道もあらうもしれぬと、人知れず御幼少な御心にも、御心に掛けて常々思つていらしたのに、十二の御年で御座いましたか、父帝は御かくれ遊ばしたと、人傳に御聞き遊ばして後は、いよいよ世の物憂さを深く思ひ込んで、鬱々として、沈み勝ちでばかりいらせられるのを見て、御祖母の承明門院は氣の毒がつて、いとしい者よとお見上げ遊ばされる。

はかなくあけられて、仁治二年にもなりにけり。御門は今年十一にて、正月五日、御元服し給ふ。御いみな秀仁と聞ゆ。その年の十二月に、洞院故攝政殿の姫君、九にたりたまふを、祖父の大殿、御伯父の殿はらなどゐたちて、いとよそほしく、あらまほしきさまにひびきて、女御まゐり給ふ。父の殿ひとりこそものし給はねど、大方の儀式、よろづ飽かぬ事なくめでたし。上もきびはなる御程に、女御もまた斯くちひさうおはすれば、難遊のやうにぞ見えさせ給ひける。天の下は、さながら大殿の御心のまゝなれば、いとゆしくなむ。
 つい何となく月日がたつて行つて、仁治二年にもなつたのでした。今上四條帝は、今年十一で、

ふ意の慣用的表現、従つて、「の」女御」は主格でも目的格でもなく、補語の格になる一種の特殊用法。
 (七)女御入内についての一般の儀式。
 (八)物足らぬ事なく。
 (九)御幼少な御年齢にて。
 (一〇)そつくりそのまゝ、何も彼も皆。
 (一一)豪勢なものだ、大した勢だの意。
 (一二)後嵯峨帝を申す。
 (一三)御儀、御事の意。
 (一四)茂仁王の御子で天台座主、「聞ゆる」は「聞ゆるが」の省略、「語らひ申し」の主格「聞ゆる方の御弟子」といふやうに領格にして「或人が語らひ申し」と解するのは文脈に副はぬ。
 (一五)それとなく知らせる、うすくさういふ氣振を見せるの意。
 (一六)甚だよくない事、出家などは以ての外の意。「のみ」は強勢の助詞と見てよい。
 (一七)男山八幡宮。
 (一八)新撰朗詠集大江朝綱「徳是北辰椿葉之影再改、尊猶南面松花之色十週」とある句。北辰は北極星で帝徳の喩、南面は天子の位、椿葉は八千歳を春秋とし、松花は一千歳に一度花咲くと共に長久の譬、この宮が行末帝位に即き永久に榮え給ふべき意の神告である。

正月五日に、御元服を遊ばされた。御諱は秀仁と申し上げる。その年の十二月に、洞院の故攝政實公の姫君の、九つにおなり遊ばす方を、祖父の大殿道家公や、御伯父の殿方などが色々御世話なされて、誠に美々しく、羨しいやうな大騒ぎ大評判で、女御として御入内遊ばした。父君御一方こそいらせられないが、大體色々の御儀式、萬端何一つ物足らぬ事なく誠に結構な事です。陛下もまだ御幼少な御年齢で、女御も斯の通りお小さくいらつしやるので、丸でお難儀ごつこのやうに御見え遊ばした。天下の事は、全然もう大殿道家公の御心のまゝなので、誠にもう大したものです。
 土御門殿の宮は、二十にもあまり給ひぬれど、御冠の沙汰もなし。城興寺の宮僧正眞性と聞ゆる、御弟子にと、語らひ申し給ひければ、さやうにもと思つて、女院にもほのめかし申させ給ひけるを、いとあるまじき事とのみ、諫め聞えさせ給ふ。その冬の頃、宮いたう忍びて、石清水の社に詣でさせたまひ、御念誦のどかにし給ひて、少しまどろませ給へるに、神殿の内に「椿葉のかけ二たびあらたまると、いとあざやかに、けたかき聲にて、うち誦し給ふと聞きて、御覽じあげたれば、明方の空すみわたれるに、星の光もけさやかにて、いと神さびたり。いかに見えつる御夢ならむと、あやしく思はるれど、人にもものたまはず、とまれかくもあれと、いよく御學問をぞさせ給ふ。
 土御門殿の宮は、二十歳にも餘り給うたが、御元服の儀もない。城興寺の宮僧正眞性と申す方が、自分の御弟子におなりなされてはと、おすゝめ申されたので、宮は成程さうもしようかとお思ひ遊ばして、御祖母承明門院にもうすゝさうした御心持をお話し申されたところ、承明門院は、以ての外の事とばかり、切に御諱の遊ばされた。その冬の頃、宮はひどく御忍びで、

(九)明かて。
 (一〇)あたりが神々しい。
 (一一)吉凶を怪しみ思召す意。
 (一二)夢が吉であらうと不吉であらうと、それには構はず兎も角も修養を積まうと思召しての意。

(一)年立返つたの意。
 (二)家々で身分相應の年始の祝をするといふ意。「程々につけたる」は身のいはひに掛る形容詞の格。
 (三)心に満足して得意の様子。
 (四)天子様の御事。
 (五)御病氣をいふ。
 (六)白馬の節會、もと青馬で後白馬と代つたが依然アチウマと讀む、一年中の邪氣を拂ふ意味で、天皇が紫宸殿で、左右馬寮から引出す廿一匹の白馬を見給ふ儀式。
 (七)御帳臺の玉座にも出御ないからの意。節會の儀式に出御のないのをいふ。御帳臺は御座を設け四方に帷を垂れたもの、もと貴人の御座所用のものだが、こゝは玉座の義。
 (八)物足らず寂しく。
 (九)餘りの事だ、驚いた、呆れたといふのが一つになつたやうな感じの語。
 (一〇)何ともいひやうがないの意。
 (一一)餘りの事に却て。
 (一二)睡りくせられたの意。
 (一三)あまりひどく非常な悲しい事

石清水の社に御參詣遊ばして、心靜かに御念誦をなされて、少しとろくとお眠りになつたところが、神殿の内へ「椿葉のかけ二たび改る」と、非常にはつきりと、氣高い聲で、打ち誦し給うたと御聞きになつて、お目を覺して空をお見上げになると、明方の空はすうと澄み渡つてゐて、星の光も誠にさやかで、實に神々しい。ういふ意味で見えた夢だらうかと、御不審に思はれたが、人にもお告げにならず、夢の吉凶はどうあらうとも思召して、いよく御學問を御はげみ遊ばした。

年もかへりぬ。春の始は、おしなべて、程々につけたる家々の身のいはひなど、心ゆきほこらしげなるに、正月の五日より、内の上例ならぬ御事にて、七日の節會にもつかせ給はねば、いとさうしく、人々思しあへるに、九日の曉、かくれさせ給ひぬとて、のしりあへる、いとあさましとも言ふばかりなし。皆人あきれまどひて、なかなか涙たに出で、女御も、いまだ童遊の御さまにて、何心なくひつれ聞えさせ給へるに、どうたていみじければ、うちせめりもむじて居給へる、いと幼げにらうた大殿の御心のうち思ひやるべし。御兄（三三）の若君も殿上（三四）したまへる、たゞ御心のおなじ御程にて、さわがしきまでの御遊のみにて、明しくらせ給ひけるに、かひそみて群りあつ、鼻うちかみ、うち泣く人より外はなし。かくのみあさましき御事どものうち續きぬるは、いかにも、かの遠き浦々にて沈みはてさせ給ひにし、御歎（三五）ものつもりにやとぞ、世の人もさゝめきける。御惱のはじめも、なべてのすぢにはあらす。あまりいわけたる御遊より、そこなはれ給ひにけるとぞ。いまだ御つぎもおは

件だからの意。
 (一四)ひつそりとして沈み返つての意。「くむじ」は「屈し」の音便。
 (一五)愛らしい、可憐だ。
 (一六)女御の兄上である若君。割註は後に左大臣となつた忠家の意。
 (一七)童殿上というて、名家の子弟などに童兒で昇殿を許されることをいふ。
 (一八)帝と同年配。
 (一九)ひつそりとして。
 (二〇)泣く時の仕草。
 (二一)藻壁門院や後堀河・四條兩帝の崩御をいふ。
 (二二)御怨みの念が積つた崇りの意。
 (二三)並一通りの、通例の。
 (二四)子供らしい御遊び。女官などを倒して笑はうとて板敷に滑石の粉を塗つて置いたのに御自身ひつくり返つて打ち所が悪かつたのが原因といふ。
 (二五)どうしてよいやら皆途方に暮れるといふ意。

年も改つて仁治三年になつた。春の始は、一般に、身の程々につけた家々での身祝など、心持になつて得意らしくしてゐるものなのに、この春は、正月の五日から、天子様が御不例で、七日の白馬の節會にも、御帳臺の玉座にもおつき遊ばされぬので、宮中もひつそりとして、人々誠に寂しく思つて居つたところ、九日の明方に、おかくれ遊ばしたというて、やかましく騒ぎ合つてゐる、それは、餘りの御事とも何とも言はうやうが無い。皆々ほろととなつて了つて、却つて涙さへ出て來ない。女御も、まだ小兒同士の御遊びといふ風で、何氣なく天子様と仲よくしていらしたのに、どうももう大變な事なので、しよんぼりとしてしをれ返つていらせられる、その様が、誠に御幼少げにお可愛らしい。大殿道家公の御心中が思ひやられる。女御の御兄様の若君も童殿上をしていらせられたが、只もう陛下と同じ位の御年配で、睡々しい程の御遊びばかりで、明し暮しておいで遊ばしたのに、皆ひつそりとして片隅に打集つてゐて、しくしくと泣く人より外はない。こんなにもどうもなげなく驚き入る程の事が色々と續くのは、いかさまどうも、あの遠い浦々で沈んでおしまひなされた、御鳥羽院や土御門院の御歎きの積り積つた結果だらうかと、世の中の人もひそ／＼取沙汰しました。帝の御病氣のおこりも、普通一週間の節會ではない。餘りあどけない御遊びから、からだをお痛め遊ばしたとの事です。まだ御世嗣もいらせられず、又御兄弟の宮様などもいらせられぬので、天下はどう成つて行かうとするのかと、只もう途方にくれてゐる有様です。

東へぞ告げやりける。將軍は、大殿の御子、今は大納言殿と聞ゆ。御後見は、承久に上りたりし泰時朝臣なり。時房朝臣と一所にて、小弓射させ、酒もりなどして、心とけたる程なりけるに、京よりのはしり馬といへば、何事ならむと驚

- (四) 楊弓の類。
- (五) 早馬、急使。
- (六) ぐづ／＼して居られないから。
- (七) その酒宴の席から。
- (八) 神祭の儀式。
- (九) 鶴岡八幡宮。
- (一〇) 神闈に依つて體體の君を定めようとしたのである。この時泰時は三日夜寢食を忘れて考へ、土御門の御子孫を心中に思ひ定めて闈を引いたといふ事が五代帝王物語に見えてゐる。

- (一) 浮説流言の意。あの宮様がお立ちだらう、この宮がお立ちだらうと、根據もない浮説をわい／＼言ふといふのである。
- (二) 自分の風風々々での意。
- (三) 御胸がどき／＼して。
- (四) 事に依つたら土御門院の皇子が立つかもしれないと思はれての意。
- (五) 正月十九日の事であつた。
- (六) 賀茂川の東岸、東山の麓の地で、粟田口から京に入る要路。
- (七) 人を遣しての意。
- (八) 使者がどちらの女院の方へ参るか。
- (九) 如何にも尤もの事での意。
- (一〇) 成程それが人情でといふ心持の措辭。
- (一一) 「物の」は「は」と同格、「心もとなき」は氣に掛つて待遠しく心配でたまらぬといふ趣の語。

(一) (二) は鮮かに筆者自らの文句として描かれてゐる。

- (一) 今か／＼と日の暮れるまで使者は人々に待たれての意。この文句で使者はその日の夕刻或は初夜に來着したと分る。
- (二) 秋田城介。蝦夷防備のために置かれた出羽秋田城司で、出羽介が之を掌るから、秋田城介略して城介といふ。
- (三) 若年で官卑く物馴れぬ侍。
- (四) 見すばらしく賤しい妻の者。
- (五) 現實とも思はれぬ、丸で夢のやうだの意。
- (六) 青侍の返事の詞通りにの意。
- (七) 承明門院の御所。
- (八) 雜草が堅くさし固め。門前には草が高く茂り門が開いて居らぬのをいふ。
- (九) 柱の土臺。
- (一〇) 郎黨とも書く、家來、從臣。
- (一一) 兎や角うさせて、色々に工夫して開かせて。
- (一二) 森閑として寂しい形容。
- (一三) 次の通りの關係。
- (一四) 別に理由はないが、何だかそんな氣がするといふ意を以て「思ひて」に掛る副詞。

通親——通子(後醍醐天皇)

通方

きながら、使召し寄せて聞くに、いとあきまし。きりとてあるべきならねば、その席より、やがて神事はじめて、若宮の社にて、圖をぞとりける。

そのまゝ、置くべき筋合ではないので、その事を關東へ知らせてやつた。將軍頼經は、大般道家の御子で、當時は大納言と申上げる。執權は、承久の亂の時に都へ上つた泰時朝臣です。泰時朝臣は、時房朝臣と御一所で、小弓を射させて見物し、酒宴などして、うちくつろいでゐた時でしたが、京からの早馬といふので、何事だらうと驚きながら、使を召し寄せて聞くと、いやもう驚き入つた次第。さればとて愚圖々々してゐるべき筋でないの、その席から、そのまゝすぐ神事をはじめて、鶴岡八幡宮で、體體の君を定めるための神闈を引いたのであつた。

その程、都には、いとうかびたる事ども、心のひき／＼いひしろふ。佐渡院の宮たちにやなど聞えければ、修明門院にも、御心ときめきして、内々その御用意などし給ふ。承明門院も、もしやなど、さまざま御いのりし給ふ。東の使、都に入るよし聞ゆる日は、兩女院より、白河に人を立てて、いづかたへか参ると見せられけるぞ、ことわりに、げに、今見ゆべき事なれども、物の心もとなきは、さ覺ゆるわざぞかしと、例の口すげみてはゝゑむ。

その間、京都の方では、誠に取止めもない取沙汰な、色々と、心の引き／＼にわい／＼と言ひ立ててゐる。順徳院の皇子たちがお立ちになるのだからうかなどいふ噂もあるの、順徳院の御母修明門院にも、御胸がどき／＼するやうな思ひで、内々その御用意など遊ばされる。土御門院の御母承明門院も、もしかしたらなど思召して、色々御祈禱など遊ばされる。鎌倉の使者が、都へ入るといふ話のある日は、兩女院から、白河に人を遣して、使者がどちらへ参るかと思

られましたが、それは如何にも御尤もの事で、ほんとに、今すぐわかるべき事ではあるが、然し氣掛りで待遠しい事は、誰しもさう思はれるものですヨと、尼は例の通り口をすぼめてに／＼と笑ふ。

日ぐらし待たれて、城介義景といふもの、三條河原にうち出でて、「承明門院のおはしますなる院はいづくぞ」と、かの院より立てられたる青侍の、いとあやしげなるにしも問ひければ、聞く心地、うつ／＼とおぼえず。しか／＼と申すまゝに、土御門殿へ参りたれど、門は律つよくかため、扉もさびつき、柱根朽ちてあかざりけるを、郎黨どもに、とかくせさせて、内に参りて見まはせば、庭には草ふかく、青き苔のみむして、松風より外は答ふるものもなく、人の通へる跡もなし。故通宗宰相中將の、御弟を子にし給へりし、定通の大臣ばかりぞ、何となく、おのづからの事もやと思ひて、なえはめる烏帽子直衣にて候ひ給ひけるが、中門に出でて對面し給ふ。義景は、切戸のわきにかしこまりてぞ侍りける。「阿波の院の御子、御位に」と申して出でぬ。院の中の人々、上下夢の心地して、物にぞあたりまどひける。仁治三年正月十九日の事なり。

終日人々に待たれて、さて關東の使者城介義景といふものが、三條河原にあらはれて、「承明門院のおいでになる院はどちらであるか」と、彼の承明門院から立てられた使の若侍の、誠に見すばらしいのに尋ねたので、それを聞く若侍の心持、現とも思はれず、丸で夢でも見てゐるやうな心持です。若侍が斯様斯く／＼と答へるまゝに、義景は土御門殿へ参つたが、門は草がぎ／＼と茂り、扉の金具もさびつき、柱の土臺も腐つて開かなかつたのを、家來どもに、兎や

(一五)自然萬一の事、事に依つたら使者がこちらへ来るやうな事があるかも知れぬの意。
 (一六)古びて萎えた風の。
 (一七)公卿の平服、直ちに使者に面會し得る意と考へられる。
 (一八)廻廊の中程にある門、後世の玄關の類。
 (一九)中門の脇にある開き戸。
 (二〇)周章狼狽する形容。

(一)四辻殿の方に心を寄せてゐた者も今度は反對にの意。
 (二)騒ぎ。
 (三)修明門院の御所。
 (四)事がきまつて了つて諦めもつかず却て御物思ひが増すだらうの意。
 (五)加冠の役。髪を冠の中に入れるといふ意味でいうた語。
 (六)髪をそぎをさめる役。
 (七)辨官兼藏人頭。
 (八)四條大納言隆親の邸。
 (九)新帝位を繼ぎ給ふしるしとして、劔璽の使が、之を捧持して新帝の宮に渡御する儀式、即位はその後に改めてある大禮。
 (一〇)儀式そのもののやり方が珍らしい意でなく、斯うして思ひ掛けの御踐祚で、その御儀式も誠に結構で物珍らしく思はれるといふ思想。

(一)崩御の後に追稱し奉る帝號。

角してやつと開けさせて、内に參つて見廻すと、庭には草が深く、一面に青い苔がついて、松風の音より外には答へるものもなく、人の往き來した跡もない。故通宗宰相中将が、弟さんを御子さんに遊ばした、定通公だけが、何となく、自然萬一の事があらうも知れぬと思つて、古びて皺くちやになつた風の烏帽子直衣でいらせられましたが、その方が、中門に出て義景に御對面遊ばした。義景は、切戸の傍に畏つて居りました。そして「阿波の院の御子が御位に御即き遊ばされるやうに」と申して退出しました。院の中の人々、上も下も夢を見てゐるやうな心持がして、只もうまごころするばかりでした。仁治三年正月十九日の事です。

世の人の心地、みな驚きあわてて、おしかへし、此方に參りつど馬車の響き騒ぐ世のおとなひを、四辻殿には、あさましう、なかく物思しまさるべし。又の日、やがて御元服させ給ふ。ひきいれに、左大臣參りたまふ。理髮、頭辨定嗣仕うまつりけり。御諱邦仁、御年二十三。その夜、やがて冷泉萬里小路殿へ移らせ給ひて、閑院殿より、劔璽など渡さる。踐祚の儀式いとめづあし。

世間の人の心持は、皆驚きあわてて、今迄とは反對に、われもくと土御門殿の方に參集するその馬や車の響き騒ぐ世のさわぎを、修明門院の御所では、あまりの事になさげなく、却て一入御物思ひが増す事せう。翌日、そのまゝ、すぐ御元服を遊ばされた。加冠の役に、左大臣良實が參られた。理髮は、頭辨定嗣がなされたのでした。新帝は御諱邦仁、お年二十三でいらせられる。其の夜、そのまゝ、すぐ冷泉萬里小路殿へ御移り遊ばして、四條帝の閑院殿から、劔璽など渡された。踐祚の御儀式もまことに結構でお珍らしい。

その後こそ、閑院殿には、追號のさだめ、御わざの事などありけれ。二十五日に、東山

(二)御葬送の儀。
 (三)山城國愛宕郡。
 (四)「いふ所」といふのをや、漠然と書いた趣。
 (五)帝御料の莊園。
 (六)佛果を得られるやうに御祈りする。
 (七)前世からの因縁。四條帝とこの泉涌寺とは、特別に前世から深い因縁があつたものと見えるといふ意。
 (八)別に深い考へもなくつい一寸申したところがの意。
 (九)寺を創立し、又は興した高僧をいふ。こゝは中興の開山俊苾の事で、建久十一年末に入り在留十餘年、嘉祿五年六十二で寂した僧。
 (一〇)死して佛果を得ること。
 (一一)つまらぬ迷ひの執念。
 (一二)立ち歸つて、もとに戻つて。
 (一三)死後までこの世に残し留めた執念。
 (一四)しるして、しるしとしての意。更に嚴密にいへば、「斯く御庄も寄進されるに至つたのは、その執念が通つたしるしであらうか」といふ思想を前後して書いた趣。
 (一五)寄進されるに至つたのであらうの意。自然寄つて來たのだらうといふ心持で自動詞を用ひたのであ

の泉涌寺とかやいふほとりにをさめ奉る。四條の院と申すなるべし。やがてかの寺に、御庄など寄せて、今に御菩提を祈り奉るも、さきの世のゆるありけるにや。この御門、いまだ物などはかばかしくのたまはぬほどの御齡なりける時、誰とかや、「前の世はいかなる人にてかおはしましけむ」と、只何となく聞えたりけるに、かの泉涌寺の開山のひじりの名をぞ、たしかに仰せられたりける。又、人の夢にも、この御門かくれさせ給ひて後、かの上人、「われ速かに成佛すべかりしを、よしなき妄念をおこして、いま一度人界の生をうけて、帝王の位にいたりて、かへりて我が寺を助けむと思ひしに、果してかくなむ」とぞ見えける。まことに、その餘執の通りけるしるしにや、御庄どももよりけむとぞ覺え侍る。

その御踐祚の後に始めて、閑院殿の先帝には、御追號の定めや、御大葬の事などがあつたのでした。二十五日に、東山の泉涌寺とかいふ邊に御埋葬申上げた。御追號は四條院と申すのでありませう。自然すぐに彼の泉涌寺に、御領地など寄進して、今以て四條帝の御菩提を祈り奉るのも、前世からの宿縁があつたのでせうか。この四條帝が、まだ物もしつかり仰せられの程の御幼少な御年輪であつた時、誰とかが「この君の御前世はどんな方でいらしたのでせう」と、只何といふ事なく申し上げた所が、帝は彼の泉涌寺の開山の僧俊苾の名を、はつきりと仰せられたのでした。又、或人の夢にも、この四條帝がおかれ遊ばして後に、かの俊苾上人が「自分ば速かに成佛する筈であつたが、つまらぬ迷ひの心を起して、今一度人間界に生れて、帝王の位に上つて、それから立ち歸つて我が泉涌寺を助け興さうと思つたが、果してこの通り思ひが叶つた」といふと見えた。ほんとに、さうした執念が通つたしるしとして、御領地なども寄

(一) 萬事さうあるべき限度に於て盡く皆結構に經過して行つての意。
 (二) 近衛家實の子。
 (三) 今の陛下は御成年であるから關白と申上げる。
 (四) 關白の職が移つたの意。
 (五) 光明寺殿道家一門の全盛をいふための句。
 (六) さわぎ立つのも。
 (七) この宮が斯く帝位に即かせ給ふなどとは思ひも寄らなかつた事よと思はれての意。
 (八) 近江國野洲郡三上山をいふ。
 (九) 事實どこに在るやを知らず、只その名をだけ聞いて、そこにあるといふ不老不死の薬を得人がために探し求めたといふ三神山の意。この「けむ」は連體形。三神山の山は、支那の蓬萊、方丈、瀛洲の三神山に取りなしたのである。史記の封禪書に「自威宣燕昭、使入入海求蓬萊、方丈、瀛洲、此三神山者、其傳在渤海中、去人不遠、患且至、則船風引而去、蓋嘗有至者、諸僊人及不死之藥皆在焉、其物禽獸盡白、而黃金銀爲宮闕、未至望之如雲、及到三神山反居水下、臨之、風飄引去、終莫能至云」とあるを背景とした歌。
 (一〇) 大嘗會の時、國司がその國の風俗舞を奏する時の歌。
 (一一) 石崎、備中下道郡の地。

進されるやうな事になつたものかと思はれます。
 さて、仁治三年三月十八日、御即位、よろづあるべきかぎりめでたくて過ぎもて行く。嘉祿三年よりは、岡屋の大臣攝政にていませしかば、そのまゝに、今の御代のはじめも、關白と聞えつれど、三月二十五日、左の大臣（三）にわたりぬ。この殿も、光明寺殿の御二郎君なり。神無月になりぬれば、御禊とて、世の中ひしめき立つも、思ひよりし事かほと、めでたし。大嘗會の悠紀方の御屏風、三神山、菅宰相爲長つかうまつられける。
 いにしへに、名をのみ聞きて求めけむ三神山の山は、これぞその山。
 主基方、風俗のうた、經光の中納言に召されたり。
 末とほき千世のかけこそ久しけれ、またふた葉なるいはさきの松。
 そして、仁治三年三月十八日、御即位式、萬事萬端の事が皆盡く結構に經過して行く。嘉祿三年からは、岡屋の大臣兼經公が攝政でいらしたので、そのまゝ引きつゞいて、今の御代の初も、關白と申上げたが、三月二十五日に、關白の職は左大臣良實公の方へ移りました。この良實公も、光明寺殿道家公の御二男君です。十月になると、御禊があるといふ事で、世間がさわぎ立つ、さうした事も、ほんとに思ひも掛けなかつた事よと思はれて、誠にめでたい。大嘗會の悠紀方の御屏風は、三神山といふ題で、參議菅原爲長が詠進した歌。
 いにしへに……昔の世に於て、只その名ばかりを聞いて、不老不死の薬を得人がために探し求めたといふ三つの神山は、實にこの三神山こそそれなのであります。
 主基方は、風俗歌で、中納言經光に歌を召されたのでした。

末とほき……二葉のいはさきの松の、これから千代も榮えんとする姿こそ、實に末遠く久しいものであります。
 當代かくめでたくおはしませば、通宗宰相も、左大臣従一位を贈られたまふ。御女も、後の位を贈り申されし、いとめでたしや。まことや、この頃右大臣と聞ゆるは、實氏の大臣よ。その御女十八になり給ふを、女御に立て奉り給ふ。六月三日、入内あり。儀式ありさま、になく清らを盡されたり。母北方は四條大納言隆衡の女なり。女御の君、いとさやかに、あいぎやうづきて、めでたくものし給へば、御おぼえいとかがひしく、よろづうちあひ思ふさまなる世のけしき、飽かぬ事なし。おなじ年八月九日、后に立ち給ふ。その程のめでたさ、言へば更なり。源大納言の家に、無品親王とて、あやしう心細げなりし程には、戯にも思ひより聞えたまはざりけむと、めでたきにつけても、人の口やすからず、さはとかく聞ゆべし。
 今上陛下が斯くおめでたくいらせられるので、宰相通宗も、左大臣従一位を贈られた。その通宗の御女即ち帝の御生母通子も、皇后の位を贈り申されたが、誠に御喜ばしい事です。さういへばほんとに、この頃右大臣と申すのは、實氏公です。その御息女十八におなり遊ばす方を、女御に御立て申し上げられた。六月三日に、御入内があつた。その儀式有様、類なく美しさを盡された。母の奥方は、四條大納言隆衡の御息女です。女御の君は、大層小柄で、御愛嬌があつて、御美しくいらせられるので、御寵愛もしやんとしたもので、萬事足り整つて思ひのまゝな世の有様、何の不足もない。同じ年八月九日、その女御は中宮に御立ち遊ばされ

(一) 御生母通子の父で帝の外祖父に當る人。
 (二) 類なく、無二に。
 (三) 小さくて、小柄で。
 (四) 愛らしく、おきれいにの意。
 (五) 御寵愛もしつかりしたもので、一寸したかりそめの御寵愛ではないといふ思想。
 (六) 整ひそろつての意。一般に「都合よく」と解かれてゐるが、この語は、揃ふべきものが揃つて何不足ないといふ心持の語である。
 (七) 思ひのまゝの世の有様。
 (八) さうした頃の結構さ。「めでたさ」は立后の式が結構だ見事だといふよりも、一體の喜ばしい気分有様を漠然といふ趣。
 (九) この事はこの巻の始めに出てゐる。
 (一〇) 位階のない親王をいふ。
 (一一) 御粗末な頼りない有様であつた頃の意。
 (一二) 帝位に上らうなどとは假初にも思ひ寄せられなかつたらうの意。
 (一三) 人の口端が安らかでない、色色と口さがなく噂しての意。「とかく聞ゆ」に掛る副詞句。
 (一四) そのやうにとやかく申すであらうの意。「さは」は「權大納言の家

に……たまはざりけむ」の全體を指した語。

た。その程の結構さ、更めていふ迄もありません。源大納言通方の家に、無品親王と申して、見る影もなく心細さうにしていらした頃には、こんな風にならうなどは、かりにも思ひ寄り遊ばさなかつたらうと、おめでたいにつけても、人の口端がさがなくて、そんなやうに何かと御噂申す事でせう。

第五 内野の雪

- (一)前章の終りにある皇后姑子。
- (二)昔御在世の當時の意。
- (三)源氏の君が痲病をまじなひに北山の律師の坊に籠つた事が源氏若紫の巻にある。
- (四)痲病、おこり。
- (五)禁厭、病を癒すための呪法。
- (六)山城國葛野郡。
- (七)世に比類なく素敵にの意。
- (八)神祇伯、神祇官の長官。
- (九)一向に、全然。
- (一〇)山の姿を見れば木がこんもりと深く茂つてゐるの意。
- (一一)池の趣、池の中心、池の心字形等の説もあるが、もつと漠然たる氣持で使はれた語。
- (一二)ゆつたりとして海を湛へ。海のやうに水が満々と湛へてゐるといふ意。
- (一三)あまりの情趣深さに感涙を催ささうでの意。
- (一四)情趣の深い。
- (一五)主として崇め祀る佛様。
- (一六)眞身、本體。畫像や木像でなくほんとに生きてゐる如来様をいふ。
- (一七)おごそかに、莊嚴に。
- (一八)善積院か。「せんみやく院」とした本もある。
- (一九)藥師琉璃光如来、衆生の疾を

今後の御父は、先にも聞えつる右大臣實氏の大、その父、故公經の太政大臣、そのかみ夢見たまへることありて、源氏の中將、わらはやまじなひ給ひし、北山のほとりに、世に知らずゆゝしき御堂を建てて、名をば西園寺といふめり。この所は、伯三位資仲の領なりしを、尾張の國松枝といふ庄にかへ給ひてけり。もとは田畑などおほくて、ひたぶるに田舎めきたりしを、更にうちかへし崩して、甍なる園につくりなし、山のたすまみ木深く、池の心ゆたかにわたつみたへ、峰よりおつる瀧のひゞきも、げに涙催しぬべく、心ばせ深き所のさまなり。本堂は西園寺、本尊の如来は、誠にたへなる御姿、生身もかくやと、いつくしう顯され給へり。又せむしやく院は藥師、功德藏院は地藏菩薩にておはす。池のほとりに妙音堂、瀧のもとには不動尊、この不動は、津の國より、生身の明王、養笠うち奉りて、さし歩みておはしたりき。その養笠は、寶藏にこめて、三十三年に一度出さるとぞうけたまはる。石橋の上には五大堂。成就心院といふは、愛染王の座さまさぬ祕法とり行はせらる。供僧も、紅梅の衣、袈裟、珠數の絲まで、同じ色にて侍るめり。又、法水院、化水院、無量光院とかやとて、來迎のけしき、彌陀如来、二十五の菩薩、虚空に顯じ給へる御姿も侍るめり。

- (一〇)六道能化の佛。
- (一一)五大尊の、忿怒の形相を現じて惡魔を降伏する威徳ある佛。
- (一二)身に着け給ひての意。
- (一三)不動、降三世、軍多利、大威徳、金剛夜叉の五大尊を安置してある堂。
- (一四)愛染王は明王の「座さまさぬ」は僧の座が常に温まつてゐる意で、連日不斷の行法をいふ。即ち「座さまさぬ愛染王の秘法」といふ文脈。
- (一五)御修法を勤める僧。
- (一六)濃い紅の色の衣。
- (一七)念佛の行者が往生の時、淨土の諸佛が來迎する有様。
- (一八)阿彌陀如來。
- (一九)阿彌陀如來に従ふ觀音・勢至以下二十五の菩薩。
- (二〇)大空、空中。
- (二一)さういふ御姿も畫いてあるとの意。

- (一)御堂の北の方にある寢殿、寢殿は正殿即ち本殿。
- (二)年を経た、年代のたつた、時代のつたの意。
- (三)馴れつかしの義で、「は愛らしいの意、「程」は「ぐらゐ」。
- (四)口ずさみ。
- (五)我が見ぬ世即ち後世の春とも考へられようが、それよりも人の見ぬ世即ち今日の春と考へ、「しのぶ」を語の一般義通りに「じつと思ひ慕ふ」と解した方が表現に對してすなはであらう。なほ「しのぶ」について「この春景色を見て先祖の自分ななつかしむかもしれぬから」といふ解もあるが、それは立ち入り過ぎるやうだ。

- (六)藤原道長の建立で、近衛の北、京極の東にあつた寺。
- (七)非常に壯麗な極めた建築の例としての意。
- (八)大鏡に書いてあるゆゑをいふ。
- (九)この西園寺はなほその上に。
- (一〇)眺望までもあるの意。
- (一一)光明寺殿道案。
- (一二)大層な權勢だの意。
- (一三)「とんと」といふ口語の趣にびつたり合ふ語。
- (一四)世の重鎮。天下の抑へとして上下の信賴が厚いのをいふ。
- (一五)普通ではない。御妊娠をいふ。
- (一六)實氏公がこれからまたどんなにお榮えになるか、奥ゆかしく思はれる頃(今、さうした頃)だの意。
- (一七)「程」は「時、頃、時分」の意で、口語の「奥ゆかしい程だ」といふ場合の「程」とは違ふ。「胎兒の男女何れか知りたい御事だらう」といふ解もあるが、それはこの表現にしつくりしないと思ふ。
- (一八)御病氣。

今の皇后の御父は、以前にも申し上げた右大臣實氏公で、その父、故太政大臣公經公が、御在世の當時夢を御覽になつた事があつて、源氏の中將がおこりの落ちる呪法をなされた、北山の邊に、世に類なくすばらしい御堂を建て、名をば西園寺と申すやうです。この場所は、神祇伯三位實仲の領地であつたのを、公經公の所領尾張の國松枝といふ庄園と取換へなされたのでした。もとは田畑などがどつさりあつて、まるつきり田舎風でしたのを、更に掘り返しうちくづして、あてやかな庭園にこしらへて、山の姿は木がこんもりと深く茂り、池の趣は瀟々として海のやうに水を湛へ、峰から落ちる瀧のひびき迄も、ほんとに感涙を催さうで、情趣の深い所の有様であります。本堂は西園寺、本尊の如來様は、誠に微妙な御姿で、生身の如來様もかやうでいらせられるかと思はれる程に、莊嚴にお姿を顯はしていらせられる。又せんしやく院は藥師如來、功德藏院は地藏菩薩でいらせられる。池のほとりに妙音堂があり、瀧の落ちる所には不動尊が安置してあつて、この不動尊は、攝津の國から、生身の不動明王が、雲笠をお着けになつて、歩いておいでになつたのでした。その雲笠は、寶物庫に納めてあつて、三十三年目に一度出されると承つて居ります。石橋の上には五大堂があります。それから成就心院といふのは、愛染王の連日不斷の祕密の法を取り行はせられる。御修法を勤める僧も、紅梅色の衣で、袈裟、珠數の絲までも、衣と同じ紅梅色でありますやうです。又、法水院、化水院、無量光院とか申して、それには來迎のけしき、即ち人の往生の時に、彌陀如來、二十五菩薩が、空中にお現はれになつた御姿もありますやうです。

北の寢殿にぞ、大臣は住み給ふ。廻れる山の常盤木ともいとふりたるに、なつかしき程の若木の櫻など植ゑ渡すとて、大臣うそぶき給ひけり。

山櫻みねにもをにもうを置かむ、見ぬ世のはるを人やしのぶと。

かの法成寺をのみこそ、いみじきためしに、世もいひためれど、これは猶、山の景色さへおもしらく、都はなれて、眺望そみたれば、言はむ方なくめでたし。峯殿の御舅、東の將軍の御祖父にて、よろづ、世の中御心のまゝに、飽かぬ事なく、いづくなむおはしける。今の右の大臣、をさく劣り給はず、世のおもしにて、いとやむごとなくおはするに、女御さへ御おぼえめでたく、いつしかたならすおはすると聞ゆる、奥ゆかしき御程なるべし。

北の方の正殿に、公經公は住んでおいで遊ばされる。廻りの山の常盤の木々の大層年代のついたの中に、愛らしい程の若木の櫻をすうと植ゑ込むというて、公經公は、次のやうな御歌を口ずさみ遊ばされた。

山櫻……山櫻を峯にも置かむ一體はすうと植ゑて置かう、かうして置いたら、後世の人も、その花盛を見て、見ぬ世の春——今の世の斯うした春の趣をじつと思ひ慕ひしやうかと。

かの法成寺をばかりこそ、宏大な事の例として、世繼の翁もいうてゐるやうですが、この西園寺は、建築の美しい上に更に又、山の景色さへも面白く、都から離れて、眺望も利きますので、言はうやうもなく御見事です。公經公は、峯殿道家公の御舅、關東の將軍賴經公の御祖父で、何から何まで、世の中が御心のまゝで、何一つ物足らぬ事なく、ほんとに豪勢なものでいらした。今の右大臣實氏公も、父公經公にとんとお劣り遊ばされず、世の重鎮で、非常に貴くいらせられるのに、おまけに御息女の女御様まで帝の御寵愛が深く、いつの間にか御懐妊の御様と申す事で、ほんとにこれからのいやが上なる御榮光の程も、誠に奥ゆかしい頃で御座います。

京には、さまざまめでたき事のみ多かるに、かの佐渡の島には、御惱と聞えし、程なく

(二)世の中が改つた際に、四條帝の崩御で、時勢がガラッと變つて、繼體の君の定まらなかつた際に、事に依つたら御皇子の中で帝位に即く事もやと御望を掛けられる事もあつたがそれの意、この「ありしも」は「反戻の氣持を持つた主格」。

(三)その御望も叶はずの意。

(四)世間からは全く離れて了つて遠島に居られた御境遇をの意。この「世」は世の中といふ氣持へ御自身の生涯の意を含めた意。

(五)「世」に對していうた語で、結局の意味は「思召し」である。

(六)人生無常といふ思想。この「世の中」を「御境遇」と解するのは表現に副ふまい。

(一)五月中の吉日を選び、五日間清涼殿で、最勝王經十卷を講ずる御儀。

(二)近衛の詰所。

(三)右大將は上位、左大將は下級の意。詳細の内容は下の口譯の通り。

(四)御前驅、御先づらひの者共。

(五)互に押し合ひ争つてわめき立てたの意。

(六)驚き入る程のなさない事だつたの意。

(七)法華八講の略、法華經八卷を八座に分けて講ずる會式。

(八)蒲葵の葉で葺いた牛車、公卿の常用。

(九)皇子の關干の所に、母屋に向つて着座するのである。

(一〇)宮中で行はれる法華八講。

(一一)通光の祖父。次の系圖の通り。



(一四)このやうな朝廷の公事のある場合にも、恰度目下宮中で最勝講が行はれてゐる最中だからいふ。

(一五)差し繰つて、都合をつけて。

(一六)大さう高貴な事といふものだらうの意。その權勢の大したものであるのをいふ。

(一七)このやうな大した權勢でも、やはりそれが末代まで續くかどうか疑はしいの意。

(一八)第五卷目を講ずる日、第三日即ち中日であるから、特に人々皆參集するのである。

(一九)あるだけ皆、參内すべき人は全部の意。

(二〇)藤原忠平の建立、鴨河の東、九條の南にある。

(二一)法性寺内に在る御堂。

(二二)御命日、死去された日。

九月十二日かくれさせ給ひぬ。世の中の改りしきさみ、もしやなど、思しよる事どもありしも、空しう、隔りのみはてぬる世を、いと心細う聞し召しけるに、そこはかとなく、御惱など重るやうにて、うせ給ひにけるとぞ聞えし。四十六にぞならせ給ひける。いと哀なる世の中なるべし。

京都には、色々結構な事ばかり多くあるのに、かの佐渡の島に於かせられては、御病氣といふ事でありましたが、間もなく九月十二日におかくれ遊ばされた。四條帝の崩御で、御時勢の一變した際に、若しかしたら御自身の皇子の中でなど、思ひよらせられる事も色々ありましたが、それも空しく、只もう世間から隔つて了つた御境遇を、誠に心細うお思ひ遊ばしてをられたところが、別段どことがどうといふ事もなく、自然と御病勢などが重るやうな風で、おなくなり遊ばしたと申す事でした。四十六におなり遊ばした。誠に哀なる世の中といふものでせう。

かくて年かはりぬれば、寛元元年ときこゆ。五月二十六日より、最勝講始めて行はる。關白をはじめ、上達部、殿上人、残りなく参り給ふ。左右大將の車、陣に立つるとて、争ひのしりて、いみじう恐し。右は上首、左は下藤にておはしければ、御前ども、かたみにひしめきて、あさましかりけり。されども、相對へて立てて後ぞ静まりにける。又の日は、久我の前内大臣、鳥羽の御家にて、八講し給ふとて、上達部多くかしこにつどひ給ふ。大臣はさらにもいはし、堀川大納言、御子の通忠の大納言、土御門の大納言、通成の三位中将、通行の宰相中将など、すべて一門の人々、檳榔毛にておはして、おほく高欄につきたまふ。ほとく内の御八講にも劣らず見えたり。殿上人は、まして數しらす。雅通のおとこの書き置き給へるものに、「公務の日なりとも、暇を申して、この八講にあふべし」とかや侍るなるに、誠にかゝる公事の折ふしも、猶さし合せておはし集ふ。いとやむごとなきわざなめり。猶末の代にはいかゞあらむといふかし。二十八日は、うちの最勝講五卷の日にて、又、人々かすを盡して参りたまふ。二十九日には、法性寺の淨光明院にて、普賢寺殿の御忌日の法事あり。この御堂の莊嚴のめでたさかぎりなし。おとこの淨土おもひやらるゝさまなり。こゝもかしこも、この程は、尊き事の多、耳ぞ多くほしかりける。

斯うして年が變ると、今度は寛元元年と申します。五月二十六日から、宮中で最勝講を始めて行はれる。關白良實を始め、上達部、殿上人が、残りず参内せられる。左大將忠家の車と右大將實基の車とを、近衛の陣に立てるといふことで、御前驅どもが、互に争ひわめき立てて、非常に恐しい事でした。右大將實基の方は、大將としては下でも、大納言としては先任だし、左大將忠家の方は、大將としては上でも、大納言としては後任で下位でいらしたたので、そのために御前驅どもが、互に班次を争ひ争ひめき合つて、いやもう驚き入るほどの事でした。然し、兩大將の車を、上下なく對ひ合ひに立てて後漸く静まつたのでした。翌日は、久我の前大臣通光公が、鳥羽の御家で、法華八講を遊ばすといふので、上達部が澤山その邸に御參集になる。通光公は言ふ迄もなく、堀川大納言具實、御子息の通忠大納言、土御門大納言顯定、三位中将に御着座になる。その盛儀は、殆ど宮中の御八講にも劣らぬやうに見えた。殿上人は、まして數知らず參集する。雅通の大任公が書き遣された文書に「たとひ公務の日であつても、お暇を戴いて、この八講に參集すべし」とか書いて御座いますので、ほんとに宮中で斯うして

新うして年が變ると、今度は寛元元年と申します。五月二十六日から、宮中で最勝講を始めて行はれる。關白良實を始め、上達部、殿上人が、残りず参内せられる。左大將忠家の車と右大將實基の車とを、近衛の陣に立てるといふことで、御前驅どもが、互に争ひわめき立てて、非常に恐しい事でした。右大將實基の方は、大將としては下でも、大納言としては先任だし、左大將忠家の方は、大將としては上でも、大納言としては後任で下位でいらしたたので、そのために御前驅どもが、互に班次を争ひ争ひめき合つて、いやもう驚き入るほどの事でした。然し、兩大將の車を、上下なく對ひ合ひに立てて後漸く静まつたのでした。翌日は、久我の前大臣通光公が、鳥羽の御家で、法華八講を遊ばすといふので、上達部が澤山その邸に御參集になる。通光公は言ふ迄もなく、堀川大納言具實、御子息の通忠大納言、土御門大納言顯定、三位中将に御着座になる。その盛儀は、殆ど宮中の御八講にも劣らぬやうに見えた。殿上人は、まして數知らず參集する。雅通の大任公が書き遣された文書に「たとひ公務の日であつても、お暇を戴いて、この八講に參集すべし」とか書いて御座いますので、ほんとに宮中で斯うして

(二二)構造裝飾のおごそかさな
 (二四)ほんとの極楽浄土もこのやう
 であるかと想像される程の美しさだ
 といふ意。
 (二五)最勝講、法華八講、御法事等
 数々有難い事が行はれて。
 (二六)顧問すべき事が多くて二つの
 耳では足りない程だの意。

(一)御臨月をいふ。
 (二)伊勢、石清水、賀茂等を始めと
 して十三の大きな神社。
 (三)幣帛を奉る勅使。
 (四)これまでの神佛への御祈に更に
 一段とさし加へて。
 (五)「ゆすり」も大さわざしての意。
 (六)善稱名吉祥王以下七體の薬師如
 來。
 (七)東西南北中央と五つの壇を設
 け、五大尊を本尊として行ふ修法。
 (八)中央の壇で、不動明王を本尊と
 するもの。
 (九)中宮の御里方たる西園寺實氏の
 御殿。
 (一〇)御息がた。
 (一一)御産氣づかせられたのをい
 ふ。
 (一二)御産の時、装束調度等凡て
 白いの改める例である。
 (一三)正殿の中央の部屋。
 (一四)大した事だ。事々しく仰山な

恰度最勝講の行はれる折にも、やはり繰合せてこの鳥羽邸の八講に御参集になる。まことに大
 した御威勢と申すもので御座いませう。然しこんなでもやはり末の代にはどんなものが、果し
 てこの御威勢が末世末代まで變らぬものかどうかと怪まれます。二十八日は、宮中の最勝講五
 卷目の日で、又、人々が有る限り皆参内される。二十九日には、法性寺の淨光明院で、普賢寺
 殿基通公の御命日の法事があります。この淨光明院の莊嚴の見事さは大したものですよ。ほん
 との極楽浄土が思ひやられる有様です。あつちもこつちも、この頃中は、有難い事はかり多く、
 聽聞の耳がどゞさりほしい事でした。

まことや、去年より、中宮は、いつしか只ならずおはします。六月になりて、その程近
 ければ、十三社の奉幣勅使立てらる。日頃の御祈にうちそへ、世のなかゆすり騒ぐ。
 六日より、七佛藥師、五壇の御修法などはじまる。中壇は、櫻井の宮の御子つとめさせ
 給ふ。今出川のおとゞにおはしませば、御家の殿ばら、絶えず候ひ給ふ。十日の曙よ
 り、その御氣色あれば、殿の内たち騒ぐ。白き御よそひに改めて、母屋に移らせ給ふ。
 天下のしりたちて、馬車走りちがふさま、いとこちたし。内よりも御使ひまなし。
 寮の御馬にて、雨の脚よりもしげく走りまふ。さらでだにいと暑き頃を、汗におしひ
 だしたる人々のけしき、いとわりなし。後の宮、いと苦しげにし給ひて、日たけゆく
 に、いろくの御物怪どもなりの出でて、いみじうかしがまし。大臣、北方、いかさ
 まにと、御心惑ひて思し歎くさま、哀に悲し。かやうのきさまは、高きも下れるも、
 おろかなるやはある。なべて皆、かくこそはあれど、げにさしあたりたる世のけしきを

のをいふ。
 (一五)左右の馬寮に飼育してある
 馬。
 (一六)只さへ、こんな事がなくてさ
 へ。
 (一七)何ともいへずひどい、非常に
 苦しうだの意。
 (一八)日が高くなるにつれて、段々
 日中になるほど。
 (一九)生靈死靈などの祟が人に乗り
 うつて、おれは何々だと名乗りを
 上げるの意。
 (二〇)どうなる事かの意で、下に「な
 り行かん」とすらん」など補ふ。
 (二一)このやうな場合は、御産など
 の場合はの意。
 (二二)おろそかなものはない。皆非
 常に心配するの意。
 (二三)この通り心配するものである
 が。
 (二四)その心配の上に、當面の世の
 有様を取り添へての意。御全盛で、
 人々が斯うして大さわぎをしてゐる
 そのために一人の意。「自分が實際今
 その現狀に出逢つての意」とする説
 は原文につくりしない。
 (二五)後醍醐帝の御乳母。
 (二六)老巧な、年たけ事に慣れた。
 (二七)役に立つべき女官は皆。
 (二八)仲々御産がなくて待遠しく氣
 掛りの状態での意。
 (二九)お産の重い事を恐しく思はれ
 る。
 (三〇)春日の社は藤原氏の氏神だか

とり具して、いみじう思さるべし。内の御乳母大納言の二位殿、おとなしくしき内侍の
 すけなど、さるべきかぎり参り給へり。今日もなほ、心もとなく暮れぬれば、いと恐し
 う思す。伊勢のみでぐらづかひなど立てらる。諸社の神馬、所々の御誦經の使、四位
 五位數をつくりして鞭をあぐるさま、いはすとも推し量るべし。大臣、とりわき春日の社
 へ拜して、御馬、宮の御衣など奉らる。
 ほんにさういへば、去年から、中宮様は、いつの間には御懷妊でいらせられます。今年の六月
 になつて、いよ／＼御産の時期も近いので、十三の社々への御安産御祈りの奉幣勅使を立てら
 れる。常日頃からの御安産の御祈にさし加へて、世の中は大した騒ぎです。六日から、七佛藥師、
 五壇の御修法などが始まる。五壇の中央の壇は、櫻井の宮覺仁法親王がお勤め遊ばされる。中
 宮は今出川の實氏大臣の邸にいらせられるので、御家の殿方が、絶えず御そばに侍しておいで
 になる。十日の明方から、いよ／＼御産氣の御様子があるので、御殿の内は立ち騒ぐ。白の御
 装束に改めて、母屋へ御移り遊ばされる。天下一體にさわぎ立つて、馬や車の馳せちがふ様、實
 に大したものですよ。禁中からも御使が絶間なく来る。その御使は、寮の御馬で、雨の降るのよ
 りもしげ／＼と走り競うてゐる。只さへ非常に暑い頃なのに、ましてこんな風で、汗でびっし
 りになりなつてゐる人々の様子は、誠にどうも詮ない風です。中宮は、大層お苦しうに遊ばし
 て、日が高く昇るにつれて、色々の物の怪が名乗り出して、非常にやかましい。大臣實氏、典
 方、どうなる事かと、途方に暮れて御歎き遊ばすさま、しみ／＼哀に悲しい。斯うした御産な
 どの際は、身分の高下に拘はらず皆、何でおろそかなものでせう。凡て皆、この通りではあ
 りますが、殊にこの大臣方は、ほんとうに目前の大層な世の中をさまを取り加へて、思ふま
 な御榮華につけて、一入非常に御心痛の事にお思ひ遊ばす事です。天皇の御乳母の大納言二
 位殿や、その他年老けて物慣れた典侍など、然るべき人は皆参上遊ばした。今日も又やはり、待

ら、特別に御参拜になるのである。

- (一) 後嵯峨天皇を申す。
- (二) 女御に次ぎ、天子様の寢席に侍する女官。
- (三) 中宮の御産。中宮に皇子御誕生あれば、御正腹の意味でその皇子を皇太子にお立てになるため、中宮御産の結果をお待ち遊ばすのである。
- (四) 皇太子。
- (五) 父大臣の胸中を察して書いた文句。
- (六) 不吉がましい事の豫想。
- (七) はつと驚き悲しむ心で胸中も一杯になるやうでの意。
- (八) 又一方には皇子か皇女かで自分の前世の宿運のよし悪しも分るべき場合だの意。
- (九) 下刻、一刻(二時間)を上下に分けていふ。
- (一〇) 心の晴々する形容。
- (一一) 涙は思むべきだが思みきれず涙が落ちるの意。
- (一二) 次のやうな關係、



違しく氣掛りな有様で暮れて了つたので、實に恐ろしくお思ひ遊ばされる。伊勢神宮への奉幣使など立てられる。諸所の社へ神馬を寄進されたり、又諸所の寺々へ御誦經を命ぜられる使など、四位五位有る限りが鞭を揚げて御使に出る有様、言はずとも想像が出来ませう。大臣實氏は、取りわけ特別に春日の神社へ参拜して、御馬や、中宮の御召し物などを奉納遊ばされる。

内には、更衣腹に、若宮二所おはしませど、この御事を待ち聞え給ふとて、坊定り給はぬほどなり。たとひ平かにおはしますとも、若し女官ならばと、まがくしきあらまはしは、かねて思ふだに、胸つぶれて口惜し。かつは我が御身の宿世見ゆべききはぞかしと思して、大臣もいみじう念じ給ふに、未のくだり、すでに事なりぬ。まづ、何にかと、心懸ぐに、宮の御兄公相の大納言、「皇子御誕生ぞや」と、いと高らかにのたまふを、聞く人々の心地、夜の明けたらむやうなり。父大臣、「まことか」と宣ふまゝに、よろこびの御涙ぞおちぬる。哀なる御氣色と、見奉る人もこといみしあへず。公相、公基、實雄、大納言三人、權大夫實藤、大宮中納言公持、皆御ゆかりの殿ばら、うへのきぬに候ひたまふ。御修法ども、やがて結願すべしとて、僧ども法師ばらまで、したり顔に、汗おし拭ひつゝ、忙がしげに歩きさへぞめてたぎ。月次の御神事なる上、今日、ひついで心やましき事とかやにて、わざと奏し結願ねど、御驗者櫻井の宮の僧正、法親王を始め奉りて、つきくみな祿賜ふ。法親王には、宮の御衣、大夫とりて奉り給ふ。宇治のさきの僧正には、公基の大納言、房意法印には、權大夫公持がつけ給ふ。御馬

表衣。

- (一四) 満願、修法を終へること。
- (一五) 修法祈禱の僧たち、一般普通僧侶。
- (一六) 月次祭。毎月あるべきのを略して、二季に行はれるからの稱で、六月と十二月の十一日に、神祇官で、三百四座の神に幣を奉つて、國家の靜謐、聖體の福運を祈る儀。
- (一七) 日次、日取り、日柄。
- (一八) 面白くない、よくない。
- (一九) 加持祈禱を行ふ者。
- (二〇) 引出物。
- (二一) 後京極長經の子。
- (二二) 禪頭(ぜんとう)として與へる。語の原義は「被らせる」といふことで、着物などを肩に掛けてやるのないうふ。こゝもさうしたのだらう。
- (二三) 御布施として與へられた馬。
- (二四) 住職のいる坊舎。
- (二五) 御護の御劔。

- (一) 産後三日目の御産養(ごんやう)の儀。産養は出産祝の宴で、三夜、五夜、七夜、九夜とある。
- (二) 中宮の事を申す。
- (三) 御産湯の儀、朝夕二回ある。

は、各本坊に送られけり。又の日、月次の祭はてて、御佩刀まゐる。勅使隆良なりき。

主上には、更衣の御腹に、皇子様が御二方いらせられますが、此の度の中宮の御産を御待ち申上げるといふ事で、まだ東宮がおきまりならぬ時です。それで、たとひ御安産でいらして、若し皇女であつたらと、不吉な豫想は、兼ねて思つて見るさへ、はつと胸が一杯になつて口惜しい。それに又御自身の前世の運も分るべき場合であるよと思召して、實氏公も非常に御祈念を籠められるうちに、未下り(午後三時頃)に、いよく御産がありました。まづ以て、皇子か皇女かと、胸がどき／＼してゐる所へ、中宮の御兄の公相大納言が、「皇子様の御誕生なるぞ」と、大層高らかに仰せになるのを、聞く人々の心持、丸で夜が明けた様です。父大臣實氏は、「ほんとか」と仰せになるなり、悦びの餘りに御涙がおちる。感極りなき御様子と思つて、見奉る人々も、こんなお目出度い場合に涙は不吉と思ひながら、こらへきれないでつい涙が出る。公相、公基、實雄の三人の大納言、權大夫實藤、大宮中納言公持、皆御親戚の殿方が、禮裝で参候遊ばされる。御修法ども、そのまゝ、すぐに満願にしようといふので、祈願の僧たち法師共まです、得意顔に、汗をおし拭きおし拭き、忙しさうにあるくので誠に結構です。今日は月次の御神事である上に、日柄が面白くないといふ事で、わざと天皇には奏上遊ばさないが、修驗者であらせられる櫻井の宮の僧正覺仁法親王を始め奉つて、次から次へと、皆、引出物を賜はる。覺仁法親王には、中宮の御召し物を、皇后大夫公相が取次いで奉りなされる。宇治の前の僧正良尊には、公基の大納言、房意法師には、中宮權大夫公持が取つて御授けなされる。御布施の馬は、各自そのお寺へ送られたのでした。翌日、月次の祭が終つて、皇子に御護刀がまゐつた。勅使は隆良でありました。

十二日、三夜の儀式、本宮の御沙汰にて、いとめでたし。やがて御湯殿の事あれば、つるうち、五位十人、六位十人ならび立つ。御ふみの博士光兼朝臣、右衛門權佐資定、大外記師光など、寢殿の南面の庭に立ちて、孝經の天子の章をぞよむ。上達部、實

- (四)鳴弦。御湯浴中宛物を拂ふ意味で可弦を鳴らすこと。
- (五)五位と六位との藏人各十人。
- (六)御湯浴中讀書する役。
- (七)太政官で、少納言の下にあつて、詔書を勸正し、奏文を作る役。
- (八)廂の外にある縁側。
- (九)女官たちが白装束の袖口を簾の下から出して居列ぶをいふ。御産の時だから一同白装束。
- (一〇)胡粉だけで他に色彩を加へぬ。
- (一一)響應の膳部。
- (一二)客間。
- (一三)皇子の御前に供へる御膳部。
- (一四)四位の殿上人。四位は特に聽許がなくては昇殿は出来ぬのである。
- (一五)御衣を載せる机。
- (一六)御殿の正面に當る間。寢殿作りの階の上にさし出てる廂を階隱(はしご)といひ、此階段を昇つた所を廂の間の中央部を階隱の間といふ。
- (一七)かつぎ立てるの意。
- (一八)詩文の佳句に節を附けて吟詠すること。
- (一九)佳節の義。和漢朗詠集の「嘉辰令月歎無極、萬歲千秋樂未央」の句を詠じたのである。
- (二〇)之に和して一緒に歌ふ。
- (二一)新撰朗詠集の「隆周昭王極王層數永、吾君又層數永、本朝之延曆延喜風千多、吾君亦風千多」。
- (二二)重ねて歌ひ出される。

子にさぶらひ給ふ。朝の御湯はてて、皆まかてて後、また、夕の御湯殿の儀式、さきのまゝにて、果てぬる後、寢殿の東南の間に、白き袖口とも押し出ださる。白畫の五尺の屏風立てわたして、上達部より、すべて、響どもするわたす。公卿の座に、人二行につき餘る程なり。右大將實基、大夫公相、公基、實雄、以上大納言、中納言に、左衛門督顯親、權大夫實藤、公持、侍從宰相資季、別當公光、左大辨宰相經光、新宰相定嗣、右兵衛督有資、新宰相中將通行など着きたり。その座の末に、紫べりの疊に、殿上人中將實直朝臣を始め、數知らず参れり。御前のものども、殿上の四位はこぶ。兒御子の御衣の案二脚、階隱の間に昇き立つ。御土器二めぐりの後、大夫公相、朗詠、「嘉辰令月」とのたまへば、有資聲加へらる。又「昭王」と押し重ねて出さる。御聲々しうとくに、あらまほしうめでたし。かやうにて明けぬ。

十二日に、三夜の儀式が、中宮の御沙汰で行はれたが、實にお見事な事です。そのまゝ、すぐ又御湯殿の儀があると、鳴弦の役として、五位の藏人が十人、六位の藏人が十人並んで立つ。御讀書役の博士光兼朝臣、右衛門權佐資定、大外記師光などが、正殿の南面の庭に立つて、孝經の天子の章を讀む。上達部は、簀子に伺候して居られる。朝の御湯が終つて、皆退出して後、又、夕の御湯殿の儀式が、やはり朝の御湯の通りに行はれて、それがすんだ後、正殿の東南の間に、女官の白い袖口がすつと押出されてゐる。胡粉で繪を書いた高さ五尺の屏風をぐるんと立て廻して、上達部から、總ての人々に、御響膳をすうとと握ふる。公卿の座に、人々が二列に坐つて坐り切れぬ程です。右大將實基、大夫公相、公基、實雄、以上は大納言で、それから中納言には、左衛門督顯親、權大夫實藤、公持、侍從宰相資季、別當公光、左大辨宰相經

- (二三)宿徳の字音で、おちついで重重しい義。
- (二四)斯うありたいと思ふやうで、理想的での意。
- (一)五日目の御産養の儀式。
- (二)管絃の御遊。
- (三)長さ一尺二寸、笏に似た木片二枚を両手で拍合せて節を取るをいふ。
- (四)笙の笛。小竹で造り、木匏で底を懸塗にし、其の上に十七の管を並べたもの。
- (五)横笛。孔が八つある。
- (六)竹管一尺八寸、九孔。
- (七)十三絃、現行の琴。
- (八)六絃の琴。
- (九)樂曲を前後に分ち、前を本、後を末といふ。
- (一〇)催馬樂(ばい)の呂の歌。
- (一一)鳥は左樂の童舞。樂には曲聲によつて序破急の三つがある。序は始めて聲を出すこと、破は破碎、急は流蕩、こは鳥樂の破三帖の曲。
- (一二)催馬樂の呂の歌。
- (一三)催馬樂の律の歌。
- (一四)唐樂、平調。
- (一五)唐樂、平調。急は序破急の急。
- (一六)莊重嚴肅である。

光、新宰相定嗣、右兵衛督有資、新宰相中將通行などが着座された。その座の末に、紫べりの疊に、殿上人中將實直朝臣を始めとして、數知らず参つてゐる。皇子の御膳部は、昇殿を許された四位の人が運ぶ。皇子の御衣を載せる机二脚、御殿の正面に當る階隱の間に立てる。御盃が二巡した後、大夫公相が朗詠で、「嘉辰令月」といふ句を歌はれると、有資が之に聲を和して歌はれる。又「昭王」と重ねて歌ひ出される。御聲々がどしりとして重々しく、誠に以て御見事である。こんな風にして夜が明けた。

十四日に、五夜の儀式、さきの如し。こよひは御遊あり。實基の大將殿、拍子とり給ふ。笙、宗基、二位中納言良教、筆、兼教朝臣、琵琶、大夫公相、筆のこと、權大夫實藤、和琴有資、末の拍子も同じ人なりしにや。安名尊、鳥破、席田、伊勢海、萬歲樂、三臺急、例の事なり。かすくめでたし。

十四日に、五夜の儀式、さきの三夜の儀式のやうです。今夜は管絃の御遊がある。徳大寺實基の大將殿が拍子をお取りになる。笙は宗基、笛は二位中納言良教、筆は兼教朝臣、琵琶は大夫公相、筆の琴は權大夫實藤、和琴は有資、樂曲の後の方の拍子もやはり同じ實基大臣でしたらうか。安名尊、鳥の破、席田、伊勢海、萬歲樂、三臺の急など、いつもの通りです。色々これらどれも皆結構づくめです。

十六日、七夜の御産養、内よりの御沙汰なれば、今すこし儀式ごとにて、關白殿、右のおとど、右大將、大納言定雅、公相、公基、實雄、中納言には、例の人々、顯親、實藤、公持、資季、公光、經光、定嗣、三位中將、殿上人頭中將より始めて、殘るは少し。勅使藏人侍從宗基、目錄持ちて参れり。大夫對面し給ひて、白き御衣かづ

- (二) 朝廷から下さる藤の物の目録。
- (三) 引出物として與へられる。
- (四) 宮内省の被官で、供御の事を掌る職。
- (五) 正殿、紫宸殿の稱であるが、今は今出川の邸に於ける儀だから、寢殿の事を斯ういうたのであらう。
- (六) 管絃を吹奏する仕わざ。
- (七) さう／＼同じ事を繰返すのは珍らしげないから止めるの意。「のみ」は強勢の助詞、「だけ」ばかりの意の限定思想ではない。

- (一) 土御門院の母后、今上の御祖母、新皇子の曾祖母。
- (二) 多くの年頃、長年の間。
- (三) 土御門院の御讓位以來、色々とお心痛で御心の晴れる暇もなかつたの意。
- (四) すつかりと晴々して。
- (五) 里内裏中最も整備してゐて、高倉帝以來、皇居となつてゐた。
- (六) 今迄も繁々御對面あつたが、同一御殿の内だから一入繁々御對面もあるにつけて。
- (七) 御満足に思はれる事。
- (八) 後嵯峨の同母姉で、同じく土御

け給ふ。本宮の者どもにも、内より祿たまふ。内膳司まゐりて、うるはしき作法にて、南殿より御膳まゐるさま、日頃のには似ず、けだかうめでたし。その後、御遊はじまる。人々の所作、さのみは珍しげなくて止めつ。

十六日に、七夜の御産養、これは主上からの仰出であるから、今少し儀式が變つてゐて殿かです。關白良實殿、右大臣實氏、右大將具實、大納言定雅、公相、公基、實雄、それから中納言では、例の人々で、顯親、實藤、公持、實季、公光、經光、定嗣、三位中將通成、殿上人頭中將師繼を始めとして、殘る人は少い。勅使藏人侍從宗基が、祿を賜はる目録を持つて参つた。大夫公相が對面遊ばして、勅使に引出物として白い御衣を御與へになつた。中宮の方にお仕へしてゐる人々にも、主上から祿を賜はる。内膳司が参つて、端正な禮式で、正殿から御膳部の参る様が、日頃のとは違つて、氣高く誠に見事です。その後、管絃の御遊が始まる。人々の吹奏ぶり、さう／＼繰返していふのも珍らしげないから止める事にします。

九夜は、承明門院よりの御沙汰なれば、それもいかめしき事どもありしかど、うるさくでなむ。こゝらの年頃、思ひすばほれつる女院の御心の中、名残なく胸あきて、めでたく思さるゝ事かぎりなし。閑院殿修理せらるゝ程とて、十五日に、御門、承明門院へ行幸なれば、いと繁うさへ見奉らせ給ふに、御心ゆく事多く、げにいみじき老の御さかえなりかし。覺子内親王とて、御傍におはしましたる御孫、是も土御門院の姫宮さへ、この二十六日かとよ、院になし奉らせたまへり。正親町の院ときこゆ。上の同じ御腹におはすれば、よろづ、定通の大臣事行ひたまふ。院號のさため侍るまゝに、

り、上達部皆引き連れて、承明門院へまゐる。大臣は、御座の中にて、女房の事どもなど、忍びやかにおきてのたまひけり。

九夜の御産養は、皇子の御曾母承明門院からの仰せ出しであるから、それも色々嚴かな事でありましたが、煩はしいから略します。長年の間、深く思ひ憐まれた承明門院の御心の中も、もうすつかり胸が晴れて、限りなく喜ばしく御思ひ遊ばされる。皇居の閑院殿を修繕せられる間といふ事で、十五日に、陛下は、承明門院の御殿へ行幸になつたので、今迄よりも更に一層繁と御對面遊ばすにつけて、御満足に覺えられる事が多く、ほんにとどうも非常な老後の御榮えです。覺子内親王と申して、承明門院の御傍にいらした御孫様、是も土御門院の皇女様で、その姫宮さへ、この二十六日でしたか、院になし奉られたのでした。正親町院と申上げる。この院は陛下と同じ御腹でいらせられるので、萬事、定通の大臣が御世話を申し上げる。院號の議定があるなり、公卿議事の座から、上達部が皆連れ立つて、承明門院へ参つた。定通大臣は、御座のうちで、正親町院にお仕へする女官の事など、ひそ／＼と御指圖遊ばすのでした。

その夜、また、兵衛内侍の御腹の若宮御座の、御五十日の儀式、この院にて沙汰あり。后腹の御子ほどこそおはせねど、これも、御門、わたくしもの、いといとほしう思す事なれば、御氣色にしたがひて、上達部、殿上人、いみじう参りつどふ。關白殿まゐり給ひて、く／＼め奉りたまふ。陪膳は通成三位中將、役送は家定朝臣仕うまつりける。人々の勸盃饗などはなし。建久に、土御門院の御五十日きこしめしける例とぞ。

その夜、又兵衛内侍の御腹の若宮、御五十日の儀式が、この承明門院で行はれた。皇后様の御腹の御子ほどの事はおありなされぬが、然しこの皇子も、後嵯峨帝が、御祕藏子として、大

- 門院の御子。
- (九) 是も土御門院の姫宮にてその姫宮さへし略。
- (一〇) 公卿が陣座(てんざ)で院號を議定するをいふ。
- (一一) 陣座、公卿の公事を決する議場。
- (一二) 正親町院奉仕の女官に關する事。
- (一三) ひそ／＼と、こつそりと。
- (一四) 御指圖を遊ばされた。指圖して色々仰せられたといふ思想の表現。
- (一) 烟の末々の巻に右中辨棟範の女とあるが、實は棟範の子、棟基の女である。
- (二) 産後五十日の御祝。
- (三) 内々の御愛子、特別に御愛しになる、御祕藏子。
- (四) 帝のさうした御機嫌につれて。
- (五) く／＼と、口に入れる。御五十日の餅を御口に入れて上げるのいふ。
- (六) 御給仕の役。
- (七) 膳部を運んで陪膳に取次ぐ役。
- (八) 饗應の時盃をさして酒をすゝめる事。

(九) 饗宴。

- (一) 親王と稱すべき旨の宣下のあること。
- (二) ちちら、中宮と若宮。
- (三) 青色のより糸で屋根から物見に掛けて葺きおろした牛車。皇后、東宮、親王、攝關等の乗用。
- (四) 檢非違使廳の長官。
- (五) 大さうな、お歴々の。
- (六) 並々ならぬ見物。
- (七) 閏七月。七月が二つ續いたその後の方の七月。
- (八) 中務省に屬し、御服御膳部等を掌る役所。
- (九) 御膳部をいふ。
- (一〇) 「とじき」ともいふ、下々の者に賜はる握飯のやうなもので、御飯を握り固めて、鶏卵の形に丸く少し長目にしたもの。
- (一一) 折櫃は楡の薄板を折り曲げて作り、餅や肴などを盛る具。その中に入れる物の意。
- (一二) 格別入念に作つたの意。
- (一三) 時刻が至つて。
- (一四) その他御五十日の一般の儀式には、いつも同じやうな事だから詳細には書かぬ。「書かず」を特に筆者の文句とする。「尼の話が同じ事や

層お可愛くお思ひ遊ばす方なので、その御様子につれて、上達部、殿上人、大層どツきり参集された。關白良實殿が御参候になつて、五十日の餅をおく、め遊ばされる。陪膳の役は通成三位中将、膳部御取次の役は家定朝臣が致された。人々へのお盃御饗宴などはない。これは建久年間、土御門院の御五十日の餅を召上がられた例といふ事です。

かくて中宮の若宮は、その二十八日に親王の宣旨あり。さて七月二十八日に、中宮も、今の宮も、内に参り給ふ。例の事なれば、かなたごなたの供奉、上達部、殿上人、數を盡して、ふるき例もいと稀なるほどにぞ聞えける。宮は御輿、御子は青絲毛の御車、近衛の大将、檢非違使の別當を始めて、ゆゝしき人々仕うまつらる。こよなき見物にてぞ侍りける。後七月二日、内にて皇子の御五十日きこしめす。内藏寮より、事ども調じて参る。御膳の物、屯食、折櫃のもの、何くれ、心ことなり。時なりて、上ごなたに渡らせたまふ。おん供に關白殿、堀川大納言、大夫、左大将、關白の御子の三位中将、まわり給ふ。上く、め奉らせ給ふさま、いとくめでたし。おなじ事のやうなれば、こまかには書かず。

新様にして中宮の御生みになつた皇子は、その二十八日に親王の宣旨がありました。そして七月二十八日に、中宮も、御生れになつた宮様も、宮中に御上り遊ばされた。いつも定まつた事なので、中宮様、親王様の御供に、上達部、殿上人が、ある限り皆参られて、これ迄斯うした例も稀だといふ程の事でした。中宮は御輿、皇子は青絲毛の御車に召され、近衛の大将、檢非違使の別當を始めとして、御歴々の方々がお供を遊ばされる。格別の見物で御座いました。閏七月二日、宮中で皇子の御五十日の餅を召上がられる。内藏寮から、御膳部などを調べて参る。

うだから細かには書かぬ」となるが、筆者の心境はそれ程明確でなく、細かには申しません」といふ氣持の所を不用意に「書かず」として了つたのだらう。

- (一) すら／＼と滞りなく。
- (二) 御心が落ちついて、御安心なされて。
- (三) 心涼しく、さわやかな氣分で。
- (四) 御産の時に世間一體が大したさわぎをしたその事をいふ。
- (五) 力が落ちてしよげ返るをいふ。
- (六) 光り輝くやうで、玉のやうな男御子が御生れになつた嬉しさの意。
- (七) 「さし出」は日光がすつと出るといふやうな氣持で用ひた措辭。
- (八) 年老いる迄。
- (九) 常に、いつも「は」は強勢助詞。
- (一〇) もとは立派だつたが一時はの意。
- (一一) それ程官位も高からず、榮えもしなかつた西園寺家が。
- (一二) 近代からは、主として公經以來をいふ。
- (一三) 頼朝の嫡戚となり、外孫頼經が將軍になるといふわけで、世に重んぜられたのをいふ。
- (一四) 實氏の父公經。
- (一五) 公經は當時七十三歳。
- (一六) おしはかるが果してその通

御膳の物、握飯、曲物に遣入つたものなど、何やかやと、特別念入りです。時刻がきて、主上がこちらへ御渡り遊ばされる。御供に關白良實殿、堀川大納言具實、大夫公相、左大将忠家、關白の御子の三位中将良通がまゐられる。主上が五十日の餅を皇子におく、め遊ばす様、誠に御美しい。同じ事のやうですから、細かには書きません。

かくて八月十日、すがやかに太子にたち給ひぬ。おとど御心おちみず、すゞしくめでたう思す、ことわりなり。「大方かのみじかりし世のひゞきに、女御子にておはせましかば、いかにしほくと、口惜しからまし。いとさら／＼しうてさし出で給へり嬉しさを思ひ出づれば、見奉ることに涙ぐまれて、かたじけなう覺え給ふ」とぞ、年たくるまで、常は、大臣人にも宣ひける。中頃はさのみしもおはせざりし御家の、近くよりは、ことの外に、世にも重く、やむことなうものし給ひつるに、この後の宮まるり給ひ、春宮生れさせ給ひなどして、いよく榮えまさり給ふ。行末おしはかられて、いとめでたし。父の入道殿さへ、御命長くて、かゝる御末ども見給ふも、さこそは御心ゆくらめと、おしはかるもしるく、その年の十月七日かとも、都を立ちて、熊野に詣で給ふ。作法のゆゝしき、昔のふるき御代の御幸どもにも、やゝ立ちまさるほどにぞ侍りし。御子孫ひきまじ給ふ。大納言に實雄子、公相、公基、前藤大納言とありしは、爲家の事にや。坊門前大納言も、追従に、京出は履從せられたり。大宮中納言、左宰相の中將、右兵衛督、殿上人は三十餘人はべりけり。いとみじかりし事どもなり。

り。御満足の程も次の事實によつて顯著に推量されたいと思ふ。更に詳細にいへば、どんなにか御満足な事だらうと、世人も想像してゐたが、果してその通り、非常な御満悦で、大掛りな熊野御参詣——身の幸運を奉謝する意味の御参詣があつたといふのである。

- (一七) 紀伊の熊野権現。
- (一八) 旅立の御出で立ちの美々しさ。
- (一九) 藤原定家の子。
- (二〇) 御追従に、御機嫌とりへの意。
- (二一) 京都を出発する時。
- (二二) 御供をすること。

- (一) 十三年忌。
- (二) 山城國乙訓郡、土御門院御納骨の法華堂がある。
- (三) 法華八講。
- (四) 八講の法會のはじまらぬ内か。
- (五) 他の場合と異なつて格別重々しい意。

斯うして八月十日に、すら／＼と滞りなく皇太子にお立ち遊ばされた。大臣實氏公はすつかり御安心になつて、心中すが／＼しく喜ばしく思はれる、それも如何にも尤もな事です。大體あの非常だつた世間のさわぎに、若し皇女機でいらしたならば、どんなにしよんぱりと力を落して、残念な事であつたらう。誠にきらく／＼と輝くやうな玉の男御子がすつとお生れ遊ばした嬉しさを思ひ出すと、皇太子を見奉る毎に涙ぐまれて、もつたたく思はれます」と、老年になるまで、いつも、實氏大臣が人にも仰せられました。中頃はさう大して御榮えでもなかつた御家が、近年からは、殊の外に、世の中にも重々しく、高貴にいらせられたところが、この皇后の宮が入内遊ばされ、皇太子が御生れ遊ばされたとして、いよ／＼益々御榮え遊ばされる。行末もおしはかられて、誠におめでたい。父の入道殿公經公さへ、御長命で、斯うした御繁榮の御末を御覽遊ばされるのも、さぞ／＼御満足な事だらうと、推し量る通り果して、その年の十月七日でしたか、都を立つて、熊野へ御参詣遊ばされた。旅立の装ひの大した美々しさ、昔の古い御代の上皇様の御幸などにも、や、立ちまさる程で御座いました。御子や御孫をひきつれて御立ちになる。大納言では實雄、御子の公相、御孫の公基、前藤大納言とあつたのは、爲家の事でせうか。坊門前大納言忠信も、御機嫌取りに、京都を出る際はお伴をせられた。大宮中納言公持、左宰相中將實任、右兵衛督有資、殿上人は三十餘人御座いました。誠にどうも大した事でした。

かくて、おなじき十一月十一日は、土御門の院の御十三年とて、おほやけより御法事行はるゝも、いとめでたし。金原にて御八講あるべければ、承明門院も、かねてより渡らせたまふ。上達部、殿上人、参り集ふさまもこよなし。

斯くて、同じ十一月十一日には、土御門院の御十三年忌であるので、朝廷から御法事を行はれる、それも誠に結構な御事です。金原で御八講があるわけなので、土御門院の御生母承明門院も、その前から集はれて御いで遊ばされる。上達部、殿上人の、参集するさまも格別です。

- (一) この後嵯峨帝の御代。
- (二) 御代始の行幸をいふ。
- (三) 後鳥羽帝の文治三年と建久七年の石清水行幸。
- (四) 藏人所の下吏で禁中の警衛を掌る。
- (五) 乗馬に付き添ふ従者。
- (六) 最も重いの義だらう。
- (七) 隨身の長。
- (八) 華美を競つてゐる。
- (九) 手綱で馬の口を左右へ引張つて行くこと。
- (一〇) 移鞍というて唐鞍を換した一種の飾り鞍を置いた馬。
- (一一) 紅梅色の織物に縫取をしたもの。
- (一二) 袖の幅が狭く丈の短い衣で、束帯の時に袍と下襲との間に着るもの。
- (一三) 袍の下に重ねて着る裾の長い衣で、後世は別に後に引ずる長い裾をつける。
- (一四) 大口の袴の上に着ける袴。
- (一五) 表黄、裏明黄、或は表黄朽葉、裏青。
- (一六) 表白、裏蘇芳。或は表濃紅、裏紅梅。
- (一七) 細かい模様を地の上に浮かせて織つたもの。
- (一八) 綾の糸を浮かせて織つたもの。
- (一九) 片舞。東遊の舞で、求子(もとこ)のみを舞ふこと。求子と駿河舞とを舞ふのを諸舞(もろまひ)といふ。

十二月一日は、石清水の社に行幸あり。當代には初めたる度なれば、よろづ清らを盡さる。文治建久の例をまねば。關白殿御馬にて仕うまつりたまふ。瀧口十二人、馬副に具し給ふ。いろ／＼の綾錦、目もかゞやくばかりたちかさねたり。左右の大將の番長、また心も詞もおよばず、いとみつくしたり。左大將のは馬にて前行、右大將のは張網にて、うつし馬をひかせけるとぞ。左大將は、紅梅の二重織物の半臂、下襲、萌黄の織物のうへの袴、右大將は、うら山吹の半臂、下襲、左衛門督實は、梅がさねのうき織物の半臂、下襲、浮紋のうへの袴、殿上人は、花山院の中將道雅の君ばかりぞ、萌黄のうへの袴、うら山吹の半臂、下襲きたまへりける。その外はことなるも見えず。御社にてのかた舞は、例の上達部も立たれけり。笛二位中納言、拍子左衛門のかみなど勤められけり。かす／＼めでたくて、またの日午の時ばかりにぞ歸らせ給ひける。

十二月一日は、石清水八幡宮に行幸があつた。この御代には始めての行幸であるから、萬事に美しさを盡される。後鳥羽帝の文治と建久との石清水行幸の例におならひになる。關白良實殿が御馬で御供を遊ばされる。瀧口の役人十二人を、馬副としてつけておいで遊ばされる。色々の綾や錦の装束、目もきら／＼するほどに重ねてゐる。左右の大將の番長は、また想像も及ばず、形容も出来ぬ程に、美々しさを競うてゐる。左大將の番長は馬で前行し、右大將の番長は張網で、移し鞍を置いた馬を引かせたと申します。左大將忠家は、紅梅の二重織物の半臂に下襲、萌黄の織物のうへの袴、右大將實基は、うら山吹の半臂に下襲、左衛門督實藤は、梅がさねの浮織物の半臂に下襲、浮紋のうへの袴といふいでたち、殿上人では、花山院の中將道雅公許りが、萌黄のうへの袴で、うら山吹の半臂に下襲を着ておいでになつた。その外は格別なの

- (二〇) 舞人に立つて舞った。
- (二一) 山城國愛宕郡、上下兩社がある。
- (二二) さくら／＼とまばゆい程に装飾つてゐる。
- (二三) 「化粧し」といふサ變の動詞。
- (二四) 檢非違使別當は威嚴を主とすべき職だから、いくら若くてもお白粉などをつけるのは不似合だといふのである。
- (二五) さ、やく、私かに非難したのをいふ。
- (二六) 乗馬に付き従ふ者。
- (二七) 攝家に次ぐ家柄で、清華ともいふ。
- (二八) 家柄の低い分際。
- (二九) 外部には現はさぬまでも心の中だけでの意。
- (三〇) 午後四時。
- (三一) 下賀茂社、糺森(のむら)にある。
- (三二) 上賀茂社、鴨山麓にある。
- (三三) 行幸行事の人々に位階を賜はる事。
- (三四) 松明(たい)をいふ。
- (三五) あかるくて。
- (三六) 袖をひるがへして舞ふ、東遊(あづき)を舞ふ様をいふ。舞ふ姿に「袖かへす」といふのは一つの慣用語で、源氏物語花宴に「立ちて、のどかに袖かへす所を」を、けしきばかり舞ひ給へるに」とあり、後のものながら

も見えない。御社での片舞は、例の上達部も立つて舞はれた。笛は二位中納言良教、拍子は左衛門督顯親などが勤められた。數々結構な事づくめで、翌日の正午頃にお歸りになりました。

同じ五日、やがて賀茂の社に行幸したまふ。關白殿、今日も御馬なり。上達部、殿上人、さきにいたく變らす。別當通成いみじうきらめかれたり。けさうじ給へるをぞ、「若き人なれども、檢非違使の別當、白きもの附くる事やある」など、古き人うちさゞめきけるときや。春宮大夫馬副八人具したまひけり。權大納言實雄、土御門大納言顯定、權中納言公親、同顯親、左衛門督實藤など、いづれも清らにめでたし。殿上人、中將には實久の朝臣、爲氏、實治、經定、顯良、基雅、通雅、通定、定平、實直、師繼、雅繼、輔通、雅家、雅忠、少將には隆兼、公直、季實、爲教、忠繼、輔時、顯方、惟繼、公爲、資平朝臣、信通など、われ劣らじと、華族も下筋も、心ばかりはいどみ盡したり。申の時に、先づ下の宮に行幸、暮れはてて、上の社にまうでさせたまふ。賞行はれなどして、還御は明方にぞなりにける。霜いと白きに、たてあかしげざやかにて、舞人の袖かへる程も、いとおもしろくぞ侍りける。

同じ五日に、そのまゝ、又賀茂神社に行幸遊ばされた。關白良實殿は、今日も御馬で御供をしてゐる。上達部、殿上人は、さきの石清水行幸の時とそんなにひどく變らぬ。檢非違使の別當通成が非常にきら／＼しく飾り立ててゐられた。お化粧して居られるのをば、「若い人ではあるが、然し苟も檢非違使の別當たるものが、お白粉を附けるといふ事があるものか」などと、老人達はひそ／＼言つたとか申します。春宮大夫は馬副八人引連れなされた。權大納言實雄、

- (一) 特別の行事について天下の人々の騒ぎ立てるのをいふ。
- (二) 静まり落着くであらうかと思へたがの意。
- (三) 仁和寺の長法助、道家の五男で、母は太政大臣公經の女。
- (四) 仁和寺内の寺院。
- (五) 加持した法水を頂の上に灌ぐ式。灌頂には、法を傳へるための傳法灌頂と、佛縁を結ぶための結縁灌頂とがある。こゝは傳法灌頂の場合。
- (六) 怪しい程に、どうしたわけかと思ひに思はれる程に。
- (七) 騒ぎ立てた。
- (八) この寺へ御入りになつて。法助は曆仁元年四月入室。
- (九) 法助の母上である所の西園寺入道の女が、准後の位までも法助に譲られたといふ事での意。本文「御女に」の「に」は衍文と考へられる。
- (一〇) 准三后の略で、又准三宮とも

土御門大納言顯定、權中納言公親、同顯親、左衛門督實藤など、何れも美しく御見事だ。殿上人の中で、中將には實久朝臣、爲氏、實治、經定、顯良、基雅、通雅、通定、定平、實直、師繼、雅繼、輔通、雅家、雅忠、少將では隆兼、公直、季實、爲教、忠繼、輔時、顯方、惟繼、公爲、資平朝臣、信通など、我劣らじと、華族の家柄の人も下級の者も、心の中だけは互に華美を競ひ盡してゐる。申の時(午後四時)に、まづ下賀茂の宮に行幸、日がとっぷりと暮れて了つてから、上賀茂の社に御參詣遊ばされた。行幸行事の人々に行賞などがあつて、還御は明方になつたのでした。霜の眞白いところへ、松明の光がくつきりと明るくて、舞人の袖を返して舞ふ頃も、實に面白う御座いました。

- (一) 行幸過ぎぬれば、天の下のさわぎ、少しのどまりぬべきにやと見えつるに、あくの日(六)月、また仁和寺の御室(七)殿、觀音寺にて灌頂し給ふとて、世の中のしるさま、いとけしからぬまで騒ぎあひたり。この御室をば、代々、親王こそ傳へ給ふめれど、峯殿世を御心に任せたりし頃より渡り給ひて、母うへの西園寺入道殿の御女に、准后をさへ譲り給ふとか聞えて、いとゆしき御人がらなれば、受法の儀式までぞ、世に珍らかなりける。入道殿下まづ渡り給ひて、佛母院におはす。關白殿は、おん兄なれば、ましておはします。右大臣殿、左大臣殿、心(八)ことにて参りたまふ。時なりて、大阿闍梨(九)二品法親王、輿にてわたり給ふ。喜多院の南の門より、上達部、殿上人、歩み續きて、そこら参り集ふ。吉田中納言爲經、一條中納言忠高、侍從宰相、藤宰相、左宰相、中將、左大辨、新宰相、みな列をひき、受者も砌におりたち給へる、いと

この行幸過ぎぬれば、天の下のさわぎ、少しのどまりぬべきにやと見えつるに、あくの日(六)月、また仁和寺の御室(七)殿、觀音寺にて灌頂し給ふとて、世の中のしるさま、いとけしからぬまで騒ぎあひたり。この御室をば、代々、親王こそ傳へ給ふめれど、峯殿世を御心に任せたりし頃より渡り給ひて、母うへの西園寺入道殿の御女に、准后をさへ譲り給ふとか聞えて、いとゆしき御人がらなれば、受法の儀式までぞ、世に珍らかなりける。入道殿下まづ渡り給ひて、佛母院におはす。關白殿は、おん兄なれば、ましておはします。右大臣殿、左大臣殿、心(八)ことにて参りたまふ。時なりて、大阿闍梨(九)二品法親王、輿にてわたり給ふ。喜多院の南の門より、上達部、殿上人、歩み續きて、そこら参り集ふ。吉田中納言爲經、一條中納言忠高、侍從宰相、藤宰相、左宰相、中將、左大辨、新宰相、みな列をひき、受者も砌におりたち給へる、いと

いふ。太皇太后、皇太后、皇后の三后に準じて年官年爵を賜はる事。
 (一) 大した御身分柄の御方。
 (二) 弟子が師から密法を授かる事、こゝは傳法灌頂の儀式をいふ。
 (三) 仁和寺内に在る。
 (四) 格別の心構へで、特別に装ひ立てての意。
 (五) 灌頂を授ける師僧。
 (六) 二品は親王位階の第二、法親王は出家後に親王宣下にあつた方の稱、これは高倉帝の第二皇子。
 (七) 仁和寺内に在る。
 (八) 列を長く引いて。
 (九) 灌頂を受ける者、即ち法助。
 (一〇) 階下の石たゞみの所。
 (一一) 愛らしい、可憐だ。
 (一二) 以前から、儀式の始まる前から。
 (一三) 護衛として朝廷から賜はる兵士。
 (一四) 松明を明るくともして。
 (一五) 並び居たる様子。
 (一六) 灌頂して秘法を授けること。
 (一七) 灌頂の儀に預る役で、受者に威儀作法等を教授する僧。
 (一八) 關白兼實の子。
 (一九) 翌日行はれる儀式。
 (二〇) 祝儀として與へる物。
 (二一) 僧服で、俗の束帯に當るもの。一具は一揃の意。
 (二二) 僧服で、俗の狩衣に當るもの。
 (二三) 一疋は二反。
 (三四) 僧の身分につれて、布施を取

若う美しうて、地藏菩薩に似給へるを、入道殿いとかなしと見奉りたまふ。紫の袈裟に、香爐持ちてわたり給へば、もとより並び立てる上達部、皆禮をいたす氣色、やむことなく見ゆ。關白、左大將殿などの御隨身ども、えもいはすきらめきて、階のもとに、たてあかし白くして、なみ居たる氣色、めでたく面白し。傳法のさまは、人見ぬことなれば知らず。教授は良惠僧正つとめられけり。かくて事果てぬれば、後朝の儀式なほいみじ。法親王の御布施、かづけもの五かさねの御法服一具、鈍色二具、包物は絹十疋、錦一つ、み、關白殿取りて奉りたまふ。次々の衆僧には、大中納言ほどく、隨ふべし。導師の布施、久安仁安など、又、建曆寛喜などの度は、別當とりたりけれども、今日はその人參らねば、忠高の中納言とりけり。殿上人は二十餘人まゐる。よろづの事、人柄と見えて、いとめでたし。かやうの事どもにて、今年も暮れぬ。

この行幸も過ぎたので、これで天下の騒ぎも、少しは静まつて落着くのだらうかと思つたと、ろが、明るる十二月六日に、又仁和寺の御室准后法助が、觀音寺で灌頂遊ばすといふ事、世の中で、喧しく噂し合ふ有様、實にどうした事かと思議に思はれる程騒ぎ立ててゐる。この仁和寺の御室をば、これまで代々、親王に限つて御傳へ遊ばした風でしたが、光明寺殿道家公が萬事御心のまゝに世をお治めなされた頃から御入室になつて、その上に、母上の西園寺入道公經殿の御息女が、准后の位をさへこの法助に御譲り遊ばしたと申す事、實に大した御身柄の事ですから、受法の儀式までが、實に珍らしい趣でした。入道公經殿下がまづ御いで遊ばして、佛母院にいらせられる。關白良實殿は、お見上であるから、なほ更においでになる。右大臣實經殿、左大將忠家殿も、格別の御支度でおいで遊ばされる。刻限が来て、大阿闍梨二

り行ふ人にも高下あるをいふ。
 (三五) 法會や供養の時、頭になつて事を行ふ僧の稱で、こゝは教授を指す。
 (三六) 近衛帝久安三年覺性法親王の灌頂。
 (三七) 六條帝仁安三年覺性法親王の灌頂。
 (三八) 順德帝建曆二年道助法親王の灌頂。
 (三九) 後堀河帝寛喜二年道深法親王の灌頂。
 (四〇) 法助の身分柄が立派なため、儀式が特に美々しく盛大に行はれたといふ意。

(一) 或年、先年。「一とせ」御子ぞかしは挿入の文句で、「頼經の君」頼み給ふよしと續く文脈。だから、「ぞかし」の所で丸にしない方がいふ意。
 (二) 御病氣にかゝられたの意。
 (三) その若君の名は頼嗣と申すといふ意。
 (四) 執權職をいふ。

品道深法親王が、與ておいで遊ばされる。喜多院の南の門から、上達部や、殿上人が、ぞろぞろと歩み續いて、どつさり参集する。吉田中納言爲經、二條中納言忠高、侍從宰相資季、藤原信盛、左宰相中將實任、左大辨經光、新宰相定嗣など、皆列を作つて参り、受者の法助も石疊におり立ち遊ばしてゐる、その様子が、誠に若く美しく、お地藏様に似ていらつしやるのを見て、公經入道殿は誠にいとほしとお思ひ遊ばされる。法助が、紫の袈裟に、香爐を持つてお渡りになると、前から並び立つてゐた上達部が、皆拜禮をする様子が、誠に尊く見えます。關白良實、左大將忠家殿などの儀仗兵たちが、言はうやうやなくきら／＼と着飾つて、階段の下に、松明をか／＼と明るくして、並んでゐる様子は、實に見事で面白い。灌頂して法を傳へる有様は、秘密で人の見ゆ事だから知りません。教授は良惠僧正がつとめられた。斯うして儀式がすむと、翌日の儀式はなほ更大層です。法親王への御布施は、御引出物が五かされ、このうち一つは織物、御僧服一揃、通常僧衣一揃、包物は絹十疋、錦一包、これは關白良實殿が取り次いで差上げられた。次々の大勢の僧には、大納言中納言がそれ／＼階級に応じて差上げるのでせう。導師への布施は、久安年間、仁安年間など、又建曆年間、寛喜年間などの時は、檢非違使の別當が取次ぎましたが、今日は別當が参らぬので、中納言忠高が取次いだのでした。殿上人は二十餘人参列した。董事萬端が、御身分柄によるものと見えて、誠にお見事な事でした。このやうな様々の事で、今年も暮れました。

又の年寛元二年、あづまの大納言頼經の君、一とせ二歳にて下りたまひし、峰殿の御子ぞかし、頼み給ふよし聞えしが、御子の六になり給ふに譲りて、都へ御かへりと聞ゆ。若君は、その日やがて將軍の宣旨下され、少將になりたまふ。頼嗣となのりたまふ。泰時朝臣も、一昨年入道して、孫の時頼の朝臣に世をば譲りにしかば、この頃は、天の下の御後見は、この相模守時頼の朝臣つかうまつる。いみじう賢きものなれば、めでた

である。
 (二)然かあるべき事、當然の事。
 (三)西園寺殿。
 (四)櫻の一種。
 (五)身老年に及んで太政大臣になり牛車を許されたその光榮に比べての意。
 (六)御即位は寛元四年三月十一日、御喪は同年十月廿四日。
 (七)宮中。
 (八)大嘗會の時、悠基(一)、主基(二)の兩方に臨時に設ける司。
 (九)幾日も降り積りて。
 (一〇)大層、甚しく。
 (一一)大内山は山城國葛野郡の地名であるが、こゝではそれを禁中の意に用ひたのである。
 (一二)どれ程積る事やら限度も知れずの意。
 (一三)禁中の雪に足跡をつけると、そのすうらうと積いた足跡が、遙かに千代まで續いた道に見えるといふ思想で、結局は、雪につけて君が代の千代を御祝ひしたといふに過ぎない。この歌の句の「内野の雪」を取つてこの巻の名としたのである。

(一)管絃の御遊などの御好みも、美

御かへしを忘れたるこそ口惜しけれ。かくて御即位御喪も過ぎぬ。大嘗會の頃、信實の朝臣といひし歌よみの女の少將内侍、大内の女工所にさぶらふに、雪いみじう、日ごる降りて、いかめしう積りたる曉、太政大臣實のたまひ遣しける、
 九重のおほうち山の如何ならむ、かぎりも知らずつもる雪かな。
 御かへし、少將の内侍、
 九重の内野の雪にあとつけて、はるかに千代のみちを見るかな。
 女院結子の御父の實氏公も、太政大臣におなり遊ばされて、牛車参内の御聽許を受けられました。當然の事とは言ひながら、まことにめでたい。その頃、北山西園寺殿の花盛り、その事を後嵯峨院に奏上遊ばされた。そしてその花につけて次の歌を奉られた。
 くちはつる……朽ち果てた老木の櫻も、春には花が咲くが、私も老朽の身で、この光榮に浴したから、この老木の花櫻を我が身に比べて、今日はかざしに挿しませう。
 院の御返歌を忘れたのは誠に残念で御座います。斯うして御即位から御喪も過ぎました。大嘗會の頃に、信實朝臣というた歌人の娘の少將内侍とて、内裏の女工所に居られた方の所へ、雪がどうもひどく、毎日々々降つて、おそろしく積つた曉に、太政大臣實氏が、仰せ遣された歌、
 九重の……禁中ではどんな御様子で御座いませうか、ほんとはは知らず積る雪です。
 御返歌、少將の内侍、
 九重の……禁中に降り積つた雪に足跡をつけて、行末遙かに榮えまします君が代の千代の道を見ろ事です。

後嵯峨の院の上は、いつしか所々に御幸しけり、御遊など、めでたく、今めかしきさま

美しく當世風に華やかな趣であつたといふ意。
 (二)御響應。主人となつてもてなすといふ意の語。
 (三)大層鄭重を極めたものであつたの意。
 (四)代々の天皇の御書きになつた御筆蹟。
 (五)「ふるきをうつしてその道を」といふ筋。
 (六)「習ふ」の未然形に願望の「なむ」が添つたもので、どうぞそのやうにあつてほしいと誂へ望む意。但し、直接院に望む趣でなく、一般にさうありたいといふ心持で誂じた歌。臣下として院に奉るものであるから、そのやうに考へるが願望だと思ふ。
 (七)表面は勿論「筆蹟を習ふ」の意であるが、裏には政事の跡の意を掛けられた御歌であらう。

に、このませたまふ。西園寺にはじめて御幸なりしさまこそ、いとめづらかなる見物にて侍りしか。太政大臣御あるじ申されしさま、いかめしかりき。いはずとも思ひやるべし。御贈物に代々の御手本奉らるとて、大臣、
 つたへきく聖の代々の跡を見て、ふるきをうつす道ならはなむ。
 御返し、御製、
 知らざりし昔に今やかへりなむ、かしこき代々のあと習ひなば。
 後嵯峨院様は、いつの間にか所々に御幸も度々で、管絃の御遊など、誠にお見事、當世風の華々しい趣に、御好み遊ばされる。西園寺へ始めて御幸遊ばされた有様こそ、實にどうも珍らしい見物で御座いました。太政大臣が御響應なされた様も、大層な事でした。言はずとも推量せられたい。實氏から院への御贈物に、代々の天皇の御筆蹟を奉られるというて、實氏公、つたへきく……傳へ聞く古の聖天子御代々の筆蹟を見て、古い面影を今の世にうつし、その賢明な道を習ひ學ぶやうにありたいものであります。
 御返しとして、院の御製、
 知らざりし……御賢明な代々の聖天子の筆蹟を習つたならば、今の世も、知らなかつた昔に返つて、古への聖代のやうになるであらう。

(一)何の氣苦勞もなく、御氣樂に。御退位になつたので、御氣樂だといふのである。
 (二)同じ御車、院と御同車。
 (三)普通の人、雲上高貴の人に對し

中宮も位去り給ひて、大宮女院とぞきこゆる。安らかに、常は一つ御車などは、ただ人のやうに、花やかなる事どものみ隙なく、よろづあらまほしき御有様なり。院のうへ、石清水の社に詣でさせ給ひて、日比おはしませば、世の人殘なく仕うまつれり。

て臣下をいふ。
 (四)望ましい、理想的な。
 (五)世に出て仕へてゐる人の意で、然るべき官人たちをいふ。
 (六)非常にこみ入つた文であるが、一通りの文の筋としては「さるべき事とはいひながら」「長まり聞えさせ給ふ」に掛り、「なほいみじう」は「思し出でられ」に掛ると考へてよからう。「なほいみじう」は現在そこへ行つて日頃よりもなほ一層の意。
 (七)皇子の頃石清水に参籠せられた事、三神山の巻に出てゐる。
 (八)特別に謹んで神に謝意を奉らせ給ふならん意。
 (九)皇子で世にかくれて居られた頃の事を木隆の清水に喩へたのだ。
 (一〇)「すむ」は清水の縁語。

(一)寶治二年十月二十一日の事。
 (二)山城久世郡。
 (三)布衣に地紋があり、開腋で袖口に括縁があり、狩や旅行等に着る。
 (四)菊も紅葉も紫色の名で、濃淡各表裏の色が違ふ。
 (五)縫取をした物。
 (六)綾を織出したもの。
 (七)宇治川の中の小島。
 (八)水の底まで響き渡つて、水神も耳を飲つて聞きさうでの意。

さるべき事とはいひながら、なほいみじう、御心にも、一年の事思し出でられて、こゝに長まり聞えさせ給ふべし。御歌あまたあそばして、寶殿にこめさせ給ひし中に、石清水木かくれたりしいにしへを、おもひ出づれば、すむ心かな。

中宮もその位をお退き遊ばされて、大宮女院と申し上げる。誠に御氣樂で、いつも後嵯峨院と御同車などで、普通の人のやうに、花やかな事ばかり色々と隙間なく、萬事萬端誠に望ましい御有様です。後嵯峨院様が、石清水の八幡宮に御参詣遊ばされて、數日御参籠になつていらせられると、世の人は殘らず皆お供を申上げた。當然の事とはいひながら、なほ更だうも、御心の中にも、前年皇子として御参籠あらせられた時の事を思ひ出し遊ばされて、自然特に勿體なく有難く思召して拜み遊ばす事とせう。御歌を澤山お詠み遊ばされて、寶殿にお納めになつた歌の中に次のやうながあります。

石清水……未だ皇子として、世に出ずにあつた時、この石清水の宮に参籠して、祈願を籠めた昔の事を思ひ出すと、願叶つて、斯うして今太上天皇として再び参籠する身となつたにつけて、心も晴れんとして、神威の程も長く思はれる事だ。

寶治の頃、神無月二十日餘なりしは、紅葉御覽じに、宇治に御幸し給ふ。上達部、殿上人、思ひくいろくの狩衣、菊紅葉の濃きうすき縫物、綾錦、すべて世になき清らを盡しさわぐ。いみじき見物なり。殿上人の船に樂器を設けたり。橋の小島に御船さしとめて、物の音ども吹きたてたるは、水の底も耳たてぬべく、そぞろ寒きほどなるに、折知りがほに、空さへうちしぐれて、まきの山風あらまじきに、木の葉どももの、いろく散りまがふけしき、いひ知らず面白し。女房の船に、いろくの袖口、

わざとなくこぼれ出でたる、夕日に輝きあひて、錦を洗ふ九の江かと思えたり。平等院に、中一日わたらせ給ひて、さまののおもしろき事ども數知らず、網代に氷魚のよるもさながらのしり明かして、かへらせ給ふ。

寶治の頃、十月二十日過ぎでしたらうか、紅葉を御覽に、宇治へ御幸遊ばされた。上達部や、殿上人が、思ひくいろくの狩衣を着て、菊や紅葉の濃い色や薄い色、縫物、綾錦、凡て世にない程の美々しさを盡し立ててゐる。大層な見物です。殿上人の船に樂器を設けてある。橋の小島に御船を竿さし泊めて、音楽を色々吹奏し立てるその頃、水底の神も耳をすまして聞き入りさうで、ぞろぞろと寒い程なのに、その上は、時知り藤だ、空も時雨を催して、橋の山から吹き下す風の荒々しいのにつれて、木の葉が、色々散り亂れる有様は、いはうやうなく面白。女官達の船に、色々袖口が、如何にも自然らしく押し出されてゐるのが、夕日に輝き合つて、錦を洗ふ唐止の蜀江かとも見えてゐます。平等院に、真中で一日行つていらせられた、色々面白事が數限りなく、夜も夜通し騒ぎ通して、御かへり遊ばされました。

(九)その折を知つて趣を添へるかのやうにの意。
 (一〇)橋島の事で、宇治の附近。
 (一一)荒々しきにつれて。
 (一二)わざとさうしたやうでなく。
 (一三)美しい形容。「九の江」は支那の蜀江で、蜀江の錦というて錦を洒す事で有名。
 (一四)宇治橋の南にあつて、もと宇治關白頼通の別荘だったが、後冷泉帝の時に寺とした。
 (一五)假に三日間御滞在とすれば第二日目である。
 (一六)冬期、網の代りに竹木を組み列れて氷魚を捕る具。これは言葉の綾で實景ではなからう。
 (一七)白い小魚。
 (一八)夜もそのまゝ。氷魚の「寄る」に「夜」を掛けた文の綾。拾遺集清原元輔「月影の田上川(かたがは)に清ければ網代に氷魚のよるも見えけり」

- (一)世の人は前々からその用意で忙しむ意。
- (二)經紫に緯白の織物。
- (三)綾の如に細かい模様を浮かせて織つたもの。
- (四)袴の一種で、裾を糸で括るもの。衣冠、直衣、狩衣等に用ひる。
- (五)網代車の一種で、普通の屋形に作り、底を網代で張つたもの。
- (六)織紋の糸を浮かせて織つた綾。
- (七)菊は狩衣の色目紋柄、から織物は支那渡來の織物。
- (八)表白、裏蘇芳。
- (九)織色の名で、經白、緯青。
- (一〇)固織物。浮織物に對する語で、糸を浮かさずに固く織つたもの。
- (一一)衣冠、直衣、狩衣等の下に着る小袖をいふ。
- (一二)下を藍に染めて、上に紅花(二)を薄く掛けた色。
- (一三)表裏ともに楡皮色。
- (一四)糸で様々の模様を結びつけた狩衣。
- (一五)菊の模様を飾りに置いてといふ意。
- (一六)裾の方を濃い紫に染め、上を次第に薄くぼかした色。
- (一七)薄い藍色。
- (一八)枯野(二)と同じ語、嬰の色

第六 烟の末々

寶治二年十一月二十日ころ、もみぢ御覽しがてら、宇治に御幸し給ふ。上達部、殿上人、思ひくいろくの狩衣、菊紅葉の濃き薄き、縫物、織物、あや錦、かねてより世のいとみなり。二十一日の朝ぼらけに出でさせ給ふ。御烏帽子直衣、薄色の浮織物の御指貫、網代びさしの御車に奉る。まづ殿上人、下藤より前行す。中將爲氏、浮線綾の狩衣、右馬頭房名、基具、菊のから織物、内藏頭隆行、顯方、白菊の狩衣、皇后宮權の亮通世、右中辨時繼、薄青のかた織物、紫のきぬ、前の兵衛の佐朝經、赤色の狩衣、衛門の佐親嗣、二藍の狩衣、成俊ひはだ、具氏、左兵衛の佐親朝は、むすび狩衣に菊を置物にして、紫裾濃の指貫、菊を縫ひたり。上達部は、堀川の大納言具實なほし、皇后宮大夫隆親なほし、花山院の大納言定雅、權大納言實雄、花田の織物の狩衣、から野のきぬ、土御門の大納言實、左衛門督實、うすあを、衛門の督成、かれ野のおり物のかりぎぬ、別當定嗣なほし、雑色に野剣を持たせたり。皇后宮の權大夫、萌黃の浮線綾のかりぎぬ、浮織物のさしぬき、紅のきぬ、土御門の宰相の中將、香の織物の狩衣、御隨身、居飼、御厩舍人まで、いかにせむと、色々を盡す。

寶治二年十一月二十日頃、後醍醐院は、紅葉を御覽かたがた、宇治に御幸遊ばされた。(前屋敷)

- 目の名としては表黄に裏薄青、染色は香色即ち薄赤く黄ばんだ色。
- (一九)藏人所に屬し、雜役に服するもの。
- (二〇)通常佩用する太刀、朝儀にのみ用ふる飾太刀に對して特にいふ名稱。
- (二一)濃い香染の織物、薄赤く黄ばんだ染色。
- (二二)院の御厩の下役で、牛馬を飼ひ扱ふ者。
- (二三)院の御厩の役人で、居飼より上位の者。
- (二四)どんな出で立ちをしようかと工夫して色々と装を、こらすといふ意。

- (一)染色は表黄青、裏二藍。織色は經青黒、緯黄。
- (二)下に着る裏のない衣。
- (三)好みくの色の衣を着たのはの意。
- (四)近衛中將、衛門、兵衛の督等をいふ、何れも中納言參議等で兼官する公卿。
- (五)狩衣を着た隨身の意。
- (六)矢を入れて背負ふ具で、籠(二)に似て輕粗なもの。

經が攝政をしてなられた頃の事です。上達部、殿上人、思ひくいろくの染色の狩衣、即ち菊染紅葉の濃いのや薄いの、又縫物、織物、綾錦など、前々から皆大さわぎで用意された。二十一日の明け方に御出發遊ばされた。上皇は、御烏帽子直衣といふ通常御服に、薄色の浮線綾の織物の御指貫の袴を召され、網代底の御車にお乗り遊ばす。行列は先づ殿上人で、その中で官の低い方から前に立つて行く。中將爲氏は、浮線綾の狩衣、右馬頭の房名、基具の二人は、菊のから織物、内藏頭隆行、顯方の二人は、白菊の狩衣、皇后宮の權の亮通世、右中辨時繼の二人は、薄青色の固織物に紫色のきぬ、前の兵衛の佐朝經は、赤色の狩衣、衛門の佐親朝は、二藍色の狩衣、成俊は楡皮色の狩衣、具氏、左兵衛の佐親朝は、結び狩衣に菊の模様を置いてあつて、それに紫裾濃の指貫、その指貫にも菊が縫つてある。上達部では、堀川の大納言具實は直衣、皇后宮の大夫隆親も直衣、花山院の大納言定雅、權大納言實雄は、薄藍色の織物の狩衣に、表裏裏薄青の衣、土御門の大納言顯定、左衛門の督實藤の二人は、薄青の狩衣、衛門の督通成は、枯野色の織物の狩衣、藏人の別當定嗣は直衣を着て、藏人所の雑色に野太刀を持たせてゐる。皇后宮の權大夫師繼は、萌黃の浮線綾の狩衣に、浮織物の指貫で、紅の衣を着し、土御門の宰相中將雅家は、香色の織物の狩衣、それから御警護の武士、牛馬を扱ふ者、御厩の役人に至るまで、どうしようかと、色々に出来る限りの工夫を凝らしてゐます。

院の御車のうしろに、權大納言、緋紺の狩衣、紅のきぬ、白きひとへにて、えも言はぬさまして仕うまつり給ふ。檢非違使北面などまで、思ひくいろくに、いかで珍しき様にと好みたるは、ゆきしき見物にぞ侍りし。衛府の上達部は、狩衣の隨身に、弓胡篋を持たせたり。人だまひ二輛、一の車に、いろくの紅葉を、濃く薄く、いかなる龍田姫か、かゝる色を染め出でけむと、珍らかなり。二の車は、菊を出されたるも、なべての色ならむやは。そのほか、院の御乳母大納言、二位殿、いとよそほしげにて、諸大夫、さむら

- (七)副車、女房の乗るための車。
- (八)紅葉色を濃く薄く色々に染めた衣裳を車の簾の外に押し出してあるのをいふ。
- (九)秋を司る女神。
- (一〇)菊製の袖口を簾の外に押し出してあるのをいふ。
- (一一)並一通りの色ではない。
- (一二)大層着飾った様子で。
- (一三)親王、攝關、大臣家に祇候する家扶家令の如き役。
- (一四)侍。親王、攝關、大臣の家人。
- (一五)二位殿より今一段美しく事らしい御様子での意。
- (一六)下北面の武士。
- (一七)御服装も大したものので、お供も下北面三人、諸大夫二人といふやうに多く、凡て特別に格式張って装ひ立てた様子だといふ意だらう。「特別に着飾られた」といふ解は、次の文句に合はぬやうだ。
- (一八)建久九年七月二十八日の事である。

- (一)藤原大納言。
- (二)二位殿や三位殿の列よりはアツと後列にあつて。

ひ、清げなる召し具して参り給ふ。宰相三位殿と聞ゆるは、かの若宮の御母、兵衛の内侍殿といひし、この頃は三位したまへり。今一きはめでたくゆゝしげにて、北面の下藤三人、諸大夫二人、心ことに引きつくるひたるさまなり。建久に、後鳥羽院宇治の御幸の時、修明門院、そのころ二條の君とて、参り給へりし例を、まねばるゝとぞ聞えける。

後嵯峨院の御車の後に、権大納言公相が、緋紺の狩衣、紅の衣、白い單衣で、何とも言ひやうなく立派な装をしてお供をして居られる。檢非違使や北面の武士などに至るまで、各自思ひ思ひに、何とかして珍しい趣向をしようといふ工夫を凝らした趣は、實はどつちも大した見物で御座いました。左右近衛兵衛の上達部は、狩衣を着た護衛の兵士に、弓や胡録を持たせてある。女官用の副車二輛、第一の車には、色々の紅葉色の衣のはしが、或は濃く或は薄く、車からこぼれ出てゐて、まアどんな龍田姫が、こんな見事な色を染め出したらうかと疑はれる程に、實に珍しく美しい。第二の車からは、菊製の袖口が出てゐるが、それもどうして並一通りの色でありませう。その外、後嵯峨院の御乳母の大納言二位殿は、大さう装ひ立てた御様子で、諸大夫や侍の、如何にもきれいな召し連れて御いで遊ばされる。宰相三位殿と申し上げるのは、かの後嵯峨院の皇子宗尊親王の御母で、兵衛の内侍殿というたが、この頃は三位になつていらつしやる。この方は、今一段と御美しく大した御様子で、御供には下北面三人、諸大夫三人、特別に格式ばつた様子です。建久年間に、後鳥羽院が宇治へ御幸の時、修明門院が、この頃二條の君と申して、御伴遊ばされた、その先例を、御ならび遊ばされたと申す事でした。

又、大納言の典侍とは、藤大納言爲家の女、それも別にひき下りて、いたく用意ことにて参らる。宇治川の東の岸に、御舟まうけられたれば、御車より奉りうつるほど、夕つ

- (三)格別立派な装ひで。
- (四)御乗り移りになる。
- (五)御舟を漕ぐ人。
- (六)隨身舎人などの着る狩衣で、表布、裏絹。
- (七)一舟に八人づつとも取れるが、こゝは専ら院の御座舟の事だから、一列に八人づつかとも思ふ、はつきりしない。
- (八)装が様々だの意。
- (九)床几。牛車の牛を取り放した時、轆の軛を支へ、又乗り下りのふみ臺とするもの。
- (一〇)池に臨んだ殿の稱。但しこれは宇治川に臨んで造つた殿。
- (一一)讀經の主僧。
- (一二)經卷の類を納めて置く庫。
- (一三)法華經を讀誦して懺悔の作法を行ふ堂。
- (一四)あかるく。
- (一五)鴨を使つて魚を捕る者。
- (一六)御膳。
- (一七)銀の。この下に「盒器」などいふ脱文があるものと見られてゐる。
- (一八)蓋盤の上に敷く敷物。
- (一九)意匠を凝して作つた洒落た菓子。「くだもの」は菓子。
- (二〇)食物を載せる器、三方の樣で穴のないもの。
- (二一)精緻で愛らしく美しいといふ感じて書いた言葉だらう。
- (二二)梅を植ゑた内庭、こゝは平等院内の梅の植ゑた庭。
- (二三)別棟に差出して作つてある

方になりぬ。御船さし、いろくの狩衣にて、八人づつ、さまざまなり。基具の中將、院の御佩刀持たる。顯朝御榻まゐらす。平等院の釣殿に御船よせて下りさせ給ふ。本堂にて御誦經あり。御導師まかて後、阿彌陀堂、御經藏、懺法堂まで、ことごとく御覽じわたす。川の左右の岸に、籌白くたかせて、鶉飼とも召す。院の御前よりはじめて、御寮とも参る。しろがねの錦の打敷など、いと清らに設けられたり。陪膳權大納言公相、役途は殿上人なり。上達部には御寮四本、殿上人には二なり。女房の中にも、いろくさまざまの風流のくだもの、御重など、よしあるさまに、なまめかしうしなして、もて續きたる、こまかに美し。院のうへ、梅臺の放出に入らせ給ふ。攝政殿、左の大匠、皆御供にさぶらひ給ふ。

- 又、大納言の典侍といふのは、藤大納言爲家の女で、その方も別に引き下つて、大さう入念の御支度で参られる。宇治川の東の岸に、御舟の用意をせられたので、御車からその御舟の方へ御移りになる、その間に、夕方になつた。御船漕ぎは、色々な色の狩衣で、八人づつ、様々の出で立ちです。基具の中將が、院の御佩刀を持たれる。顯朝が院のお掛けになる床几をまゐらせ。平等院の釣殿に御船を寄せてお下り遊ばされた。それから本堂で御誦經がある。御導師が退出した後、阿彌陀堂、御經藏、懺法堂まで、残らずアツと御覽になる。川の左右の岸に、篝火をかんくんと焚かせて、鶉飼を召して鴨を使はせて御覽になる。院の御前を始めとして、御膳部が参る。銀製の「御食器」、錦で造つた蓋盤の敷物など、いと清らかに設けられてゐる。御給仕の役は權大納言公相、運んで取次ぐ役は殿上人です。上達部には御膳部が四本、殿上人には二本です。女官の中へも、色々様々に趣を凝らした菓子や、食物を載せる器など、趣ある

室をいふ。

- (一)翌二十二日。
- (二)以下三つとも皆宇治川の中にある小島。
- (三)類がない、たとへやうもなく面白。
- (四)場所がらがいいために。景色のよい、そして珍らしい川中での吹奏であるための意。
- (五)水底の川の神も耳を止めてじつと聞き入つてゐるかとの意。
- (六)源氏物語権本に、優婆塞の宮の歌、「山風に霞吹きとく聲はあれど、隔てて見ゆるをちの白波」とあるをいふ。優婆塞は有髪で佛道を修する男の稱。
- (七)萬事時節柄であらう。この好季節にこのめでたい御幸がある、さうしたよい折だので、浪の音まで樂の音に添つて一入面白い事だらうといふ意。
- (八)様子に殊に美々しくて。
- (九)本堂の音便。
- (十)御幸行事の賞として官位を賜はるをいふ。
- (十一)從一位に叙し給ふ。「品」は親王に賜はる位階で、こゝはすべて「位」の意に用ひられてゐる。

様に、如何にも優雅にして、すうとと續けて出してある、それが、細々と精巧で美しい。院様は、梅の植ゑである内庭の別室へ御入り遊ばされる。攝政兼經公や、左大臣兼平など、皆御供に伺候せられる。

又の日の暮つたかた、また御船にて、櫓の島、梅の島、橘の小島など御覽せらる。御遊はじまる。船のうちに樂器ども設けられたれば、吹き立てたるものの音、世に知らず。所からは、ましておもしろう聞ゆるに、水の底にも耳とむるものやと、そゞろさむきほどなり。かの優婆塞の宮の、「へだてて見ゆる」とのたまひけむ、遠の白浪も、えむなる音をそへたるは、よろづをりからにや。

翌日の夕暮に、又御船で、櫓の島、梅の島、橘の小島などを御覽遊ばされた。管絃の御遊がはじまる。船の中に樂器が色々用意されてあるので、吹き立てた樂の音は、世に類なく面白い。それに場所が場所だけに、一段と興深く聞えるので、水の底にも耳をすまして聴いてゐるものがあらうかと、何だか身内がぞとつとするほどです。かの源氏物語にある優婆塞の宮が、「へだてて見ゆる」とか仰せ遊ばしたといふ、その遠くの方の白浪も、美しい音をその樂の音に添へてゐるのは、何もかも折が折だからの事せう。

二十三日、還御の日ぞ、御贈物ども奉りたまふ。御手本、和琴、御馬二疋、まゐらせらる。院よりも、主人の大臣に御馬奉り給ふ。院の御隨身ども、けはひことにて、ほうだうの前の庭に引き出でたれば、衛門の佐親朝、親繼、二人うけとる。殿おりたまひて拜したまふ。その後、賞おこなはる。左の大臣、賞したまふべきよし、院のう

へみづから宣はすれば、また立ち出でて、直衣を奉りながら、拜算したまふ。よろづ御心ゆくかぎり遊びの、しらせ給ひて、歸らせたまふまゝに、左大臣殿、從一位したまふ。殿の家司季頼四品ゆるさせ給ふ。いとよなし。寛治には、良經正四位下、保元に、月輪殿從下の四品をぞし給ひける。今の御ありさまは、かのふるき例にも越えたり。いとめでたく面白し。還御の當日に、女房の装束かいく、いろ／＼にいと清らなる十具、おの／＼平づつみに、長櫃にて、大納言二位の曹司に贈らる。又宰相三位のもとへも、別に遣されけり。建久には、夏なりしかば、ひとへがさね二十具ありけるを、思し出でけるにや。さまざまゆゝしき事どもにて過ぎぬ。

二十三日、還御の日に、主人役の兼經公から後嵯峨院へ御贈物を色々奉られた。即ち御手本、和琴、御馬を二疋奉呈せられる。院からも主人の大臣兼經に御馬を差上げ遊ばされる。院の御隨身どもが、格別美々しい様子で、本堂の前の庭に引き出しますと、衛門の佐親朝、親繼の二人が受取る。兼經殿は階下にお下りになつて御拜を遊ばされる。その後、院からの行賞がありました。左大臣兼平が從一位になり給ふべき旨、院様が御自身で仰せになると、又立ち出て、直衣をお召しになつたまふで、御禮に拜舞遊ばされる。萬事御満足のゆく限り盛に御遊びになつて、還御あらせられるなり、左大臣兼平は從一位におなり遊ばした。兼經殿の家司季頼に四位を御許し遊ばされた。誠に格別結構な事です。寛治年間白河上皇の御幸の時には、良經が正四位下、保元年間後白河上皇御幸の時には、月輪兼實殿が從四位下になられたのであつた。今度の御有様は、かの寛治保元の古い例にも越えてゐる。誠に結構で面白い。還御の當日に、女房の装束一揃、色々に誠に美しいのを十かされ、それを各々平包に包み、長櫃に入れて、大納言二位殿の御部屋に贈られる。又宰相三位の所へも、別に遣はされました。建久の後鳥羽院の

- (五)直衣を着ておいでになるまゝ、で、いよ／＼任官の上は、勿論服装を改めて公式に御禮言上に出仕すべきであるが、院の當座の御意に對し、まづ以て取敢へずそのまゝの服装で拜謝の意を表したといふのであらう。
- (六)物を賜はつた時にする悦びの舞。彼位の御内意に對して、斯うした形式で拜謝の意を表したのである。
- (七)御満足のゆく限り十分に遊び騒ぎ給ひの意。
- (八)イヘツカサともいふ。今の家令に相當する者。
- (九)よなくめでたしの意。
- (一〇)堀河帝の寛治元年五月十九日に白河上皇宇治平等院へ御幸。
- (一一)二條帝の保元三年十月十七日、後白河上皇宇治へ御幸。
- (一二)從四位下。
- (一三)皆具、一揃をいふ。
- (一四)風呂敷包のやうなもの。
- (一五)足の着いてゐる櫃で、小長持のやうなもの。
- (一六)後嵯峨院の御乳母。
- (一七)御屋。
- (一八)宗尊親王の御生母。
- (一九)建久九年七月後鳥羽院宇治へ御幸の時。
- (二〇)單衣を二つ端を重ねて縫ひ合せたもの。

- (一) 當時の内裏。
- (二) 築壇。築地即ち土塀。
- (三) 内膳司の建物で、供御を調進する所。
- (四) 御釜神として位なども授け奉つてある由緒深いもの。
- (五) 日本紀略に「永觀元年十月一日卯刻、内膳司平野庭火御竈被_レ盜取_一了」とある。
- (六) 前文に依れば一つ残つてゐたのは忌火と考へられる。
- (七) 神祇祭祀を掌り、諸國の神官を支配する役所。
- (八) 三つの釜に關する古事を調査されたのである。従つて以下の文句は、その調査によつて明かになつた所を書いたものと考へられる。
- (九) 天文曆觀等の事を掌る役所。
- (一〇) 毎月癸(みづ)の吉日を選んで陰陽寮で行ふ神事。
- (一一) 月次(つきご)と神今食(じんご)をいふ。月次は六月十二月の十一日に諸社へ奉幣すること、神今食は、同日、神嘉殿に伊勢天照大神を勧請して主上自ら神饌を供へ給ふのである。この神事に、その朔日から忌火の釜で調じた御膳を供するのである。
- (一二) 釜がなくては神事も常の御膳も調じ難いから自然おろそかになり膳の意(い)といふ解があるが、さうい

御幸の時には、夏の頃でしたので、單重が二十重でありましたが、それを思ひ出されたのでありませうか。このやうに色々大した事で過ぎて行きました。

この御留守のほどに、二條油小路に火出できて、閑院殿のついがきの中なれば、内膳屋焼けて、神代より傳はれる御釜も焼けそこなはれけるをぞ、いとあさましき事には申し侍りし。かの釜、昔は三つありけるを、一つをば平野、一つをば忌火、一つをば庭火と申しけるを、圓融院の御代、永觀の頃、二つは失せにけり。今一つ残りたるに、かゝる事の出で來ぬるは、いとよろしからぬわざなりとて、神祇官に尋ねられ、古き事ども考へらる。平野といひけるを、陰陽寮にすゑて、みづのとの祭といふ事に用ひけれど、中頃より、かの祭は絶えぬ。忌火といふにては、六月、十二月の御神事の御膳をば調じけり。庭火にて、常の御膳をば仕うまつる。かゝれば、いとたいくしき事にて、初はいもじに仰せらるべきかとも申す。古きを、損はれたる所ばかりをなほさるべきかとも、色々に定めかねられたり。入道太政大臣なども、古きを直さるべしと申さるとぞ聞えける。

この宇治御幸の御留守の間に、二條油小路から火事が起つて、それが閑院殿の土塀の中でありますから、内膳屋が焼けて、神代から傳つてゐる御釜も焼け損じましたが、それをば實にたまげて申さうやうのない事に世間で申した事でした。かの釜は、昔は三つあつて、それを、一つは平野、一つは忌火、一つは庭火と申しましたが、圓融院の御代、永觀年間に、二つはなくなつて了つた。今一つだけ残つてゐた御釜に、このやうな事の出來たのは、誠に宜しからぬ事だ

- ふ實義でなく、當時は古傳の寶物のやうになつてゐたのだらう。即ちさういふ由緒深い釜を焼くとは甚だ都合不注意だの意で、「怠々し」の一般用語の通りと思ふ。
- (一三) 鋤物師。

といふので、神祇官に御尋ねになつて、古い事などを色々御調べになつた。その調べによると、平野といふ釜を、陰陽寮に据ゑて、みづのとの祭といふ事に用ひたが、申せから、かのみづのとの祭は絶えた。忌火といふ釜では、六月と十二月の御神事の御膳の物を調理しました。庭火で、天皇日常の御膳を御調進申上げる。斯ういふ由緒のあるものだから、たつた一つ残つてゐる御釜を焼いたのは、誠に不注意極まる事で、最初は鋤物師に仰せられて新規に作るべきかとも申した。又古いのを、焼け損じた所ばかり直されるべきかとも、色々評議があつて仲々決し兼ねられた。入道太政大臣眞氏公なども、古いのを直されるがよいと申されたといふ事でした。

其の頃、宰相の三位の若宮(宇仁王)の御書始とて、人々まゐりつどひたまふ。七にならせ給ふべし。關白殿をはじめ、大臣、上達部、残りなし。十二月の二十五日なり。文章の博士、序奉らる。管絃の具召されて、人々例のごと吹きあはせ給ふ。その後、文臺召して、詩の披講ありき。勸盃の儀式、何事も、保延の例とぞうけたまはりし。

その頃に、宰相の三位の御腹から生れた若宮宗尊親王の御書始の式があるといふ事で、人々が參集せられた。若宮は七つにおなり遊ばすのでせう。關白兼經公を始めとして、大臣や、上達部が、残らず參られる。十二月の二十五日の事でした。文章博士が、人々の作つた詩の序を獻ぜられる。音楽の道具を召されて、人々が例のやうに合奏遊ばされる。その後、文臺を取寄せて、詩の披講がありました。御酒宴の儀式、萬事皆、保延年間後白河帝の御書始の例に倣つたものと承りました。

かくて年明けぬれば、寶治も三年になりぬ。春たちかへる朝の空の光は、思ひなしさへいみじきを、院、内の氣色、誠にめでたし。攝政殿にも拜禮行はる。院の御前は更

- (一) 始めて御讀書なされる式で、御註孝經を用ひられる例。
- (二) 大學寮の被官で、紀傳道を教授する職。
- (三) 懷紙や短冊等を載せる小机。
- (四) 人々の作つた詩を讀み上げること。
- (五) 盃をすゝめる、酒宴を催すをいふ。
- (六) 崇徳帝の時の年號、保延三年十二月、後白河帝の皇子たりし時の御書始めの例。

(一) 思ひなしさへ實に大したものなのに。新年と思ふと氣のせいでも格別お目出度く思はれるのの意。

この「さへ」は「だに」の趣に近い「思ひやるさへ」甚だ目出度い」といふ解は不徹底で而も一寸感じが外れてゐる。

- (一) 上皇御所と内裏。
- (二) 攝政兼經公の邸に於てのもの意。
- (三) 公卿殿上人等が、年始の禮を、上皇、女院、攝政等に申す儀。
- (四) 冷泉萬里小路殿……おはしませば」を挿入句として、「拜禮に人々まゐり給ふ」に掛る副詞。
- (五) そが後嵯峨上皇の御所になつてゐたのである。
- (六) 藏人頭が二人あるから「兩」といふ、當時は源基具と藤原公藤。
- (七) 込み合ふ程に澤山参つたの意。
- (八) 拜禮の人々が、官位の順序によつて、すらすらと庭上に立ち並んで列を作つた時。
- (九) 左大臣兼平は攝政兼經の弟で、共に關白家實の子、本文は史實を誤つてゐる。
- (一〇) 遠慮して一步退つて立つて居られたのである。
- (一一) 右大臣。
- (一二) 左大臣と同じ列に。
- (一三) 内大臣と同じ列。
- (一四) 列が出たり遣入つたりして。
- (一五) 院様が仰せられたの意。「」は「には」の義、「院の御前で評議せられ」といふ解は「仰せられ」といふ語に當らぬ。
- (一六) 評議批判らしく、やかましい問題になつたがの意。

にもいはず、大宮院にもあり。まづ、冷泉萬里小路殿といふは、鷲の尾の大納言隆親の家ぞかし、この頃、院のおはしませば、拜禮に、人々まゐり給ふ。攝政殿、左大臣、右大臣、内大臣、大納言には、公相、實雄、顯定、道良、中納言に、爲經、良教、資季、冬忠、實藤、公光、通成、定嗣、宰相に、通行、師繼、顯朝、殿上人は、兩貫首をはじめ、數知らず、常の年々に越えて、この春は参りこみ給へり。人々立ちなみ給へる時、左の大臣は、攝政の御子なれば、引き退きてたちたまへり。右もまた、その同じつらに立たれたるに、内の大臣進み出で給へり。それにつぎて、大納言も同じつらなり。良教、公光、師繼、顯朝、また退きて立ちたれば、出入して屏風に似たり。この事見にくしと、のちまで、さまざま院の御前に仰せられて、攝政殿にたづね申され、さたがましく侍りけるを、貞應元年の例など出で来て、故野宮左大臣、今の内の大臣の御親の、右大臣にて、退きたるつらに立たれたりけるを、その時の記録など見給はざりけるにやとて、内の大臣の御ふるまひ、心得ずとぞ沙汰ありける。院の拜禮はてて、内の小朝拜、節會などに、皆人々こうじ給へるに、又大宮院の拜禮めでたくぞ侍りける。

斯うして年が明けると、實治も三年になつた。春の立ちかへる新年の朝の空の光は、氣のせいでも素晴らしいものなのに、まして院中や内裏の御様子、ほんとにお見事な事です。攝政殿でも年賀の儀が行はれる。後嵯峨院様の御所はいふ迄もなく、大宮院にも拜賀の儀がある。まづ以て、冷泉萬里小路殿といふのは、鷲の尾の大納言隆親の家でありますよ、そこにこの頃、後

- (一八) 後堀河帝の時、左大臣家通が攝政家實の列から下つたから、實基の父、當時右大臣たりし公繼も同じく下つて列したといふ例。
- (一九) 現はれて来て、人々に持ち出されての意。
- (二〇) その意を得ない、甚だ宜しくない。
- (二一) 正月元日、關白大臣以下殿上人等が清涼殿の東庭に整列して天皇を拜し年賀を申上げる儀式。
- (二二) 元日の節會、天皇紫宸殿に出御、群臣に宴を賜ふ儀。
- (二三) 困じの音便。こゝは疲勞し果ての意。

- (一) 後嵯峨院の御祖母。
- (二) 限りなく御見事に。
- (三) 何時まで見ても見飽きる事なく、實に御立派であるとの意。
- (四) 浮紋の織物、院の御装束である。
- (五) 御召しになつて居られたの意。
- (六) 袍、束帯の表衣。
- (七) そのまゝ、すぐ又、「やがて」を重ねた一寸珍しい用例。
- (八) 今上後深草帝の御生母。
- (九) 以前の人々が皆、さき以後嵯峨

嵯峨院がおいでになるので、拜賀に、人々が参上遊ばされる。攝政兼經公、左大臣兼平、右大臣忠家、内大臣實基、大納言では、公相、實雄、顯定、道良、中納言では、爲經、良教、資季、冬忠、實藤、公光、通成、定嗣、宰相では、通行、師繼、顯朝、殿上人では、二人の藏人頭を始めとして、數へきれぬ程、いつもの年以上に、この春は一杯に参集遊ばされた。人々が立ち並びなされた時、左大臣兼平は、攝政兼經の御子さまですから、列から引下つて御立ち遊ばされた。右大臣忠家もまた、その左大臣兼平と同列に立たれたのに、内大臣實基は進んで前の方へお出になつた。それにつぎて、大納言も同じ列です。それから、良教、公光、師繼、顯朝が、また引下つて立つたので、列が出たり入つたりして、丸で屏風を立てたやうな風でした。この事が見るに、後になるまで、色々と後嵯峨院様には御意遊ばして、攝政殿に御たづねになり、評定めいた風でありましたが、貞應元年後堀河帝の時の例などが出て来て、故野宮左大臣公繼、即ち今の内大臣實基の親御様が、當時右大臣で、一步下つた列に立たれたのであつたのに、内大臣はその時の記録などを御覽にならなかつたものだらうかといつて、内大臣のした事は、甚だその意を得ないと、人々の評議批判があつたのでした。院の拜賀が済んで、内裏の小朝拜や節會などで、誰も彼も皆疲れ果てなされたが、更に又大宮院の拜賀が誠にお見事に行はれました。

四日は承明門院へ御幸はじめ、院の御様の、つきせすめでたく見えさせ給ふを、あく世なう、いみじと見奉らせ給ふ。浮織物の薄色の御指貫、紅の御衣たてまつれり。上達部、殿上人、直衣、うへの衣、思ひ／＼なり。攝政殿もまゐり給ふ。夜に入りて歸らせ給ひぬれば、やがて／＼又、大宮院、内へ御幸はじめ、これも上達部、殿上人、ありつるかぎり残りなし。網代びさしに奉る。皇后宮の御方の東向へ御車寄せて、宮御對面、いとめでたし。上は、またいといわけなき御程にて、かくいつくしき萬乗の

院の初御幸の時御供した人々が残らず皆の意。

- (一〇)御乗り遊ばされるの意。
- (一一)嬪子内親王、土御門帝の御女、今上後深草帝の御養母。
- (一二)御座所の東方の口。
- (一三)御幼少な御年配。
- (一四)尊嚴なるの意。
- (一五)天子。漢書に「天子畿方千里、兵車萬乘、故稱萬乘之主」とあるところから出た語。
- (一六)姉上。子の上といふ義で、兄弟をいふ語。
- (一七)院が御在位の時も、既に東宮即ち後深草院の御母代となつて居られたがの意。
- (一八)御母の代りの義、御養母として萬事を後見遊ばされる方ないふ。
- (一九)御母代だから内裏にあらせられるのは當然だが、まして帝が御幼少だから、一入絶えず内裏にのみいらせられるといふのである。
- (二〇)寶治二年八月八日。
- (二一)堀河帝の頃から、一つの資格となつて、准母などに對する稱呼となつた。
- (二二)御方の意。

(一)皇胤紹運録、諸門跡譜に、「圓助法親王、母右衛門督中納言藤原能保女」とあつて、本文は誤といふ。
 (二)三井門跡。この法親王は仁助といつて、土御門第五の皇子、後嵯峨上

皇の同母弟だから若宮の叔父様に當

- (三)御弟子入りの支度を承明門院がらなされて、そこから圓滿院に御渡りになるとの意。
- (四)供奉の首席をいふ。
- (五)御外戚。御外戚の權勢のないのは、今も昔もこのやうに頼りなく、皇位などの望みもなく、自然佛門に入りなどなされるの意。「かゝるこそ」は出家せられる事だけに限定していつた語ではない。
- (六)後宮の女房の稱。もとは貞觀殿の一名で、そこに勤めて御服など縫する女房の別當の稱で、後には公卿の女が入内してまづその後に就き、それから女御に進んだ。この御匣殿は太政大臣公房の女。
- (七)省仁親王、後に出家して性助。
- (八)眞榮始(註)といつて、小兒生後廿ヶ月、又は廿五ヶ月に、主人が魚味を三箸、小兒に含め食べさせる儀。こゝは承明門院がその主人とならせられたといふ意。
- (九)據て法親王となるべく定まつてゐる人の意。
- (一〇)可愛ゆく、可憐に。

(一)かういふ内に、こんな話のある

主にそなはり給へる御有様を、女院も、いとやむごとなく、かたじけなしと見奉り給ふ。皇后宮と聞ゆるは、これも院の御このかみにて、位におはしましたし時、御母代など聞えさせ給ひしを、この御門幼く渡らせ給へば、今は、いとゞまして、内にのみおはしまして、去年の八月より、皇后宮ときこゆる、後には仙華門院と聞えし御事なるべし。

一月四日は御祖母承明門院へ後嵯峨院の御幸始めで、院の御様子、限りなく御見事に御見え遊ばすのを、承明門院は、いつ迄お見上げしても御見飽きする事なく、御立派だと御覽遊ばされる。院は、浮織物の薄色の御指貫に、紅の御衣を召されてゐる。上達部や、殿上人は、直衣や袍と、思ひ／＼の裝束です。攝政兼經公も御供遊ばされる。夜に入つて後嵯峨院が還御遊ばされると、そのまゝ直ぐ又、大宮院が、内裏への御幸はじめて、これにも上達部や殿上人が、後嵯峨院にお供した限り残らず御供をする。綱代庇の車に御召しになる。皇后宮の御座所の東向に御車を寄せて、大宮院は陛下と御對面になる、誠に御喜ばしい光景です。主上は、まだ誠に御幼少な御年配で、かく嚴かな一天萬乘の君主に御備はり遊ばされた御有様を、大宮院も、誠に貴く、もつたいないと御覽遊ばされる。皇后宮と申上げるのは、これも後嵯峨院の御姉上で、後嵯峨院が御在位でいらせられた時も、現に御母代など申しておいで遊ばされましたが、この天子様は御幼少でいらせられますので、今では、なほ更まして、すーッと内裏にいらせられて、去年の八月から、皇后宮と申上げるのですが、後には仙華門院と申上げた御方でありませう。

院の若宮十三にならせ給ふは、公宗の中將といひし人の女の御腹なり。圓滿院の法親王の御弟子にならせ給ふべしとて、正月二十八日にその御用意あり、承明門院よりわたりたまふ。院の綱代びさしの御車にて、上達部は車、具實の大納言を上首にて六人、殿

上人十六人、馬にて、いろ／＼にいとよそほしう、めでたくておはしましたしぬ。その夜、やがて御髪おろして、御法名圓助と聞ゆ。いと美しげき、佛などの心地して、あはれに見え給ふ。院の宮達の御中には、御兄にてもものし給へど、御げさくの弱きは、今も昔もかゝるこそ、いといとほしきわざなりけれ。御匣殿の御腹の若宮も、三にならせ給へる、承明門院にて御魚味きこしめしなすとすべし。これも法親王がねにてこそはものし給はめ。あまたの御中に、この御子は、御かたちすぐれ給へれば、院もいとらうたく思ひ聞えさせ給ひけり。

後嵯峨院の若宮で十三におなり遊ばした方は、中將公宗といつた人の女の御腹です。この方は、圓滿院の仁助法親王の御弟子におなり遊ばすべしといふ事で、正月二十八日にその御用意があつて、承明門院から圓滿院へ御越し遊ばされた。若宮は、院の綱代庇の御車に召され、上達部は車、具實の大納言を首班として六人、それから殿上人が十六人、これは馬で、色々誠には美々しく、御見事な立ちで御渡り遊ばされた。その夜、そのまゝすぐに御剃髪になつて、御法名は圓助と申し上げる。實にお美しい御様子、佛様などのやうな心持がして、誠に感深く御見え遊ばされる。後嵯峨院の皇子様方の御中では、御兄でいらせられますが、御外戚の權勢のないのは、今も昔もこんな風で、御出家など遊ばす事になるのは、誠にどうも御いたはしい事でありませう。御匣殿の御腹の若宮も、お三におなり遊ばすが、やはり承明門院で御魚味を召上る儀などありませう。この若宮もどうしても何れは法親王におなり遊ばすわけでありませう。澤山の皇子の御中で、この御子は、御器量がすぐれてよくいらせられるので、後嵯峨院も大層可愛くお思ひ遊ばされたのでした。

かくいふ程に、二月一日の夜、常よりも、九重の宮の内、人少にて、大方、夜も静な

内に。
 (一)禁中、閑院の内裏をいふ。
 (二)平素より出仕してゐる人も少なかったの意。
 (三)大體。大體その晩は行事などもなく宮中の夜も静かだつたといふ思想。
 (四)真夜中の十二時。
 (五)二條通りに向つた方で、北の方。
 (六)對屋、寢殿造りで本殿の左右及び後方に在る殿舎。
 (七)火を見つけた、火事に氣づいた。
 (八)あさましい、驚いた、などいふのも一通りの事で、何ともいひやうのない次第だの意。「斜なる」は「斜なり」とあるべき所を味歎の意を以て省略終止とした形だらう。「程にぞ」の「ぞ」は「見つけたる」で結んだものと見るが順當である。
 (九)何をどうするといふあてどもなくの意。
 (一〇)現心、正氣、しつかりした心。
 (一一)御宿直。
 (一二)陣即ち諸衛府の詰所にある車をの意。
 (一三)前出の省仁親王の御母なる御匣殿は寶治元年薨せられたから、これは別の方。
 (一四)公相の邸へ行幸になつた頃。
 (一五)内裏の閑院殿から春日富小路の公相の邸の方に向ふのは。
 (一六)あつちへ引戻して、閑院殿から春日は東北、萬里小路は春日の南方

るに、子の時ばかりに、閑院殿の二條おもての對より火出で来て、棟もえ落つる程にぞ、始めて見つけたる。淺ましとも斜なる。何のたどりもなく、只あわて騒ぎ、我も人もうつし心なければ、公直の中將の御とのゐに候ひけるが、車の陣なるを召して、皇后宮の御方へ寄す。内の上をば、御匣殿抱き奉らせ給ひて、宮もたてまつる。劍懸ばかり取り具して、門を急ぎ出でさせたまふ。とばかりありて、權中納言實雄の参りたまへりける車に召し移りて、春日富小路に、公相の大納言のおはする家に行幸なる。その程にぞ、攝政殿をはじめ、前の太政大臣、左大臣、内大臣より下のこりなく、人々まゐりつどひ給ふ。院も御車ひき出でて見奉らせ給ふ。かゝるほどに、閑院殿より春日は、方ばかりありとて、院のおはします萬里小路殿へ、引き返して行幸あり。夜明けはてて後、また前の太政大臣實の冷泉富小路へ行幸なりて、しばし内裏になりぬ。

こんな事のある内に、二月一日の夜、春日頃よりも、禁中が人少なで、大體、夜も静かな所へ、夜中の子の刻頃に、閑院殿の二條通りに面した方の北の對から火事が出て、棟が燃え落ちる頃になつて始めて發見した。驚いたとも何ともいひ様のない次第です。何がどうといふあてどもなく、只もうろ／＼とあわて騒いで、誰も彼も正氣を失つてゐるので、公直の中將が御當直をして居られたが、その方が、諸衛府の詰所にある車を呼んで、皇后宮の御座所へ寄せる。天子様をば、女官の御匣殿がお抱き申上げて、皇后宮も御車にお乗りになる。劍懸ばかりを取り備へて、急いで門をおでましになる。暫くして、權中納言實雄が参られた、その車に召し移つて、春日富小路の、公相の大納言の住んで居られる家へ行幸になる。その頃になつて、攝政兼經公を始めとして、前の太政大臣實氏、左大臣兼平、内大臣實基以下残る所なく、人々が参集

に當る。

(一)「これを初とす」「とす」を省略してそのまゝ「にもあらず」と打消した語法。
 (二)上代に火災のあつた例は出しません。副詞的終止の趣。
 (三)その年九月二十三日内裏焼亡。
 (四)あんなに見事に治まつてゐた御代。
 (五)聖帝村上天皇の御代にさへの意。
 (六)土御門帝の承元二年十一月二十七日内裏炎上。
 (七)内膳屋のお釜の焼けた事が前に出てゐる。
 (八)天皇は、風聲又は腰輿以外には乗御なさらの定めであるから、此度牛車に乗つて出られたのを異例として難じたのである。
 (九)首を傾げる事から、不審する、怪むの意にいふ語。

(一)ごく近い形容。小路一つ隔てて

内の焼くることは、これを初にもあらず。世上りての事はさしおきぬ。天徳四年、村上のさばかりめでたかりし御代よりこの方、既に二十餘度になりぬるにや。聖の御代にも、かゝる事は侍りしかど、承元に焼けにし後は、久しく、この四十四年は無かりつるに、去年の冬、御釜焼け損じて、又かくうち續きぬるを、いとあさましう思す。何よりも、御門の御車に奉りて出でさせ給へるを、いたく例なき事とかやとて、人々かたぶき申す。院もおどろきおぼされて、古き事ども、廣く尋ねられなどすべし。

内裏の焼ける事は、これが初めてでもない。すつと上代の事は別としまして、天徳四年、村上帝のあれほど御見事だつた御代からこの方、もはや二十餘度になりましたでせうか。さうした聖天子の御代に於て、なほ且つ此のやうな事はありましたが、土御門帝の承元年間に焼けた後は、長いこと、この四十四年間はありませんでしたのに、去年の冬、御釜が焼けて損じて、又このやうに火災が續いた事を、人々誠にあさましく餘りの事にお思ひになつた。それよりも何よりも、天子様が御車にお召しになつて出遊遊ばされた事を、大層どうも前例のない事とか申す事で、人々がどういふものかと御不審申上げた。後嵯峨院もお驚きになつて、さうした故實を色々、廣く御尋ね遊ばされた事だす。

院も内も、はひ渡るほどのちかさなれば、御とのゐの人々など、日比よりも参りつどひ

東西に並んでゐたのである。
 (二)平生よりも、今迄よりも却つて人々が多く参集して。
 (三)假の皇居の義。
 (四)「色」として晴々しい。
 (五)「つや／＼」として美しくしなやかな。
 (六)鳥の子紙を薄くすいたもの。
 (七)色と香と兩義に涉つて用ひられた例。
 (八)辨内侍日記には「色も香もさこそ重ねて匂ふらめ、九重になる宿の梅が枝」といふ返歌を奉つたと見えたる。
 (九)並一通りである。歌人として有名な辨内侍が返歌したのではあまり平凡だの意だらう。「疎略だ」といふ解もあるがその方ではあるまい。
 (一〇)實氏の邸。
 (一一)年を取るといふものはこんなにつらいものですヨの意。「老」は老そのものの意で、「老人」の義ではない。殊更に尼の語としての趣を出したのである。

(一)火災が頻々とあつて、世の中が

静かでない、人心恟々たりといふ事での意。この「とかく」は口語の趣とよく似てゐるが、やはり原義通り「何や彼」と考へるがよい。
 (二)大變な事だといふ趣の語。

(一)後嵯峨帝の年號、その六月四日出火、四條坊門から五條坊門まで焼けたのをいふ。
 (二)下の「残れる」に掛る語。
 (三)驚きあきれた。「あさま」と清んで讀むといふ説もある。
 (四)午後二時。
 (五)下京區瓦町、即ち鴨川の東に在つて、世に三十三間堂と稱するもの、後白河院の御願寺である。
 (六)重大な御堂だから、院もそこへ御幸遊ばされたのである。
 (七)冷泉萬里小路の院の御所から蓮華王院に至る御道筋。
 (八)丸で烟の中を分けてお出でになる。火事場の烟の渦巻く中を通つておいでになつたといふ意。
 (九)この「めづらかに」は悪い意味で用ひた例。
 (一〇)「御車にて」の意。
 (一一)千手觀音の像が千體。
 (一二)また／＼間の焔に包まれて焼けて了つた。「一時」は「時の間」と同

て、御旅の雲井なれど、なかくいと顯證なり。北の對のつまなる紅梅の、いと面白く咲きたるが、院の御前より御覽じやらるゝ程なれば、雅家の宰相の中將して、いと艶になよびたる薄様に書かせ給ひて、院の上、
 色も香もかさねてはほへ、梅の花、このへになる宿のしるしに。
 とて、かの梅に結び附けさせらる。御返し、辨の内侍うけたまはり申すべしと聞き侍りしを、なのめなりといふ事にて、大臣、今出川より申されけるとかや。それも忘れ侍りぬるこそ口惜しけれ。老はかくうきものにぞ侍るや。

世の中とかく騒がしとて、年號かはる。三月十八日建長になりぬれど、なほ火災しづま

後嵯峨院の萬里小路殿も、宮小路の假の皇居も、匂つても行ける程の近さなので、御宿直の人など、今迄よりも多く参集して、假の皇居ではあるが、却て誠に晴々してゐる。皇居の北の對屋の端にある紅梅の、大層面白く咲いたのが、後嵯峨院の御前から御覽になれる位でありますので、院は雅家の宰相中將に持たせて、大層つや／＼かたなやかな薄様に御書き遊ばされて、院様の御歌、
 色も香も……色も更に重ねて幾重にも美しく咲きにはほへ、梅の花よ、九重の皇居よなつた宿のしるしとして。

というて、かの梅に結びつけさせられた。その御返歌は、辨の内侍が承つて仕らうと申す事でしたが、それではあまり月並だといふ事で、實氏の大官が、今出川の邸の方から御返歌を申されたといふ事です。その歌も忘れて了ひましたのは、誠に残念です。年を取るとかうもなさないもので御座いますテ。

らで、二十三日、また／＼、姉小路室町、唐橋の大納言雅親の家のそばより火いできて、百餘町やけたり。おびた／＼しともいふ方なし。

世の中が何や彼と騒々しいといふので、年號が改つた。三月十八日に建長といふ年號になつたが、それでも猶火災は静まらないで、二十三日に、またしても、姉小路室町の、唐橋の大納言雅親の家の近所から火が出て、百餘町焼けた。夥しいとも何ともいはず様がありません。

寛元四年の六月にも、恐しき火侍りしかど、この度は、猶それよりも越えたり。かの雅親の大納言の家ばかり、四方はみな焼けたるに、残れる、いと／＼不思議なりとぞ、見る人ごとにあざみける。曉より出できたる火、夜に入るまで消えず。未の時ばかりに、蓮華王院の御堂に燃えつきければ、俄に院も御幸なる。御道すがらも、さながら烟をわけさせ給ふ。いとめづらかにあさまし。攝政殿も御車にまわり給へり。三十三間の御堂の千體の千手、一時の焔にたぐひ給へば、不動堂、北斗堂も残らず。寶藏、鎮守ばかりぞ、辛うじてうちけちにける。後白河院の、さばかり御志深うおもほしたちて、長寛二年供養ありし後は、やむごとなき御寺なりつるに、淺ましたといふもおろかなり。又、今熊野の鐘樓、僧坊など、多く焼けぬ。辻風さへ吹きまじり吹きまじり、ほのほの飛ぶこと鳥のごとし。又の朝まで燃えけり。その晝つ方、さきの火燃えつきて後、雙林寺といふわたりに、火出で来て、なにがしの姫君の御もと、古き昔の跡、みな烟になり

- (一) 義「たぐひ」は伴ひの義で、烟に包まれたのをいふ。
- (二) 妙見菩薩を祀る堂。
- (三) 寶物を納めて置く蔵。
- (四) その地を鎮護する神社。三十三間堂の地域内に並び立つてゐたのである。
- (五) 火を消し止めたといふ意。
- (六) あれ程の大願を起されといふ意。
- (七) その十二月十七日の事であつた。
- (八) 下京區今熊野町の熊野神社。
- (九) 僧侶の住む坊舎。熊野神社の境内に在つた僧坊をいふ。
- (一〇) つむじ風。旋風。
- (一一) 燃え盡きて、燃えきつて了つた。
- (一二) 祇園の東にあつて、傳教大師開基の寺。
- (一三) 鳥羽帝の皇女、高松院姫宮又は雙林寺宮と申す御方をいふ。本文に「姫君」とあるは「姫宮」とあるべきところ。
- (一四) 傳跡。
- (一五) 今の岡崎町の邊。
- (一六) 月末。月籠りの意。月がかくれ見えぬ頃だからいふ。三十日だけなほいひ、漠然と月末の義にもいふ。
- (一七) 二ヶ所三ヶ所所、「むら」は群の意、二ヶ所三ヶ所群集して燃えさといふのである。
- (一八) 帝王に崇つてゐる變異だから

ぬ。その火消えて後、又夕つかた、岡崎わたりに火出で来て、攝政殿の御もと、少々焼けけり。又、承明門院の近き程にも火出でて、人々参りつどふ。中御門より二條まで、又、火出でて、十八町焼けぬ。すべて二十三日よりつごもりに及ぶまで、日をへ時をへて、あるは一日に二三度、二むら三むらにわけて燃え上る。かゝる程に、都は既に三分の二焼けぬ。いとくめづらかなりし事なり。たゞ事にあらずとて、院の御前に、陰陽師七人召して、御占行はる。重き御つゝしみと申せば、御修法どもはじめ、山々にも御いのり仕う奉るべきよし、殊更に仰せらる。

後嵯峨帝の寛元四年六月にも、恐ろしい火事がありました。今度の火事は、猶それよりもまして恐ろしいものでした。かの雅親の大納言の家だけ、あたり四方は皆焼けたのに、無事に残つたのは、實にどうも不思議な事だと、見る人皆驚き呆れました。この火事は、明方から出た火が、夜に入るまで消えない。午後二時頃に、蓮華王院の御堂に燃えついたので、後嵯峨院も俄かに御幸になる。御道々も、大烟の中をかきわけていらせられる。誠にどうも類のない驚き入つたなさいない仕儀です。攝政殿も御車に召しておいで遊ばされた。三十三間堂の千體の千手製音の像も、暫くの間、燦爛と燃えておしまひになり、又、不動堂や、北斗堂も残りません。寶藏と鎮守だけは、やぶとの事で火を消したのでした。後白河院が、あれほど御志深く思立ち遊ばされて、長寛二年に御供養があつた後は、誠に貴い御寺でありましたのに、驚き入つた、なさいないなど言ふもおろかな事です。又、今熊野の鐘樓や、僧の坊舎など、澤山焼けた。おまけに旋風まで吹きまじり吹きまじりして、火の子の飛ぶ様は鳥の飛ぶ様です。翌朝まで燃えまじりました。その晝頃、最初の火が燃えきつて鎮つた後に、又雙林寺といふ邊に、火事が起つて、何某といふ皇女の御所、古い昔の跡が、皆焼け失せて烟となつた。この火が消えて後に、又妙方、岡崎邊に火が出て、攝政院の御屋敷が、少々焼けました。又、承明門院

- (一) 重く御謹慎あるべしとの意。
- (二) 寺々。「山々寺々」と連用した例も隨所に見えてゐる、何れにしても寺院の事をいふ。
- (三) 何といふ事があらう、何等の災を及ぼす事も出来ぬの意。
- (四) 年のたつ間、長年の間。
- (五) 御參籠の間に。
- (六) 華嚴經、大集經、大品般若經、法華經、大般若涅槃經の五種、何れも大乘に關する經文。大乘とは、一切智を求め、如来の智見を開き、それに依つて、無量無数の衆生を救済して、安樂を得しむる教法をいふ。
- (七) 還御をいふ。
- (八) 平野、北野、共に山城葛野郡。
- (九) 必ず御參詣なされるの意。
- (一〇) 大井川の西に在る眞言宗の寺。
- (一一) 廣隆寺、山城葛野郡。
- (一二) 寺の事務を執る僧。
- (一三) 引出物として與へる、御布施を與へられる。
- (一四) 過去未來共に其の例がない。

- (一) 山城國紀伊郡にあつて、白河法

の近邊にも火が出て、人々が參集する。中御門から二條まで、又火が出て、十八町焼けた。總て二十三日から月末に及ぶまで、日がたち時がたつにつれて、或は一日に二三度、二ヶ所三ヶ所に分れて燃え上る。かうしてゐる内に、都はもはや三分の二焼けた。實にくゞ珍らしい不思議な事でした。これはたゞ事ではないといふので、後嵯峨院の御前に、陰陽師を七人召して、御占行はれた。重く御謹慎あるべき事と申したので、御修法を色々始められ、寺々にも御祈禱を致すべき旨、殊更に仰せつけられた。

院の上の御ありさまの、よろづにめでたうおはしますを思ふには、何の御つゝしみも、なでふ事かあらむとぞ覺え侍る。位おりさせ給ひにし後は、年を経て、春の中に、必ずまづ石清水に七日御籠り、その中に、五部の大乘經供養させ給ふ。御下向の後は、やがて賀茂に御幸、平野、北野なども、定れる御事なり。寺には、嵯峨の清涼寺、法輪、太秦などに御幸ありて、寺司に賞行はれ、法師ばらに物かづけ、すべて神を敬ひ佛を尊びさせ給ふ事、來し方も行末も、例あらじとぞ、世の人申し合ひける。

鳥羽院も、近頃はいたう荒れて、池も水草がちに埋れたりつるを、いみじう修理し磨か

皇の御造營の難宮。
 (一)歌の題。
 (二)披講即ち人々の誄じた歌を讀み上げた時に。
 (三)仙洞は院御所の稱、こゝは太上天皇を申上げる。
 (四)聖代を累ること十五代、白河院から後嵯峨院まで十七代であるが、文調上大まかにいうたのである。
 (五)難宮たること百餘年、寛治元年から百六十餘年だが、これも大まかにいふ。
 (六)自分の御身のえらい事については、「にはははは」については。
 (七)亂れ髪が白髪になつての意。霜というた所から寒しともいふ、凡て言葉の綾で、蓬髪霜髪など古來一般に使はれてゐる修辭。
 (八)後鳥羽帝から後深草帝までの七代に奉仕した。
 (九)七代も奉仕するとは誠に立派な事だの意。
 (一〇)「澄める」に「住める」を掛けたのだが、院の御製の外は、「住める」の思想はあまり鮮かに歌の表に現はれてゐない。
 (一一)順々に歌を詠まれたやうだがの意、この語前にも出てゐる。
 (一二)例の通り煩はしいから省く。
 (一三)「なむ」の下に「もらしめる」など補ふ。
 (一四)太鼓橋、中高に、上にそつた橋。

せ給ひて、はじめて御幸なりし時、池邊松といふ事講せられしに、太政大臣序を書き給へりき。「夫鳥羽仙洞三五累聖、離宮一百餘載」とかや。また、御身のいみじき事には、「蓬の髪霜寒くて七代に傳へたり」と侍りしこそめでたけれ。
 (一)いはひおく始めと今日を、松が枝の千年の蔭にすめる池みづ。
 (二)院の御製、
 影うつす松にも千世のいろ見えて、今日すみそむるやどの池水。
 大納言典侍と聞えしは、爲家の民部卿の女なりしにや。
 色かへぬときはの松の影をへて、千代に八千代にすめる池水。
 すむながるめりしかど、例のうるさければなむ。御前の御遊はじまる程、反橋のもとに、龍頭鶴首寄せて、いと面白く吹き合せたり。かやうの事、常の御遊いとしげかりき。
 離宮の鳥羽院も、近頃は太層荒れて、池も水草が生ひ繁り勝ちで埋つて居つたのを、見事に手入れをして美しく遊ばされて、始めて後嵯峨院が御幸になつた時、池邊松といふ題で群臣に歌を奉らせて披講せられたが、その時に、太政大臣實氏が序文をお書き遊ばされた。夫れ鳥羽の御所は太上天皇三十五代の聖代を累れ、離宮となつてゐた事百餘年」とかありました。又、實氏御自身の御立派な事としては、「蓬の様に亂れた髪は、霜が寒くおいたやうに白髪になつて、七代に奉仕した」とあつたのこそ誠に御見事な事でありました。
 (一)いはひおく……今日を祝ひ置かざりて、この池の水は、千年を経るといふ松の枝の蔭に、永遠の美しさを以てきれいに澄んでゐる事である。
 後嵯峨院の御製、

(一六)樂人の乗る船。一隻の船先に龍の頭、一隻の船先に鶴の首を附けた一對の船。
 (一七)船の樂人が御前の樂と合奏してゐるの意。
 (一八)一寸曖昧な書き方で、斯様の事や又普通の管絃の御遊といふやうにも考へられるが、「かやうの事常の御遊にて」の心持と見てよささうに思ふ。
 (一九)攝津國三島郡。
 (二〇)山中の別荘。
 (二一)「せ」を使役相の助動詞と見て、御幸を仰いでと解いてよからう。或は全體を「御幸遊ばして」の意の敬相と見、下の「いかにせむ」との所に「大臣」といふ主格を補つて考へてもよからう。
 (二二)工夫を凝して御歡待申上げるの意。上に「敷をつくして」とあるからといふやうに、「この上はどうしようか」といふやうに見るのは立入り過ぎる。
 (二三)神崎川。
 (二四)牝鹿を懸ひ求めて鳴く。
 (二五)布をうづつもの。
 (二六)「とり集まり」の意。
 (二七)鶴を使つて魚を取る者を川におり立たせて。鶴飼舟の事をも鶴飼といふが、こゝはさうではなからう。
 (二八)眼前の神崎川の川船を指して

影うつす……池水に影をうしてゐる松にも、千年に榮えるべき色が見えて、今日我が住み始めるこの宿の池水は、今日を始めとして永遠に澄み渡る事である。
 大納言典侍と申した方は、民部卿爲家の息女でありましたらうか。その方の御歌、
 色かへぬ……いつも色の變らぬ常盤の松の影を添へて、池の水は千代八千代と永遠に澄んで居ります。
 順々に歌があつたやうでしたが、例の通り煩はしいので止めます。院の御前の管絃の御遊の始まる頃、反橋の下に、樂人が龍頭鶴首の舟を寄せて、誠に面白くそれと合奏して居ります。このやうな事が、常日頃の御遊びとして大層繁々とは行はれませんでした。
 X 又太政大臣實氏の攝津の國吹田の山庄にも、いとしばしばおはしませせて、さまざまの御遊數をつくし、いかにせむと、もてはやし申さる。川に臨める家なれば、秋深き月のさかりなどは、殊に艶ありて、門田の稻の風に靡くけしき、妻訪ふ鹿の聲、衣うつ砧の音、峰の秋風、野邊の松蟲、とり集めあはれ添ひたる所のさまに、鶴飼などおろさせて、篝火どもともしたる川の面、いと珍しうをかすと御覽す。日比おはしまして、人々に十首の歌召されしついでに、院の御製、
 川船のさしていづくかわがならぬ、旅とはいははじ、やどと定めむ。
 (一)川船のさしていづくかわがならぬ、旅とはいははじ、やどと定めむ。
 (二)と講じ上げたほど、主の大臣、いみじう興じ給ふ。「この家の面目今日に侍る」とぞ宣はする。げにさる事と、聞く人皆ほこらしくなむ。
 又太政大臣實氏の攝津の國吹田の山庄にも、大層度々後嵯峨院の御出を仰いで、色々の御遊の

「さして」の序とせられた趣。古今集
 雑下讀人不知の「世の中はいづれか
 さして我がならむ、ゆきとまるなぞ
 宿と定むる」とあるのを本歌として、
 普天の下率土の濱皆我が地だから、
 この勝地を我が宿と定めんと仰せら
 れたのである。

(一)「披講する、讀み上げる。」「ほど」
 は「につけて」「その間」等の趣。
 (二)「今日が最上でありませすの意」。
 (三)「自分までが得意に感ずるとい
 ふ意」。

(一)「申上げると」の意で、「は」は「は」に
 は「の趣」「心地すれど」と呼應してあ
 る。

(二)「氣持こそ。さう聞くとすぐこん
 な氣がするがといふ趣の語」「想像す
 るこそ」といふ解は語感が違ふ。
 (三)「盛年を過ぎ、年を取つてゐるの
 をいふ」。

(四)「事實は三十二歳でいらせられ
 た」。

(五)「その當時の天下の重臣」。

(六)「いかで珍しからしめんと」の
 意、何とかして事を珍しくしようと
 といふのである。

(七)「花やかな、美しい、陽氣なといふ
 意」。

(八)「今はさうした時節だといふ思
 想」。

あるたけを盡し、如何して御もてなし致さうかと、工夫を凝して御歡待申上げる。川に面した
 家なので、秋も更けた月のよい盛りなどは、殊につや、かな趣があつて、門外の田の風に靡く
 景色や、妻を呼ぶ鹿の聲や、衣を拂つ粘の音や、峰の秋風や、野邊の松蟲やと、様々の風趣が
 一つに集つて、しみんとした情趣の添うてゐる所の趣につけて、更に鶴飼などを川へ下させ
 て、篝火を幾つともした川の面を、御覽になつて、院は非常に珍しく面白くと御興じ遊ばさ
 れる。幾日も御滞在遊ばされて、人々に十首づゝの歌を召された序手に、院の御製、
 川船の……この天下、何處として自分の處でないものはない、だから、敢て旅とはいふ
 まい、この吹田の山庄を、そのまゝ、自分の宿りときめて了はう。

と讀み上げると、主人の大臣實氏は、非常に喜んで御興じなされる。そして「この家の面目は
 今日で御座ります」と仰せられる。ほんとにその通りだ、尤もな事だと、聞く人も皆得意の
 心持がせられる事です。

おりの給へる太上天皇など聞ゆるは、思ひやりこそ、おとなびきたすぎ給へる心地す
 れど、いまだ三十にだに満たせ給はねば、よろづ若う愛敬づき、めでたくおはするに、
 時のおとなにて、重々しかるべき太政大臣さへ、何わざをせむと、御心になふべき御事
 をのみ思ひまはしつゝ、いかで珍しからむと、もてさわき聞え給へば、いみじうはえは
 えしき頃なり。御門、まして稚くおはしませば、はかなき御遊わざより外の御いとな
 みなし。攝政殿さへ若くものしたまへば、夜晝さぶらひ給ひて、女房の中にまじりつ
 つ、亂葎、貝おほひ、手毬、扁つきなどやうの事どもを、思ひくにしつゝ、日を暮し
 給へば、さぶらふ人々も、打解けにくく、心づかひすぬり。

(九)「後深草帝當時九歳」。
 (一〇)「攝政實經、當時二十九歳」。
 (一一)「碁石でやる石はじきの類」。
 (一二)「貝合せ。婦女の遊戯で、三百
 六十の蛤の貝を分けて一片を地貝
 (ひら)と、一片を出貝(でら)といひ、兩片
 を合せ、多く取つたものを勝とする」。
 (一三)「詩句などの字の旁(かた)だけ見
 せて、その偏をあてさせる遊といふ」。
 (一四)「色々に氣遣ひをする、窮屈で
 氣兼ねをするの意」。

(一)「元日、白馬、踏歌等の朝廷の恒例
 の宴會」。
 (二)「石清水、祇園、賀茂等の祭」。
 (三)「色々な朝廷の儀式」。
 (四)「特に、わざ／＼の意の副詞」。
 (五)「朝臣が束帯の時持つもの、長さ
 一尺二寸、木又は象牙で作る」。
 (六)「辨内侍日記によると、この四字
 は分註で、按察典侍の説明の語」。
 (七)「内侍所掌侍四人中の首席の女房
 の稱」。
 (八)「關白以下凡て男子の官職」。
 (九)「辛き事」の音便。
 (一〇)「つらがる、迷惑がる」。
 (一一)「こんな風に現任の役々に女官
 達を配當したのである」。
 (一二)「下履(した)の音便、束帯の時に
 はく一種の足袋」。

御退位遊ばされた太上天皇などと申上げると、氣のせいでは、如何にも老成して御盛りの御年
 配を御過ぎ遊ばしたやうな心持があるが、實は後醍醐院はまだ三十にもなつていらせられぬの
 で、萬事に若々と御愛敬があつて、お美しくあらせられる、その上に、時の重臣で、重々しく
 あるべき太政大臣實公までが、どんな事をしようかと、院の御心に叶ふやうな事ばかり色々
 と工夫して、何とかして珍らしくしようと、大さわきを遊ばされるので、非常にどうも晴々と
 した陽氣な頃です。天子様は、ましてお幼少でいらせられるので、たわいもない御遊び事より
 外になされる事はありません。攝政實公さへお若くいらつしやるので、夜晝陛下のお側に侍
 しておいでになつて、女官達の中にまじつて、亂葎、貝おほひ、手毬、扁つきなどいふ風の事
 を色々と思ひく／＼やつては、日を暮し遊ばすので、天子様のお側にお仕へしてゐる方々も、
 打解けにくく、色々氣遣ひをする風です。

節會、臨時の祭、何くれの公事どもを、女房にまねばせて御覽すれば、太政大臣興し申
 し給ひて、ことさら、小き笏など造らせて、あまた奉り給へば、上も喜び思す。入道太
 政大臣の御女、大納言三位殿といふを關白になさる。按察の典侍、隆衡の女、大納言
 典侍、中納言典侍、勾當内侍、辨内侍、少將内侍、かやうの人々、皆男のつかさに
 あてて、その役をつとむ。いとからい事とて、わび合へるもをか。中納言典侍を、權
 大納言實雄の君になさるゝに、穢はく事、いかにも叶ふまじとて、曹司に下るゝに、
 上もいみじう笑はせ給ふ。辨内侍、葎の葉にかきて、かの局にさし置かせける、
 つの國のあしの下ねの、いかなれば、浪にしをれて亂れがほなる。

(一三) どうにも出来ずまい、どうしても襪ははけませんといふ意。
 (一四) 女官の部屋をいふ。自分の部屋へ退いて了つたのである。自分の部屋へ歸つて誰かにはかせて貰はうとでもいふのだらう。
 (一五) 使の者に置いて来させたといふ意。
 (一六) 「つ」の國の「は」「あし」の序、「あし」に葦と足を掛けてある。
 (一七) 亂れたやうな様子、狼狽した風との兩意。
 (一八) 「なみ」に「涙」と「無み」とを掛けてある。即ち、現し心もなく、まるで正氣を失つた風での意。
 (一九) うろくして仕度の手間取つてあるといふのだらう。

(一) 紙で胃の形を作り、花形や人形等を飾りつけた遊具。
 (二) 種々の香料を錦の袋に入れて玉のやうにし、造花を附け五色の糸を垂れ、簾や柱に掛けて邪氣を拂ふもの。
 (三) 清涼殿の一室で、主上御食事の室。
 (四) これやかれやとそれ等の物を引張り弄びなどする中。
 (五) 概ね連體形と見てゐるが、「奉れるが」の氣持の連體省略と見た方が

面白さうだ。
 (六) 菖蒲の根に取添へたるの意。
 (七) 深い心で奉るといふ意で、「ふかき」といふ字の形が練絲で結んで附けてあるとの意。
 (八) しなやかにやさしく。
 (九) 何とか歌を詠むの意。
 (一〇) 大人びてゐると、ませてゐるとの意。
 (一一) 「底知らぬ」からすぐに「沼」に續けた言葉の綾。
 (一二) 「いふやよもぎの露ならん」の義で、「よもぎ」に「よもや」の意を掛けてある。
 (一三) 以前のあの使、根を持つて来た大納言からの使者。この句は挿入句で、「と殿上より遣しけり」と續く文の筋。
 (一四) 藏人所の官人、禁中大小の事務に預る役で、頭五位、六位、非藏人などあり、こゝは六位の藏人。
 (一五) 殿上の間、清涼殿の南廂で昇殿を許された者の祇候する間。

(一) 建長五年三月十三日の事。
 (二) 大阪に在り、聖徳太子の御草創。
 (三) 攝津國東成郡に在る。
 (四) 延久五年十二月廿五日、後三條院住吉御幸の時の御製「住吉の神も嬉しと思ふらむ、空しき船をさして來つれば」とあるをいふ。空しき舟は上皇のことないふ語。
 (五) 車の簾から女房達が衣の袖口を

つゝの國のあしの下ねの亂れわび、こゝろもなみにうきてふるかな。

朝廷で行はれる恒例の宴會や、臨時の祭、何や彼やの宮中の儀式を、女官達に眞似させて御覽になると、太政大臣實氏も面白がりなされて、わざと、小さい笏などを造らせて、澤山差上げられると、主上もお喜び遊ばされる。入道太政大臣公經の御息女の、大納言三位殿といふ方を關白の役になされる。按察典侍、隆衡の女、大納言典侍、中納言典侍、勾當内侍、辨内侍、少將内侍、このやうな人々を、皆男の官にわりあてて、その役をつとめる。誠につらい事だといふて、皆つらがつてゐるのも面白い。中納言典侍を、權大納言實雄卿になされた所が、襪をはく事が、どうしても出来ませんといふて、自分の局へ下りるのを、陛下も大層お笑ひ遊ばされる。辨内侍が、葦の葉に書いて、彼の中納言典侍の局にさし置かせた歌、

つゝの國の……津の國の葦の下根が亂れて、涙に浮いてゆられてゐるやうに、私はおの足にはく襪ゆるに、心も亂れて、ほんとうに生きた空もなく、まごころ致して居ります。

中納言典侍の返歌、

五月五日、所々より、御かぶとの花、薬玉など、いろ／＼に多くまゐれり。朝餉にて、人々、これかれ引きまきぐりなどするに、三條大納言公親の奉れる、根に、露おきたる蓬の中に、ふかきといふ文字を結びたる、絲のさまもなよびかに、いと艶ありて見ゆるを、上も御目とめて、「何とまれ言へかし」とのたまふを、人々もおよすげて見奉るを、辨内侍、

あやめ草、そこしらぬまの長き根を、深きといふやよもぎふの露。

と、ありつる使はや歸りければ、藏人を召して、殿上より遣しけり。御返り、公親、あやめ草、そこしらぬまの長き根を、ふかき心にかざくらべむ。

五月五日に、方々から、御兜の花や、薬玉など、色々澤山に參つた。朝餉の間で、人々が、あれやこれやと引張つて弄んだりするに、その中に、三條大納言公親の奉つたのが、菖蒲の根に、露のかけ、つた蓬が添へてあつて、その蓬の中に、「ふかき」といふ文字を練絲で結んでつけてある、それが、絲のほもしなやかで、如何にもつや、かに美しく趣があるやうに見える、それを、主上もお目を止められて、「何となりと言つてやれよ」と仰せられるのを、人々も大層おとなびていらつしやると御見上げ奉る、と、辨内侍が、

あやめ草……底も知れぬ程深い沼の菖蒲の長い根、それをどうして又私の深い心に比較すが、深いとは只蓬の露のこと、よもやそれほど深いお心ではいらせられませぬ。

と、菖蒲を持つて來た使はもはや歸つたので、藏人を召して、殿上から遣はされたのでした。御返歌、公親、

あやめ草……底も知れぬ程深い沼の菖蒲の長い根、それをどうして又私の深い心に比較いたしませう。私の心の深さはそんなものに較べられるやうな、そんなものではないので

又その頃、天王寺に院の詣でさせ給ふついでに、住吉へも御幸あり。「神はうれし」と、後三條院仰せられけむためし、思ひ出でられ侍りき。大宮院も御まゐりなれば、出車ども、いろ／＼の袖口ども、春秋の花紅葉を、一度に並べて見る心地して、いと美しく、目も耀くばかりいどみつくされたり。上達部、若き殿上人などは、例の狩襖、すそ濃の袴など、めづらしき姿どもを、心々にうちませたり。釣殿の簀子に、人々さぶら

押出して乗るのをいふ。
 (六)互に華美を競ひつくす。
 (七)隨身舎人の着る狩衣。
 (八)上部を薄く下部を次第に濃く染めた指貫。
 (九)上達部等が珍しい姿をしてゐるといふやうにも取れさうだが、「狩襦」が下級の服だし、文の調子から見ても従者の事をいうたものと思ふ。
 (一〇)詠まれた歌が澤山ありますが、
 (一一)さうくはとうして申上げられませう「いかでか」の下に「聞えさせむ」など補ふ。
 (一二)すみよしの松が「である」に「松に契らう」といふ解は當らぬ。

ひて、あまた聞えしかど、さのみはいかでか。太政大臣、
 今日や又さらに千とせを契らむ、むかしに歸るすみよしの松。
 又その頃、後嵯峨院が、天王寺へ御参詣遊ばされる序手に、住吉神社へも御幸があつた。「神はうれし」と、後三條院が仰せられたとかいふ昔の例も、思ひ出されました事でした。大宮院も御参詣ですの、出車も数々あつて、いろ／＼の袖口が、春秋の花や紅葉を一度に並べて見るやうな氣がして、實に美しく、目もきら／＼するほどに華美を競ひつくされました。上達部や、若い殿上人などは、例の狩襦や、裾濃の袴など、色々珍らしい姿をした隨人舎人どもを、思ひ思ひに打交せて引連れられてゐる。釣殿の縁側に、人々が侍してゐて、詠まれた歌も澤山御座いましたが、さうくはとうして申上げられませう。太政大臣實氏のお歌、
 今日や又……後三條院御幸の昔に歸つて、この住吉の松は、又更に後嵯峨院に對し奉つて、千代の榮を契り奉る事でありませう。

(一)次の系圖の通りで本文は棟基の子とあるべき誤。
 平範家(右大) — 棟範(右中) — 棟基 —
 「女子(左中)」
 (二)氏といふと同じ敬稱。
 (三)四條帝の宮。
 (四)劍璽渡御に奉仕したのをいふ。
 (五)密かに御寵愛になつた間への意。
 (六)おしけされてゐらせられる上。
 (七)後に龜山帝とならせ給うた皇子。

きても、院の第一の御子は、右中辨平の棟範のぬしの女、四條の院に、兵衛内侍とて候ひしが、劍璽につきて渡り参れりしを、忍びく御覽じける程に、その御腹に出でものし給へりしかど、當代生れさせ給ひにし後は、おしけたれておはしますに、又、建長元年、后腹に、二宮さへ、さし續きひかり出で給へれば、いよく今は思ひ絶えぬる御契のほどを、私物に、いとあはれと思ひ聞えさせ給ふ。源氏にやなし奉らましなど思すに、猶能かねば、たゞ御子にて、東の主になし聞えてむと思して、建長四年正月八日、院の御前にて御冠し給ふ。御門の御元服にもほと／＼劣らず、内藏寮、何くれ、

(八)皇子御降誕をいふ。
 (九)帝位の御望みを断念せればならぬ御運命であることを「御契のほどを」とあはれと「續く文の筋」。
 (一〇)格別の御愛子として。
 (一一)可愛さうに。
 (一二)源氏の姓を賜ひて臣下に列しようかと思召したがの意。
 (一三)それもやはり物足らぬので。
 (一四)只の親王として。
 (一五)鎌倉の將軍。
 (一六)後深草帝。但その御元服はこれより後に行はれたのだが、事後的敘事として書いた文句。
 (一七)中務省の被官で、禁中の調度、寶物等を司る役所。こゝは「内藏寮」が主語でなくて、「内藏寮に御命じになつたり、何や彼や」といふ筋と考へられる。

清らを盡し給ふ。やがて三品の位たまはり給ふ。御年十一なるべし。中務卿宗尊親王と申すめり。
 さて、後嵯峨院の第一の皇子は、右中辨平の棟範の女で、四條の院に、兵衛内侍というて御仕へしてゐた方が、後嵯峨院御踐祚の時、劍璽に奉仕して参られたのを、内々御寵愛遊ばされてゐる内に、その御腹にお生れ遊ばされたのであるが、今上後深草帝が御生れ遊ばされた後は、その御威勢に押しつけられていらせられる上に、更に又、建長元年、皇后大宮院の御腹に、二宮さへも、ついでに御誕生遊ばされたので、いよく今は帝位にお即きになるべき御望みのなくなつた御宿命であらせられるのを、後嵯峨院は、御秘藏子として、誠に可憐にお思ひ遊ばされる。源氏にして差上げようかなどお思ひ遊ばしたが、それもやはり物足らぬので、只の皇子として、關東の將軍にして上げようとお思ひになつて、建長四年正月八日、後嵯峨院の御前で御元服の儀式を遊ばされる。後深草帝の御元服の時にも殆ど劣らず、内藏寮、何や彼やと、善美をお盡し遊ばされる。そのまゝすぐ三品の位を賜はりなされる。御年十一でありませう。中務卿宗尊親王と申すやうです。

(一)皇子が將軍となつた例。
 (二)鎌倉幕府が京都に置いた役所で、洛中及び近畿の政務を掌り、兼ねて兵馬の事を管理したもの、承久以來南北兩所にその役所があつた。
 (三)相當立派な身分の者の意。
 (四)「まゐるにつけてもその人々に」といふ文の筋。
 (五)院中の奉公と同じ心であれと命じ給ふ趣のやうにも取れるが、それよりも、院中に奉公すると同じだよの意で、更にその内容を下に重ねて

おなじ二月十九日に都を出で給ふ。その日、將軍の宣旨蒙り給ふ。かゝる例は、いまだ侍らぬにや。上下、珍しくおもしろき事にいひ騒ぐべし。御迎に、東の武士ども數多上り、六波羅よりも、名あるもの十人、御送に下る。上達部、殿上人、女房など、あまたまゐるも、「院中の奉公にひとしかるべし。かしこに候ふとも、限あらむつかさかうぶりなどは、さはり有るまじ」とぞ仰せられける。何事も、只、人がらによると見えたり。きはことによそほしげなり。誠に、おほやけとなり給はずば、これよりまさる

仰せある趣と見た方が前後の趣に自然だらう。これを地の文と見た本もあるが、「奉公」に敬語がないからさうは取りにくい。

(六)鎌倉へ行つてお仕へしてゐてもの意。

(七)先途というて、家柄身分で官位の限度がきまつてゐる、その最高限度までは支障なく官位を授けるであらうといふ意。

(八)宗尊親王の御人柄によつて斯ういふ事もあるのだといふ心持で書いた挿入文。

(九)格別に。

(一〇)美々しく立派な風だの意。

(一一)公、天皇をいふ。

(一二)將軍となるより。

(一三)下向の行列の賑やかに花々しいの意。

(一四)京都から東國への通路。

(一五)御幼少で。

(一六)遠く關東に行かれるのをいとほしく思ふ情と、斯く美々しい出で立ちを勿體なく思ふ情とを現はした文句。

(一七)裝飾。

(一八)萬端の御設備。

(一九)事に限があつて、もうこれ以上何とも仕様がなないといふ所までしてあるからといふ意。

(二〇)三十三天の中宮なる帝釋の宮殿の名を善見城といひ、その中央に殊勝殿といふのがあつて、莊嚴無二といふ事であるから、本文の

こと何事かあらむ。にぎはしく花やかさは、ならぶ方なし。院の上も、忍びて粟田口のほとりに御車立てて、御覽じ送りけるこそ、あはれにかたじけなく侍れ。きびはに美しげにて、遙々とおはしますを、御母の内侍は、あはれにかたじけなしと思ひ聞ゆべし。

かゝれば、もとの將軍頼嗣三位、中將は、その四月に、都へ上り給ひぬ。いとほしげにぞ見え給ひける。さて今下り給へるを、もて崇め奉るさま、いはむ方なし。宮の中のしつらひ、御まうけの事など、限あれば、善見天の殊妙の莊嚴もかくやとぞ覺えける。かやうにて、今年は暮れぬ。

同じ年の二月十九日に京都を御出發になる。その日に、將軍の宣旨をお受け遊ばされる。このやうに皇子が將軍になるといふ例は、まだ御座いませんでせうか。上下の人々が皆、珍しく面白い事として大さわざに噂する事とせう。御迎に、關東の武士たちが澤山都に上り、六波羅からも、名のあるものが十人、御見送りとして下向する。上達部、殿上人、女官など、澤山お供をするにつけても、後嵯峨院は、「院中に奉仕するのと同等であらう。鎌倉の方に居らうとも、制限内の官位などは、何のさしはりも有るまじきぞ」と仰せられたのでした。何事も、只、人柄による事と見えました。實に格段に美々しく立派な事です。ほんとは、天子様におなりなされぬならば、斯うして將軍になるに越した事が他に何がありませう。下向の行列の賑やかに花やかな事は、並ぶものがありませぬ。後嵯峨院様も、忍んで粟田口の邊に御車を停めて、御見送り遊ばされたのこそ、誠にどうも感深く畏多い事で御座います。宗尊親王は、御幼少で、御美しい御様子で、遙々と關東へ行つていらせられるのを、御母の内侍は、しみじみおいとしくも勿體ないことと思ひ申上げる事とせう。斯様のわけであるので、今までの將軍頼嗣三位中將は、その年の四月に、京都の方へ御上りになりました。お痛はしうにお見えになつた事とせ

「殊妙」は殊勝の誤だらうといふ。

- (一)御冠、御元服。
- (二)貴くみやびやかに、氣品高く。
- (三)御身體が矮小で。
- (四)御腰がわるくて御歩行に困難であらせられたとの意。
- (五)御幼少の御時。
- (六)なほ一層御病状がひどくて、御腰も立たれぬ程なさいけない御状態であらせられたがの意。
- (七)混雑、騒ぎ、どさくさ紛れの意。
- (八)立派に御腰がお立ちになつたので、この句は下の「この御腰の」云々に掛る副詞句。
- (九)内裏の焼けたあさましさ——驚き入る程のなさいけない事態も何でもない、問題ではないの意。これは挿入句で、「何ならず」は完全終止ではない。
- (一〇)建長二年十月十三日の事であつた。
- (一一)年始に上皇及び世後の宮に行幸あらせられる儀だが、時に斯ういふ例もある。
- (一二)装束の美しさをいふ。
- (一三)後深草帝の御母大宮院姑子。

た。さて今度お下り遊ばした宗尊親王を、崇め奉るさま、いはうやうもない。御殿の中の裝飾、様々の御設備の事など、出来得る限りを盡した事とて、善見城中の殊勝殿即ち帝釋天の宮殿の莊嚴もこのやうであらうかと思はれました。こんな風で、今年は暮れました。

明くる年は、建長五年なり。正月十三日、御門御かうぶりし給ふ。御年十一、御いみな久仁と申す。いとあてにおはしませど、あまりさうやかにて、又、御腰などのあやしく渡らせ給ふぞ口惜かりける。いわけなかりし御程は、なほいとあさましうおはしませけるを、閑院の内裏焼けるまざれより、うるはしく立たせ給ひたりければ、内の焼けたるあさましさは何ならず、この御腰のなほりたる喜びをのみぞ、上下思しける。

翌年は建長五年です。正月十三日に、後深草帝は御元服の儀式を擧げさせられる。御年は十一、御諱は久仁と申し上げる。誠に氣高いいらせられますが、からだがあまりお小さくて、それに又、御腰の具合などが妙でいらせられる事が誠に口惜しい事でした。御幼少の頃は、なほ一層おひどくていらしたたが、閑院の内裏が焼けたさわざの時から、御腰がしやんと御立ち遊ばしたので、内裏の焼けたあさましさなどは何でもなくて、この御腰の御癒り遊ばした事ばかりを、上も下も喜ばしい事に思はれたのでした。

院の上鳥羽殿におはします頃、神無月の十日頃、朝觀の行幸したまふ。世にあるかぎりの上達部、殿上人、つかうまつる。いろくの菊紅葉をこきまぜて、いみじう面白し。女院もおはしますせば、拜し奉り給ふを、太政大臣見奉り給ふに、よろこびの涙ぞ、人わろさほどなる。

(五)御對面の儀のある前に、まづ拜禮の式がある。
 (六)人前がわるい、氣まりがわるいの意。
 (七)大體の世につけてさへも結構で望ましい事であるのに。この場合の「大方の」は、他に何等の條件なく只それだけのといふ思想、「世」は場合とか、事態とかいふ思想。即ち、大臣として年たくる迄奉仕して斯ういふ行幸に違ふといふ事は、人の世に生を享けたものとして、それ自體だけで大體誠に結構な事だのにまして云々といふのである。「官位人臣を極めたさへ、普通の人が望んで足れりとする所であるのに」といふ解は、原文の表現に即して考へれば似て非なるものやうに思ふ。
 (八)天子を我が御子孫と見給ふの意で、その中に女院を我が子と見給ふの思想も含まれてゐるだらう。
 (九)最上無二の織物を身に着けたの意。
 (一〇)年長け給ひたれば。
 (一一)唐風の儀装をした船、即ち樂人の乗る龍頭鷓首の船をいふ。
 (一二)管絃の御遊を色々といふ。「さまざまの事ども」は「その他様々の事」でなくて、「さまざま御遊びの事ども」といふ筋の文と考へられる。
 (一三)さわぎの大層さ。この句は、「めでたくの、しりて歸らせたまふ」の全體を修飾語として承ける。
 (一四)「響」に應じた語で、つまりは

ためしなき我身よ、いかに、年たけて、かゝるみゆきに今日仕へつる。
 げに、大方の世につけてだに、めでたくあらまほしき事どもを、我が御末と見給ふ大臣の心地、いかばかりなりけむ。こし方も例なきまで、高麗唐土の錦綾をたち重ねたり。太政大臣ばかりぞ、ねび給へれば、裏表白き綾の下襲を着給へるしも、いとめでたくなまめかし。池にはうるはしくからのよそひしたる御船二艘漕ぎよせて、御遊さまんく(一)の事ども、めでたくの、しりて歸らせたまふ響のゆゝしさを、女院も御心ゆきてきこしめす。(二)

後嵯峨院様が鳥羽殿において遊ばす頃、十月の十日頃に、朝觀の行幸を行はせられる。朝廷に出で仕へてゐる限りの上達部や殿上人が、皆お供を申上げる。その装ひは、色々の菊の紅葉だのの色合がまざつてゐて、非常に面白い。女院もそこにいらせられるので、御拜の禮を遊ばされるのを、太政大臣實氏公がお見上げ申されるにつけて、嬉し涙がぼろ／＼とこぼれて、氣まりの悪いほどです。
 ためしなき……ほんとは、何といふ、例のなく幸福な我が身であらう、私は斯く老年に及ぶまで御仕へ申し上げて、今日かゝるおめでたい行幸に御奉仕申上げた事である。ほんとに如何にも、斯ういふ事は、大體唯それだけでも誠に結構で望ましく羨しい事であるのに、まして、女院や天子様を、我が御子孫として御見上げ申される大臣の心の内、まアどんなで御座んしたらう。人々は、これまでも例のない程に、高麗唐土の立派な錦綾の装束を着重れてゐる。太政大臣實氏公だけは、お年を召していらつしやるので、裏表白の綾の下襲を着ておいで遊ばすが、それが又どうも實に見事で御上品です。池には見事に唐風の儀装をした龍頭鷓首の御船二艘を漕ぎ寄せて、管絃の御遊様の事を、誠に結構にさわぎ立てて御歸り遊ばさ

「思召す」の意。

(一)建長二年十一月十一日の事であつた。
 (二)上位の、身分の高い。
 (三)御幸拜觀のための棧敷。棧敷は凡て物見のために臨時に構へ設けるものである。
 (四)格別入念に美々しく競争して造る事だらうの意。
 (五)物見車は路傍に立てない事、即ち車での拜觀は禁止されたのである。
 (六)女房の出入(か)の車。
 (七)賞さも又格別でといふ思想。
 (八)「なぎ」は竹柏で「柳」の字も書く、一位科、羅漢松屬の常緑喬木、熊野山に多く生えてゐるので、折つてかざしにさすなごの葉の風の長多さといつて、これから参拜する熊野の神威の畏さの意を現はしたのである。
 (九)御幸の行列、幽薄。
 (一〇)紀伊國東牟婁郡。新宮、那智を合せて熊野三社といふ。
 (一一)熊野川の河口にある。
 (一二)せぎの程に、即ち川瀬を遮り止める程の意。瀬を押し切つて流れて行く義にもいふ語だが、それは自動的の趣で、こゝには合はぬ。
 (一三)杉材で造つた船の義とも杉材を運ぶ船の義ともいふ。「わたすすぎ」と語路で用ひられた趣で、強ひて

その頃ほひ、熊野の御幸侍りしにも、よき上達部あまた仕うまつらせ給ふ。都出でさせ給ふ日、例の棧敷など、心ことにいどみかはすべし。車は立てぬ事なりしかど、大宮院ばかり、それも出車はなくて、只一輛にて見奉り給ひしこそ、やむごとなきも、面白く侍りけれ。辨の内侍、
 をりかざすなごの葉風のかしこさに、ひとりみちある小車のあと。
 御幸、熊野の本宮につかせ給ひて、それより新宮の川船に奉りて、さし渡すほど、川のおもて所せきまで續きたるも、御覽じなれぬさまなれば、院のうへ、
 熊野川、せぎりにわたす杉船の、へなみにそでの濡れにけるかな。
 その後も、又、程なく御幸ありしかば、女院も参り給ひけり。皆人しろしめしたらむ事、なか／＼にこそ。
 その頃に、後嵯峨院が熊野権現へ御幸が御座いましたが、その際にも、上位の上達部がどつきり御供を遊ばされた。都を御出發遊ばす日は、例の拜觀の棧敷など、格別に競ひ合ふ事です。物見車を立てるのは禁止でありましたが、大宮院の御車だけ、それも女房の出車はなくて、只一輛で拜觀遊ばされたのこそ、その賞さも、誠に面白う御座いました。辨の内侍の歌、
 をりかざす……折りがさすなごの葉の風のかしこさ——これから御参拜になる熊野の神威の畏れ多さに、物見車は御禁止になつて、只一つついてゐる小車の跡——只一輛の女院の御車の、誠に貴くも拜せられる事でありませう。

その何れとも決定すべき資料は、この歌自體からは得られぬと思ふ。
 (一四)船の軸に打掛ける波。
 (一五)建長七年三月八日の事。
 (一六)一々申上げては却て煩はしからうの意。

御座薄が熊野の本宮に御着き遊ばされて、それから新宮の川船に御乗せ申し上げて、川を渡す頃、川の面も狭い程一杯に船の横いたのも、御見なれ遊ばされぬ趣なので、院様は、熊野川……熊野川の川瀬を堰き止めるやうにして一杯に渡す杉船の、軸に打ちかゝる波で、軸がすっかり濡れて了つたなす。
 とお詠みになつた。その後にも、又、間もなく熊野へ御幸があつたので、その時は女院も御一緒に御いで遊ばしたのでした。皆さんお存知の事であらうしやませう、くどくど申上げますのも却つてネ。

第七 おりゐる雲

(一)夏が深くなり。時の推移をいうた語。
 (二)次に見えてゐるやうに、後深草帝は十四、女御は二十五だから、御年がふけて過ぎてゐるとの意。
 (三)十一月新嘗祭の翌日行はれる節會で、五節の舞其の他の催しがあつて願る花やかである。
 (四)禁中。
 (五)「うち添へていと」の語順に改めて見よ。女御入内の儀まで添つて一入の意。
 (六)當世風の義だが、こゝはそれに伴ふ「花々しい」「浮々するやうな陽氣さ」といふ感じを主としていうた趣である。
 (七)普通の雙取りの儀のやうに帝から女御へ和歌を遣されるのである。
 (八)「松」に「待」を掛けた綾。
 (九)帝が御幼少故の代筆。
 (一〇)紅の下に薄紅を重ねた薄様の紙。
 (一一)箔、金銀の箔。

(一)定め時刻になつたの意。

春過ぎ夏たけ、年さり年來れば、康元元年にもなりにけり。太政大臣の第二の御女（二）御にまゐり給ふ。女院の御はらからなれば、過ぐし給へる程なれど、かゝる例はあまた侍るべし。十一月十七日、豊明のころなれば、内わたり花やかなるに、いとどうちそへて、今めかしうめでたく、その日御消息を聞え給ふ。
 夕暮にまつぞひさしき、千歳まで變らぬいろの今日のためしを。
 關白か、せ給ひけり。紅（三）のにはひの薄（四）もなき、八重（五）に重ねたるを結びて、包（六）まれたり。
 春が過ぎ夏が開け、年が去り年が来ると、いよく康元元年にもなりました。太政大臣實氏の第二の御息女が女御として御入内遊ばされる。大宮院の御姉妹ですから、御年を召し過ぎた御年配ではありますが、斯ういふ例はいくらも御座います。十一月十七日、豊明の節會の頃ですから、禁中は花やかであるのに、更に又女御入内の事まで打添へて、一入花々しく結構な事で、その日、帝から新女御の方へ御便りを申上げ遊ばされる。
 夕暮に……千歳までも變らぬ松の色のやうに、めでたい今宵の入内を、誠に待遠しく思ふ。
 關白が代筆を遊ばされた。紅に薄紅を重ねた薄様の紙の金銀の箔も押さないのを、幾重も幾重も重ねたのを結んで、その上をまた紙で包まれてあります。
 時なりぬとて、人々まうのぼりあつまる。女御の君、裏濃（七）き蘇芳七、濃（八）きひとへ、蘇芳（九）

- (一) 表衣で、五衣(いつい)の色目、五衣は通例五枚であるが、こゝは七枚を重ねたのである。蘇芳は赤色の一種、即ち濃い赤色の裏をつけた重桂(じゅうけい)を七枚襲ったのである。
- (二) 濃い紅の單、五衣の下に着るのである。
- (三) 表衣、五衣の上に着る。
- (四) 女官正装の時、表衣の上に着る丈の短い袖の狭い衣。
- (五) 濃紅色の袴。
- (六) 女御の母貞子。
- (七) 表裏共に紅の五衣を八つ襲ったのである。
- (八) 牛車の定員は四人なので特に二人というたのである。
- (九) 附添の童女。
- (一〇) 下女。
- (一一) はしたものの略で、下仕よりは上で、中位の身分の女房。
- (一二) 雑役に服する女。
- (一三) 便器を洗ふ下賤の女。
- (一四) この女御を後嵯峨上皇の御猶子にさへなされた。
- (一五) 大切にかしづかれ。
- (一六) 藤原公實の女、白河院の御猶子として、鳥羽帝の時立后。
- (一七) 自分の推量ではさう思はれたの意。
- (一八) 主上の御使として女御方へ参つての意。
- (一九) いよ／＼御入内といふ時になつての意。

のうはぎ、赤色の唐衣、濃き袴奉れり。准后そひて参り給ふ。皆紅の八、萌黄のうはぎ、あか色の唐衣着たまふ。出車十輛、皆二人づつ乗るべし。一の車、左に一條殿、右に二條殿、その次々、くだくしければ止めつ。御童、下仕、御はした、御雑仕、御樋洗など言ふものまで、かたちよきを選びとりのへられたる、いみじう見所あるべし。御兄の殿ばら、右大臣、内大臣まゐりたまふ。かぎりなくよそほしげなり。院の御子にさへしたてまつらせ給へれば、いよ／＼いつかれ給ふさま、言はむ方なし。待賢門院の、白河院の御子とて、鳥羽の院にまゐり給へりし例にやとぞ、心あてにはおぼえ侍りし。院のひとつ御腹の姫君、この頃、皇后宮とて、その御方の内侍ぞ御使に参る。まうのぼり給ふ程も、女御は、いと恥しく、似げなき事に思したれば、とみにはえ動かれ給はぬを、人々そゝのかし申し給ふ。御太刀一條殿、御几帳按察使殿、御火取中納言持たれたり。上は十四になり給ふに、女御は二十五にぞおはしける。御門きびはなる御程を、なか／＼あなづらはしき方に思ひなし聞え給ひぬべかりつるに、いとされて、つゝましげならず聞えかゝり給ふを、准后は、うつくしと見奉らせ給ふ。御衾は、紅のうち八四方なるに、上にはうはぎの組あり、絲の色など、清らにめでたし。例の事なれば、准后たてまつりたまふ。太政大臣も、三日がほどは候ひ給ふ。上達部に勸盃あり。

- (一) 女御はとみにはえ動かせ給はぬが文の本筋。
- (二) 帝と御年輪が違ひすぎて、不似合ひとお思ひ遊ばすので。
- (三) 念にはお立ちになれないの意。
- (四) 蓋に柱を立て、帷をかけて、座側におくもの。
- (五) 香をたく薫爐。
- (六) 御幼少なる御年配を。
- (七) 却て。習慣的に使はれた副詞で、思想的に嚴密にいへば、「あなづらはしき」云々の句を隔てて、「いとざられて」に掛るものと見るべきであらう。
- (八) まだお坊ちやんでいらせられるからといふやうに幾らか馬鹿にするやうな氣におなり遊ばすべき場合だつたかの意。
- (九) 戯れて。
- (一〇) 愛らしい。
- (一一) 打つて光澤を出した紅のきぬ。
- (一二) 八幅四方の意か。
- (一三) 夜具の上端には。
- (一四) 組紐で、衾の上をさし縫つて飾したもの。
- (一五) 御衾を覆ひ奉つたのをいふ。
- (一六) 酒をすゝめる事、酒宴。

刻限が来たといふので、人々が宮中へ参集する。女御の君は、裏の濃い蘇芳を七つ襲れ、濃い色の單衣を下に着、蘇芳の表衣で、赤色の唐衣、濃い色の袴をお召し遊ばされた。准后が附添つて御入内あらせられる。この方は、すつかり紅の五衣を八つ襲れ、萌黄の表衣、赤色の唐衣を御召しになる。女房の出衣の車十輛、皆一輛に二人づつ乗るのでせう。第一の車には、左に一條殿、右に二條殿、第二の車の左に按察の君、右に中納言の君、第三の車の左に民部卿殿、右に別當殿、それから次々と、くだくしから止めます。御童、下仕、御はした、御雑仕、御樋洗など言ふものまで、容姿のよいのを選んで御揃へになつてゐる、それは大層見ばえのある事です。御兄の殿方、右大臣公相、内大臣公基が御参内になる。限りなく美々しい御様子です。この女御は、後嵯峨院の御猶子にさへ遊ばしましたので、益々大切にかしづかれ遊ばす様、申上げやうもない。待賢門院が、白河院の御猶子として、鳥羽院の女御に御上り遊ばした例に依つたものと、當推量には考へられた事でした。後嵯峨院の御同腹の姫君で、この頃皇后宮と申していらしやる、その御方にお仕へしてゐる内侍が御使に参る。いよ／＼御入内あらせられる頃も、女御は、誠に恥かしく、似合はしからぬ事とお思ひ遊ばしていらしやるので、仲々一寸はよう御動きになられぬのを、人々がおせき立て申上げる。御太刀は一條殿、御几帳は按察使殿、御香爐は中納言が持たれた。主上は十四におなりなされるのに、女御は二十五でいらした。天子様の御幼少な御年配の程を、女御は御軽くお見上げ申すやうな御氣分であらせられる譯でしたのに、どうして却て主上の方から、大層戯れて、恥し氣もなく御話し掛け遊ばすのを、准后は、御可愛らしいと御見上げ遊ばされる。御夜具は、紅の打ぎぬの八幅の、上には組紐の縫ひの飾りがあつて、絲の色など、清らかで見事です。定例の事なので、准后が衾をお掛け遊ばされる。太政大臣も、三日の間は宮中に伺候して御いで遊ばされる。上達部に御賜宴がありました。

二十三日、また御消息まゐる。御使頭中將通世、こたみも殿かゝせ給ふめり。このころ殿と聞ゆるは、太政大臣のおとと、岡屋殿の御弟ぞかし。後には稱念院と申しけ

(一)此の度。
(二)次の系圖の通り。

基通—家實—兼平(兼平)

(四)禁中に千代の契をこめる氣色は、さし昇る朝日の影にもまさくと見えてゐるといふ意。

(五)明かな、顯著な。

(六)禁中の意を兼ねた語。

(七)女御の父上實氏公。御父上として女御に代つて誅まれたのである。

(八)禁中の末久しかるべき契は、あらはれそめる朝日の光に依つても知られるといふ意。

(九)女の装束一具。

(一〇)小桂の上に着るもので、小桂のやうでおくみのない女服。童装束にも同名のものがあるが、それは細長の袍といつておくみがある。

(一一)藤として授けられる。

(一)露顯(あきま)として婚禮の三日目に行はれる披露の儀だらう。
(二)並々ならぬ人、お歴々の人。
(三)三夜の餅とて、露顯の日に餅を奉る使。
(四)御寢室。
(五)悦びの意。

(六)表紅梅に、薄紅梅を重ねるもの。
(七)紫色の淺いもの。
(八)装束の下に着る廣袖の服。
(九)腰差、絹の巻いたもの。腰に差して退出するからの稱。
(一〇)人々の身分階級。
(一一)差別。

(一)正嘉元年正月二十九日の事。
(二)いつの間にか。早くもといふ思想。
(三)攝政關白でない人をいふ。
(四)天子の母、大宮院を指す。
(五)御榮華の意の語だが、こゝは御幸運といふ思想。
(六)大將の時にも、左近衛の大將、右近衛の大將として並んでいらせられた。
(七)その例がないといふ意。
(八)實氏公御自身は。
(九)當時近衛左右の大將たりし二人の子供を引連れて。
(一〇)五月中、禁中で最勝王經を講ずる儀式。
(一一)たしかさうでしたと云ふやうに疑義をまじへて婉曲にいうた語。
(一二)宮中に乗り込みなされた御威勢の立派さ。

り。御手勝れてめでたく書かせ給ひしよ。鷹司殿の御家のはじめなるべし。
朝日かげ、今日よりしるき雲の上の空にぞ千世のいろも見えける。
御かへし、太政大臣きこえ給ふ。
朝日かげあらはれそむる雲の上に、ゆくするとほき契をぞしる。
女の装束、細長をへてかづけ給ふ。
二十三日に、再び主上から女御へ御手紙がまゐる。その御使は頭中將通世で、今度も殿が御代筆遊ばす風です。この頃殿と申上げるのは、太政大臣兼平公で、岡屋殿兼經公の弟御です。この方は後には稱念院と申しました。御手を大層御見事にお書きでしたよ。この兼平公が鷹司家の御先祖でいらしやいませう。天子様からの御歌は、
朝日かげ……今日から始めて、千世の契を結ぶべきけしきの明かな雲の上の空——禁中の空の上さしほる朝日の影にも、千世の姿が明かに見えてゐる事だ。
御返歌、太政大臣實氏公が申上げられる。
朝日かげ……朝日の影のどかにあらはれ初める雲の上——禁中の空の光に依つて、行末遙かな契の程が知られます。
女の装束に、細長を添へて、引出物に遊ばされる。
今日をはじめ、内の上、女御の御方に渡されたまふ。御供に、關白殿、右大臣公、内大臣公、四條大納言、權大納言、良教、通成、左大將基平など、おしなべたらぬ人々参り給ふ。もちひの使、頭中將隆顯つかうまつる。太政大臣夜の殿よりとり入れ給ふ。御心の中のいはひ、いかにかりかとおしはからる。人々の藤、紅梅のにはひ、萌黄のう

はき、葡萄染の唐衣、桂、細長、こしざしなど、品々に随ひてけちめあるべし。
今日始めて、天子様は、女御の御方へ御いで遊ばされる。その御供に、關白兼平殿、右大臣公相、内大臣公基、四條大納言隆親、權大納言實相、それから良教、通成、左大將基平など、一通りでない方々が参られます。三夜の餅のお使は、頭中將隆顯が致します。太政大臣實氏公が御寢室から御取入れ遊ばされる。その御心の中の悦は、どれほどかと推量せられる。人々への下され物は、紅梅のにはひ、萌黄の上衣、葡萄染の唐衣、桂、細長、こしざしなど、その身分自分に應じて差別がある事でせう。
かくて今年は暮れぬ。正月いつしか後に立ち給ふ。たゞ人の御女の、かく后、國母にて立ちつゞき候ひ給へる、例まれにやあらむ。大臣の御榮なめり。御子二人大臣にておはす。公相、公基とて、大將にも、左右に並びておはせしぞかし。これも例いとあまたは聞えぬ事なるべし。我が御身太政大臣にて、二人の大將を引き具して、最勝講なりしかとよ、参り給へりし御いきほひのめでたさは、珍らかなる程にぞ侍りし。后、國母の御親、御門の御祖父にて、誠にそのうつはものに足りぬと見え給へり。昔、後鳥羽院に候ひし下野の君は、さる世の古き人にて、大臣に聞えける。
藤波のかけさしならぶ三笠山、ひとに越えたる木するとぞみる。
かへし、おとよ、
思ひやれ、三笠の山の藤の花、さきならべつゝ見つるころを。

(一三)物珍らしい程でありましたの意。
 (一四)後深草帝は實氏の女大宮院の御腹だから、帝の御祖父に當るのである。
 (一五)その器量として十分である。
 (一六)和歌作者部類に「信濃、日吉福宜元仲女、號後鳥羽院下野」とある。
 (一七)そのやうな世、即ち後鳥羽院に仕へた程の昔の人での意。
 (一八)「聞えける歌」の略と見るべき語法だらう。
 (一九)歌の表面の意は、波のやうな藤の花のすうと並ぶ三笠山の、その木梢は見事に他に優れてゐるものと見るの意で、「三笠山」は近衛大中少將の異名。又「梢」に「子」を掛けてゐる。
 (二〇)歌の表面の意は、三笠山の藤の花の美しく咲くのを並べて見る心の中を思ひやつて下さいの意。

かゝる御家のさかえを、みづからもやむことなしと思し續けて、よみ給ひける、はるさめは四方の草木をわかねども、繁き恵はわが身なりけり。
 かうして今年に暮れました。正月いつか早くも女御公子は皇后に御立ち遊ばされる。攝關でもない人の御息女が、こんなに、皇后や、國母として引きつゞきお立ち遊ばされる事は、例も稀な事でありませうか。太政大臣實氏公の御幸運と申すものでせう。御子様が二人大臣でいらせられる。右大臣公相、内大臣公基というて、この二人は、大將の時にも、左と右に並んでいらしたのでしたよ。これも例はあまり多くはない事でありませう。御自身は太政大臣で、二人の御子の大將を引連れ、最勝講の時でしたか、御参内遊ばされた時の御威勢の美々しさは、如何にも珍らしい程の事でした。皇后、國母の御親、天皇の御祖父で、その御器量として不足ないと思へていらせられる。昔、後鳥羽院にお仕へした下野の君は、さうした昔からの高輪の人で、實氏公に申上げたのでした。
 藤波の……兄弟並んで左右の近衛大將になる程の、人に優れた子を持たれた親心は、さぞ御満足でいらせられませう。
 返歌、實氏公、
 思ひやれ……斯く二人の子の、近衛大將として並び立つてゐるのを見る我が心の嬉しさをお察し下さい。
 かうした御家の榮華を、實氏公自身も、貴く有難い事と思ひ續け遊ばして、およみ遊ばした歌、はるさめは……春雨は、四方の草木に差別なくそぐやうに、皇恩は天下萬民にお變りなく下るのであるが、わけても深い御恩を蒙る者は、この我が身であるわい。
 正嘉元年の春の頃より、承明門院御惱おもらせ給へば、院もいみじう驚かせ給ひて、御修法なにかと聞えつれど、遂に七月五日、御年八十七にてかくれさせ給ひぬ。ことわ

(三)御尤もな御年配、八十七といふ御高齡で御年に不足はないの意。
 (四)一般に、昔の佛を殘す古い御方であるからと解かれてゐるが、三神山の卷にある通り、後嵯峨院はもとこの承明門院の御許で遷促して居られたのであるから、この御祖母上を拜してはその昔を御偲び遊ばすといふ意だらうと思ふ。
 (五)御介抱申上げの意。
 (六)その甲斐なく崩御あつての意。
 (七)後嵯峨院が指圖して營まれる。
 (八)承明門院の御身の上。
 (九)春宮坊。
 (一〇)「世の中めでたく」と續けても通ずるが「めでたく十心のどかに思さるべし」といふ筋で、「めでたく」は下を主として、上にも渉る趣と考へられる。
 (一一)紀州高野山金剛峰寺。
 (一二)世人の營み爲す事。そのために世間で何やかやと大ききわざをしてやるといふ思想。
 (一三)牛車の牛飼や馬の口取。
 (一四)雑使驅役の者。
 (一五)召使の子供。
 (一六)身長容貌。
 (一七)不完全な者は無く、よく整つたものばかり。
 (一八)工夫のつくだけ工夫した。
 (一九)一々は。
 (二〇)金銀を延べ打つて飾りとす

りの御年の程なれど、昔の御名残と、哀にいとほしう、いたづき奉らせ給ひつるに、あへなくて、御法事など、ねむころにおきてのたまはする、いとめでたき御身なりかし。明くる年八月七日、二の御子の御坊に居たまひぬ。御年十なり。よろづ定まりぬる世の中、めでたく、心のどかに思さるべし。
 正嘉元年の春の頃から、承明門院は、御病氣が重くおなり遊ばされたので、後嵯峨院も、大層御驚き遊ばされて、御修法や何や彼と色々御座いました。とうとう七月五日、御年八十七でかくれ遊ばされました。御不足のない御年配ではあるが、昔の佛を忍びまゐらせる御方として、哀においとしく、厚く御介抱申上げ遊ばされたのに、その甲斐もなく御かくれになつて、御法事など、誠に鄭重に御指圖遊ばされる、それは誠にどうも結構な御身の上で御座います。翌年八月七日に、第二の皇子が皇太子にお立ち遊ばされた。御年十です。何も彼もすつかり定まりきつた世の中、誠に喜ばしく、のびくと御心安らかに後嵯峨院はお思ひ遊ばす事です。
 その又の年、正嘉三年三月二十日なりしにや、高野御幸こそ、又來し方行く末も、例あらじと見ゆるまで、世のいとなみ、天の下のさわざには侍りしか。關白殿、左右大臣、内大臣、左右の大將、檢非違使の別當をはじめ、残るはすくなし。馬、鞍、隨身、舎人、雑色、童の髪かたち、文妾まで、かたはなる無くえり整へ、心を盡したるよそほひども、數々は筆にも及び難し。かゝる色もありけりと、珍しく驚かるゝ程になむ。しるがねこがねを延べ、二三重の織物、縫物、唐倭の綾錦、紅梅の直衣、櫻の唐の綺の紋、裾濃、浮線綾、いろくさまなりしうへのきぬ、狩衣、思ひくゝの衣を出せ

(一) 紋織物の上に縫なしたのが二重の織物、その上に更に刺繍などの飾をしたのが三重の織物。
 (二) 白の地に色々の糸で紋を織り出した薄い唐の綾へ蘇芳の裏をつけたもの。
 (三) 同じ色で下部を濃く染めたもの。
 (四) 紋の糸を浮かせて織つたもの。
 (五) 秋の女神の染める紅葉。
 (六) 紋や色について互に相談する。
 (七) あ、でもないかうでもない染料の思案に餘つての意。
 (八) 紺色で、濃く薄く斑に染めた物。
 (九) それは元來あまり上品なものでないが而もそれすらも。
 (一〇) 都の内を拜しても御立派だのに、まして田舎の事であるからなほ一層光を添へての意。一に「事がらは」とある、それに従へば、事の御様子はその意で、その以下の文章は、「さうした人々の装ひの光輝に更に一段の光を添へて」の意となる。

(一) 然るべく。顯定を大將にしても差支ないやうに。
 (二) 任官の儀式。

り。いかなる立田姫の錦も、かゝる類はありがたくこそ見え侍りけれ。かたみに語らふ人はあらざりけめど、同じ紋も色も侍らざりけるぞ不思議なる。あまりに染め盡して、なにがしの中將とかや、紺村濃の指貫をさへぞ着たりける。それしも珍らかにて、賤しくも見え侍らざりけるとかや。院の御さまかたち、所がらはいとゞ光を添へて、めでたく見え給ふ。

その翌年、正嘉三年三月廿日でしたか、後嵯峨院の高野山への御幸こそ、これは又、今までもこれから後も、例がなからうと思はれる程、世の中の大事事、天下の騒ぎでありました。關白兼平公、左右の大臣の公相と公基、内大臣の實雄、左右の大將の基平と公親、檢非違使の別當隆行を始めとして、残る人は少い。馬、鞍、隨身、舍人、雑色、童等の髪のお好から、脊丈容貌まで、見苦しいものなく運び揃へ、色々と心を盡した装ひ、一々は筆にも及び難い。こんな色もあるのだなアと、珍しく驚かれる程でした。銀や金を延べて飾りとし、二重三重の織物、縫取物、支那日本の綾や錦、紅梅の直衣、櫻の唐の綺の紋、襦袢染め、浮線綾、色々様々だった袍や狩衣、思ひ／＼の衣を乗物の外に出してゐる。いかな立田姫の織りなす紅葉の錦も、これ程美しい類は仲々得がたい事だらうと見えまして。お互に相談し合ふ人はありませんでしたらうが、同じ紋も同じ染色もありませんでしたのは實に不思議です。あんまり色々染色を工夫し盡くして、何某の中將とかいふ方は、紺村濃の指貫をさへ着けてゐた。所がされさへ如何にも珍らしい感じで、下品にも見えませんでしたと申します。後嵯峨院の御容姿、これは又場所が場所だけに、一段と光輝を添へて、誠に御見事にお見え遊ばされる。

後土御門の内大臣定通の御子の顯定の大納言、大將のぞみ給ひしを、院もさりぬべく仰せられければ、除日の夜、殿の内の者共も心づかひして侍るを、心もとなく思ひ合へる

(三) 顯定邸の人々。
 (四) その用意をして居つたののの意。
 (五) 待遠しく思つたのに反して。この句「引きたがへて」までを一讀きとし、「には」に反すの「に」と見てよからう。
 (六) 反對して、その豫想と違つての意。
 (七) 前にお話し申した。
 (八) たしかさうでしたらうと疑を挿んでいうた趣。
 (九) 大將になり給ひしかば。
 (一〇) 建長七年四月十三日出家。

(一一) さういふ事でも世を思ひ切つて出家して寂しい庵室にあるとは誠にはかい次第だと思ひになつたといふ思想。「張合がない」といふ辭書的解は、にはびつたりと来ない。
 (一二) おはしけるその顯定の意で、この「が」は主格と見てよからう。

(一三) 引拂ひ、取片附けて。
 (一四) 山城葛野郡にある。
 (一五) 今更我に見られまいとして逃げたのだナの意。「見え」は「見られ」の意で、つまりは對面の義。
 (一六) 辛き心、情の剛い心。

(一) たゞもうこのやうに。「のみ」は

に引きたがへて、先に聞えつる公基の大臣にておはせしやらむ、ななりたまへりしかば、うらみに堪へず、頭おろして、この高野に籠り居給へるを、いとほしくあへなしと思されければ、今日の御幸のついでに、かの室を尋ねさせたまひて、御對面あるべく仰せられ遣したるに、昨日までおはしけるが、夜の間に、かの庵をかきはらひ、跡もなくしなして、いと清げに、白き砂子ばかりを、殊更に散したりと見えて、人もなし。我が身は、桂の葉室の山莊へ逃げ上り給ひにけり。その由奏すれば、「今更に見えじとなり。」

いとからい心かな」とぞのたまはせける。
 後土御門の内大臣公通の御子の顯定の大納言は、大將に任ぜられん事をお望みになつたが、それを後嵯峨院も然るべき事のやうに仰せられたので、任官式の夜、顯定の家族家人たちもその心用意をして居りましたが、互にどうか／＼と待遠しく思ひ合つてゐたのに反して、全く豫想を裏切つて、先に申上げた公基の大臣でいらしたか、大將におなり遊ばしたので、顯定は恨めしくて堪はず、剃髪して、この高野山に籠つておいでになつたのを、後嵯峨院は、誠に不便に、はかない事だと思ひ遊ばしたので、今日の御幸の序手に、かの顯定のある庵室をお尋ねになつて、御對面あるべき旨を仰せ遣はされた所が、昨日までそこにいらしたのが、夜の内に、彼の庵を引拂つて、跡方もなくすつかり片づけて、如何にもきれいに、白い砂だけを、殊更に撒き散らしたといふ趣で、一人一人あない。顯定自身は、桂の葉室の山莊へ逃げ登られたのでした。その旨を奏上すると、後嵯峨院は、「今更再びおれに逢ふまいといふのだナ。随分情のこはい心だナア」と仰せられた。

かくのみ所々に御幸しげう、御心ゆく事ひまなくて、いさゝかも思し結ばるゝ事もな